

平成21年第1回

香美市議会定例会会議録

平成21年 3月 4日 開 会
平成21年 3月18日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 1 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 1 年 3 月 4 日 水曜日

平成21年第1回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成21年3月4日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月4日水曜日（会期第1日） 午前 9時05分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	山本芳男
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	石川彰宏
12番	久保信彦	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 楨 夫	商工観光課長	高橋 千 恵
副市長	石川 晴 雄	建設都計課長	中井 潤
収入役	明石 猛	下水道課長	佐々木 寿 幸
庁舎建設担当参事	前田 哲 雄	環境課長	横谷 勝 正
総務課長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	田中 育 夫
企画課長兼土地開発公社事務局長	濱田 賢 二	健康づくり推進課長	片岡 芳 恵
財政課長	後藤 博 明	地籍調査課長	田島 基 宏
住宅新築資金担当参事	奥宮 政 水	林政課長	岡本 博 臣
収納管理課長	阿部 政 敏	《香北支所》	
防災対策課長	吉村 泰 典	支所長兼事務管理課長	二宮 明 男
住民課長	山崎 綾 子	業務管理課長	竹内 敬
保険課長	岡本 明 弘	《物部支所》	
税務課長	高橋 功	支所長兼参事兼事務管理課長	萩野 泰 三
福祉事務所長	小松 美 公	業務管理課長	西村 博 之

農政課長兼農業委員会事務局長 宮 地 和 彦

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広

教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 九 内 一 秀

学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 細 木 陽 子

市長提出議案の題目

議案第 1 号 平成 2 1 年度香美市一般会計予算

議案第 2 号 平成 2 1 年度香美市簡易水道事業特別会計予算

議案第 3 号 平成 2 1 年度香美市公共下水道事業特別会計予算

議案第 4 号 平成 2 1 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

議案第 5 号 平成 2 1 年度香美市農業集落排水事業特別会計予算

議案第 6 号 平成 2 1 年度香美市老人保健特別会計予算

議案第 7 号 平成 2 1 年度香美市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）

議案第 8 号 平成 2 1 年度香美市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）

議案第 9 号 平成 2 1 年度香美市介護保険特別会計予算（介護サービス事業勘定）

議案第 1 0 号 平成 2 1 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 1 1 号 平成 2 1 年度香美市水道事業会計予算

議案第 1 2 号 平成 2 1 年度香美市工業用水道事業会計予算

議案第 1 3 号 平成 2 0 年度香美市一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 1 4 号 平成 2 0 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 1 5 号 平成 2 0 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 1 6 号 平成 2 0 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 1 7 号 平成 2 0 年度香美市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 1 8 号 平成 2 0 年度香美市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）（事業勘定）

議案第 1 9 号 平成 2 0 年度香美市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）（保険事業勘定）

議案第 2 0 号 平成 2 0 年度香美市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）（サービス事業勘定）

- 議案第 2 1 号 平成 2 0 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 2 2 号 平成 2 0 年度香美市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 2 3 号 香美市課等設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 4 号 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 5 号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 6 号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 8 号 香美市社会体育基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 9 号 香美市地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 0 号 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 1 号 香美市立ふれあい交流センター使用条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 2 号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 3 号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 4 号 香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 5 号 香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 6 号 香美市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 議案第 3 7 号 香美市香北の自然公園の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 3 8 号 香美市水道審議会条例の制定について
- 議案第 3 9 号 香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 4 0 号 三谷地区集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 4 1 号 平山木工所の指定管理者の指定について
- 議案第 4 2 号 香北健康センターセレネの指定管理者の指定について
- 議案第 4 3 号 香美市交流促進施設の指定管理者の指定について
- 議案第 4 4 号 香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について
- 議案第 4 5 号 香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について
- 議案第 4 6 号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について
- 議案第 4 7 号 香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 4 8 号 香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 4 9 号 香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 5 0 号 香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について

- 議案第 5 1 号 香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 5 2 号 香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 5 3 号 香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 5 4 号 香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について
- 議案第 5 5 号 香美市立やなせたかし記念館アンパンマンミュージアムの指定管理者の指定について
- 議案第 5 6 号 香美市立やなせたかし記念館詩とメルヘン絵本館の指定管理者の指定について
- 議案第 5 7 号 南国市と香美市との境界変更について
- 議案第 5 8 号 香美市土地開発公社定款の一部改正について
- 議案第 5 9 号 債権の放棄について
- 議案第 6 0 号 市道の路線の変更について
- 同意第 1 号 香美市教育委員会委員の任命に伴い議会の同意を求めることについて
- 同意第 2 号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて
- 同意第 3 号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて

議員提出議案の題目

- 請願等第 1 号 市道大平大法寺線の改良工事について

議事日程

平成 2 1 年第 1 回香美市議会定例会議事日程

(会期第 1 日目 日程第 1 号)

平成 2 1 年 3 月 4 日 (水) 午前 9 時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

1. 議長の報告
2. 行財政改革推進特別委員会委員長の報告
3. まちづくり推進特別委員会委員長の報告
4. 教育厚生常任委員会委員長の報告
5. 市長の報告

(1) 専決処分事項の報告について

報告第 1 号 専決処分事項の報告について

学校給食費滞納整理における訴えの提起について

報告第 2 号 専決処分事項の報告について

香美市立(仮称) A 保育園建設工事(建築主体工事)に係

る請負変更契約の締結について

報告第3号 専決処分事項の報告について
市営住宅の明渡し及び住宅使用料の請求に係る訴えの提起
について

報告第4号 専決処分事項の報告について
学校給食費滞納整理における訴えの提起について

報告第5号 専決処分事項の報告について
住宅新築資金等貸付事業に係る調停に代わる決定について

報告第6号 専決処分事項の報告について
損害賠償の額の決定及び和解について

報告第7号 専決処分事項の報告について
平成20年度市営黒土2号団地Cブロック建設工事（建築
主体工事）に係る請負変更契約の締結について

(2) 地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく報告について

①香美市土地開発公社 平成20年度補正予算及び変更事業計画並びに
変更資金計画

②香美市土地開発公社 平成21年度事業計画及び会計予算

③財団法人香美市開発公社 平成21年度事業計画及び収入支出予算

(3) 行政の報告並びに提案理由の説明

日程第4 議案第1号 平成21年度香美市一般会計予算

日程第5 議案第2号 平成21年度香美市簡易水道事業特別会計予算

日程第6 議案第3号 平成21年度香美市公共下水道事業特別会計予算

日程第7 議案第4号 平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予
算

日程第8 議案第5号 平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計予算

日程第9 議案第6号 平成21年度香美市老人保健特別会計予算

日程第10 議案第7号 平成21年度香美市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）

日程第11 議案第8号 平成21年度香美市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）

日程第12 議案第9号 平成21年度香美市介護保険特別会計予算（介護サービス事
業勘定）

日程第13 議案第10号 平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計予算

日程第14 議案第11号 平成21年度香美市水道事業会計予算

日程第15 議案第12号 平成21年度香美市工業用水道事業会計予算

日程第16 議案第13号 平成20年度香美市一般会計補正予算（第5号）

日程第17 議案第14号 平成20年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3
号）

- 日程第18 議案第15号 平成20年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第16号 平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第17号 平成20年度香美市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第18号 平成20年度香美市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（事業勘定）
- 日程第22 議案第19号 平成20年度香美市介護保険特別会計補正予算（第3号）（保険事業勘定）
- 日程第23 議案第20号 平成20年度香美市介護保険特別会計補正予算（第2号）（サービス事業勘定）
- 日程第24 議案第21号 平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第22号 平成20年度香美市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第23号 香美市課等設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第24号 香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第25号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第26号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第28号 香美市社会体育基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第29号 香美市地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第30号 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第31号 香美市立ふれあい交流センター使用条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第32号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第33号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第34号 香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議案第35号 香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議案第36号 香美市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について

- 日程第39 議案第37号 香美市香北の自然公園の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第40 議案第38号 香美市水道審議会条例の制定について
- 日程第41 議案第39号 香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例の制定について
- 日程第42 議案第40号 三谷地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第41号 平山木工所の指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第42号 香北健康センターセレネの指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第43号 香美市交流促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第44号 香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について
- 日程第47 議案第45号 香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について
- 日程第48 議案第46号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第49 議案第47号 香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第50 議案第48号 香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第51 議案第49号 香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第52 議案第50号 香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第53 議案第51号 香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第54 議案第52号 香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第55 議案第53号 香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第56 議案第54号 香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について
- 日程第57 議案第55号 香美市立やなせたかし記念館アンパンマンミュージアムの指定管理者の指定について
- 日程第58 議案第56号 香美市立やなせたかし記念館詩とメルヘン絵本館の指定管理者の指定について
- 日程第59 議案第57号 南国市と香美市との境界変更について
- 日程第60 議案第58号 香美市土地開発公社定款の一部改正について
- 日程第61 議案第59号 債権の放棄について
- 日程第62 議案第60号 市道の路線の変更について
- 日程第63 同意第1号 香美市教育委員会委員の任命に伴い議会の同意を求めることについて
- 日程第64 同意第2号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて
- 日程第65 同意第3号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて

日程第66 請願等第 1号 市道大平大法寺線の改良工事について

会議録署名議員

3番、山崎龍太郎君、4番、大岸眞弓君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時05分)

○議長（中澤愛水君） ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから平成21年第1回香美市議会定例会を開会をします。

これから日程に入りますが、その前に平成21年第1回香美市議会定例会開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

季節の移ろいの中で冬も去り、万物躍動の春を迎えました。平成21年第1回香美市定例会を開会するに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本市も合併後いよいよ4年目を迎え、重要な議会であります。香美市建設の基礎固めのため堅実に市政運営が進められておりますが、幾つかの課題も見えてまいりました。議会におきましても、住民の代表として重い職責にかんがみ、議会活動の中で議論を尽くし、議会の位置づけと責務、議会活動を通じて地方自治の充実と住民福祉の向上につき説明責任を果たしていかなければなりません。

本議会には、報告案件7件、議案第1号から議案第26号までと議案第28号から議案第60号までの59議案、同意案件3件、請願1件並びに追加議案が予定をされております。それぞれ慎重な審議の上、適切妥当な決定がなされますようお願いをいたしまして、開会のあいさつといたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて3番、山崎龍太郎君、4番、大岸眞弓君の両君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件については、2月27日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、山本芳男君。

○議会運営委員長（山本芳男君） 18番、山本でございます。

おはようございます。本日招集されました平成21年第1回香美市議会定例会の運営につきまして、去る2月27日並びに本日開催しました議会運営委員会の協議の結果を報告します。

まず、会期につきましては、19日に高知工科大学卒業式、学位授与式のため、お手元にお配りしました会議及び会議審査の予定表のとおり、本日から3月18日までの15日間としました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げでの審議及び閉会と、会期の延長を必要とする場合については、従来どおり議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日は、本定例会に付議された提出議案の提案理由までとします。提出議案の中で執行部より議案第27号については、国会の議決未了により審議に付することができないため、同意第4号については、選任承諾が得られなかったため取り下げとの申し出があり、そのように決定しました。また、議案第13号につきましては、定額給付金及び子育て応援特別手当事務費等の早期執行、代替バス路

線変更によるバス停等の早期整備、財団法人香美市開発公社用地の年度内取得などの予算執行の都合により、議案第29号につきましては、運賃と路線を改正するため住民への周知期間を確保する必要があるとあり、議案第57号につきましては、県に境界変更の申請をする際に会議録の抄本が早急に必要のため、本日委員会付託を省略し審議に付し、本会議方式により採決します。

会期2日目、5日から会期6日目、9日までは、休日並びに議案精査のため休会としました。

会期7日目、10日から会期9日目、12日までの3日間は、一般質問を予定しております。また、会期9日目の12日は、一般質問終了後に議案質疑及び委員会付託を行った後、連合審査会を行います。理由として、会期第10日目の13日には市内の中学校の卒業式が予定されていまして、午前中は会議が開催できず午後2時の開会となりますので、できるだけ全日程の会議を繰り上げて実施する必要がありますとあり、お手元の会期及び会議審査の予定表に記載の日程で行う必要があります。会議を繰り上げて実施しなければならない理由は、3月議会は当初予算が上程されており、これに関する連合審査会及び各常任委員会に相当の時間を要することが過去の実績からも類推されることから、できるだけ会議の前倒しをして12日中に議案質疑を終結し連合審査会に取りかかっておき、（審査が）残った場合は13日に審議し終結する必要があると考えております。

会期10日目の13日金曜日は、ただいま述べましたように連合審査会の後、各議案等は委員会付託ということになります。

会期11日目から12日目までの2日間は、休日並びに議案審査のため休会といたしました。

会期13日目の16日月曜日は各常任委員会としておりますが、会議が順調に進んだ場合の常任委員会の開催については、各常任委員長の議案審査整理期間を考慮し13日に会議を繰り上げて行うなど、委員の皆様のご協力をよろしくお願いをいたします。

会期14日目は、議案審査整理のため休会となります。

会期15日目の最終日18日は、各常任委員会の付託案件の審査報告と採決並びに追加案件がありますので、同意第1号などの人事案件とともに委員会を省略して本会議方式で審議、採決を行います。追加案件ですが、執行部から専決処分の報告2件、児童クラブ設置関係の条例案1件、同意案1件と、あわせて議員から提出の意見書5件が提案される予定です。

次に、一般質問の通告は、会期2日目、5日の木曜日午前10時までに提出をお願いをいたします。一般質問の通告内容であります。質問の趣旨が十分にわかるように具体的に記入の上、提出をお願いをいたします。

次に、議会運営委員会で協議したその他の件についてご報告をいたします。

1点目は、本日、本会議終了後、庁舎建設特別委員会、議員協議会を開催することになりましたのでご報告をいたします。

2点目に、請願等第1号、市道大平大法寺線の改良工事についての取り扱いについては、産業建設常任委員会に付託することにしました。

3点目として、特別養護老人ホームウエルプラザやまだ荘増床整備についての要望書の取り扱いについては、教育厚生常任委員会でこの件を検討していただくことにしました。

4点目に、意見書等の提出期限について、次期定例会からは事前に原案が委員の手元に届くようにするため、議会運営委員会の前々日の午前中、正午までとしました。

5点目は、まちづくり推進特別委員会及び庁舎建設特別委員会小委員会の会議傍聴案内を委員外議員の全員に送付することとしました。

その他の議会運営につきましては従来のとおりで、議員各位の格段のご協力をお願いをいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りをします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から3月18日までの15日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月18日までの15日間と決定をしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、先ほど議会運営委員会委員長からも報告がありましたが、お手元にお配りしてあります予定表のとおりであります。

【会期及び会議の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに議長の報告をします。

平成20年第5回議会定例会において決定いたしました、危険な気候を回避するため「気候保護法」の制定を求める意見書、介護、福祉職場の深刻な人材不足を解消するため、抜本的対策を求める意見書、地方の道路整備の財源確保に関する意見書、以上3件の意見書は、衆参両院議長及び内閣総理大臣並びに各大臣へそれぞれ送付をしました。

次に、市長から地方自治法第180条第1項の規定により、報告第1号から報告第7号までの専決処分事項について報告書のとおり報告がありました。

あわせて、地方自治法第243条の3第2項の規定により、香美市土地開発公社の平成20年度補正予算及び変更事業計画並びに変更資金計画、同じく香美市土地開発公社の平成21年度事業計画及び会計予算、同じく財団法人香美市開発公社の事業計画及び収支予算の提出がありました。

なお、財団法人奥物部開発公社の平成21年度事業計画、一般会計予算及び森林総合利用施設等事業特別会計については、3月末までに開催する理事会の開催後に、財団法人アンパンマンミュージアム振興財団の平成21年度収支予算書及び事業計画書につい

ては、3月末までに開催する理事会の開催後に、株式会社香北ふるさと公社の平成21年度事業計画及び収支予算書については、3月末までに開催する株主総会の開催後に議事に報告されることになるため、書類の提出及び報告のための議員協議会の開催は6月議会定例会となりますので、その点をご了解いただきたいと存じます。

また、監査委員から例月出納検査報告書及び定期監査の実施報告書が提出されています。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりであります。

次に、行財政改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況について委員長から報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、山崎龍太郎君。

○行財政改革推進特別委員長（山崎龍太郎君） おはようございます。3番、山崎龍太郎です。12月議会以降、閉会中に行財政改革推進特別委員会の審査及び協議を3回、12月16日、1月20日、2月23日に行いましたので、その経過及び結果を報告します。

12月16日開会における審査事件及び議題は、住宅新築資金等貸付金の滞納整理の状況についてであります。執行部より滞納整理に係る案件について議会の意見を聞きたいとのことで、提訴中の事案につき和解、判決いずれか、市の判断について説明を受け質疑を行いました。委員の意見として、連帯保証の有効、無効の判断基準、同様のケースが今後起こり得る可能性について、連帯保証人の支払い能力、今後の抵当権実行、遅延損害金の扱い、時効等について説明を受け、市の方針どおり判決を仰ぐ方向で一致しました。

続きまして、1月20日開催の委員会について報告します。

審査事件及び議題は、1、住宅新築資金等貸付金の滞納整理の状況について、2、市税等滞納整理の状況についてであります。

1点目、住新の滞納整理では、12月16日の協議を受け、1月13日、本市は判決を仰ぐ方向で臨みましたが、遅延損害金を一定支払う方向での再度の和解について裁判官から提示があり、担当より説明を受け、審査を行いました。和解条項について具体的に説明を受けた中で、委員よりさまざまな視点から質疑がなされました。連帯保証人の債務については、過去において立証部分の記録保全がなされていない点、今後への影響については全くないとは考えていないが、ケース・バイ・ケースになると付記されている。判決の場合、控訴等の可能性について、遅延損害金の扱いについて、当方弁護士の見解について、担当課の意向について、支払い能力について等々質疑の後、委員会の総意としては、一定の前進もあったわけで、和解条項を整備し確実に履行される方向で、もし履行されない場合の1項も入れ和解案を受け入れるべきではないかとの結論に至りました。

2点目に、市税等滞納整理の状況についてを議題とし、説明を求めました。徴収実績では、前年対比悪化は国保税、介護保険料、保育料との報告、前々回委員会での質疑の

補足資料として、100万円以上の市税等滞納世帯リスト129件及び市税高額滞納者で住新も債務のある方7件についての資料提示がありました。

次に、平成20年度人事ヒアリングの結果をもとに、原課と収納管理課の連携状況と組織体制について報告を受けました。現年滞納を減少させるため原課で電話での催告を行う、口座振替についての一連の事務は収納管理課が従来どおり行う。ただし、入力時のトラブルがないように努める。現年滞納の督促状発送は収納管理課業務とするとのことでした。

次に、原課と収納管理課の連携について原課より説明がありました。市営住宅使用料等については、前段、この間の取り組みとして、12月5日付で41件の催告書及び最終催告書を送付、明け渡し請求での提訴、明け渡し決定後、住宅使用料2カ月分及び水道料入金について現時点、強制執行を見送っている件、また債権放棄を予定している点について報告がございました。

財政課として収納管理課との連携は、現年分は電話での催告、訪宅も随時行う、情報共有もできている。結果、効果が出てきている。事務的にはパソコンシステム改善を行う。消し込み作業も随時できているとのことでありました。税務課の報告では、税については場所的に（収納管理課の）隣でもあり、連携はできている。収納に来所でも課税についての説明は行っている。国保の無申告者の申告もその都度行っている。保険課の報告では、国保税について短期証発行等、連絡をとり合う。来庁者で無申告の方に申告指導、中途加入者で1回の納付5万円以上の方に条例上の納期延長を知らせる。介護保険料については、制度不理解があるため説明のため同行している。後期高齢者保険料については、平成21年度より滞納分は収納管理課にお願いしたい。督促及び口座振替は原課で行う。4,500人が後期高齢者に移ったので、国保の収納率が低下している。特別調整交付金に影響するのではと危惧している。幼保支援課の保育料についての説明は、入所決定時、口座振替を含め説明を行うが、若い世代ゆえ不安定な部分が多く、現在31世帯が滞納、納期ごとに電話にて実情を把握している。分納誓約を結ぶ、減免申請を勧めたりしている。学校教育課の給食費についての説明は、給食だよりに納付のお願いを随時載せている。問い合わせて、支払い困難な場合、就学援助制度等について説明をしている。滞納者の接触は収納管理課に同行している。4月1日より電話での催告を行う。以上、説明を受けました。協議は次回とし、終了いたしました。

次に、2月23日開催の特別委員会について報告いたします。

審査事件及び議題は、行政機構再編について、2点目、住宅新築資金等貸付金の滞納整理の状況について、3点目、市営住宅使用料等の滞納整理の状況について、4点目、市税等滞納整理の状況についてであります。

1点目、行政機構再編については、香美市行政組織機構に係る今後の方向と工程についてが示され、平成20年度の取り組み及び平成23年度までの方針、具体的作業等について説明を受け、質疑を行いました。

委員の意見として、「現在の支所の状況、平成21年度により支所における1課体制を先行させる点について、本庁と一体的に考えるべきでは。」また「職員が減少していく中、アウトソーシングについて執行部の考え方は。」、支所機能を心配する意見、大課制やグループ制の導入について、地域審議会での意見聴取について等々質疑が行われました。執行部としては、ロードマップどおり進めていく、支障がなければ大きく変更することはないとのことでありました。本件については、必要が認められれば再度協議することで終了いたしました。

2点目、住新の滞納整理では、1月20日、本委員会の審査における結論も参考しつつ、和解案に追加記載を行うことで、地裁にて民事調停法第17条により調停にかわる決定が行われました。その後、2月18日、決定金額は納付されました。残債務は主債務者等に請求、抵当権実行は早急に行うとのことでありました。

3点目、市営住宅使用料等についての説明では、11月時点よりおおむね滞納額は減少している。若干ふえている方がいるが、対応する。判決後5,000円で毎月分納しているケース、連帯保証人の確保では少し進展があり、水道料滞納では、改善例、督促状況、給水停止1件の報告があり、協議を行いました。保証人が確保できてない方の滞納状況、5,000円の分納額改善等について質疑が行われました。

4点目、前回説明のみにして終了しておりました市税等滞納整理の状況についてを議題とし、原課と収納管理課との連携を中心に審査を行いました。市営住宅使用料等に係る取り組みでは、おおむね良好と認識、滞納額100万円で5,000円の分納誓約の例から、連携状況の確認の質疑、困難から前進させている点での具体的回答がございました。保険課の関連では、国保税は後期高齢者への移行で国保加入者1万人を切り、収納率93%を下回ると交付金が2,500万円程度減少する点について意見が交わされました。滞納者への接触の現状、資格証発行の実態と、それに至る経過、特別な事情を酌み取っている姿勢などについて質疑。介護については、滞納者には相互扶助について説明し理解を求めている現状について説明があり、「後期高齢者保険料の普通徴収率77.3%とのこと、原課として新たな取り組みが困難。」との話でもありました。保育料に係る取り組みでは、ほとんどの方が税の滞納もある。分け合って支払ってもらっている現状。入園時には滞納について話はしていないが、複数年滞納時は償還計画を立てる等の対応を行っている。卒園後の手だてについて質疑、家庭の状況について聞き取りを行い、状況改善にいろいろ手だてを打てる点等を説明をしているとのこと。給食費に係る取り組みでは、値上げと滞納のかかわりについて、収納と同行での訪宅では5件、完納に向けた取り組みでは、電話、手紙が主である。市税等に係る連携は、現状課税に手が取られ、現年分滞納への手だては来年度からとなる。収納率は同水準、高額固定資産税滞納者では、過去の行政との問題に納得せず納税がされていないケースがある等々でありました。

以上で行財政改革推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの行財政改革推進特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、まちづくり推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について報告を行います。

同委員会では、閉会中に中間取りまとめとしての調査報告が作成され、本日提出されましたのでお手元に配付をしておきました。まちづくり推進特別委員会委員長、坂本節君。

○まちづくり推進特別委員長（坂本 節君） おはようございます。23番、坂本節でございます。まちづくり推進特別委員会の会議の経過と結果について報告いたします。

1月16日午前9時開会、出席委員9名で、定足数に達していただきましたので開会、協議を進行しました。協議事項は、まちづくり推進特別委員会が協議してきたまちづくりについて、各項目別の政策としての取りまとめ案についての審査、協議でありまして、昨年10月、11月に審査、協議したことの延長であります。

協議事項の2点目として、工科大との連携について、協議資料として平成18年度に香美市が実施した生活実態調査と、昨年、工科大学関係者との意見交換会等について事務局から報告書の朗読の後、協議に入りました。

香美市において工科大学は、現代の先端を行く次代を担う人材の育成と、同時に地域の産業振興、科学技術の発展にも大きく期待できるものであり、連携を密にしてまちづくりにも取り組んでいくということであります。

次に、協議事項3点目として、委員から新パッケージ事業についての提案があり、これは年間2億円ぐらいで、事業実施期間3年間で総額6億円の事業、加工施設設置等ができる、多くの雇用と生産する物品に付加価値をつけて販売を拡大していくという補助事業であります。香美市で可能性のある施設としてはユズの加工施設が必要ではないかとの提案であり、執行部からも提案のとおりであり、大変すぐれた制度であり、アドバイザーも厚生労働省のほうでお世話をしてくれるという大変ありがたい制度で、1月14日には厚生労働省から来て事務局レベルの話もされたということでありました。（厚生）労働省の整理の仕方としては、香美市については新パッケージ事業をどうつくられるか、去年まではソフトしかできなかつたが今年からはハードまで面倒を見てくれるということで、施設整備までが可能かとも、小グループで（厚生）労働省からの一例として、農業については物部町のユズは日本一の称号もついているので、その称号を生かした製品の創設をするようなことにつなげていったらということが示されたということあります。

次に、鹿について、捕獲後の利用について、肉や皮その他の部分、ペットフードとか

有機肥料、皮製品等を研究して事業化していくこともできるのではないかと、兵庫県丹波地方でやられていることを例として国のほうから話があったということでもあります。

林業部分では、民芸用の小物の活用、杉を使って小さなたるをつくって酒を売るとか、伝統工芸の打ち刃物、フラフとか共同受注、製造、生産にかかわる後継者の育成など、その他にも例としての話があったので、問題は実現へ向けて取り組むかどうかということでもあります。そうしたことに対応していく、その中の専属チームのメンバーに市としては濱田企画課長、農政課、林政課、商工観光課、商工会、農協としては営農総合センター営農経営指導担当課長、森林組合、観光協会イベント部長、有識者として工科大は就職支援部、別府峡、JA土佐香美ユズ部会から2人、県が地域づくり支援課、雇用対策チーム労働政策課、公共職業安定所出張所指導官、労働局から3名というメンバーで、当日は肝心の農協関係の出席がなかったようですが、主役であるべき農協が最も大事な時期にのんびりしていたのではどうにもならないのではないかということでもあります。今まさにチャンスというか追い風が吹き始めているのにと思うところでもあります。市政においても、自主財源確保には市内に産業を興し、雇用の場の拡大、製品の増産、販売の拡大を図り、税収を上げていくということが市政の基本であるし、香美市としてもある程度の投資、汗をかくことは当然であります。このパッケージ事業というのは、窓口は商工観光課ということでもあります。

次に、取りまとめをした項目の定住策についてにかかわることではありますが、香美市内に住宅の新築をする場合、固定資産税の減免策について検討、協議したことがあるかということではありますが、この件についてはこれまでのまちづくり推進特別委員会に提案されたことはなく、今後の協議課題であります。ユズ加工施設建設事業案については、まちづくり推進特別委員会と市で積極的に取り組み、実現へ向けて次回には商工観光課長の出席を求めて協議を進めていくということに決定して、当日は閉会しました。

次に、2月17日開催のまちづくり推進特別委員会の会議の経過と結果について報告いたします。

午前9時、出席委員8名で、定足数に達していましたので開会、協議を進行しました。協議事項は、前回1月16日の後半の議題に続く地域雇用創造促進事業、新パッケージ事業の取り組みについてであります。

最初に、香美市で窓口となるのは商工観光課でありますので、高橋商工観光課長の出席をお願いして、この事業について内容の説明を受けて質問し、今後の見通しについてただしました。この新パッケージ事業という地域雇用創造促進事業は、地域再生計画、香美市もつくっているようですが、この計画書に基づき地方自治法において産業振興施策と連携して雇用創造に自発的に取り組む協議会が提案した雇用対策に係る事業で、構想の中から審査を受けて雇用創造の高いものが選抜されて事業を委託されるものということです。今までに高知県では従前の提案型事業も含めて8市町村が受けられて、平成20年度に追加として須崎市と安田町が採択されているようで、既に10市町村が取り

組みを行っているということです。平成21年度申請予定の市町村は7市町村ということですが、その中の2市町が採択になったということで、全国では50カ所ということですが、高知県で採択される見込みのあるのは二、三カ所ではないかということです。香美市、南国市、梶原町、津野町、芸西村、以前、奈半利町が従前の提案型であったので、追加事業として申請される状況であるようであります。

事業の内容は、雇用拡大メニュー、人材育成メニュー、就職促進メニュー、委託費1地域当たり2億円、事業期間は3年間、採択されて実施されるのは7月1日からであることから丸3年間ではないということです。高知の場合は雇用情勢が厳しいので、他の地域によりは推薦される見込みがあるのではないかということです。年間3,000万円当たりが事業採択で、人員で90人程度が（事業）採択の見込みということでありませう。森林インストラクターとか農業体験研修、企業に向けて大学と連携して勉強会をして研修する、マネジメントでホームページ開設、パソコン研修とか、人材育成のための用意をしているのが地域雇用創造促進事業であるということでありませう。より具体的な事業で、採択を見込まれる事業で1地域各年度5,000万円を上限とした事業があるようでありませう。雇用促進のメニューに比べて実質的に事業を実現する、例えば作業道整備とか、実現事業でやれば研修をしながら作業道が整備できるということでありませう。雇用創造で先導的創造等奨励金事業という新たにできた奨励金事業があり、現在、北海道富良野市が採択されているようでありませう。株式会社にして次のステップに続けていくこともできるようですが、全国で1例しかないようでありませう。この事業に手を挙げるにはまだかなり協議をしなければならないということでありませうが、可能性のある事業であれば乗りおくれることのないよう努力をされたいと思ひませう。

香美市は、平成20年度には地域雇用戦略チーム会議というのを準備会を含めて4回開催しているようでありませう。協議の項目としては、農業、鹿、林業、伝統工芸、観光と小グループで検討してきたということでありませう。

農業については、高齢化と後継者問題、受委託事業、ユズのトータルステーション化、ユズ玉出荷が日本一というこの評価を維持し続けて、生産量の拡大、品質の保持に努め、その他ニラややっこねぎは、農業では香美市の主産業であり、これをどうやって生かしていくかということが問題提起されているということでありませう。

有害鳥獣の鹿の活用、小鹿の角は漢方薬になるということでありませうが、日本では製薬技術はないので中国に留学生を送り技術を得るか、研究するか、興味のあるところでありませうが、海外展開も考えているということでありませう。

林業について、香美市方式による林道整備、補修、間伐事業、木材の製品開発。

伝統工芸としては土佐打ち刃物、フラフ等、後継者、販路の問題、後継者育成事業では、月10万円の親方に対する補助制度もあるけれども、体力的なこともあり活用ができていない状況ということでありませう。学校組織とかで全体研修ができないかなど考えているようでありませう。商工会でジャパンプランドもやっているが、その販路がPRで

きない。販路拡大、ネット販売、海外展開について検討しているということでもあります。

優先順位として考えていたのは、農業、伝統工芸、観光、林業ということでもあります。議会からも提案があればということで、商工観光課長の説明の後、質問、意見も出しましたが、事業の申請時期が2月27日ということで、時間も少なくなりましたけれども各委員からの提案もありましたので、事業申請ができる香美市ならでのものがあつたのではないかとも思いますが、これから先は高橋商工観光課長の手腕に期待して結果を待ちたいと思います。1月16日の委員会の内容とはかなりダウンしてきたような感じでありまして、今後少し不安感もなしにあらざう感じでありましたが、何とか事業実施にこぎつけたいものと思います。

この後、まちづくり推進特別委員会の取り組みについて、取りまとめ案への提案となる意見の記入漏れの補足、修正など成案の件について協議、そのほかは4月の委員会協議において提言書作成の件とあわせて進めていくということで終了しました。

以上でまちづくり推進特別委員会のあらましであります。報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） まちづくり推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまのまちづくり推進特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

次に、平成20年第5回定例会の際、教育厚生常任委員会が閉会中の所管事務調査としまして、調査項目、学童クラブの運営について行っておりますが、本年2月10日と12日に現地視察を行い、取りまとめた調査報告が作成され提出されておりますので、お手元に配付しておきました。

そこで、同常任委員会の審査の推移等について、委員長から報告を願います。教育厚生常任委員会委員長、比与森光俊君。

○教育厚生常任委員長（比与森光俊君） おはようございます。6番、比与森でございます。教育厚生常任委員会から所管事務の調査についてご報告いたします。

学童クラブの運営が本年より指定管理者制度に移行したことに伴い、市内8つの学童クラブそれぞれの声を聞くことが必要ではないかとの意見により、視察調査を実施いたしました。調査に当たり、1月20日に開催されました教育委員会による学童指導員及び保護者への説明会の議事録を学習した上、視察調査を行いました。訪問後は各委員からレポートを提出していただき、複数の意見が出されたものの中から次のように取りまとめ、結果として報告いたします。

学童クラブの指定管理者制度移行に関し、制度と経緯について教育委員会は説明不足であった。そのため、制度に対し指導員、保護者の理解が十分ではなく、今後の学童運営に不安を抱えている。学童クラブは指定管理者制度に適さないとの思いも根強いものがある。小学生児童の健全育成と放課後の安全に尽力されている学童クラブに対し、今後のかかわりは大変重要ではないだろうかと思ひます。本常任委員会では、今後の対策

として次の事項を執行部に対し申し入れすべきとの結論に至りました。

指導員、保護者に対し、指定管理者制度の説明と経緯を十分に理解していただくことに尽力すること。健全な学童運営の施設面の課題とし、誠意を持って対処すること。その1つ目が、児童数に適したトイレの設置、特にくじら、めだか学童では児童数に対しトイレが不足しているように思われます。2つ目に、宝町集会所の非常階段の改修です。非常階段の手すりなどがさび、非常階段としての使用はできなくなっています。3つ目に、屋外で遊べない施設の改善。特に大宮、もんべえ、たけのこは外で遊ぶことができません。4つ目に、専門家による点検も含めた遊具の安全性に努める。うぐいす学童。5つ目に、施設を他の団体と共用している場合、使用ができなくなる。他の団体に迷惑をかけることもあることから、移転も含め適切な対応が望まれる。かたじ、香長、大宮。6つ目に、体調の悪い子どもが横になれるスペースがない。ベッド等の整備や静かに休める環境を整える必要がある。うぐいす以外すべての学童でそのような状況でした。

次に、学童への補助金についてですが、現在、国の基準により児童数20名以上、161万2,000円、19名以下になりますと99万円が補助されています。しかし、少子化に伴い来年度20名を切るかもしれない、かたじ、もんべえでは62万円減額になるため運営の継続に支障を来すおそれがあります。児童数が少なくても運営できるよう市独自の補助制度も検討することを含め、対策及び指導の必要性があると思います。

次に、傷害保険と賠償責任保険への加入について、指導員、保護者が安心できる適切な指導が求められると思います。

以上で教育厚生常任委員会からの報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの教育厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 22番、西村です。委員長にちょっとお伺いします。

⑥番で体調の悪い子どもが横になるスペースがないということですが、学童保育でありますので、当然両親が共稼ぎであって、できない方が学童保育で預かっておるわけですが、そうした場合、体調の悪い子どもについては非常に、体調が悪い（という）内容（状況）が小さい学童はわからんわけでありますので、そういった点ではまず親にも連絡をすべきだと思いますが、そういった点は指導員の方はどうに対応されているか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 教育厚生常任委員会委員長、比与森光俊君。

○教育厚生常任委員長（比与森光俊君） 学童の指導員のほうでも、そういう子どもさんに対してはすぐ保護者に連絡をとっているようです。ただ、保護者が迎えに来るまでの間の子どもの横にするスペースというものが欲しいというような意見がありました。以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） はい。13番、竹平です。委員長に1点お伺いします。

この調査報告に関係してですが、この報告書によりますと委員会、そして教育委員会のほう（から保護者説明会）の議事録を参照したということで、通常ですとこういった調査の場合は関係者ですね、教育委員会なり、それからそれを所管をする担当職員、この方々の同行によって視察はなされたのかをまずお聞きします。

○議長（中澤愛水君） 教育厚生常任委員会委員長、比与森光俊君。

○教育厚生常任委員長（比与森光俊君） 1月20日に教育委員会から、保護者、指導員全体に対して説明があるということでその議事録をとっていただきました。視察前にその議事録を全員が学習し、委員だけで訪問視察しました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） はい。竹平です。ありがとうございました。

通常こうした場合、この報告書にもございますように、特に調査結果、これは全くこのとおりだと思いますが、この内容を見てみますと、やはりこれは委員、それから議事録を見て、いわゆる片側通行でこういったことを調査をしていくというのは、すべてそれは一方的な思い、あるいは主張にならせんかと。やはり担当者と、それから関係者ですね。そういった方々と双方向で相互の意見交換、この原因は何かとか、ここの課題は何かとかいったようなことをヒアリングしながらやっていったほうが最終的にもっと本当の問題点といったものが集約できるのではないかというふうに考えましたが、委員長のそのあたりの参集範囲の判断といったものはどういったことでお決めになったんでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 教育厚生常任委員会委員長、比与森光俊君。

○教育厚生常任委員長（比与森光俊君） はい。12月議会におきまして条例の制定がありました。その中でかなりの時間費やして、その条例については、そして学童の現状について、それぞれ委員さんがこれまでに学童の保護者等から相談を受けたことも含めその12月議会（の委員会審査）で議論をしました。そして、執行部のほうの意見もいろいろとお聞きし、今後、学童の保護者に対して十分説明をしていくということでしたので、1月20日の説明会をしっかりと学んだ上で委員会として保護者の意見を聞き、今回こういう形で提出しましたが、今後はまた執行部とも協議を重ねて改善に努力をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） もう1点お尋ねしますが、12月の条例（制定）のときにかなり議論もしたわけですが、私は委託しても何ら変わりはないと思っております。こ

のような状況の中で、あるいはこの児童クラブの運営費の問題等について、どういうことでこういうことになってきたということをやっぱり、先ほど竹平議員が言われたんですけど教育委員会が同席した中で両方の意見を聞いてすべきだったと思うわけですが。そのところまで突っ込んだ議論をお互いに教育委員会ともしたのかどうか。私は、これは委託してもしなくても運営方法については何ら変わっておらない、それで委託することは、何か問題があるという考え方で取り組んできておるといように私は思うんですが、その点はどうですか。

○議長（中澤愛水君） 教育厚生常任委員会委員長、比与森光俊君。

○教育厚生常任委員長（比与森光俊君） その辺は12月議会でも何ら変わらないということで、委員会としても了承していました。ただ、その説明の中でも保護者、それから指導員の中にまだ教育委員会からの説明が周知されていない、理解されていない部分を感じられたので、その結果報告の1番目として、指導員、保護者に対し十分理解していただくことに尽力することという項目を入れさせていただいております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

日程第4、議案第1号、平成21年度香美市一般会計予算から、日程第65、同意第3号、香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについてまで、以上62件を一括議題とします。

行政の報告並びに議案第1号から同意第3号までの提案理由の説明を求めます。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。本日、平成21年第1回香美市議会定例会議を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては大変お忙しい中をご参集いただきまして、ありがとうございます。また、平素は市民福祉向上のため、また円滑なる香美市運営のためにご尽力、またご指導を賜っておりますことを厚く御礼と感謝を申し上げます。

それでは、お手元に諸般の報告、また施政方針、提案理由の説明書をお配りをさせていただいておりますので、ご参照をしていただきながら、若干説明が長くなるかもしれませんがお許しをいただきまして、以下、提案説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、行政報告でございますが、企画課関係では、市営バス事業の再編につきまして交通対策検討委員会から最終答申をいただいております。これに基づきまして、市におきまして再編の原案の作成を行い、香北、物部地区自治会長会や、また山田、香北、物部の各地域審議会に説明を行いました。また、新設路線につきましては、沿線関係自治会に対して個別説明会を開催をいたしまして、住民の皆様方からの意見や提案も参考にさせていただきまして、再編案の作成を終えました。なお、今議会には、平成21年

4月1日から再編された市営バス事業での運行開始に向けて、市営バス事業に係る条例改正議案を上程をしております。また、関連予算もお願いをいたしております。

三谷地区集会所の整備につきましては、昨年12月に工事を発注しまして順次作業が進められております。平成21年度から指定管理者として、地域住民で組織します三谷地区集会所運営委員会による運営管理を予定をいたしております。集会所を中心としまして、地域防災や地域活性化などの課題に対しまして、地域住民が自主性を持って積極的に取り組んでいくとの計画書が提出をされております。今後は地域活動の拠点施設として大いに活用されるものと期待をいたしております。また、指定管理者の指定に関する議案を上程いたしておりますので、よろしくをお願いいたします。

高知県水力発電事業100周年記念事業につきましてでございますが、多くの議員の皆様方にもご参加をいただきました。1909年2月12日に県初の水力発電所、平山発電所が営業運転をいたしましてから100年を迎えたことから、2月11日にRKCホールにおきまして記念シンポジウムを開催されました。絵画コンテストや、あるいは写真等々の発表や、また同時に県内の発電事業の歴史紹介など、講演、また関係する小学校からの発表などがございまして、本市からは大宮小学校と香長小学校が発表をいたしました。また、4月5日には、地元平山地区におきまして地元感謝祭が開催をされる予定となっております。

姉妹都市提携につきましては、3月1日、福井県あわら市におきまして、あわら市と香美市の姉妹都市盟約調印式を行いました。また、同時に災害時相互応援協定の調印も行っておりました。

防災対策課からは、自主防災組織につきましては、各地域並びに自治会長会におきまして説明などを進めてまいりました。平成20年度は7組織が立ち上がりまして、市全体では74組織、組織率で約38.6%となっております。なお、高齢化等が進んでおりますのでなかなか設立数が上がっておりませんが、引き続き努力をしてまいりたいと思っております。

商工観光課から、雇用対策につきましては、昨年9月から香美市地域雇用戦略チーム会議におきまして、地域雇用創造推進事業と地域雇用創造実現事業につきまして協議を行いました。それぞれ雇用創造に係る効果が高いと認められる協議会に対して委託されるものでございます。3年間の事業となり、推進事業は雇用を生むための研修事業を行います。実現事業は、雇用の機会を増大する雇用効果が見込まれる地域の産業や地域経済の活性化などへの取り組みに対しまして、推進事業で育成をした人材等を活用する事業であります。香美市としましては、農産業などの受委託事業や伝統産業の継承や海外展開、鹿肉を含む地域資源の特産品づくり、観光事業の拡大などに取り組みます。以上の結果を厚生労働省へ申請をすることといたしております。

また、高知県緊急雇用創出臨時特例基金事業は、6件の事業、2,590万円を計画をいたしております。ふるさと雇用再生特別基金事業につきましては、現在検討中であ

ります。

香美市施設、指定管理者の指定につきましては、3施設が平成20年度で指定管理の期間終了となりますので、平成21年度から新たな3年間の指定管理者の指定につきまして本議会に提案をさせていただいております。

保険課からは、物部町へ設置予定の介護保険施設についてであります。第3期計画で物部町へ施設整備を計画しておりました介護保険施設は、第3期の期間中に整備ができませんでした。第4期介護保険事業計画、これは平成21年度から平成23年度まででございますが、(計画の)策定をする策定委員会におきまして協議、検討した結果、引き続き施設整備の計画を前提とした介護保険料を設定するための見込み量を給付費に盛り込みました。施設は、定員29人以下の地域密着型老人福祉施設で物部町へ設置予定です。本計画期間中に実現できるように取り組みたいと思っております。

農政課からは、工事につきましては、農地及び農業施設災害は補助災害が3件、農地災害が6件、その他の農道用水路の改修工事6件を含めまして、すべて年度内に完了予定でございます。

県営施工につきましては、土佐山田地域、船谷池の改修も施工者が決定をしまして、着工準備となっております。

建設都計課から、都計関係につきましては、まちづくり交付金事業で取り組んでおります泰山公園第4駐車場整備工事は順調に進んでおります。年度内に完了予定でございます。駐車台数は91台を予定をいたしております。

市営住宅につきましては、黒土2号団地の建築工事は、外構工事と遊具施設などを残すのみとなっております。年度内に完了予定でございます。

土木工事につきましては、辺地事業で取り組んでおります市道後入線、有谷線、谷相線の工事が完了いたしました。過疎事業で取り組んでおります市道猪野々西線の用地測量委託業務は完了しまして、市道大平南岸線の改良工事は年度内に完了の予定でございます。

災害復旧事業につきましては、補助災害復旧事業が9件、単独災害復旧事業7件の合計16件がございましたが、うち11件が完了しまして、4件が年度内完了予定で、残り1件は繰り越し施工の予定でございます。がけ崩れ住家防災対策事業8件のうち7件が完了しまして、残り1件も年度内の完了予定でございます。

下水道課から、本年度発注工事の進捗状況でございますが、土佐山田町楠目で施工中の公共下水道汚水工事は95%、同じく公共下水道雨水工事も95%の進捗率となっております。また、香北町小川で施工中の特定環境保全公共下水道は88%、土佐山田町逆川地区で施工中の農業集落排水事業1件目は80%、2件目は70%の進捗率となっております。

水洗化の戸数につきましては、平成20年度の新規水洗化戸数は、2月16日現時点で公共下水道が132件で、土佐山田町分ですが132件となっております。ちなみに、

平成19年度は110件でございました。特定環境保全公共下水道、香北町分ですが、39件でございます。平成19年度は37件でございました。対前年度比で、1カ月を残しまして公共で20%、特環で約5%の伸び率となっております。また、この水洗化工事における市内業者の受注率は、平成19年度が55%でありましたが、本年度は66%、約11%の伸びとなっております。

環境課からは、平成20年度香南香美地域新エネルギービジョンの策定についてでございますが、平成19年度に完成をいたしました基本方針をもとに香南市と協議を重ねまして、新エネルギー導入促進のために未利用森林バイオマスの利用による地域活性化と低炭素社会の実現を目指した新エネルギービジョンの策定が、NEDO技術開発機構の助成を受け進められてきましたが、このたび完成いたしました。概要は、木質バイオマス導入による経済効果、持続可能な事業化システムの構築、事業化に向けた経済性の試算などが盛り込まれております。

健康づくり推進課から、妊婦一般健康診査の公費負担の拡充についてでございます。平成21年1月27日、国会におきまして第2次補正が成立をいたしまして、香美市におきましても同2月1日から公費負担を5回から14回に拡充をすることといたしました。公費負担額は、1回目が1万6,000円、2回から14回までは1回につき6,000円です。母子健康手帳を交付している方は、受診票の差しかえにつきまして1月30日に個人通知をしまして、2月27日現在90%の方が追加交付手続きを終了しております。なお、3月広報におきましても妊婦さんへのお知らせという内容を掲載をいたしております。

林政課からは、林業振興につきまして、第3四半期までの間伐実施各事業は、保育間伐が48.83ヘクタール、搬出間伐が5,196立米が完了しまして、現在、第4四半期を実施中でございます。作業道の開設につきましては、32路線中18路線を完了し、残り14路線につきましても今月末完成に向け施工中でございます。

高性能林業機械の導入につきましては、昨年12月下旬に導入をいたしましたフォワーダに続き、プロセッサ、スウィングヤードを森林組合に導入をいたしました。これによって作業路網の整備とあわせて効率的な作業システムの推進、林業生産性の向上が見込まれます。

3月1日から5月31日までは緑の募金月間でございます。香美市支部では、4月から5月にかけて例年どおり家庭募金を中心とした募金活動を行い、集められた募金は森と緑の会を通じまして森林整備、緑化の推進等に役立つよう、また子どもたちが木と触れ合う機会等の増進など、身近な環境の緑化活動に活用をされます。

有害鳥獣被害対策につきましては、昨年4月1日から11月14日までの有害鳥獣捕獲におけるニホンジカの捕獲頭数は1,043頭、同11月15日からの狩猟期間における捕獲頭数は、本年2月13日現在で119頭となっております。合わせて1,162頭を捕獲をいたしました。平成21年度につきましては、有害鳥獣捕獲、狩猟期間

を合わせ2,800頭を目標として捕獲いたしたいと考えております。また、捕獲効果
を上げるためには隣接市町との連携による一斉捕獲が必要なため、3月7、8、14、
15日の4日間を重点実施日といたしまして、周辺市町、香南市、安芸市、大豊町、本
山町などと連携をした一斉捕獲を計画をいたしております。

阿佐地域鳥獣害防止広域対策協議会におきましては、3月下旬に奥物部ふれあいプラ
ザで講演会を、また徳島県（那賀郡）那賀町で現地研修会を計画をいたしております。
協議会では、平成20年度事業としまして狩猟免許試験の予備講習会の開催、箱わなの
導入、幼木保護カバーの設置、鹿肉加工による視察研修を行いました。平成21年度
につきましても（徳島県那賀郡）那賀町と協働して鳥獣害防止に向けての取り組みを進
めていきたいと考えております。

三嶺周辺の鳥獣保護区内のニホンジカ捕獲につきましては、鹿個体数調整事業として
捕獲年次計画を策定し、国に申請を行い、安全面について考慮して行われます。4月よ
り市において実施いたしたいと考えております。

森林土木事業につきましては、昨年7月に発注しました林道美良布岩改線開設工事は、
昨年12月下旬に完了しました。山側のり面が崩壊した林道白尾線の災害復旧工事も、
今年1月上旬に完了いたしました。平成20年度林道開設事業の平成21年度への繰り
越し路線としましては、林道影仙頭線、押谷線、御在所線の3路線を予定をいたして
おります。

ふれあい交流センターからは、香美市男女共同参画プランによります推進、啓発につ
きまして、プランの説明会の実施を行います。本市は、性別に関係なく市民の個性と能
力を生かし、一人一人が自分の生き方に責任を持てるような社会づくりを基本理念とし
た香美市男女共同参画プランを策定し、地域社会の中で男女共同参画社会の実現に向け
て取り組んでいるところであります。2月5日、企業等人権啓発連絡会におきまして、N
POこうち男女参画ポレールの職員による企業向けの講演を実施し、その後、市のプラ
ン説明を行いました。企業からも実施実績報告がございました。2月17日には、香北
地区、同20日には物部地区におきまして、オブザーバーとしてNPOこうち男女共同
参画ポレールから講師を派遣してもらいまして、同地区会でプランの説明、3月3日
には育児サークルと男女共同参画についての懇談会を、市男性職員の育児休暇取得の経験
を踏まえた実施をいたしました。

学校教育課から、全国体力テストの結果につきましてですが、文部科学省が小学5年
生と中学2年生を対象に初めて実施しました全国体力テストが、1月21日に公表され
ました。本県は、学力に続き体力でも子どもたちを取り巻く厳しい状況が明らかになり
ました。本市も同様に厳しい結果となっております。本県、本市の子どもの体格、運動
能力が全国平均を下回っていることは以前から指摘されておりましたが、今回の体力テ
ストでは児童・生徒の生活、運動習慣や学校への調査も実施されております。分析とと
もに今後の対応について検討を進めてまいります。

生涯学習課からは、成人式につきましては、1月4日日曜日に高知工科大学におきまして開催をされました。対象者298人のうち220人の出席がございまして、大変華やかな成人式が行われました。

幼保支援課からは、保育園の建設についてでございますが、なかよし保育園は予定どおり園舎等がほぼ完成をいたしました。敷地面積は約5,700平米で、建築面積が約2,200平米となっております。園舎は、香美市産木材を使った木造平屋建てで、園児の安全を守る各種警備システムや高い耐震性を誇る構造などを取り入れた施設となっております。また、保育園には一時保育や子育て支援などのサービスを提供します子育て支援センターを併設し、香美市の子育て支援の中核施設として期待するものでございます。今後は4月の開園を目指し、移転作業や勤務体制、業務の打ち合わせ等に取り組んでいく予定となっております。

消防課からは、平成20年の火災、救急及び救助出動件数の記載を表で一覧にして載せてございますので、ご参照いただきたいと思います。また、平成21年1月31日までの火災、救急及び救助出動件数につきましても表に一覧を載せてございますので、お目通しいただきたいと思います。

また、平成21年春季の火災予防運動の実施につきましては、3月1日から7日までの7日間、全国的に火災予防運動を実施することとなっております。運動期間中には、各消防団などによる防火宣伝を実施。また、5日には（午前）10時から消防署前で山田幼稚園児によります太鼓の演奏などを行いまして、予防意識の高揚を図ってまいりたいと思っております。

2月26日には、物部町で火災が1件発生をいたしております。また、同じく物部町市宇で、2月26日には（高知県）消防の防災ヘリコプターを要請する事故が発生をしまして、高知市内の病院に搬送をいたしております。

続きまして、平成21年度施政方針並びに提案理由の説明を申し上げます。

今、危機的な世界経済金融情勢の中、日本経済も戦後最大の経済危機を迎え極めて厳しい現状に直面をいたしております。1月に閣議決定された平成21年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度によりますと、平成20年度の我が国の経済見通しは、外需に加え内需も停滞し景気下降局面にあり、雇用情勢も急速に悪化しつつあるとともに、企業の資金繰りも厳しい状況となっております。また、世界的な景気後退が続く中で、国内総生産の実質成長率はマイナス0.8%と見込まれています。平成21年度におきましては内需、外需ともに厳しい状況が続きますが、国による緊急対策により年度の後半には民間需要の持ち直しにより低迷を脱していくことが期待をされます。しかしながら、世界経済に連動し日本経済の動向は不安定、不透明な状況にあり、情勢の悪化によっては景気の下局面はさらに厳しく、長期化するリスクも指摘されております。

さて、平成21年度の地方財政の歳入歳出規模は、地方財政計画規模で82.6兆円、前年対比1.0%減となったものの、公債費などを除く地方一般歳出の規模は66.2兆

円、前年対比で0.7%増となっております。

歳入では、地方税が減収になる一方で、地方交付税は2.7%の増、臨時財政対策債は81.7%の増となり、実質的な地方交付税は2.8兆円増となっております。歳出では、特別枠として昨年度の地方再生対策費に続き地域雇用創出推進費を創設し、地方交付税や臨時財政対策債により財政状況の厳しい地域に重点的に配分するとし、地方の深刻な雇用情勢や財政事情に一定の配慮がなされた結果となっております。しかし、今回の措置は2年間の暫定措置であり、地方の財政需要に適切に対応した地方交付税の充実を今後も要望していかなくてはならないと考えております。

こうした状況下で香美市は合併4年目を迎えます。この間、合併協議事項を遵守しながら、香美市まちづくり計画の基本理念である「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」を市政展望の基軸とした第1次香美市振興計画のもと、厳しい行財政環境や現状、課題を踏まえて市政発展のための行政を推進してまいりました。しかし、先ほど述べましたとおり、国内外の社会経済環境は大きく変化し、とりわけ行政を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。今後も地域のよさを大切にするまちづくり、みんなが元気で暮らせるまちづくり、そして、みんなでともに進めるまちづくりの理念を念頭に行政運営を心がけ、県とともに策定いたしました産業振興計画と連動しながら香美市としての特色を生かした産業、福祉、教育などの充実を図ってまいりたいと考えております。

一般会計予算案につきましては、国は平成21年度の地方財政につきまして、景気後退に伴い地方税収入や地方交付税の原資である国税収入が急激に落ち込む中で、社会保障関係経費や公債費が高い水準で推移することなどによる財源不足が大幅に拡大すると予測しています。このため、国の取り組みと歩調を合わせて、平成18年度に閣議決定された経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006や地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針などに沿い、人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたり厳しく抑制を図ることを指示した一方で、地方自治体の安定的な財政運営に必要な地方交付税並びに一般財源の総額を確保しようとしています。こうした状況のもと、平成21年度の地方財政計画におきましては、景気対策や生活防衛のための緊急対策を踏まえて、臨時財政対策債を含めた地方交付税は、およそ1兆円が増額をされています。前年度に創設された地方再生対策費に加え地域雇用創出推進費、これは2年間の暫定措置でございますが、特別枠を設けることによりまして、雇用創出、地域の元気対策の財源としての経済、財政状況の厳しい自治体に対しての重点的な配分をされることになりました。本市もまたその恩恵を受けることとなります。そのため税収などが減少するものの、歳入の一般財源などは一定確保されたものとなっております。

予算編成におきましては、従来の予算編成の方法を改めまして、将来にわたって持続可能な財政運営を行っていくため、一般財源を配分する枠配分予算の導入や普通建設事業費の総枠の設定を行うことといたしました。また、本年度は住宅新築資金等貸付事業

特別会計を一般会計に編入いたしました。そのため、以後の前年度数値は住宅新築資金等貸付事業特別会計を純計とした数字となっております。本年度も中期財政計画の柱であります防災対策基盤整備、地域に根差した産業の育成、少子高齢化（対策）を含めた地域福祉施策の充実及び庁舎建設関連や住環境の整備などに重点配分するなど、限られた財源の中、積極的な予算編成を計上いたしました。特に耐震化事業、放課後児童対策費、地域子育て支援センター事業につきましては大幅な増額となっております。また、新規事業として、元気な集落づくり支援事業を計上いたしました。歳出減額につきましては、保育園建設事業費、地域住宅交付金事業費の減額、庁舎建設基金の積立金廃止が主な原因となっております。

平成21年度一般会計予算規模につきましては、平成21年度の歳入歳出予算総額は141億7,600万円で、前年度が152億9,118万6,000円と、比べまして11億1,518万6,000円の7.3%の減となっております。

歳入では、住民税の減収や固定資産の評価がえの減収影響によりまして、市税が23億4,671万9,000円、前年度比で9,185万5,000円の3.8%減で、地方譲与税や各種県交付金がすべて減収となっております。また、地方交付税は、普通交付税で前年度実績や新設される地域雇用創出推進費による影響額などを、また、特別交付税において合併包括措置分の減額などを勘案し、61億5,000万円、前年度比で9,000万円、1.5%増となっております。

繰入金につきましては、庁舎建設基金繰入金4,870万円を含め、特定の目的に充てるための基金繰入金が5,508万円でございます。歳入不足を補うための財政調整基金繰入金の計上はなく、前年度比5億6,646万8,000円、91.1%減となっております。

市債につきましては、交付税の振替財源としまして臨時財政対策債が6億5,128万1,000円、前年度比で1億6,898万1,000円の35%増となっております。庁舎建設事業や耐震改修事業などによります合併特例債が6億6,300万円（後に「6億6,030万円」と訂正あり）及び補償金免除繰上償還に伴う借換債7,890万円などによりまして、総額で18億6,348万1,000円、前年度比で21.7%減となっております。

歳出を性質別に大別しますと、義務的経費、これは人件費、扶助費、公債費であります。72億8,319万2,000円で、前年度と比べますと1.3%の減、投資的経費が普通建設事業費、災害復旧事業費でございますが、19億1,887万7,000円で、前年度比で25.3%の減、その他経費が49億7,393万1,000円で、6.9%減となっております。また、総予算に占める割合は、義務的経費が51.4%、投資的経費が13.5%、その他経費が35.1%となっております。

以上、平成21年度一般会計予算案の説明は終わりますが、また審査のほどよろしくお願いをいたします。なお、詳細につきましては、提案説明書をご参照いただきたいと思います。

思います。

続きまして、今期定例会に提案します議案について提案理由を説明申し上げます。

まず、報告第1号から報告第7号は、専決処分の報告になります。

続きまして、議案第1号は、先ほど説明しました平成21年度香美市一般会計予算であります。

議案第2号から議案第10号は、平成21年度の各特別会計予算となっております。

議案第11号から議案第12号は、平成21年度の各企業会計予算となっております。

議案第13号は、平成20年度香美市一般会計補正予算（第5号）となっております。補正予算（第5号）は、歳入歳出予算の総額に9億2,824万6,000円を追加しまして、歳入歳出予算それぞれ166億1,361万9,000円といたしました。

歳入では、生活保護費国庫負担金の減額、地域活性化・生活対策臨時交付金の追加、定額給付金給付事業費補助金の追加、地域住宅交付金の減額、財政調整基金繰入金の追加、老人保健特別会計繰入金の追加などが主なものです。

歳出では、地域活性化・生活対策臨時交付金事業の追加、定額給付金給付事業の追加、国民健康保険特別会計繰出金の減額、医療扶助の減額、奥物部開発公社運営補助金の追加、公共土木施設災害復旧費の追加、施設等整備基金費の追加などが主なものとなっております。

議案第14号から議案第21号は、平成20年度の各特別会計補正予算となっております。

議案第22号は、平成20年度香美市水道事業会計補正予算でございます。

議案第23号から議案第39号は、各条例の制定であります。なお、議案第27号は取り下げとなっております。

議案第40号から議案第56号は、各指定管理者の指定であります。

議案第57号は、南国市と香美市との境界変更についてであります。

議案第58号は、香美市土地開発公社定款の一部改正についてであります。

議案第59号は、債権の放棄についてであります。

議案第60号は、市道の路線の変更についてであります。

続きまして、同意第1号は、香美市教育委員会委員の任命に伴い議会の同意を求めることであります。

同意第2号、同意第3号は、香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることであります。

以上、平成21年度香美市一般会計予算など、報告7件、議案60件（後に「トータル59件」と訂正あり）、同意3件の提案説明を終わります。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当職員から説明を申し上げます。議員各位におかれましては、審査の上、適切なるご決定をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中澤愛水君）　これで市長の行政の報告並びに提案理由の説明を終わります。

暫時、10分間休憩をいたします。

(午前10時35分 休憩)

(午前10時48分 再開)

○議長（中澤愛水君） 会議を開きます。正場に復します。

市長から訂正の申し出がありますので、許します。

○市長（門脇禎夫君） 申しわけございません。提案理由の説明をしましたところ、間違いをご指摘いただきました。まことに申しわけございませんが訂正をお願いします。

15ページの一般会計予算規模につきまして、読み違いですが、下から11行目、合併特例債「6億6,300万円」と読んだようですが、「6億6,030万円」の読み違いでございましたので、議事録作成上、訂正をさせていただきます。

それから、16ページの本議会に提案します議案の総数を「60件」と言いましたが、1件取り下げをしておりますので、「トータル59件」でございますので訂正をさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） これから、報告第1号から報告第7号までの専決処分事項の報告と、あわせて地方自治法第243条の3第2項の規定により、香美市土地開発公社の平成20年度補正予算及び変更事業計画並びに変更資金計画、同じく香美市土地開発公社の平成21年度事業計画及び会計予算、同じく財団法人香美市開発公社の事業計画及び収支予算について質疑を受けたいと思います。

なお、平成18年1月から指定管理者制度を適用している財団法人奥物部開発公社の平成21年度事業計画、一般会計予算及び森林総合利用施設等事業特別会計予算及び同じく同年3月から制度を適用している財団法人アンパンマンミュージアム振興財団の平成21年度収支予算書及び事業計画書、同じく同年8月から制度を適用している株式会社香北ふるさと公社の平成21年度事業計画及び収支予算書については、別途に議員協議会で質疑応答の機会を持つことにいたします。

それでは、市長の専決処分事項の報告及び香美市土地開発公社並びに財団法人香美市開発公社の事業計画及び収支予算書等について質疑はありませんか。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎です。

報告第1号と報告第4号ですけれども、学校給食の滞納整理ですけれども、これは債務者からの異議申し立てということがあってますけどどういった異議申し立てがあったのか。それと、この方もう既に、報告第1号で言えば平成20年3月までということですけど、もう卒業されたのか、また何名分なのか、報告第4号も同じようにお聞きします。

それと、報告第7号ですけれども、この児童遊園広場への排水側溝の設置及び複合型遊具ということで変更になってますが、最初にこういったことの計画がなかったのか、また複合型遊具というのはどんなものなのか、ご説明をお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 報告第7号の件につきましてお答えを申し上げます。

この（黒土2号住宅）Cブロックの遊具ですが、それぞれ個別の遊具を計画をしておりましたが、事故のあった雲ていという遊具が含まれておりましたのでそれを、それぞれの個別のやつをのけまして複合型の、幼児といいますか小学生低学年用までの複合遊具に変えるというものでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 関連するので。

私は報告第1号ですが、これ専決が12月12日となっておりますが、12月の議会は12月3日から12月16日にやっておりますが、一番近い議会に報告するとなっておりますが、その理由を、今まで（報告が）おくれた理由をお願いしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長（阿部政敏君） まず、山崎晃子議員のご質問ですが、異議の申し立ての理由は、支払い督促の申し立てをすれば被告の、被告というか滞納者から、裁判所から通知が届いてから2週間以内に異議の申し立てができる期間が設けられております。その理由は、一応分納したいということが異議の申し立ての理由になりますので、それで訴訟に移行したということであります。ちなみに、分納の額は、それぞれ1番の方が2,000円、それから4番の方が5,000円ということが出てきておりました。

それから、後の質問、ちょっとよう聞き取っておりませんので、済みません、再度お願いしたいと思います。

それと、西村芳成議員のご質問でございますが、債務者より異議の申し立て書が高知簡易裁判所に提出されたのが12月12日になっておりました。そして、高知簡易裁判所より12月19日付の期日の呼び出し状が送達されたのが12月22日でありましたので、12月の議会の最終日、16日に報告ができませんのでしたので今回報告をさせていただくことになっております。この報告1-1でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） そういう状況だったらわかるけど、専決が12日となっているので、専決の日が19日になっちゃったらわかるんですが12日になっておりますので、ちょっと。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長（阿部政敏君） 一応異議の申し立てが出た日が、滞納者から12月12日付で裁判所のほうに出ております。その日が異議の申し立ての日になっておりまして、その日が一応専決の日と同日となります。その日になりますが、こちらのほうに届くのがおくれたおりましたので今回になりました。

- 議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。
- 22番（西村芳成君） 収納管理課長の言う意味はわかりますけどですね、届けが19日やったら、専決12日にせないかんということじゃったけど、市長が専決するわけですので、市長が確認して専決するのは12日じゃできなかったわけでしょう。そのところが妙に理解できにくいので、もうちょっと詳しく説明ができれば。市長がわかっておるなら、専決先やっちゃよくということ。
- 議長（中澤愛水君） 暫時休憩いたします。
（午前10時56分 休憩）
（午前10時58分 再開）
- 議長（中澤愛水君） 正場に復します。
収納管理課長、阿部政敏君。
- 収納管理課長（阿部政敏君） 西村議員の再度の質問にお答えさせていただきます。
一応送達があってから専決ということになるかと思っておりますので、今回12日、申し立てが裁判所に受け付けがされた日にしてありましたけど、（裁判所から）送達後にこちらで伺いを上げて市長の決裁を受けた日が専決日と、変更していくということにしたいと思っております。それで、今「12日」の決裁日になっておりますが、22日に受けておりますので「22日」の決裁日に変更したいと思っております。（後に「伺い等の関係もあり、今回は「12日」とする」と再変更あり。）
- 議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。もう一度初めの質問を。
- 10番（山崎晃子君） 済みません。報告第1号と報告第4号ですけども、もう1つは、もうこの方は卒業されたということでしょうか。それから、これは何名分なのかということをお聞きしました。
それから、報告第7号のほうは、複合遊具の内容はわかりましたけど排水側溝の設置及び変更になる、最初にそういった計画ですよ、この排水の側溝の設置なんかは最初の計画になかったものなのかということをお聞きしました。
- 議長（中澤愛水君） 収納管理課長、阿部政敏君。
- 収納管理課長（阿部政敏君） 報告第1号の方につきましては、2人になっております。2人とももう中学校を卒業されております。そして、報告第4号の方も2人で、1人は卒業されて、1人は中学校1年生でございます。
以上です。
- 議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井潤君。
- 建設都計課長（中井潤君） 山崎晃子議員のご質問にお答えします。
この排水側溝に関しましては、当初の予定から漏れておりましたので今回追加させていただきます。よろしくお願ひします。
- 議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。
- 4番（大岸眞弓君） 報告第7号について関連でお聞きしますが、この専決処分に

という経過で、現在になっております。

○議長（中澤愛水君） 住宅新築資金担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事（奥宮政水君） ご質問にお答えさせていただきます。

まず、どの部分かということですが、この報告第5号の4件の債権を記載しておりますが、そのうちの最初の上の端でございます。それから今後の、あとどうするかというご質問をいただきました。実はこの主債務者、これはまだこの分以外にあと2債権、新築、宅地がございます。その分含めまして、主債務者がそれぞれ新築、宅地持っておりまして3名おいでます。その件につきましては争いがなかった関係で、昨年4月8日、香美市の申し立てどおりの判決をいただいております。昨年12月議会で議決をいただきました和解案、それにちょっと関連しておりまして、その和解が昨年12月24日に成立しておりますので、今後は抵当権のある土地、建物、全部で各2件、債権4つ、それと抵当権のない、議会で議決をいただきましたひも状の土地、この部分を含めまして強制競売の申し立ての準備を今進めております。既に司法書士とも打ち合わせを進めております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長（阿部政敏君） 先ほど西村議員からのご質問の専決日の件でございますが、一応私、答弁の中で「12月22日に変更する。」ということで答弁させていただきましたが、一応今回は「12日」ということになっておりますので、また「22日」ということになりますと伺い等も全部直していくということになります。次回から、こちらへ裁判所から書類が送達されたときの日付で専決ということにしていきたいと思っておりますので、今回は「12日」で専決日を決定していただきたいと思っておりますが、そのようにさせてもらいたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） ご了承いただけますか、皆さん。

○議長（中澤愛水君） はい。それでは、今回は「12日」の日時ということで、原案のとおりでいきたいと思っておりますので、それを含んでご質疑をいただきたいと思っております。ほかに質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 済みません、報告第1号、報告第4号について出たんですけど、ちょっと古い条例かもしれませんがこの学校給食に係る訴えの提起、これ専決事項の指定については学校給食という訴えは、市営住宅とか特定公共賃貸住宅、住宅等については出てるんですけど、これいつか改正されて学校給食も専決処分事項に当たるということになったんですか？お尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長（阿部政敏君） 議会からの（市長の）専決、（地方自治法）第180条の関係でございますが、一応100万円以内の訴訟ですね、それについては専決と

いうことになっておりますので、この給食費の異議の申し立てで通常の訴訟になるということでございますから、それが100万円を超えておりませんので専決処分で報告をさせてもらっております。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 関連です。

もちろん第2項に「法令上、市の義務に属する1件の金額が100万円以下の損害賠償の額を決定すること」については、専決処分で後にも出てますよね、事故等について。損害賠償の額は決定できるんですけど、これ訴えの提起ですよね。この第3項に当たるという認識でいいんでしょうか？（地方自治）法第96条第1項第12号に規定するもののうち100万円以下のものに関するということとということによろしいのか、お願いします。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長（阿部政敏君） 香美市長の専決処分事項の指定についてでございますが、第3項に「100万円以下に関する」とありますが、その第3項で今回報告をさせてもらっております。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

報告第2号は、これ今建てゆうなかよし保育の関係じゃと思うんですけど、これは12月議会にも補正が600万円組まれて、また今回こういうような形で出てきたと。法的に言えば何も、違反でも何でも無い、上限10%は専決処分できるということですけど、あれが入札してから今までの過程の中でこういう品物を変更せないかんようになった理由は、どこでどういうような形で前の決定がなされて、それ以後どういう情勢の変化とかその品物の有効度とか、そういうことから考えて変えにゃいかんようになったかということのあらましをひとつご説明をお願いしたいと思います。

それからもう1つ、報告第6号、これは僕も何回もこの事故の関係では、安全管理者は当然役場（市役所）の中におるしそういう教育がなされているとは思いますが、毎回のようによくこういう事故が出てくる原因についてどういう総括をしてるのか、どういう検討がなされてるのか、その点よろしくお願いします。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） はい。それでは、報告第2号の経過といたしますか、を説明をさせていただきたいと思っております。

1つには、工期の短さがあります。この間、毎週のように打ち合わせを業者、それから並びにそこで使用する側であります保育園の職員と協議を行いながら工事の進捗をしております。短い工期の中でやっておりますので、その辺の修正が短い間に行われたという経過になっておりますことをご了解いただきたいと思います。

以上です。

（15番、依光美代子君、自席にて挙手。）

- 議長（中澤愛水君） 関連ですか、後の質問の。
（15番、依光美代子君、自席から「今言っても構いませんか。」と発言する。）
- 議長（中澤愛水君） ちょっと待ってください、まだ質問残ってますので。
総務課長、法光院晶一君。
- 総務課長（法光院晶一君） 事故が絶えない状況で、運転管理者としては大変ゆゆしき状態だと思っております。追加の中にもまたこのようなものが出てくるので大変心苦しく思っておるわけですが、それぞれ注意はしておるわけですが、重大事故ではないのですが、やはり不注意というところ、少し気をつけてゆっくり運転をすればそういうことは起こらなかつたろうと思われるようなものが重なっております。そういう点から、今後は一層注意喚起をしてまいりたいと思います。
- 議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。
- 財政課長（後藤博明君） 報告第6号の件でございますが、総務課長が安全運転の説明をしてもらいましたが、ちなみに、香美市になりまして平成18年度で11件、それから平成19年度で8件、平成20年度で6件、今度出てくるものも含めてです。徐々にそういった部分は少なくはなってきたところでもありますので、よろしく願いします。
- 議長（中澤愛水君） 片岡議員、よろしいですか。はい。
15番、依光美代子君。
- 15番（依光美代子君） 報告第2号の件ですけど、グラスウールからダンパックに変えた、どういう利点があつて変えたのか教えてもらいたいです。
- 議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。
- 幼保支援課長（山崎泰広君） はい。天井の断熱材の資材の変更でございますが、この資材を変えた大きい理由としましては、このダンパックという素材が結露対策にすぐれておる、また断熱性それから防音性にすぐれておりまして、住宅の省エネルギー化、室内の汚染を防ぐ、自然素材のための安全性の向上を図るということで変更としております。
以上です。
- 議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。
- 15番（依光美代子君） 済みません、そんなことだったら最初からわかってることじゃないですか？その辺はちょっと納得いかないんですけど。12月時点で変更のときにそういうことはもう、工期が短かつたって言われましたけれど、既にそういうことを議論した上でグラスウールから繊維の飛ばないポリエチレンですかね、ということなことで出てましたよね。その議論の中で出てこなかつたんでしょうか。
- 議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。
- 幼保支援課長（山崎泰広君） 前回のときには床の断熱材やって、今回は天井と。工事の進捗に伴いましてそのあたりも議論をしていったところがございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 済みません、天井の何か騒音、雨の音が響くとか何かそんな説明をされたけど、そのための断熱、騒音防止のためにというような、騒音防止もあれば、それは断熱の効果も両方含めてるんじゃないですかね、違いますか。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） 前回に変更になった分につきましては、防音対策のみのGL網板の下へ石こうボードを追加したということです。今回はさらにそれを高めるとすることで断熱材を入れると、変更にしたということでございます。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

この報告第2号についてですが、いろいろ話してきて、よりよい方向でということは、それは理解はできるんですけども、実際これから新庁舎の建設なんかの方向に行く中で、専決事項自体についてちょっと聞きたいんですけども、この件で言ったら12月で600万円、今回で900万円ということですね。10%で2,000万円を上限とするというのが専決ですけども、今後、庁舎建設等に当たるときに、やっぱり議案として上程される方向で、これは市長に聞いたらいいかもしれませんが、専決自体のこの10%というのと2,000万円上限というのが妥当なのかどうかということですよ。その点について見解をお持ちでしたらちょっとお尋ねしたいんですけど。

○議長（中澤愛水君） 山本議員、関連じゃないですか。

18番、山本芳男君。

○18番（山本芳男君） 18番、山本です。

質問せんようにしようと思ったんですけど、答弁等でちょっとお聞きしたいんですが、前回4件、屋根の騒音対策、GL網板の石こうボードを二重張りにするというのと、安全対策のため強化ガラスに変更、またビニールシート床に強化対策のためにコンパネを一重張りから二重張りにするというので、また床断熱材を変えるということで、今回また天井のグラスウールからダンパックに変更ということで、前回の4件につきまして、これは設計士がこれくらいのこと何でわからんかということです。これは素人でもわかることです。屋根の防音対策には、当然これは二重張りにして最初から設計しちよかないかん。強化ガラスも、これは絶体子どもの安全性のためには強化ガラスは、これは絶体設計に最初から入ってなくてはいけないのが、どうもこの設計士さんはどういう考えでこれをしたか、私にはちょっと疑問を感じるんです。後へ後へこういうふうにして設計変更すれば受け入れの金額が、幾ら安く受けても後へ後へ追加すればこれは何かおかしい。余りにもこういう追加で専決するというのは今後考えていただかないと、我々議会としても厳重にチェックしていかなきゃいかなような状況になりやあせんかと。その辺を考えていただかないといけないと思うんですが、その辺の見解をお聞きしたい。

それと、この天井の断熱については先ほど説明がありました。確かに断熱効果はあるし防音もあります。これはえいんですが、それならば去年12月にこれも補正しておくべきじゃなかったか。西村議員さんからも指摘がありました、こういう追加があつてはいかんということであつたんですが、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） ご指摘の件は、そのとおりだというふうに思います。ただ、設計の上で価格の問題等ありまして、その時点では最良のものを選んでおりまして、その後いろんな現場の話であるとか、より子どもに安全性を求めるという観点からそういった変更をさせていただきました。先ほどご指摘の件につきましては、今後そういうことが起こらないような努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（中澤愛水君） 副市長、石川晴雄君。

○副市長（石川晴雄君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

補足ですが、工事の変更につきましては、金額が大きいとか小さいにかかわらず厳重に見せていただいております。その中で特に入札減があつたとかというようなことで、追加してやるということについてはいかんというようなことで現実に対応しておるんですが、今回についても内容については十分吟味はさせていただきます。そういうことで担当のほうについても、ぜひともこういう形で対応したいという変更の理由の中で上がってきておりますので、今回の、特に木造建築ということで非常に慎重な状況もありますし、対応したところでございます。

なお、山崎議員のほうから金額に対して、条例で2,000万円、1割とか金額的に決まっております。現時点でそれがえいか悪いかということについての回答は控えさせていただきますが、いわゆる条例の許す範囲ということで専決処分をしておるのが現状でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） はい。報告第2号についてです。

今、副市長のほうからも答弁がありました。ありがとうございます。とにかく私たちの側から考えれば、これはまたかと、前回600万円、そして今回900万円というて出てくるという、こういった考え方ですね。これを担当する課、そして執行部がどのような認識を持ってこれを、事に当たっておるのかというところを、言葉は悪いですが若干その手法に疑問を抱くと。つまり、最初は予算を通すためということで無難にいこうということで出しておつて、次に重要な分は後から小出し、小出しにやっていって、何とか議会を乗り切つて予算を消化していこうというふうにしかとれんわけですね。大事なのは最初からこういった、特に1回目もそうですが、今回もそうです。こういった子どもたちを預かる施設に対しては安心な、安全な、快適な、そういった保育業務をや

っていかないかんというのが、2回とも当然最初から設計段階で必要な処置だと思うんですね。それを後へ後へこうやって専決、専決というて出してくるという、そういった姿勢の問題につながるんじゃないかというふうに思いますが、そのあたりを担当課も含めその認識というものをどうお持ちであるのかお聞かせ願いたいと思います。特に、次もまた保育園という計画も出ておりますが、またそういう手法でやられると要らん混乱を招くんじゃないかというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 副市長、石川晴雄君。

○副市長（石川晴雄君） 全く議員さんのおっしゃるとおりでございます。いわゆる変更については、重々今後もその意見も踏まえて事に当たっていきたいというように考えております。殊に、今安全面というような状況の中での対応となってきますが、この変更につきましてもいろいろと自分のほうからも担当課のほうへ投げかけて、検討した上での対応でございます。このような結果になりましたが、今後につきましても十分その議員の意を踏まえて事に当たっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） はい。私のほうとしましても、ご指摘のことにつきましては十分胸に刻みまして今後に当たりたいと思ひます。ただ、大きい変更につきましては、そういった部分の配慮というのは十分にやらなければならないと思ひますが、建築をしていく上で細かい変更についてはどうしても出てくる場所がありますので、そのあたりはご理解をいただきたいというふうに思ひます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 済みません、財団法人香美市開発公社のほうですけど、3ページに事業計画で変更前、変更後ということで出てきて予算措置もされているわけですけど、この中で秦山公園の部分ですけれども、3番の、ちょっと場所的などころが明確にならないで、第4駐車場というふうなことを提案説明で受けたと思ひますけど、ちょっと頭の中に浮かぶような説明をしていただけませんか。秦山公園の3番の、これは駐車場のあれやなかったかね。

○議長（中澤愛水君） 企画課長兼土地開発公社事務局長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えいたします。

3ページの事業別計画書の変更後の3番、秦山公園についての場所はどこあたりかと、こういうご質問でよろしゅうございますか？ご質問の趣旨は。

谷秦山の墓地へ上がっていくところの道路の、1つは右手にございます、ちょっと竹林にみたいになってるかなと思ひますけども。もう1つは、調整池の上のほうになりま

す。この2カ所です。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） はい、10番、山崎です。

土地開発公社のほうですけれども、（香美市土地開発公社）議案第8号の3の事業別計画書のほうですが、これは昨年比べて4カ所売れたということになるかと思うんですけど、残りの部分に関して今後の見通しをお聞きしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 企画課長兼土地開発公社事務局長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） ご質問の件についてお答えいたしますけれども、事業計画に出てきておりますところでは、その公有地処分事業という分については、公社の立場からいたしますと先行依頼を受けて先行取得をしないと。それぞれ事業課のほうでそのタイミングを見て引き取りいただくということでございまして、私どものほうは傾向として、手前に各課から来年度はこれを引き取りたいというような話が上がってきた分についてその公有地処分事業というところによって上げてございます。そのあと、残りの分についてはどうかということについては、事業課のほうにできるだけ早い段階で引き取っていただきたいということしか公社としては言えないという状況にございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

以上で報告に対する質疑を終わります。

お諮りをします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたが、議案第13号につきましては、定額給付金及び子育て応援特別手当事務費等の早期執行、代替バス路線変更によるバス停等の早期整備、財団法人香美市開発公社用地の年度内取得などの予算執行上の都合により、議案第24号につきましては、運賃と路線を改正するため住民への周知期間を確保する必要があるため、議案第57号につきましては、県に境界変更の申請をする際に会議録の抄本が早急に必要であるため、本日、他の案件と分離し、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本会議方式により審議に付し、採決したいと思います。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

これから日程第16、議案第13号、平成20年度香美市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） それでは、私のほうから平成20年度一般会計補正予算

(第5号)を提案説明いたします。

議案第13号、平成20年度香美市一般会計補正予算(第5号)

平成20年度香美市一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ9億2,824万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166億1,361万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成21年3月4日提出、香美市長 門脇慎夫

提案理由

地域活性化・生活対策臨時交付金事業及び定額給付金給付事業等により変更が生じたため、補正予算を調製したので、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

議案13-3ページ、「第1表 歳入歳出予算補正」、それから議案13-13ページから議案13-15ページの歳入歳出補正予算事項別明細書及び議案13-16ページから議案13-63ページの款・項・目・節の内訳につきましては、議案13-65ページの提案説明書を朗読いたしまして説明にかえさせていただきます。

平成20年度香美市一般会計補正予算(第5号)提案説明書

今回の補正予算の規模は、歳入歳出予算の総額に9億2,824万6,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれ166億1,361万9,000円としました。

概要は、歳入では生活保護費国庫負担金の減額、地域活性化・生活対策臨時交付金の追加、定額給付金給付事業費補助金の追加、地域住宅交付金の減額、財政調整基金繰入金の追加、老人保健特別会計繰入金の追加等が主なもので、歳出では地域活性化・生活対策臨時交付金事業6億3,457万3,000円の追加、定額給付金給付事業の追加、国民健康保険特別会計繰出金の減額、医療扶助の減額、奥物部開発公社運営補助金の追加、公共土木施設災害復旧費の追加、施設等設備基金費の追加等が主なものになっています。

以下に、歳入歳出予算の款別によります補正予算の概略については以下のほうに記入してございます。

続きまして、議案13-10ページ、「第2表 繰越明許費補正」について説明いたします。

今回の補正は、9件の繰り越し事業について翌年度へ繰り越して使用できる金額をそれぞれ補正後の金額のとおりとし、4億5,069万8,000円を追加し、合計で5億8,341万3,000円としました。

次、議案13-11ページ、「第3表 債務負担行為補正」について説明いたします。

今回の補正は、12件の業務について、期間、限度額を記載のとおりとして追加し、1件の業務の限度額を変更するものでございます。調書につきましては、議案13-64ページでございますので、ご参照ください。

次に、議案13-12ページ、「第4表 地方債補正」につきましてご説明いたします。

農業施設整備事業債は、10万円を追加して限度額を3,060万円に、公共土木施設災害復旧事業債は、670万円を追加して限度額2,540万円にしました。合計、補正総額680万円を追加して限度額25億6,910万円となりました。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。

以上で説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。本案の質疑は、歳入一括、歳出一括して行います。

まず、歳入の質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 議案13-21ページ、定額給付金関係ですが、この事務費の補助金が2,419万8,000円、これ国庫補助として計上されておりますが、事務費、これ総額ですか？これで足りるか、つまり事務費は全部国から給付されておるのかということと、それと議案13-17ページのほうに戻りますが保育園保護者負担金、これは未収がこういう見込みなのか、子どもが思ったより少なかったのかということをお聞きをいたします。

それから、議案13-22ページの県支出金の3節、国民健康保険基盤安定負担金が減額補正になっておりますが、これ5割、7割、2割の減免の分かと思うんですが、大きい減額になっておりますが、その主な理由、後期高齢者医療の関係かなとも思ったりするんですけど説明をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 定額給付金についてのお尋ねですけれども、今、議員から言われましたように、ここに計上をしております国からの補助金は、支出に対する100%ということで計上させていただいております。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） はい。議案13-17ページの保育園保護者負担金の減の要因でございますが、ご指摘のとおり児童数の変動によるものでございます。平成19年11月現在で621人を見込んでおりましたが、実際は568人、53人の減

となっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 保険基盤安定の分ですが、お見込みのとおり老人が減ったために7割、5割、2割の軽減分の額が、それぞれ県・国とも減ったためのものです。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

まず、議案13-18ページの商工使用料の別府森林総合利用施設使用料、マイナスの1,258万2,000円ということですが、なかなか大変ですけど、ちょっと具体的に。

それと、先ほど大岸議員が聞きました議案13-21ページの定額給付金関係ですが、事務関係でどんだけの、今のスタッフでやっていくのか、それとも臨時さん等は何カ月とか雇用していくのか、そこら辺のところですよ。

それと、その下にあります子育て応援特別手当交付金ですが、須崎市のほうがいきなこことやったわけですけれども、実際、計算上は349人かな、そんなところになったというふうに思いますけど、本市としてはそのような発想は全然持たなかったのか、第1子に対してもね、とか、それについてお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） お尋ねの定額給付につきましては、支出に関するお話だと思うんですけども、臨時職員の配置を延べで、延べというか9名程度を予定をしておりますが、非常に短い月を予定をしておるもので、あとはやはり職員の皆さんのご協力いただかなければいけないということで、昨日も課長会で要請をしたところでございます。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） はい。議案13-18の商工使用料、別府森林総合利用施設使用料の減額ですけれども、春から夏にかけてガソリン等の高騰によりまして集客数が大変減りました。前年度に対しまして延べ利用数が約3,000人減が見込まれておりますため収入減となっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） （議案13-21）子育て応援特別手当ですけど、これは国の示されたとおり実施するというので、特に第1子の方に支給するということは考えておりませんでした。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番。

議案13-32ページの54節ですか、これの（指定）管理料返還金というのは初めて出てきたみたいだけんど、これはどういう内容なのか、どこの指定管理者のものなのか、お願いします。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） はい。議案13-32の雑入の54、指定管理料返還金ですけれども、これは昨年度指定管理料としてお支払いしました退職金の返還金に当たるものです。本年度の補正で、今度19（節）の補助金の中で公社のほうに補助金として出すこととしています。そのために昨年度の退職金を返還していただきました。

○11番（片岡守春君） どこやったんですか。

○商工観光課長（高橋千恵君） べふ峡、奥物部開発公社です。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） はい、10番です。

議案13-23ページですけれども、新規就農研修支援事業、そのまま減額になってますが、これ対象者がいなかったということかと思えますけれども、今後の見通しとしてはどうなのかお聞かせください。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（宮地和彦君） 山崎議員の質問にお答えします。

基本的には県事業と並行し香美市の支援事業にしておりますので、今の時期までに相談件数は何件かございました。その中でいろんな諸条件に合致しないとか、また、この香美地域に耕作を余りしてない作物なんかに興味の方が、結構新規就農の方もおいでになりましたので、今回は今から期限的にも県事業には間に合わないということで減額補正をしております。次年度からも継続して新規予算提案をしておりますので。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 議案13-21ページの（総務費）国庫補助金の地域活性化・生活対策臨時交付金、総額で4億6,470万7,000円ということで、事業の一覧表等もいただいているわけですが、議員協議会等も開かれて各課から上がった分をいろいろやったということですが、実際のところ、せっかく議員に話をいろいろ聞いたときに、議員協議会でも出てたんですけど、結果は知らせてもらったわけですが、そういう、全国的にはさまざまな創意工夫のある、さっき須崎市のことも言ったんですけども子育ての部分で充実させたとかあったけど、議員としてもさまざまな思いがある部分もあったんですけども各課からの提案をもとにやっただけ。せんだって、まちづくり推進特別委員会の中でも、商工観光課は新パッケージ事業のことで議員の意見を聞きたいというふうなこともあったけど、担当課、企画課のほうとしてはそういう思いはまるっきりなかったのか、そこのところをお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） お答えいたします。

この交付金につきましては、地域活性化と、それからまた生活対策という2つの目的を掲げての臨時交付金という性質から考えて、これに見合うものを出してくださいと各課へ要請をいたしました。その結果、上がってきた事業について協議しながら調整した結果がこういうことでございます。今のお話でいいますと、新しい発想への対応については考えなかったかと、こういうことですが、現状の財政状況等々含めて、より急ぐものについてということ優先したこともございます。この件については、今お話の中にございましたように議員協議会を開いていただいて、その中で市としてのこれに対応する取り組み方というものを説明もさせていただきました。その中で、その実施計画の選定方針という、基準といいますか4点をお示しをさせていただきました。ここに立脚をして今回はこの交付金についての用途を決定したということでございます。

その中で、議員さんのほうから、こういう集め方をして説明するということは、自分からも提案をしたらお金がそっちへ配分されるのかというようなお話もございましたけども、その点についてはそういう意味合いの会議じゃございませんというご説明はさせていただきましたし、一方、その中でお話もさせていただいたのは、いち早く、思いのある議員さんはそれぞれ原課に足を運ばれて要望を上げていったようなケースもあるという話も聞いておるといようなご説明もさせていただきましたけども、そういった状況を踏まえて今回はこういう整理をさせていただいたというふうにご理解をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 関連ですが、おっしゃることはわからんでもないんですけど、そういう個々の部分じゃなくて、政策的な方向性なんかで議員というのはやっぱり市民の代弁者でもあるわけですので、そこら辺のところですね。逆に言うと、ある部分は平成20年度の国庫補助の分を先やって、あとの残った分を残しておいて、時間的なスパンをとって検討するというふうな方法論もあったというふうに私は思うんですけど、そんなことを選択してやるべきではなかったのかということも1つ。

それから、先ほど前段に言いました、その生活対策の分を強めてもらいたいという議員の思いらあもあつたんですけども、そこら辺のことについての配慮なり考えというものについてのご意見を再度伺います。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 考え方、それから思いというのはさまざまありまして、今回、私どもの立場としてはこういう形で整理をさせていただきました。新しい香美市として、新しいというか香美市としての政策、方向というものについての使い道という部分については、これに限らず、こだわらず、通常の予算の中でも当然対応が必要なものは必要としていかなければならないというふうに考えておりますので、なかなかそこはかみ合わんところがありますけれども、そういうふうにご理解をいただきたいと思います。

ます。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 山崎議員さんの、先ほどに関連しての質問にお答えさせていただきます。

財政課としましては、この4億6,400万円、どういう目的であれ非常にありがたいお金でございまして、現在歳出のほうではこれに付随して6億3,400万と、1億7,000万円ぐらいの一般財源を継ぎ足した予算の編成をしております。と申しますのは、補助金とか交付金事業で既にやっておるものについては、年次計画を立ててやっております。その部分につきましては、財政課サイドにおいてはこの部分ではやらないと、やってほしくないと。新たに、通常では取り上げられない事業的なものを前倒ししてやっていただきたいと。ちなみに、物部のほうで西熊へ行っておる道なんかは予算要求が出てましたけど、通常の予算であれば300万円ぐらいしかないものを一挙にできるというような効果があらわれて、ほんで1億7,000万円継ぎ足してもそれ以上の効果を求めた結果がこういう結果になってます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで歳入の質疑を終わります。

歳出につきましては昼食後にしたいと思いますので、暫時昼食休憩を（午後）1時まで行います。

（午前11時59分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

まず、先ほどの歳入で、建設都計課長、中井 潤君が報告第7号について答弁を留保しておりましたので、答弁を求めます。建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 午前中の報告第7号で大岸議員からご質問のありました事業費の内容についてお答えを申し上げます。

直接工事費で側溝関係で140万円、それから児童遊園の部分で、遊具を複合型にした関係でスペースができましたので、あずまやを若干大きなものにしたということも含めまして児童遊園の部分で135万円、これに経費がかかりますと約350万円ぐらいになるということでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 次に、歳出の質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） 5番の織田でございます。定額給付金のことでちょっとお伺

いをいたします。

これは、きょう午後からの衆議院で可決見込みですか、そういう流れになっております。また、けさの高新には香美市の給付スケジュール、5月中旬、その見込みであると、そういうふうな記事がありました。12月（議会）の比与森議員の質疑に対して、市長のほうから時期にかなったというんですか、そういう適正時に給付いうんか、そういうものがあつたら市長はもっと価値があるんじゃないんかいう、そういう含みの答弁がありました。私はこれ、年度末で確かに忙しいと、そういう事情もわかりますが、何とか5月の連休前ぐらいには支給していただいたら市民の皆さんも喜ぶんじゃないかと思うことと、あと1点は、香美市は品薄いうんか、そういう感があります。そして、他市なんかにおいても地域の商品券とかプレミアム券とか、そういうもんをつけてますわね。そして、午前中の山崎議員の質問とダブるかと思えますけど、そういうふうな取り組みいうんは大事であると思うし、この生活対策一覧表いただいて、そういう予算が組まれてないいうんですかね。そういうことでもっともっと、4億5,700万円、3分の1ぐらいの1,000万円ぐらい市が負担をしたら、100万円ぐらいの、給付金のそういうカード、そういうものができる思いますけど、そういうことに対して我が市はやっぱりいまいち、ちょっと一歩おくれとるんじゃないんかと、そういう感じがしたわけなんです。執行部の皆さん、市長を初め課長の皆さんのみんなが、話し合いしたときにそういう話は出なかったのか、この2点についてお伺いします。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 定額給付の支給の効果を上げるためにもう少し時期を早めるようなことをということをお聞きになっておられると思うんですけれども、前の議会でもご質問がありました。その内容は、スムーズに、そして事故のないように徹底を図れと、こういうお話でありました。そこで、この定額給付、大体1万3,000世帯ぐらいを対象としてやるわけでありましてけれども、やはりその事故についてはきちんと、起こらないような対応をしていかなきゃいけない、市民を混乱させないような形にしていかなきゃいけないと、そこを非常に考えておるわけでありまして。

で、先行してやっておる自治体を見ますと、7,000人のところで、まず初日に申請開始となったときに1割の700人が来た。あるいは、これは町でありますけれども、我々の香美市と同じぐらいの規模のところでありましてけれども、1週間で見ても9,000申請があつたということでありまして。そうしますと1週間7日ないわけで、5日間しか（市役所を）あけてないわけですので、そうしますと多い日は1,000と言わず2,000ぐらいさばかなきゃならないような状況になってくるわけです。そこで、我々としましては、先ほどもご質問ありましたが十分人間的な対応をしていく必要があるだろうと。臨時の雇用も、あるいは職員の皆さんの協力も得なきゃならない。

もう1つ問題になってくるのは、果たしてそれをどこの場所でやるかということであ

ります。それで早速、中央公民館等も含めて検討もいたしましたけれども、なかなかそれがあいてないというふうな状況であります。ちょうど、こういう狭隘な施設でありまして、建てかえをやるということで、この場所ではなかなか実施ができないというようなことになっておりまして、実はこの北にできます第2北庁舎の修繕を待っていると。庁舎建設担当参事に急いでやってくれということでやっておるわけですが、なかなかそうはいかない、計画どおりやっていますのでなかなか、だからといって上げるというわけにいかないというような、そういう物理的な問題もあります。

ただ、この間、常に検討もやっております、早く申請書をつくり上げると、そして発送しようということで、4月上旬には発送しようというふうに考えています。5月11日を申請日ということで、5月11日というのは連休が明けて混乱のないところでやろうというふうにしてます。それで、5月20日には第1回の振り込みをやろうと。現金給付は少し後にさせていただきたいというふうに、現金でお渡しするのはもう少し後だというふうに思っています。

そこで、4月からにつきましては、これはやはり混乱をすることが想定されますし、申請の書き方もわからないとかいうこともあろうかと思しますので、その間を相談日という形にしまして、相談を職員が受け付けます。これも相当な数で受け付ける予定をしております、間違いのない給付を、第1回の給付を5月20日にはできるような形にしておきたいと、混乱をさせないような形にしてやっていきたいと。だから、申請は5月11日であるんですけども、前倒しで申請を受け付けるんかと言われるとそこまでは答えられないんですけども、相談日というような形をとりながらやっていくと。ですから、実質はもっと早いんだというふうに理解していただきたいと。ただ、お金が回って地域に落ちるとするのはちょっと遅くなるんかということでのご不満があらうかと思っております、そこは香美市の今置かれた物理的な状況等もご理解をいただきたいなというふうに思っております。

ただ、国のほうは振り込みをなささいということで、市の使っている口座で使えるものは使いなさいということで、非常にそうしていただくと本人確認であるとか口座確認とかいうことで手間が省けていいんですけども、今研究させておりますけれども、それでやりますと7%ぐらいのミスが出てくる可能性があるよということが、香南市、南国市含めての研究の中でそういうことが出てきておりまして、やはり一人一人の口座のコピーをとって確認をしてやっていかなきゃいけないと。そうなりますと相当労力がかかってくるということもありますので、その体制、それを処理できるような場所も含めて、整備をさせた上で実施をしたいというふうに思っておりますので、そのところのご理解をお願いをしたいと思っております。

以上。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） はい。織田議員のご質問にお答えをしますが、このことは1

2月議会でもお答えもしました。この定額給付金につきましては公明党のほうから提案だというふうに思っておりますが、実に10月に発案をされてから今までかかったと。それも、今までかかるにも右往左往で、本当にまだその方向性すら決まらないような状況で、はっきり言って政争の具にしたと言って私は過言でないというふうに思います。そうした中で、決まった以上はきちっと当然各市町村がせにゃあいけませんので、今、総務課長がお答えをさせていただきましたとおり、市民の皆さん方にきちっと行き届くように万難を排してやっていかなければならない、そのように思っております。

また、同時に、もう少し市で独自でそうしたことを、タイアップして考える余地はないのか、また、香美市はそういうことでおくれておるのではないかというふうに言われましたが、私はそういうことは全然考えませんでした。

以上です。

- 議長（中澤愛水君） 5番、織田秀幸君。
- 5番（織田秀幸君） その定額給付金で商品券、そういうものについて商工会等から打診いうんか、相談とか、そういうものはなかったですか。
- 議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。
- 総務課長（法光院晶一君） 商工観光課長のほうからそのようなお話も聞いておりませんし、商工会のほうからもそういう働きかけはなかったように考えております。ただ、先の、かつてやりました地域振興券につきまして、その振興券が使われた場所が非常に限られた場所で使われておるといようなこともありまして、振興券の検討はさせていただきましたけれども、やはりお金のほうが全体として使い勝手がいいんじゃないかと。振興券についてはやはり一定のところということですから、議員もご承知のように経済効果としたら、お金が地域の中で回転をするということが経済的な効果を生むわけでございますので、一定のところとどまってしまうような形ではなく今回のようなやり方がよろしいんじゃないかというふうに思ってます。

以上です。

- 議長（中澤愛水君） 1番、山岡義一君。
- 1番（山岡義一君） 1番。
議案13-50ページ、道路維持費でございますが、市道商店街通り排水路改修につきまして、1億1,500万円、委託料で400万円、工事請負費で1億1,100万円、これを計上しておりますが、これは山田の商店街の床板ふたを改修するんじゃないかならうかと思いますが、そのことについてお尋ねしたいと思います。

それともう1つ、場所でございますが、商店街の全域でございますか。

以上です。

- 議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。
- 建設都計課長（中井 潤君） 山岡議員のご質問にお答えします。
商店街通りの排水路改修工事でございますけれども、商店街の北側の水路を全部やる予

定をしております。それと、百石町2丁目の三差路から東向いて植線までは南側もあわせてすると。あそこは車が通るたびに床板がバラバラバラバラというような状況になりますので、あそこは両側をして、あとは北側を全域するという計画であります。床板のふただけでなくって、現在はもう商店街の下に中央雨水幹線が入っております関係で、現在の断面は必要ないだろうということで、工期の短縮のためにあれに2次製品を入れちゃうと。もう片側のかまちを取り壊して2次製品を入れていこうという予定で、委託をかけて計画を練るという予定で、工事費が1億1,100万円を予定しております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 1番、山岡義一君。

○1番（山岡義一君） 水路に2次製品を使うということですが、ほいたら現況の水路が狭まるわけですか。それと、ふたは木にするわけですか。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井潤君。

○建設都計課長（中井潤君） お答えを申し上げます。

水路自体は、もともとの水路は下に、地下に中央雨水幹線が入っていない時代の断面でありました関係で、もう途中で何か所か下の大きな管に入れるという状況になってますので、現在の断面はもう必要ないだろうということで、その検証のために委託をかけるということでありまして、どれぐらいの断面でいいのかという判断をするということでありまして、それから、床板につきましては、2次製品のU型の側溝を入れて、それに同じ、壁にかかるようなコンクリートの床板をかけるという予定であります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

議案13-47ページ、この13節に出てる農道台帳作成費ですけど、これは年度かに1回こういう台帳を作成するというように、お決まりになってるのかどうか、その点を1点。

それから、（議案13-55）消防の関係ですけど、今度の予算の中で住宅用の火災報知機を設置をするということで予算化するわけですが、これはどういう対象でやられるのかということ。

それから、もう1つ、（議案13-55、4目）11節の非常用備蓄食糧でございますけれども、大きなお金ですが、どういうものを備蓄をしていくのかということと、それから、今も備蓄しちゅうもんがあると思うんですけど、これは何年度かに1回やっぱり入れかえとか、古くなったものは放出するということになると思うけど、それはどういう形で放出されていきゆうのか、その点を1つ。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（宮地和彦君） 議案13-47ページの農地費の13節、委託料、農道台帳作成費についてですが、定期的の年度計画では特に予定はし

ておりません。ある程度長期の間に、あくまで一般財源を使つての台帳整備でございますので、定期的に修正をしておつた。それと、今回は合併当時のやはり3地区の台帳の整備の仕方が若干違いがございました。それをもう一連の、関連のできるような、つながりのできるような台帳に整備を、3年、合併時から順次やっております。今回この交付金を使いまして、完了したいというところで今回補正をしております。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） ご質問にお答え申し上げます。

事業の一覧表のほうに書いておりますように、基本的には全戸に1個配布をするということで事業を実施するわけでございますが、世帯の把握をして、入札により物品を調達して、あとそれを各地区へ配布するというところで、基本的には各自治会長さん等のご協力を得ながら職員一丸となって取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

（11番、片岡守春議員、自席より「非常用。」と発言あり。）

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 非常用備蓄食糧についてお答えいたします。

今回買う予定をしておりますのは、俗にサバイバルフーズというふうな名称、俗というかそういうふうな形の食糧なんですけど25年もつと。そういうふうな食糧でございまして、それで、幸いにしてこれ使うことがなかった場合25年先にこの分をまた買いかえないかんというようなこととなりますのですが、そのときになって処分の方法を考えなければならぬんですが、例えば住民の皆さんに知らせて入札にする、札を入れてもらうとか、その方法はわからないんですが、食べれなくなる前に、買いかえる前に考えないかんということだと思います。

○議長（中澤愛水君） 14番、島岡信彦君。

○14番（島岡信彦君） 済みません、その非常用備蓄食糧のサバイバルというの、25年ともつ、ほんで、何食分ぐらいというかと場所、どこへ備蓄しておくのかということ。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） はい。この食糧の数とかなんですが、地域防災計画で、避難される方、災害を受けて、8,204人という人数を上げておりますのですが、この人数が1日3食で3日間食べれると、そういうふうな前提でございまして。置く場所としましては下に、若干今ある分が下の、ちょっと名称忘れまして、教育委員会の裏手、県営住宅のところにある農業振興センター、そこへと、それから香北支所と物部支所のほうに置いてございまして、そういう配送拠点、そういうところへ置きたいと思っております。ほんで、本庁のほうにおきましては、今度、例えば廃止になる保育園とか、そういうところも考えてますが、余り温度の上がらんような方法で備蓄せんといかんということになります。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 議案13-49ページの7款、4目の商工費の中の15節と18節についてお伺いしますが、ピースフルセレネあるいはべふ峡温泉、かなり今までも小規模の改修もしてきてるんですが、今回はかなり大がかりな改修等やられるように聞いておりますが、この工事費ですが、特にべふ峡温泉というのはチップボイラーということで、これはペレットでやるんじゃないかと思うわけですが、そういった中でペレットはどういう形で生産してやられるとか、そういったことを具体的に、もうちょっと工事の内容の説明を、このままではわかりにくいので説明をしていただきたいと。それから、ピースフルセレネの改修についても、どのような改修工事を行うのか。

それと、備品の購入についても、厨房機器等についてはどういうものをやられるか、具体的にちょっと説明を、この点をお願いしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 物部支所業務管理課長、西村博之君。

○物部支所業務管理課長（西村博之君） 西村議員さんの質問にお答えいたします。

1つ目がチップボイラーシステム設置工事の件なんですけれども、今ペレットのご質問がございましたけれど、燃料のコストを考えましたらチップのほうが安くつくということでチップのほうを導入いたしました。ただ、このボイラーにつきましては、バックアップとして既存の重油ボイラーを2の割合、それと新設のチップボイラーを8の割合で使用するよう計画しております。システムの内容なんですけれども、200キロワットのチップボイラーを1基と2,000リットルの貯油槽を1基、それとチップの貯蔵倉庫として20立米のサイロが1基、それに付随しまして煙突工事、室内の配管工事、2次の電気工事という内容になっております。

それと、もう1つはべふ峡温泉の施設の改修工事の内容だったと思いますが、本館の屋根の修繕が1つと、それとバンガローの通路の屋根の張りかえ工事なんですけれども、既設の屋根がアスベストを含んでいるということでバンガローの屋根のふきかえ366平米を考えております。それと、もう1つはバンガローの和式トイレの洋式化、12カ所残っておりまして、それをすべて改修したいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 香北支所業務管理課長、竹内 敬君。

○香北支所業務管理課長（竹内 敬君） はい。西村議員さんの質問にお答えをいたします。

15節のピースフルセレネ改修工事と、それからピースフルセレネの厨房機器、備品の内容についてでございますけれども、まずピースフルセレネの改修工事につきましては、ピースフルセレネが営業を始めましたのは平成6年からでありまして、もう15年ほどたっております。そのためにいろいろな機械や設備等が既に耐用年数を過ぎまして、故障や劣化がひどくなってきております。そのために入れかえとか改修、修繕等を行うものでございます。項目としましては15件ほどありまして、特に大きなものとしまし

ては空調機の入れかえ、それから換気扇の入れかえ、それから2階、3階の廊下のじゅうたんの張りかえ、それから大浴場のタイルの張りかえ、天井等の修繕、それから屋根の塗装工事等がございます。

それから、18節の備品購入費につきましては、冷凍庫、冷蔵庫等厨房機器、それからガスレンジ関係、洗米機、ビジネスフォンのかえ、それから地デジ対応テレビの購入等でございます。その中で冷凍庫、冷蔵庫等につきましては、冷蔵庫が3、冷凍冷蔵庫が1、冷凍庫1、冷蔵ショーケース3、製氷機等々11品目でございます。それからガスレンジ関係では、ガスレンジ、ガステーブル、ガスフライヤー等々5品目でございます。それから洗米機、それから地デジ対応テレビ18台の購入、それからビジネスフォンシステムの入れかえでございます。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 関連ですか。

15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光です。

関連ですけど、そのべふ峡のチップボイラーのチップはどちらで？物部の森林組合か何かでされますか。

それともう1点、先ほどの住宅の火災報知機、全戸へ1個配布するということですが、そのときにもう既に備えてる家に対する対応はどのように考えておられますか、2点お願いします。

○議長（中澤愛水君） 物部支所業務管理課長、西村博之君。

○物部支所業務管理課長（西村博之君） 依光議員さんの質問にお答えします。

残念ながら地元の物部にはないので、製紙用のチップを高知のほうから、まだ正式じゃないですけど高知のほうにあるということで、そちらを検討しております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） お答え申し上げます。

一応全戸という、基本的には全戸ということでお答えを申し上げましたが、条例の制定が、平成18年6月1日から以降の新築住宅についてはもう義務づけられておりますので多分既につけておると思いますが、また自主的にこれまでつけられた方もおいでだと思います。が、そこをどういうふうに解釈するかというと、やっぱり必要最小限につけておるのではないかとこのように思いますので、公平性を考えた場合、つけておられる方も一応全戸に対して1個は配布するんで丈夫につけていただくと、安心のために、という解釈でいきたいというふうに考えております。ただ、市営住宅なんかにつきましては、約270戸ぐらいありますけど、そういうものについては一応考慮をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 関連？

6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） その火災報知機ですけど、先ほど入札で購入ということをおっしゃいましたが、市営住宅の設置のときにも思ったんですが市内にある電気屋さんを利用して、これは市営住宅の場合は総枠でやったからたしか入札が2件に絞られたと思います。せめて商工会に加入しているお店とかそういうところを利用して、メーカーとも交渉して、購入はぜひ香美市内の電気屋さんで購入すると。これが本当に地域活性化の交付金じゃないろうかと思しますので、その辺どうでしょう。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） お答え申し上げます。

まだ入札の指名の相手先までのところは明確には考えておりませんが、香美市内につきましても電気屋さんとかホームセンターとかありますので、なるべく公平に、広く参加していただくようには検討したいというふうに思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 8番。

その火災報知機の関係ですが、基本的に全戸1個ずつ配布をするということでございますけれども、今法制化が近いということに伴ってホームセンター等でもどんどん販売してるんですが、大体聞いたところによると、台所には熱を感知する報知機をつけまして、ただ、煙が上がっていく2階、階段上がったところには煙、それから寝室等にも煙のをということで、1個ではなかなかカバーできないわけですけども、全戸に1個配布する、1個配ることによってこれで大丈夫というふうに思われても困るんだろうと思います。

それと、依光議員さんのご指摘のとおり、今各地域の自主防災組織等でもこの火災報知機への取り組みをかなりしております。自分の地域でもしておりますけれども、そういうことでかなり普及も実際しております、1軒に十分な火災報知機をもうつけてる、台所にもつけて寝室等にももうつけてるということもかなりあります。そこに無理にしてもう1個配ってもどこへつけるのかと、もう実際そういう問題が起こるんじゃないかと思えます。1個だけ配ることによって住民の方にこれでよしと思われても困るし、もう十分に設備ができてるところになおもう1つつけてくださいというのもどうだろうと思えますけれども、そのあたりの見解をお伺いをいたします。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） お答え申し上げます。

やはり心配をしておるのは、先ほどご質問もありましたように1個配ることによってこれでえい、十分じゃというふうに考えられると非常に困りますので、その点についての周知はしていきます、当然のことながら。それと、基本的にはやはり1個配ることに

よって、やはりみずからの家庭の防火意識と申しますか、それと、火災警報器について、1個配ることによってそのほか、当然2つ、3つぐらい必要になろうかと思っておりますので、それを買っていただいて防火に努めていただくという防火意識を高めていただくというところも目的のうちでございます。

それと、既に十分つけておられる方については、先ほど申し上げましたように各自治会長さんに4月に入りますと一応ご説明をさせていただいて、世帯の把握とかいうところ、実質的な世帯の把握とかに入っていきますが、その段階で辞退される方は辞退をさせていただいて結構でございますので、こちらとしては公平性を考えて全戸に基本的にはいう考え方でいきますが、もういいですよという方についてはご遠慮いただいても結構やと思いますし、また、設置要綱をまだ整備中でございますけど、高齢者の方にはその分2つつけるとかいう考え方もあるかと思っております。それらも含めて、なお詳細の設置要綱についてはこれから検討して整備をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 1つは、議案13-49ページの負担金、補助金ですが、奥物部開発公社運営補助金、これ、これまでなかったと思うんですがどういう性質のものかということと、それと、この地域活性化・生活対策臨時交付金の関連で、議案13-60ページに宝町グラウンドフェンス改修工事というのが出ておりますが、このフェンスの改修工事そのものにかなり、よくわかりませんが高額のように思うんですが、工事費、材料費等含めてこれぐらいかかるのかということと、ここの宝町グラウンドの利用頻度って年間どれぐらいでしょうか、その2点をお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 大岸眞弓議員のご質問にお答えいたします。

議案13-49ページの商工費の19節、奥物部開発公社運営補助金ですが、これはべふ峡温泉の職員の退職金分です。

（11番、片岡守春君、自席から「ちょっとマイクに向うて言うて、わからん。」と発言する。）

○商工観光課長（高橋千恵君） はい。べふ峡温泉の職員の退職金分です。べふ峡温泉の運営に当たりまして指定管理料をお支払いしておりますけれども、退職金を含むというのは従来からおかしいというご意見ございまして、検討した結果、平成21年度からは中退共の制度ですね、に入ることにいたしました。一たん3月末をもちまして退職金を支払うこととし、奥物部開発公社へ運営補助金という名目を出すことにいたしました。これによりまして、平成19年度に1名退職者がございまして、払いをしていた分は午前中に述べました雑入で返還をさせていただいて、それを含めた分でございます。人数は全部で9名分になります。平成20年度に2名退職者がおりまして、それから平成19年度分が1名の計9名分です。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 物部支所長、萩野泰三君。

○物部支所長兼参事兼事務管理課長（萩野泰三君） 議案13-49ページの19節の奥物部開発公社の補助金の関係で補足をさせていただきます。

実は、（奥物部）開発公社につきましては、従来より（奥物部）開発公社独自の退職規定を設けておりまして、給与につきましても4級制をとりまして、これは以前の旧物部村の技術職員の給料制をとっておりまして、それに伴います退職規定をこしらえておりました。そういう点で合併後に、やはり香美市におきまして香北に2セレネ、公社がございます。香美市の委託しておる施設の中で退職規定がばらばらというのはおかしい、やはり平準化、統一化をしなければならないというようなことを協議いたしました。そうした中で、施設としては退職金の積立金をしてなかったわけでございまして、今後、平準化、統一化を図るためには、今後の課題としてその規定も変え基準も決めなければいけません。この際、一たん退職をしていただき、退職金を支払い、また4月以降については香北のふるさと公社と同じような体制で出発をしたいということで、今回、今年3月31日までの退職金の合計が2,357万6,000円になりますので、それを一たんお支払いしたいということでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、九内一秀君。

○生涯学習課長（九内一秀君） 議案13-60ページ、体育施設費でございます。

宝町グラウンドフェンスの改修工事ということですが、これにつきましては、予算を計上する前に見積もりをいただきまして計上いたしております。以前、予算要求する際にも約3,500万円というような金額も上がっておりまして、今回の金額につきましても妥当な線ではないかというふうに思っております。

それから、利用状況につきましては、ちょっと資料持ってきておりませんが、土曜、日曜には少年野球チーム、スポーツ少年団等の利用もありますし、また通年ではありませんがゲートボール、グラウンドゴルフ等の利用もあっております。それから、民間の会社も、今年度はちょっとよう把握しておりませんが平成19年度につきましては民間の会社も夏場に利用していただいております。それと保育園のたこ揚げ大会とか、そういう形で広く場所を使うときには利用していただいております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光です。

先ほどの（奥物部開発公社の）退職金のことですけれど、去年にも3月議会で、このままではいけないからやっぱり退職金規定をきちっとして積み立てをしていくように考えていきますっていうことを答弁をされたと思うわけです。ぜひ平成21年度はよろしくお願いいたします。

それと、ちょっとお聞きいたします。議案13-36ページの健康センター改修工事、これどんな内容か、お聞かせください。

そしてあと、人件費関係でちょっとお聞きをしたいんですけど、議案13-41ページの1目の3節、職員手当等、時間外手当、今回減額になってますけれど、昨年度、平成19年度の決算から比べたら120万円ぐらい多くなってるがですね。何か事業がふえたのかな、それとも心配する、後何件かあるんですけど事業として適正化がちゃんととれてるんか、その辺も、健康の面のところとかそういうこともちょっと心配するんです。

ここと、あと次のページ、保育園費の7節の賃金、これもここで新しく500万円が出てきていますけれど、その増額の理由をお聞かせください。これも昨年度と比べたらぐんと多くなっています。

あと、議案13-55ページ、前議会では質問しなかった、金額が余りに大きいから聞いたら間違いだということで、1目の3節、職員手当等、今回450万円の減額となっております。けどその内訳、ちょっと私も去年の、平成19年度の決算も出して比べてみました。そしたら、ここでは減額になってますけれど平成19年度決算から比べると513万円ぐらい多くなっています。その点どうしてかということをお聞きしたいです。

それと、そのページの下18節、備品購入費が619万5,000円、これはどういうものを備えられるのかな、ちょっとお聞かせください。ひょっとその携帯電話とか、そういうのをふやされるのであれば、ぜひ携帯型の無線電話を市長に1つ持っていていただきたいと思うんです。というのは、私も質問させてもらって、市長は、やはり自分よりはほかの市の連絡とりにくいところへ、そこへ渡してくださいというお気遣いされて、それはすごくいいことやけど、やはり市長が安心して仕事するためには、市長がいなくてもそら補佐する方がたくさんいらっしゃいます、それぞれがいらっしゃるからできるんですけど、やはり市長にも1つ携帯無線電話を安心して持っていて、していただきたいと思いますので、もしそういう予定がなければこれへぜひ入れていただきたいというお願いと、その内容をお聞かせください。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） はい。それでは、議案13-42ページ、保育園費のうちの（3目）7節、賃金の増額理由でございます。これは当初からの不測の事態と申しますか、障害児対応が3名、加配保育士をつけた分並びに正社員の病気休暇の対応でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 依光美代子議員さんのご質問にお答えします。議案13-36ページの（葦生）プラチナプラザ（健康センターセレネ）のことです

けれども老朽化が、プールについて大変老朽化が進んでおります。その関係で、主な改修内容がミストサウナの機械の取りかえとか、それから空調、その他細かい20万円とか30万円のものがたくさん項目がありまして、そういうことの集合体です。それから、冬場につきまして、外側にありますプールと内側との間の境をすることによって重油の節減をすると、そういうような工事とか、そういうもろもろのものです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 議案13-55ページですけど、消防費の中の職員手当等が450万円減額ということでありまして、これは実は補正をいただいたんですけども、この補正が成立した中でこれが二重計上されてるということがわかりましてここで減額をさせていただくということになりました。この二重計上が起こりましたのは、総務課のほうの職員の係のほうと消防のほうの係と連携してやっておるわけでありまして、既に報告したものがまだ処理されてないということで二重に処理をしてしまったということで、二重計上になっておりましたので、これについては減額をさせて修正をするということでございます。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 議案13-55ページの災害対策費、備品購入費のご質問だったと思いますが、619万5,000円、この内容、中身ですが、災害が起こって救護所が開設された場合に、そこでお医者さんが使用する医療器具とか薬品とか薬とか、そういうものが入ったジュラルミンの箱、医療キット、JM-3というて言っておりますが、それが120万円、それから毛布ですね、避難された方が使う毛布が2,000枚、300万円、それから災害用トイレが16台の199万5,000円、そういう内訳になっております。

それから、依光議員が言われました市長に携帯無線電話を持っていただくというのは、今回のこの補正予算とは別に、ご提案いただいたということで検討をしてみたいと思います。

以上です。

（笑い声あり）

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 議案13-41ページの職員手当等のことは時間外のことではのでしょうか、はっきり聞こえなかったんですけど、時間外のことですね。時間外がふえてるというのは、今年度ですけど、高齢者の福祉計画とか障害者の計画とかそういったものがありまして、ちょっとふえてます。それと、今ちょうど病気休職で休んでる方もおりまして、その分夜間に事務とかしておりますので、その分がちょっとかさんでおります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 24番、石川彰宏君。

○24番（石川彰宏君） はい、24番。

べふ峡温泉のチップボイラーについての関連質問でございますが、確かに今の温泉ができて8年、そしてボイラーの耐用年数も過ぎていると思っておりますが、それでチップを8・2で使うということでございますが、このチップというのも、今燃料が下がって重油が58円ぐらいですか。それでチップの値段というのはトン当たり1万円を超えることもございます。6,000円以下になることもございます。このあたりの価格設定はどうなっておるか。それからまた、そのチップボイラーの耐用年数というものは一体どれくらいあるのか、お聞きしたいことと、それともう1点、（議案13-60、2目、13節）これは香北の青少年センターにございます農村広場の芝生でございますが、これは国体のホッケーのとき物すごういい芝を使ってホッケーをしたものでございますが、今サッカーに使って見るも無残な姿と言ったらいいのでしょうか、余り手入れもできてなく、中のあたりはもう芝生もなくなるような状態になってますが、これは全体を張りかえでしょうか、それとも一部を張りかえて置くか、そして置いた場合はグラウンド使用はできないか、その辺をお聞きします。

○議長（中澤愛水君） 物部支所業務管理課長、西村博之君。

○物部支所業務管理課長（西村博之君） チップボイラーのご質問にお答えします。

チップの値段、今のところ交渉はまだできんのですけれど、一応調べてますけれど、一応1キロ15円ということで買うような段取りをしております。当初重油の価格が、今は下がっておりますけど一応重油が75円、それとチップが15円ということで試算をしましたところ、大体年間240万円ぐらい燃料代が浮くような計算です。最近重油が下がっているもので、一応70円で計算をし直してみたんですけれど、それによりますと約100万円ぐらい燃料費が浮く計算です。

ボイラーの耐用年数ですけど、大体15年が耐用年数じゃないろうかと思えます。以上です。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、丸内一秀君。

○生涯学習課長（丸内一秀君） 議案13-60ページの体育施設費の香北の農村広場芝生養生業務でございますが、お話のありましたとおりもう芝生もはげたところもありますし、またぼこぼこができておまして、実際ボール等がイレギュラーするという状況になっております。それで1年間をかけてまして養生していくということでございまして、芝生のはげたところ等につきましては補植等あろうかと思えます。また目土、砂ですね、それを補てんしていくとともに肥料、散水等もお願いしていくわけですが、具体的な工程につきましては、予算をとった段階でございますので、今後5月以降からの予定になろうかと思えますが、話を詰めて順次やっていきたいと思っております。それで、まだ今のところどれぐらい貸せない期間ができるかというのはちょっと具体的にわかっておりませんが、今後、業者さんのほうとも話を詰めていきたいというふうに思

っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎です。

まず議案13-42ページですけれども、保育園の中の給食保育材料費の減額、これ大きいですけれどもどういった理由で減額になったのか、教えてください。

それから、議案13-46ページですけれども、塵芥処理費の中の缶・その他の金属類中間処理と、紙・布類収集と、それから粗大ごみ中間処理、この分当初がそのまま減額になってるかと思うんですけれども、どうしてそういう状況になったのか、教えてください。

それから、議案13-62ページですけれども、施設等整備基金費が組まれてますけれども、この施設というのはどういったもののために組んでるのか、お願いします。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） はい。議案13-42ページ、保育園費の11節、需用費の給食保育材料費の減額理由ということでございますが、これは児童数の減ということでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） はい。議案13-46ページの塵芥処理費の委託料につきましてお答えいたします。

缶・その他金属の中間処理、それから紙・布類、粗大ごみ中間処理、粗大ごみ（金属以外）の中間処理につきまして、当初に業者より見積もりを徴取いたしました結果、委託料がゼロ円であったため全額減額するものでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 山崎議員さんのご質問にお答えします。

議案13-62、9（目）施設等整備基金の1億円の積み立てでございますが、これはそれぞれの施設が、現在の香美市の施設がもう老朽化しておりまして、100万円、200万円といった修繕費、そういった経費がかなりかさんできております。ということで、今年初めて、比較的まだ財調とか残っておるときにこういった基金へ積み立てておこうという思惑で改めて積み立てをさせていただくものでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

2点ほど伺いますが、1つは定額給付金関係と、議案13-36ページの19節、それと議案13-42ページの子育て応援特別手当給付費、入りのほうでも聞いたんです

けどその実質の支給について、滞納を抱えている方の場合であっても実質支給されるということで、特に子育てのほうなんかはどうなのかということで、よく滞納の場合は相殺とかいう手続きを今まで踏んでた部署も、今でも踏んでる部署も多々ありますけれども、支給される場合ね、その手だて、それが1点。

それと先ほど来出てました議案13-49ページの奥物部開発公社運営補助金についてですが、この職員の方々の身分って何ですか？はっきり言って。指定管理者に移行するときにこういう事務は基本的に、旧物部から引き継いでるということであるやったら終わってなければならないというふうにも思いますし、実際問題、入りのほうではマイナス計上されておいて、ここで退職金の分を9名分出して新たにスタートすると。去年の議員協議会のときでも退職する人が2名とか1名とか何か小松さんと話したような経過も記憶しておりますけれども、実際のところそこら辺のシステム上の問題がないのかどうか、その点についてちょっと、再度お聞きしたいわけです。実際の指定管理者の形でやられてるとは到底思われないというふうに私は感じるわけですが、そこら辺についての見解を求めます。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 定額給付について、滞納者についてどうするんだと、こういうお尋ねなんですけれども、定額給付そもそもは地域の経済政策に資するための施策である、こういうことありますので、首相も言われておるようにしっかりいただいて地域で使って経済効果を起こせということですから、そこには差がないだろうというふうに思っております。この定額給付金のお金の性格はどうなんだというところからしますと、これは贈与、そういうふうなことになっておりますので、すべてがいただく資格があるというふうに考えております。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） はい。子育て応援特別手当につきましても、滞納者であろうと同じように支給はします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

議案13-49ページの（奥物部開発公社）運営補助金ですけれども、やはり指定管理料の中に退職金が含まれるというのはおかしいと昨年度も言われました。これを踏まえまして検討いたしました。本来ですと指定管理を出したとき、その段階でもっと検討すべきではなかったかというふうには考えております。

身分ですけれども、べふ峡温泉の職員ということで、旧物部村の時代では職員がべふ峡温泉の運営に出向していたということもありまして、現業職員という扱いをされていたようです。それがそのまま継続してきたということがありましたので、どこかで正さなければならないというので、今回になってしまいました指定管理をするに当たりま

して香北とそれから物部と、足並みをそろえて今回させていただきました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 物部支所長、萩野泰三君。

○物部支所長兼参事兼事務管理課長（萩野泰三君） 補足をさせていただきます。

べふ峡温泉につきましては、これは現在は奥物部開発公社に委託をしております。商工観光課長が申し上げましたとおり、一番最初、開設当時は森林組合に委託をして行っておりました。それで、当初そういうことで始めましたけれど、組合におきましても本来の業務でないということで撤退をしたという経過がございます。そうした中でどうするかということ当時協議をしたようでございますが、名前は違いますが、そのときは奥物部開発公社というふうに記憶しておりますが、公社を設立するに当たりまして当時の旧物部村長池村亀治氏のほうが、旧物部村になりますが200万円出資をいたしまして公社を設立した経過がございます。森林組合が撤退した段階で、1年でしたか2年でしたか直営でやっておりました。その後において公社を200万円（旧物部）村のほうで出資しまして、公社を設立して、現在というか合併前に至っております。合併するときに現在の名称に変更して、現在の職員の身分は開発公社の職員ということで、その中で役員会等、理事会等も行っておりますけれど、基本的に直営でやっていた経過もございますので、公社には迷惑はかけないというふうな格好で運営をしていくというように承知しております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光です。

済みません、関連ですが、今回議案13-49ページで別府森林総合利用施設管理委託料が増額になってますよね。この増額の理由を教えてくださいませんか。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 食材料ですとか購入品ですとか、現在物価高が起っております。それによりまして支出のほうが増額になりましたので、経営に対する補てんということになりました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 丁寧に説明していただけてますけども、基本的には納得がいかないというところです。どうして民間の、民間ですわね、今、開発公社はね、の退職金を市が出さねば、突き詰めて言えば市から出さねばならないかと。その現業職員で最初は雇っていて、それで出向させていたと。その都度その都度、次直営でやったと、それから開発公社で200万円（出資）、そのいきさつはよくわからないんですけど、実際その都度その都度終わらせていかなければならないところをずっと引こずってきたということなんですね。それで、今しまいがつかないので、最後、奥物部開発公社に係る

9名分の退職金を市が出いて、今まではそういう退職金等についてはその都度終わらせてきてなくて、もし現業職員がそのままいた場合やったらもっと大きな1人分の、もっと大きな退職金になると思うんですわ。だから、そこら辺の時系列の説明をしてもらわないと、なかなかこれ納得できないということで説明を再度、物部支所長かね、その都度退職金を支払われて終わってきてまた再度ということなのか。

○議長（中澤愛水君） 物部支所長、萩野泰三君。

○物部支所長兼参事兼事務管理課長（萩野泰三君） 現在の退職金の制度の中で支払いしますとこの予算に計上しておるとおりでございますが、これを、現在の職員をそのまま4月以降も現制度の中で退職まで続けて支払うということになりますと、在職期間中が違いますので試算はできんわけでございますが、残った期間を定年まで勤めると仮に計算した場合と、それと給料額によって掛金も違ってきますので一概には計算はできませんけれど、現在の給料のまま退職まで勤めたとした場合、現在の退職金と中小企業退職制度に加入して支払った場合には、約、試算でございます、現在の給料での試算で約2,000万円強の違いが出てくるのではないかとというふうに試算をしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 中退共は、これからかけるという中退共は奥物部開発公社が掛けるわけですね、もちろん企業の中で掛けていくわけですね。それを香美市が負担していきますか？これから。そこら辺もちょっと今の発言の中でわからないけど、指定管理を結んで、その企業がその職員のことを踏まえてすべてやるというのが普通ですわね。だから、この観光費の中でべふ峡に突っ込んでるお金ってすごく多いですわね。それは頑張ってもらわんといかんからそれは大事と思うんですけれども、実際、指定管理者制度のもとでやってえいことといけないことというのはやっぱりきれいにさび分けねばならないというふうに私は思うんですけれども。だから、そこら辺がちょっと、何か混同されてるように非常に思います。だから今後の中退共の掛金なんかはどういうふうな扱いになっていくのか、ちょっと踏まえて、最後になりますけど答弁よろしく願いします。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 山崎議員さんのご質問にお答えします。

会計処理上は、本来市、（旧物部）村を離れた時点でこの奥物部開発公社のほうで中退共なりに入って退職金等の積み立てが行われるべきです。当然雇用の条件、これには含まれておりますのでそういったものがきておらなければならないと。先にありましたように、指定管理料の入のほうでありました返還金、これにつきましては、昨年やめた職員に対しての分の退職金そのものを指定管理料で含んで払うたと、それは会計上おかしいという見解で返還を求めました。これが入のほうです。

それから、続きまして、今回議案13-49ページの19（節）となっておりますの

は、本来奥物部公社が掛けておらなければならない、指定管理料に含んで請求してこなければならない中退共、そういった部分が入ってません、これには。と申しますのは、今までそういった経理ができてない部分を政策的にこれ以上、平成21年に引き続いてこの職員を雇用していくことについてはよくはないという判断で、今回これで一たん精算さすと。それから、平成21年度以降につきましては、指定管理料の中に中退共の掛金、負担金ですね、これを含んで指定管理の中でお支払いしていくという経過で、こういった部分でございます。ですから、この19節につきましては本来はあり得ないと、通常はあり得ないです。ただし、これ以上これを放置して、一たん切ると中退共は引き続き今まで勤めてきた方々の通算はできません、そういった制度です。ですから今の義務的なもので、本来は、これを政策的に市のほうで補助金として出して一たん退職していただき、新年度からは中退共の掛金を含んだ分を指定管理料に含むといった経過にとり、この部分で平成21年度予算にも上げさせていただいております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） わかりましたけど、ほかに、そしたらこういう事例はもう今後はないということによろしいのか、それだけ確認して終わります。

（笑い声あり）

○議長（中澤愛水君） 副市長、石川晴雄君。

○副市長（石川晴雄君） 今現在市の施設で指定管理を、こういう営利を目的とした施設の指定管理は奥物部開発公社と、それから香北ふるさと公社、その2件だけでございますので、もうそれで、いわゆるふるさと公社の今までの方法にこの物部開発が合わせたという形で、ほかにはございません。（後に「指定管理はアンパンマンミュージアムとほっと平山の2つがまだ追加してある。」と答弁あり）

○議長（中澤愛水君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 矢野。

議案13-59ページでありますけれども、4目、文化財保護費、これは15万円減額になっております。報酬でありましようけれども、どのような理由で減額になったのか。

それと、もう1つはこの文化財保護審議会、これがどのような活動をしているのか。といいますのは、ご承知のとおり八王子の絵馬台、これにつきまして、今修復につきまして香南市の絵金蔵、これが音頭をとりまして寄附を募ってこの修復のために行っておりますけれども、この保護審議会の活動の内容をお聞きをいたします。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、九内一秀君。

○生涯学習課長（九内一秀君） 議案13-59ページの文化財保護費の報酬15万円の減となっております。これは当初、文化財保護審議会委員さんの報酬として県の講習会並びに香美市での文化財保護審議会への出席、また東部地区の研修会等で予算を組

んでおりました。文化財保護審議会につきましては1日を予定として予算を組んでおりましたので、これが半日で終わった場合には半額の3,000円というような報酬にもなります。また委員さんの出席等にもよりますし、また回数の状況にもよりますので今回15万円の減というふうにさせていただいております。

それから、通常の活動につきましては、国並びに県、また市指定等の文化財等につきまして調査といいますか、傷んでないかというふうなことの見回りを行いまして県に報告というような措置もっております。また市指定の文化財の案内板の修繕とかいうふうなものも、打ち合わせながらやっておるところです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番。

保護について、意義についても審議会で審議をしておると、このようなことですけれども、前回私が一般質問で質問をしましたときの答弁によりますと、その維持管理につきましては所有者が行うと、これが基本であると、このような答弁をいただいたはずなんですけれども、その中で449万円ですか、その前が469万円、こんな予算を組んでありますけれども、そういう中で、先ほど申しましたように香南市が香美市の文化財を修復するための費用を、寄附を募って音頭をとってやっているということに対して、この審議会の活動内容、それを詳しく知りたいと、こういうことです。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、丸内一秀君。

○生涯学習課長（丸内一秀君） 八王子様の絵馬台の修復につきましては、香南市の絵金蔵さんのほうが音頭として寄附等を募ってやっていただいております。香美市の文化財保護審議会としましては、こちらのほうから審議会のほうには直接お話をしておりません。やはり12月に答弁させていただいたように、できるだけ努力をしていただいているということを前提としまして行っておりましたので、その後審議会のほうにはお話ししておりませんが、個人的に耳に入られるちゅう方もおいでるかと思いますが、担当のほうから直接文化財審議会にそのことについてお話しはしておらないところです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光です。

議案13-45ページの4目、診療所費の中の委託料、マスタ等設定委託、マスタってどんなものでしょうか、教えてください。

そして、その下の備品購入費164万5,000円、どんなようなものを購入されるのか。

そして、その下の委託料の保険事業がそれぞれ減額になってますけれども、その事業をやめたんでしょうか、どうなんでしょう、その減額の理由を聞かせてください。

それと、幾つか今回の減額によってゼロになったところがあるんですけど、それで

ちょっと教えていただきたいと思ひまして、議案13-50ページですが、17節の公有財産購入費のところ市道猪野々西線、これが100万円減額になってます。これを減額することによってゼロになります。購入する必要がなくなったのかどうか。

また、その下の22(節)の補償費(市道猪野々西線)、そのところも200万円減額することでゼロになります。

もう1点、今回の減額でゼロになるのが、議案13-60ページの委託料の武道館の改修工事設計監理委託が90万円減額になってます。これもゼロになってるけどこれ費用が要らないことかなと、その辺ちょっと教えてください。

それと、もう1点、済みません、もしわかれば議案13-42ページの1目の19節の子育て応援特別手当給付金、これで計算すると349人、大柘その山田、香北、物部で人数がひょっと把握できてたら教えてください。

それと、最後に1点お願いですけれど、議案13-56ページの9節の旅費、たった1万円のことですけれど、この1万円の減額が何の項目かわかりませんので、この何が減額になったということを書いていただいたらうんとありがたい。項目がここは10項目ぐらいあったがですよね、それを次回からよろしくお願いします。

○議長(中澤愛水君) 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長(片岡芳恵君) 依光議員さんのご質問にお答えいたします。

議案13-45ページの診療所費の13節、委託料でございますけれど、マスタ等設定委託料、診療所において、大柘診療所において平成22年度から診療報酬、レセプトを電算化いたします。それに伴う設定をしなければならない金額です。

それから、18節、下の備品ですけれども、大柘診療所の車が大変老朽化しております、今うちの公用車を使っておるような状況です。往診用の車、それから先ほど申しましたレセプト用のパソコンを購入しなければなりません、それです。

それから、その下の保健事業費については、がん検診です。がん検診が当初の見込みよりも少なかったということで350万円です。それから、その下の健康増進事業というのは、特定健診が国保のほうに移りましたので、健康増進事業というのは生保の方を対象にしたものとそれから肝炎の検査による支出が主になりますけれども、生保の方も受診者が少なかったことと、肝炎はもうかなりの方にお受けいただいております、予想を下回って受診者がなかったと、そういうことです。

以上です。

○議長(中澤愛水君) 香北支所業務管理課長、竹内 敬君。

○香北支所業務管理課長(竹内 敬君) はい。大変申しわけございません。議案13-50ページの猪野々西線の17節と22節につきましては、資料を持ち合わせておりませんので、調べまして後ほどお答えをさせていただきます。

以上です。

○議長(中澤愛水君) 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 議案13-42ページの子育て応援特別手当のことですけど、まだシステムが完成してませんので正確な数字は出ておりません。この数字は全国課長会資料の予算精算の考え方に基づいて、安全率なんかも含めて見込んでおります。実質は300人前後でないかとは思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 副市長、石川晴雄君。

○副市長（石川晴雄君） 先ほど私のほうから山崎龍太郎議員への質問に対して、香北ふるさと公社と奥物部という2カ所だけということで話をしましたが、ほかにもアンパンミュージアム、これもいわゆる財団法人アンパンマンミュージアムへ委託しております。ここも退職関係につきましては、もう既にさきに述べましたような形で整理されておりますので問題はないと、指定管理料には含まれてないということで理解をしていただきたいと思っております。

それから、まだ平山の前の学校、ほんと平山ですが、ここは退職手当問題は含まれておりませんので、対象になりませんので、その2つがまだ追加してあるということをおつなぎしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、九内一秀君。

○生涯学習課長（九内一秀君） 議案13-60ページ、体育施設費の委託料です。

土佐山田武道館改修工事設計監理委託ですが、この減額につきましては建設都計課の専門の方に、いろいろ相談の中で設計をしていただけたということになりましたので、こちらのほうでお願いをしましたので減額となっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長兼学校給食センター所長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 依光議員のご質問にお答えします。

議案13-56ページの旅費の1万円の減でありますけれども、これはふれんどる一むの支援事業の関係の普通旅費の減というところです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 済みません、先ほど健康づくり推進課長の答弁で、市の車を指定管理者に貸し出してるみたいなことをちらっと言ったと思っておりますけど、大栃診療所、車が何かいかなって私どもの車を貸してるというふうなことを言ったと思っておりますが、それはよろしいんでしょうか？そういう、ただ貸すということで。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 山崎議員さんのご質問にお答えいたします。

香美市立の診療所ですので、大きな備品については香美市の所有です。そういうことで、ほかの指定管理の場合にも車については香美市の所有がほとんどであると理解して

おりますが。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑なしと認めます。これで歳出の質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号、平成20年度香美市一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第24号、香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） それでは、議案第24号についてご提案を申し上げます。

議案第24号、香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成21年3月4日提出、香美市長 門脇楨夫

香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例（平成18年香美市条例第28号）の一部を次のように改正する。

これ以降につきましては、要点だけご説明をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、第3条の表を次のように改めるということで、まず最初の不寒冬線につきましては、「繁藤駅～不寒冬」とありますけれども、その後の繁藤駅から土佐山田駅までが今回新設になります。次の西又線、岩村線、町田線、これも同じく新設でございます。それから、蕨野線、谷相線、白川線、岩改線、これにつきましては保健福祉センターから美良布の間が延伸になります。なお、香北支所については新たな停留所の設置ということになります。それから、千萱線につきましては、小学校前の次でございます香北支所というところが新しい停留所設置ということになって加わります。最後の端の神池線が新設路線ということになってございます。

次のページをおあけいただきたいと思います。

別表を次のように改めるということで、別表（第4条関係）の1、使用料の種類、額及び適用方法というところで、ここは従来の表の中から回数券の部分を除きました。というのは、回数券については、これは規定が料金掛けるの10倍ということで、回数券

を持つことのメリットがないということ、すなわち1回1回買うても10回買うても一緒ということで、ただ、小銭というか現金を持たなくていいという事情だけがございましたけども、そういった部分ではあえてここに書き込む必要はないだろうという判断で、今回回数券についての規定を外させていただきました。

次、2のところですけども、旅客使用料の計算方法というところは、大人200円、小人100円ということで、答申にございましたように200円から100円刻みの設定ということになりました。従前の条例におきましては、ここが大人が100円、小人が50円とかいう規定になっておりましたけども、そういったことで料金改定をする規定をここではめらせていただきました。

次に、議案24-3ページをおあげいただきたいと思います。

ウ、エ、オとございますけども、このオの中にそれぞれ適用する範囲を書いてございますけども、ここに新しく法改正等によりまして中等教育学校、オの2行目になりますけども中等教育学校、特別支援学校という2つの種類の学校が加わりましたので、ここに改正に際して加えさせていただきました。その後はずっと料金表の部分になってございます。

飛ばしまして、議案24-18ページをおあげください。

ここでは定期の旅客使用料についての規定でございます。従前の条例では、それぞれ旧3町村ごとに状況が違ったことございまして非常に細かく規定してございましたけども、今回は統一化ができましたので路線ごとを一本にまとめました。1カ月ですと通常運賃の6掛け、それから3カ月定期ですと6掛けから5分引きと、それから6カ月定期につきましては6掛けから1割引きというような規定で運用していきたいと考えております。

その下にございます附則ですけども、施行期日を、「この条例は平成20年4月1日から施行する。」という規定を書き込んでございます。その下に「香美市通学バスの運行及び管理に関する条例の一部改正」というのが附則にございますけども、これは関連する条例について、同じ条例の中でくくって処理をしてよろしいということでございますので、ここにこういう記載をあわせてさせていただきました。

次のページ、議案24-19ページをお開きください。

最後の提案理由のところですけども、本案は、再編市営バス事業に係る運行経路及び運賃表等について、所要の改正を行う必要があることから、提案するものですということで、ご提案をさせていただきます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番です。

議案 24-2 ページですけれども、旅客使用料の割引のところですが、障害者の割引ってことで入ってますけれども、精神障害者の割引ですね、そういった精神障害者保健福祉手帳もあるわけですが、そういった割引ってというのは検討されなかったのか、検討して入らなかったのであれば、その理由を教えてください。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） お答えいたします。

ここの使用料の種類と額及び適用方法のところ、旅客使用の種類とそれから額のところ、割引を書いてございますけれども、この種類については従前の条例を踏襲をしてございますので、新たな部分についての検討はしてございません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 企画課長にちょっと確認をしておきたいのですが、1月26日の議員協議会でこの骨子について、地域交通対策検討委員会ですか、香美市の地域交通対策検討委員会、そのときの答申に基づいて受けたわけですが、一定の期間ということで1年間と聞いておりますがそのことは全然うたわれておらないわけで、これでいきますとそれぞれ条例に基づいて、条例に基づいてということになってくるわけです。その点をちょっとここで、本会議の場で確認をしておかないと、これは条例に基づいてずっといくことになるわけですので、条例というのはそうしたものですので、そのところの含みは、ここに書かなくても含みがちゃんと、答申のことをちょっとお聞きしておきたいと思いますので、よろしく。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） お答えいたします。

この件につきましては、答申をいただいたものを尊重して、それに基本的に沿って今回再編をするということできてございます。その答申では、新設路線については試行として1年、神池線については6カ月ということになってございますけれども、その試行の期間についてここにうたい込んでないと、多分（そう）ということをおっしゃられてると思いますけれども、一応基準といたしまして所要経費の30%を確保できれば継続していきたいと、30%程度、原則ですけれども。ですから、そこがクリアされていくということになってきますとこの条例がずっと引き継いでいかれるわけで、もし届かなくて廃止をするということになりますと、やはり今回の条例からしたら、その段階でその部分を除く条例の提案をさせていただくということになります。そういうことで考えておりますので、ご理解をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 今回こういう条例ができて、各線を網羅するのに大変ご苦労されたんじゃないかと思います。それで、私は町田の説明会のほうに行かせていた

だきまして、その町田会場での大体の雰囲気というの、住民の方の受けとめ方というの
はわかったんですが、ほかに新設のところで行かれたところもあるかと思うんですが、
全体としてどういうご意見があったのか、それをお聞きします。

それと、今回漏れたところもありますよね、やはり。今既存のバス、JRなり走って
いるところをできるだけ残せるような形でということでこういう形になったと思うんで
すけれども、抜けているところについての今後の対応、それから、今、山崎議員から出
ました精神障害の方、従前の例に沿って検討はしてないということだったんですけど、
じゃあこれから公平性から見て検討をしていく必要があるのではないかと思うわけですが、
そのあたりをお願いしたいと思います。ちょっとそれだけ、とりあえず。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） お答えいたします。

町田会場に（足を）お運びいただきましてありがとうございます。ほかの会場それ
ぞれ新設をする路線につきましては、沿線の自治会長さんを基本にご説明会を開かせて
いただいたわけですが、その中での動向といいますか、状況と申しますのは、やは
り新しく動きがあるということについては歓迎が基本であったというふうに思ってお
ります。なお、その運行の部分では、停留所の問題であるとかということについてフリー乗
降をぜひやってもらいたいだとか、そういった個々具体の要求はございました。今回は
そういったことを、できるだけいただいたそのご意見、提案を受けて整備を図るとい
うことで、もともとあった答申と少し違ってきたような状況ありますけども、フリー乗降
につきましては、警察との協議の中で若干交通量の大きいところについては、なかなか
これではいけないというようなこともございましたけども、それ以外については住民要望
に基本的にこたえられるような結果が出ましたので、私どもも説明会を開いてよかった
という私自身の思いもあります。

その中で、1年先にどうなるかということについての一方で心配もされたわけですが
けども、これはやっぱり行政側のそういった努力に対して地域住民も協力、努力はするべ
きだろうという会場の中でのご意見もあったりとかということで、全体として見れば今
回の再編が地域の皆さんにとって、入るところについては、1つは生活の足の確保とい
いますか、いい形ができて喜んでいただけるようなことになったんじゃないかというふ
うに思っております。

次に、今の山崎議員のご質問もそうですけども、この市内の交通体系等については5
年先にもう1回全面的に見直さないと、これはバスの問題だけでなく福祉タクシー
まで含めたことを指しておられることとなりますけども、そういった部分ではやはり
一定のタイミングを図りながら、全体を見直す中でご指摘のような見直しもあわせてし
ていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 1点だけ。この線が、全線とも議案24-4ページからずっと載っております、距離と料金ですが。細かいことは運用規則で決まっていくかと思うんですが、今現在わかっているのだけでも、毎日走るわけじゃないと思うんですね、所によっては。そこの曜日を、町田のほうは1日3便というふうに聞きましたけど、それだけわかってるところを、問い合わせもあったりしておりますので、お願いします。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） それでは、ご質問の件について順次お答えいたします。

不寒冬線につきましては、土日祝便を廃止をして、月、水、金の週3日運行ということになっております。それから西又線につきましては、ここは運行試験の区間ですからあれですが、火曜日と木曜日の週2日ということになります。この両線の繁藤駅から土佐山田の間については両方が兼ねてますので、月曜日から金曜日までは毎日運行ということに理論上はなろうかと思えます。次、岩村線ですけれども、平日の月曜と木曜日の週2日の運行ということになっております。それから町田線につきましては、平日の火曜日と金曜日の週2日運行ということになっております。それから蕨野線につきましては、年中無休の運行です。谷相線については、土日祝便の運休で、月曜日から金曜日までの週5日の運行ということになっております。それから白川線につきましては、土日祝便の廃止で、これも月曜から金曜の週5日の運行です。それから岩改線につきましては、これも土日祝日運休で、月曜から金曜の週5日運行ということになっております。それから千萱線につきましても、土日祝日運休の、月曜から金曜までの週5日運行です。それから別府線につきましては、年中無休の運行です。それから影線につきましても、年中無休の運行ということになっております。栃本線ですけれども、これは栃本線自身は土日祝便を廃止いたしまして、月曜から金曜までの運行ということになっておりますが、栃本線につきましてはデマンド運行ということを答申では求められておりましたけれども事情ございまして、月曜日と火曜日は栃谷のほうへもう定時、定路線で入るということにいたしました。すなわちデマンドでなくしました。電話等の予約も必要ございませんし、むしろ入り口のところで時間調整をせないかんということもございまして、そういうことであればデマンドをやめて定時、定路線で入れたほうがえいだろうということでこういうふうに変えさせていただきました。神池線につきましては、平日木曜日のみの週1日運行ということで、ただし運行日が祝日の場合は翌日金曜日に振りかえ運行するというようになっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第24号、香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第59、議案第57号、南国市と香美市との境界変更についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、法光院晶一君。

○総務課長(法光院晶一君) それでは、議案第57号について提案させていただきます。

議案第57号、南国市と香美市との境界変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第3条(後に「第7条」と訂正あり)第1項の規定に基づき、南国市の区域のうち下記の区域を平成22年4月1日から香美市の区域に編入申請することについて、同条第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成21年3月4日提出、香美市長 門脇槇夫

香美市に編入する区域

南国市大字植田字鯉カ島126の6、126の7、127の1、127の3、127の4、127の5、128、129の3、130の1及び130の3の区域

提案理由

南国市植田地区の一部を含めた香美市土佐山田町で実施されておりました、山田北部ほ場整備事業須江工区の完了する平成7年に境界を変更する予定でありましたが、境界変更する区域に接する土生川の河川工事がおくれたため見送っていました。

同河川工事が平成22年3月に完成するのを機に、両市の境界を明確にするため、両市により現地調査を行い協議した結果、当該区域を香美市に編入することとし、境界の変更を高知県知事に申請するため、地方自治法第7条第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

なお、香美市に編入される地積は、1,989.28平米です。

以上です。

私が提案の中で、初めの地方自治法の条項文のところを、「第7条」とあるところを「第3条」と読んだようでありますので訂正をよろしくお願いいたします。

○議長(中澤愛水君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、山崎晃子君。

○10番(山崎晃子君) 済みません、この、ちょっと経過がよくわからんところがあるのですが、もうちょっと詳しく教えていただけますか。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 私のほうから経過をお答えしたいと思います。

このほ場整備事業は、平成7年で終了してございますけども、平成7年に終了する予定でありましたけれども河川工事がおくれておりました。といいますものも、土生川を改修しても放流先の国分川が改修されていないというようなことでおくれておりましたけども、'98豪雨によりまして激特の指定を受けて国分川が急激に改良がなされたということを受けまして土生川の改修が今回手につくようになったというようなことで、土生川の改修がおくれた関係で改良事業をしていた区域からこの河川に係る部分をのけておった、のけて精算をしておったという状況がございます。その区域からのけて精算をされておりましたところが、今回の土生川の河川工事によりましてそれが整備できるような状況になるというようなことで、現在の河川の北側の堤防から北の部分の農地を、図面にご覧いただけますけども、図面の緑で塗った部分でございますが、ここが旧の、現在の土生川の河川の堤防の北側に該当になります南国市の部分です。川から北に南国市が存在するということが、香美市として今後ずっとこう管理をしたいと、道路も含めて、農道ではありますけども香美市として管理をしたいということで、川から北側をもうすべて香美市とするように南国市と話をさせていただきました。そういう経過でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） ちょっと確認ですけれど、提案理由の中のを見せてもらいまして、次のページですかね、議案57-2で南国市から編入されるのが1,989.28平方メートルですわね。下の(2)の面積は変更前と変更後と同じですが、これはこれでいいのかどうか、それを確認したい。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 下のほうの面積は変わっていないんでおかしいんじゃないかということですけども、そこまで影響するような変更ではなかったということで交付税にも影響しないような、面積はふえても国からくるような交付税に影響するような面積の変更ではございません。

○議長（中澤愛水君） ほかに。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第57号、南国市と香美市との境界変更についてを採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第57号は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程はすべて終わりました。

次の会議は3月10日火曜日の午前9時から開会をいたします。

本日はこれで散会をいたします。

どうもお疲れでございました。

（午後 2時55分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 1 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 1 年 3 月 1 0 日 火曜日

平成21年第1回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成21年3月4日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月10日火曜日（会期第7日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	山 岡 義 一	1 4 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 5 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 龍太郎	1 6 番	黒 岩 徹
4 番	大 岸 眞 弓	1 7 番	竹 内 俊 夫
5 番	織 田 秀 幸	1 8 番	山 本 芳 男
6 番	比与森 光 俊	1 9 番	前 田 泰 祐
7 番	千 頭 洋 一	2 0 番	大 石 綏 子
8 番	小 松 紀 夫	2 1 番	西 山 武
9 番	門 脇 二三夫	2 2 番	西 村 芳 成
1 0 番	山 崎 晃 子	2 3 番	坂 本 節
1 1 番	片 岡 守 春	2 4 番	石 川 彰 宏
1 2 番	久 保 信 彦	2 5 番	中 澤 愛 水
1 3 番	竹 平 豊 久		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 楨 夫	商工観光課長	高 橋 千 恵
副 市 長	石 川 晴 雄	建設都計課長	中 井 潤
収 入 役	明 石 猛	下水道課長	佐々木 寿 幸
庁舎建設担当参事	前 田 哲 雄	環 境 課 長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	田 中 育 夫
企 画 課 長	濱 田 賢 二	健康づくり推進課長	片 岡 芳 恵
財 政 課 長	後 藤 博 明	地籍調査課長	田 島 基 宏
住宅新築資金担当参事	奥 宮 政 水	林 政 課 長	岡 本 博 臣
収 納 管 理 課 長	阿 部 政 敏	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	吉 村 泰 典	支所長兼事務管理課長	二 宮 明 男
住 民 課 長	山 崎 綾 子	業 務 管 理 課 長	竹 内 敬
保 険 課 長	岡 本 明 弘	《物部支所》	
税 務 課 長	高 橋 功	支所長兼参事兼事務管理課長	萩 野 泰 三
福 祉 事 務 所 長	小 松 美 公	業 務 管 理 課 長	西 村 博 之

農政課長兼農業委員会事務局長 宮 地 和 彦

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広

教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 九 内 一 秀

学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 細 木 陽 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成21年第1回香美市議会定例会議事日程

(会期第7日目 日程第2号)

平成21年3月10日(火) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 17番 竹 内 俊 夫 君
- ② 10番 山 崎 晃 子 君
- ③ 7番 千 頭 洋 一 君
- ④ 1番 山 岡 義 一 君
- ⑤ 8番 小 松 紀 夫 君
- ⑥ 14番 島 岡 信 彦 君
- ⑦ 2番 矢 野 公 昭 君
- ⑧ 6番 比与森 光 俊 君
- ⑨ 19番 前 田 泰 祐 君
- ⑩ 11番 片 岡 守 春 君
- ⑪ 15番 依 光 美代子 君
- ⑫ 3番 山 崎 龍太郎 君
- ⑬ 9番 門 脇 二三夫 君
- ⑭ 13番 竹 平 豊 久 君
- ⑮ 5番 織 田 秀 幸 君

⑩ 4 番 大 岸 眞 弓 君

会議録署名議員

3 番、山崎龍太郎君、4 番、大岸眞弓君（会期第 1 日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして、順次質問を許します。

17番、竹内俊夫君。

○17番（竹内俊夫君） 議長の許可をいただきましたので、通告順に従いまして質問をさせていただきます。3点ほど質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

まず最初に、ほ場整備区域内の農道の舗装はまだできないものかということで質問をさせていただきます。

香美市でも、中山間地域である香北町の水田は水路は狭いし、農道も狭い。ただ、赤線道を通っての耕作地への行き来をしておりました。所有者の田は点在をしているというところから、旧香北町のとて、中山間地域総合整備事業でほ場整備と水路の改修を行いました。ほ場整備のできた地区では、区画整理はでき、農道は広がり、大型機械で近代的な農作業ができるようになり、ハウス団地もできた地区もありますが、ほ場整備区域内を通っている市道、人家に特に近い農道の一部は舗装はできているが、まだ未舗装の地区がかなりあります。また、ハウスが農道の両わきにあるようなところはビニールは汚れるし、ほこりが入り込むというところで、地元負担を出して舗装をしていただいたところもあります。

今、中山間地域等直接支払交付金制度で、5年間水田として管理をする制度で、10アール当たり多少の上限はあるが、約2万円程度の配分を受ける制度であって、その一部を共同事業に充て、農道をコンクリート舗装している地区もあるが、金額は少なく、1年でできる延長は少ないところでもあります。そのようなことから、ほ場整備区域内の農道は、未舗装の農道が多くある。今、地区関係者は高齢化も進み、農道の管理もできにくくなっているけれども、雑草は多くなり、路面の傷みは多くなっている状態ですが、地区民といたしましては精いっぱい農道の管理、草刈りはしているところではありますが、各地にあるほ場整備区域内の農道の舗装は、いよいよ傷みがひどくなっております。今後、どのようにほ場整備区域内の農道の舗装を市として考えておるのか、お伺いをいたします。

2点目に、作業道の今後の管理についてをお伺いをいたします。

香美市の面積の約90%は山であり、森林は昔から住民の大きな財産であり、また大きな収入源でもありました。昭和の後半ごろから物部川に流れ込む河川、それに沿って林道が開設され、それまで人力で国道に、また県道にまで搬出をされていたが、今は車で搬出をするようになりました。平成の時代になり、木材の価格は年々下がり、また戦

後植林をされた木が間伐等の手入れをしなくてはならない時期になったときから、林道を起点として作業道をつけ、木材価格は下がっても機械化で少しでも林家の収入になるよう、作業道が開設をされました。おかげさまで山林所有者は、皆伐をしても、また間伐をしても収入はふえ、また山に関心もできたと思います。

このようなことを目的としてつけた作業道も、早い路線は10年を超したと思います。開設されてから4、5年ぐらいまでは路面も痛まず、道路の両わきの雑木も草も小さく、個人が山の手入れに行っても楽に車で行ける状態でありましたが、5年も過ぎると、夏は雑木等で道路はふさがれ、路面の傷みはひどくなります。車で行けない状態になっておるところもあります。路線によったら山林所有者、地元の方で草刈り等の管理はしておるところもありますが、香美市としての作業道の今後の管理についてお伺いをいたします。

3点目に、学童保育所のことでお伺いをいたします。

若い両親が夕方まで安心して仕事ができるということから、市内各地区の小学校ごとに放課後児童クラブがあると思います。その中の1つ、香北町にも施設があります。放課後児童クラブがあります。その施設は、商工会の一部を借りて行われております。室内は、児童クラブの事務所ですが、事務所兼土足の部屋1室、畳の部屋1室で、子どもが全員集まったら、職員とも一緒になって大変混雑をしております。また、時間の長い日、雨のときには、同じ建物の商工会事務所にも大変迷惑をかけておると思います。また、元気な子どもたち、部屋で遊ぶだけではなく外でも遊びたくなると思いますが、外は車道と駐車場、遊び盛りの子どもたちは、だれも外で遊ぶことはできない状態です。このような香北町にある児童クラブ、香美市として今後どのような考えを持っているかお伺いをいたしまして、1回目の質問といたします。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（宮地和彦君） おはようございます。竹内俊夫議員の農道舗装についてお答えをいたします。

土地改良法に基づくほ場整備内の管理農道につきましては、台帳に記載をした後、市が管理することになっております。ほ場内農道にも、機能によりまして集出荷などの幹線農道、そして通作、収穫などの耕作道の支線的な農道があります。質問の未舗装道路については耕作道路の部分として考え、お答えをいたします。

香美市の管理基準、そして認定基準は特に定めておりません。補助事業導入路線については、一定要件のもと道路台帳に記載をしております。ほ場整備時に受益者と協働管理を条件に現在に至るわけですが、地道であれば耕作受益者で簡単な維持管理は慣行で進められてきました。今、香美市全体の管理農道の6割が未舗装の現状であります。議員さんのお聞きになったのは特に香北地域だと思いますが、舗装の整備率につきましては7割を越すような状況で舗装されております。舗装工事は、補助事業の採択要件が困難で、財源的にも未舗装路線のすべては整備はできません。地域の声も十分理解します

が、喫緊の理由や効果の上、対処することをご理解をいただきたい。

また、合併までの違いがありましたが、市単独費用で事業をやることになりますので、受益者負担金の理解を求め、進めていきたいと思っております。ご質問の中にもありましたが、（中山間地域）直接支払制度の協働事業とか、そして農地・水（・環境）保全事業、こういう事業も活用が可能であれば相談をいただきたいと思えます。また、要望書をいただいて、その緊急度また効果をこれからも見て、進めていきたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） おはようございます。よろしく申し上げます。竹内俊夫議員の作業道の今後の管理についてのご質問にお答えいたします。

作業道は、議員が言われた理由などにより開設され、林業振興、山火事などの防止線の役割を果たすなど重要な道ではありますが、一般的に言われる構造ではない簡易な構造の道路でございます。ご指摘のとおり、常に管理されている作業道は別として、開設後、一定の目的が達成された後は、受益者の高齢化、木材価格の低迷による施業意欲の低下などが重なり、路面割れ、雑木なども生えているのが多くの作業道の実情です。

現在の制度では、補助事業により開設または整備した作業道については、基本的に開設者、受益者管理者ということになっております。林道については、従来どおり市が維持管理を行い、支線の作業道については受益者管理ということをお願いしたいと考えております。

なお、作業道開設後5年を経過し、1ヘクタール以上の搬出間伐を行う場合は、路面整備費として県補助制度もありますので、実施基準をクリアできれば個別に対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） おはようございます。竹内俊夫議員の狭い学童保育所の移転の考えはないかということについてお答えをいたします。

香北、大宮小学校学童クラブについては、その施設は老人憩の家を使用して、30数人の児童が利用しています。その施設については決して広いものではなく、施設周辺は香美森林組合や香美市商工会への入り口、そして美良布保育園への送迎、香北支所への通路、駐車場への出入り等で、時間帯によっては非常に混雑するような状況もあります。大宮小学校へは歩いて5分程度のところに位置しています。

これまで学校周辺の空き家とか寄宿舍とかの利用について検討した経過もありますが、活用できるまでには至っておりません。施設前の市道役場前線の開放についても、時間帯を決めて経常的に利用するというについては困難があります。現在、基幹集落センターの2階大ホールや図書館香北分館等も利用しながら運営をしている状況でありま

す。今後においても、関係の皆さんとともに、学校周辺に適切な施設はないか検討していかねばならないと考えています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 17番、竹内俊夫君。

○17番（竹内俊夫君） 2回目の質問をさせていただきます。

ほ場整備区域内の農道は、なかなか舗装ができないというような返事でありました。地域によったらできないものはなかなかできないということであろうかと思えますけれども、地域によったら未整備区域内の皆の話し合いの中で、今やっております中山間地域等直接支払交付金の中の個人のもらえるお金の割合で農道舗装をするということで、1回その事業がありまして、出したところもあります。半分の補助事業であったと思いますが、その事業を舗装の事業として認めてもらいたいというようなことで出したときがありました。けれども、農道は省力化につながらないということで、トラクターとか消毒機とかコンバインとか乾燥施設とかいうようなものを買うということにつきましては補助事業の対象になるけれども、舗装はどれもこの補助事業の対象にならないということで採択にならなかったことがありました。

そういうことで、地元といたしまして、全地区というわけではありませんけれども、今、既にその事業の交付金を充てて、農道をセメントで舗装をしておりますところがあります。けれども、金額がやっぱりそれほど多くあるわけではないですので、1年のうちに50メートルか40メートルかというような距離しか延んでおりません。それほど地域の者といたしましても舗装が大事やというようなことで考えておる地区が何地区もあります。そのことからして、急勾配のえらいきつい農道とか、特に舗装のできてない農道でも、関係者、また利用が多くあるという農道につきましては、そうやってやっておる地区もあります。そのようなことからして、先ほど言った交付金の中での補助事業もできなかったということで、その地区その地域におかれましては、交付金を充ててその農道の舗装にしたいという地区もあると思えますので、どうぞ一ついろいろな事業を出して考えていただきまして、その地区の農道の舗装ができるように、これからもご配慮をお願いをいたしたいと思えます。

続きまして、林道から続けた作業道についてですが、先ほど言われましたように、作業道は、その地区の材木を間伐したり手入れをしたりするための作業道であって、あとは個人のものであると。個人が山にしょうが何にしょうが構わんというような形の作業道であるという説明でありましたが、昨日、私が今、香北町内の地籍調査が行われておりまして、今年は、去年、地籍調査をしたところの山主、谷も山でも一緒ですが、その閲覧というか、その地図を見に行って、その地図に面積とか場所とかいうところが間違いがなかったら、判を押して承諾ということになるということでございます。

そのときから私がちょうど目にしたのが林道の作業道でありました。1筆の山が中を作業道が通っただけで筆が3筆になりました。ということは、1つは作業道が1筆にな

っております。そのようなことで、作業道としても筆が変わるということは、個人の持ち物であっても公の道になるような可能性がありはしないかというところです。そのようなことからして作業道というのは、いつ、どんなことがあって利用できるかもわかりません。先ほども言いましたように、山火事の際には大きな防火線になるかもしれません。また、今ら山主の方も、山の値打ちが少なくなって収入も少ないということで、その山に行く機会が遠のいておったわけですがけれども、今になって作業道ができたなら行ってもうか、自分も行ってもう、昔おれの山じゃったけんど行ってもうということで、若い人がお年寄りまで連れて自分の山を見に行ったりしておるような状態です。

そのようなときに、今言いましたように、3年か4年のときには軽四で行っても乗用車で行っても、本当にスムーズに行けるような立派な作業道でありましたけども、年をとるにしたがって、だんだん行きにくくなり、もう今になったら、7年も昔の道を修繕もしてない道は、人でさえ通りにくくなったような状態になっております。本当にその受益者、山主は作業道をつけるときには、うちの山の端を通ってくれ、うちのほうを精いっぱい通ってくれというようなことで、本当に積極的になって協力をしてくれた道が作業道であります。その作業道ができたから、たった数年後にはや通れなくなったり、行きにくくなったりするようなことでは、大変山主の人にも、協力してくれた人にも大変何か申しわけないような感じがするところでもあります。

今、一生懸命、集落でいいましたら道役とか道路愛護とかいうようなことで共同作業もしております。そのときに、近いような作業道には、そこな赤線道とか市道でなくても、その道を草刈りに行ったり、できることを修理をしに行ったりというようなことで、地域の方も精いっぱい作業道の管理に力は入れておるようなところでもありますけれども、なかなか5人や6人、10人くらいの人が行っても、広い道、距離の長い道のほとんど管理をするということは、なかなか大変なことでもあります。そんなことからして、どうもこう市として全体として何か管理をしていただけないかというように思うところがございます。1町の山の間伐をする、また皆伐をするときには、その作業道を修繕をして、それから作業に行きよいようにして行くというような答弁もありましたけれども、仮に5反やら1町ぐらいの山でしたら、元気な人であったら自分が間伐に行けると思えます。自分が行くときじゃったら、そのような管理はできないんじゃないかならうかと思えます。そんなことからして、今後、その作業道の管理をやることにつきましてお伺いを再度いたしまして、2つ目の項目の質問といたします。

最後に、香北町にある児童クラブのことではありますが、下校してから6時ごろまで宿題やら勉強、狭い部屋での遊び、そのときに扉を1つあけたら、商工会の職員のおる事務所に即つながります。そして、30人の子どもが行く便所も商工会の職員が行く便所も同じであると見ました。そんなことからして、大変商工会館の持ち主にも大変いろいろご迷惑がかかっているんじゃないかならうかと思えますし、ほかに代替の施設がないというようなことでもありましたけども、それは探したらないことはないんじゃないかならうかと

思いますけれども、それは個人の家を借るとかということについては、絶対それはできないかもわかりませんが。市の施設の1つ、今、合併したから香美市になり、香北支所はなかなか広い面積があり、その周辺には建物もあります。今どれくらいの間隔で使用しているかもわかりませんが、大きな建物もあります。そういうところをちょっと改良、中の修繕をしたり、ちょっとこう整理整頓をしたら、その中の施設は児童クラブに使えるんじゃないかなと思う。私も毎日そこに行っておるわけじゃないですけど、必ず1週間に1回、1日は自分の孫の迎えに行く機会があります。そんなところから見たときに、本当にこれは今、遊び盛りの子どもたちがあれくらい狭い室内で遊ぶということは、これはなかなか子どもたちにしても大変な我慢をしなければならぬ状態じゃないかなと思うように思っています、もう少し広くで、ゆっくり遊ぶようなところがないかと思っています、その施設をどこがよくなるかというようなことで自分なりに見たこともあります。

今、香美市役所の支所の前に、昔からのあれは中央公民館という名前で、昔の小学校の体育館があります。その中には、どこへ持っていきようのないようなものではありますが、昔からの大事なものであるようにも思いますが、あれもちょっとただ下へ下へ並べたばかりじゃなくして、ちょっと片づけたら、あれくらい広い体育館、昔の講堂でありますので、なかなか広い施設ではありますが、あこなようなあの場所でも整理をして使ったらどうかと思います。それからもう1つ、集落センターという新しい施設があります。昔は、上でいろいろ催し物があり、なかなか利用しておりました。また、下には香北町のときには教育委員会もおったし、そのような部屋もあります。便所もあります。そんなようなところを考えたことはないか、お伺いをいたします。

また、小学校には、小学校を建てる時に、ちょっと空き部屋になってるかどうかわかりませんが、今の新しい校舎の北のほうに、以前から使っておりましたランチルーム、給食の管理をしておるところの2階であります、そういうところなどがあるはないかと思って、私が見たところのことを言わせていただきました。今後どのように考えているのかを再度お伺いをいたしまして、2回目の質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（宮地和彦君） 竹内議員の2回目の特に質問かわかりませんが、配慮について、採択にならなかったことの経過も、確かに舗装工事については、事業効果とか農家の営農の部分にどれだけ貢献するかということが非常に大きな観点になります。採択要件は非常に難しいです。それで、香美市独自の単独的な事業としてもう採択をし、舗装をしていくしか今のところすべがございません。その中で、やはり地域の重点的な路線、そして一番頻度の必要な部分、そういうところをまず優先して事業申請をしていただいたらと思います。少しでも有利事業を提案して効果の上が

るという考え方には香美市としても考えは重点に持っておりますので、少しでも効果の上がる事業で進めていきたい、そういう思いでございます。

今のところ受益者負担2分の1の事業というのが香美市として事業提案をしております。それも予算の範囲内という非常に緊縮な動きでございますが、必要とある箇所についてはこれからも提案をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、岡本博臣君。

○林政課長（岡本博臣君） 竹内俊夫議員の2回目のご質問にお答えいたします。

私も、過去に作業道開設の受益者になった経験もございますので、実情はよくわかっておりますが、先ほども言いましたように、現在の制度では、補助事業により開設または整備した作業道につきましては、基本的に開設者、受益者管理ということになっております。お気持ちはよくわかりますが、今後におきましても林道については市が維持管理を行い、支線の作業道については、財政的な面もございますので、従来どおり開設者、受益者管理ということをお願いしたいと思っております。

それと、先ほど竹内議員のほうから作業道を開設したら数年後には植林して構わないというお話がありましたが、それにつきましては、県の林業事務所のほうにお問い合わせしましたところ、そういうことはない、そのまま使っていただきたいという話でございました。

それと、香美森林組合のほうでは、作業道を開設したら、その開設した時点で支障木とか、それから間伐するわけですので、そのときの収益の2%ぐらいを後の維持管理費に積み立てておるといってお話を聞いておりますので、できましたら、やっぱり受益者のほうで日ごろからそういう維持管理費を積み立てていただいて、後年までそれを使って管理をしていただくという方向でいっていただければ一番ありがたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 竹内議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

大宮小学校学童クラブについては、合併以後、30人から35人に定員をふやしたような経過もあります。施設については、部屋また遊び場等がちょっと狭いところもありまして、生活環境は、先ほど言いましたように過密のような状況にもあると思っております。子どもたちが放課後、そして長期の休み中に生活を保障するというような学童クラブの必要性は高まっていると考えています。そのような生活の場として施設の質的な向上を図っていくというのは大切なことであろうと思っておりますし、今後とも検討していく必要があると思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 竹内俊夫君の質問が終わりました。

次に、10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） おはようございます。10番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は、住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真つすぐ届けられるよう、丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で明快な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い、質問いたします。

初めに、特定健診、特定保健指導についてお伺いいたします。

40歳から74歳の約5,700万人を対象に、昨年4月から通称メタボ健診がスタートし、1年が経過しました。このことに関してお尋ねいたします。

1点目に、この取り組みについてお伺いいたします。メタボ健診は、内臓脂肪の蓄積による肥満に加え、高血圧、高血糖、脂質異常が重なると心臓疾患などの危険が高まるメタボリック症候群を減らすためですが、膨らみ続ける医療費を抑制するのがねらいです。このメタボ撃退を目指す国家的な取り組みは、世界的にも例がなく、その効果を疑問視して「壮大な実験」という言い方をするなど、専門家の間でも認識に差があるようですが、この取り組みが香美市の住民の病気予防や健康づくりの推進につながると考えているのでしょうか。また、この取り組みの目的である医療費抑制の効果については、どのような見解を持っておられるのかをお聞かせください。

2点目に、実施率についてお伺いいたします。本市の本年度の目標実施率は、特定健診が40%、特定保健指導が25%となっていました。それぞれの実施状況について、お聞かせください。

また、国の示す目標実施率は、平成24年度には、特定健診が65%、特定保健指導は45%になっています。本市の年度別目標は、特定健診が平成21年度に45%、平成22年度55%、平成23年度60%、平成24年度65%、特定保健指導は、平成21年度は30%、平成22年度35%、平成23年度40%、平成24年度45%という計画を立てています。本年度の結果を踏まえて、これらの目標は達成できる見通しなのかをお聞きしますとともに、実施率の向上に向けてどのような対策を考えているのかも、あわせてお伺いいたします。

3点目に、通知文書についてお伺いいたします。特定健診、特定保健指導の通知文書がわかりにくく、とても困ったという声を聞いたことは、前回の議会でもお伝えしました。また、内容がわからなくて健診を受けなかったという住民の方もおいででしたが、このような声に対して、新年度の4月以降どのような改善を行うのか、お聞かせ願います。

4点目に、特定保健指導についてお伺いいたします。この保健指導は、軽度の人を対象にした動機づけ支援と、重い人を対象にした積極的支援に分かれています。動機づけ支援は、原則1回の初回面接によって、食事や運動など改善のための生活行動計画を設定し、6カ月後に面接や電話等で評価します。積極的支援は、同様の生活行動計画を本人が実践できているかを指導者が面接や電話等でチェックやアドバイスしながら、3カ月以上にわたって継続的に指導し、6カ月後に最終評価をすることになっています。こ

の保健指導の対象者は何名ぐらいになっているのでしょうか。また、保健指導対象者となっても、実際に保健指導を受けるかどうかは本人の意思によりますので、全員が指導を受けることは難しいと思いますが、このようなことも含めて指導の状況をお聞かせください。

次に、後期高齢者医療制度に関してお伺いいたします。

制度の見直しや廃止を求める国民世論が広がる中、75歳以上を対象に後期高齢者医療制度が始まり、間もなく1年になろうとしています。この制度では、保険料を1年以上滞納した高齢者から保険証を取り上げる仕組みが導入されました。保険料は、原則として年金からの天引きで、この場合強制的に天引きされますから、滞納という状況は発生しません。一方、後期高齢者医療の保険料が年金の半分以上を超える人や年金が月1万5,000円未満の低年金の人などは天引きされないことになっていますので、自分で直接役所の窓口で納めに行くこととなります。この場合に遅延や滞納が発生しやすいものと考えられますから、保険証取り上げは、これらの方々をターゲットにしたものと言えるでしょう。

これまでは、滞納があっても75歳以上の高齢者から保険証を取り上げることは法律で禁止されていましたが、後期高齢者医療制度では法律を変え、これらの方々から保険証を取り上げることを可能にしてしまいました。保険証が取り上げられた高齢者には、資格者証が発行されますが、医療機関の窓口では医療費の全額を支払わなければならないため、お金がない人は受診できなくなります。このことは、病気になりがちな高齢者にとって、とても深刻な問題であり、命の危機にさらされるものです。既に国民健康保険では保険証取り上げが大問題になっていますが、後期高齢者医療でも同じことを繰り返すのでしょうか。自治体の仕事は、住民の生活と命を危機にさらすことではなく、住民を守ることにあるはずで、そのために今、求められているのは生活困窮者などの実態をきちんとつかみ、それぞれの状況に合わせて適切な対応をすることではないでしょうか。

そこで、お伺いいたします。本市の後期高齢者医療の保険料の滞納状況をお聞かせください。そして、対応についてですが、相手は高齢の方々ですから、支払いが困難な状況など特別な事情の有無を的確に把握することや、高齢の方にもわかりやすく相談しやすい体制が必要であると思いますが、どのような対応をされているかもお聞かせください。

先ほども述べましたが、保険料を滞納すると保険証が取り上げられて、資格者証が発行され、病院の窓口で全額支払うこととなります。しかし、よく考えてみてください。この方々は保険料の支払いさえ困難な方々なのです。どうして高額な医療費を払うことができるでしょう。このような事実を認識しておきながら資格者証を発行するということは、この方々を事実上、医療が受けられない状態に追い込むということになります。その結果、病状が悪化でもすれば死に直結するような危険な事態にもつながる可能性が

あります。それでも、どうしても資格者証を発行するというお考えなのでしょうか。見解をお聞かせください。

また、この資格者証発行について、高知県後期高齢者（医療）広域連合はどのようなスタンスで、どのような対応をするのかをお聞かせください。

次に、介護保険制度に関してお伺いいたします。

さきの議会でも同僚議員が質問いたしました。本日は介護認定に関して確認1点と利用者からの要望1点についてお伺いいたします。

まず1点目に、介護認定についてお伺いいたします。介護保険サービスを利用するためには、市町村の担当窓口を通じて介護度の認定を受けなければなりません。介護度はコンピューターによる1次判定と保健、医療、福祉の専門家で構成する介護認定審査会による2次判定という、2つの段階を経て決定されます。その際、調査員が高齢者宅を訪問して日常生活や体の状態などについて聞き取り調査を行っていますが、この4月から、その調査項目の一部が削除されたり変更されたりしています。この認定調査に関しては、私自身現場で携わっていた時期もあり、認知症の方々の介護度が軽度に出てしまうなど、高齢者の実態が反映されないケースに、これでいいのかと疑問を感じることも多くありました。

今回、調査項目から削除された14項目には、火の不始末や暴言、暴行など認知症の状態を判断するのに欠かせない項目や命にかかわる項目も含まれており、利用者の重要な情報が今まで以上に反映されなくなるのではないかと懸念しています。また、調査項目の変更に伴い、認定調査員のテキストも見直され、認定調査の判断基準が大幅に変更されています。重度の寝たきり状態の人などが複数の調査項目で、自立、介助なしと選択されるなど認定調査員による判断ではなく、2から4項目の選択肢から選択する調査を徹底することが示されています。そして、選択する際は、できるだけ自立を選ぶよう誘導する内容で組み立てられていることも大きな問題です。

さらに、介護認定審査会では、資料の中から状態を判断するための項目が大幅に削除され、適切な判断、救済ができない可能性があります。モデル事業実施時には、今回のテキストは未発表でしたので、関係者からは、これでは軽度に判定される人がふえるのではないかと、また本人の状況が1次判定結果や2次判定にきちんと反映されるのかなど、不安視する声が上がっています。

認定調査項目に関しては、さきの議会で担当課長は、判断しにくい項目の14項目が削除され、必要な6項目が追加されたもので、さらに公平、公正になるものと考えた趣旨の答弁でしたが、モデル事業の結果や認定調査員テキストの変更等も踏まえて、本市の対象者の認定や施設等への影響はないと確信を持って言えるのか、見解をお伺いします。

2点目に、利用者の声から、福祉用具購入や住宅改修の償還払いについてお伺いいたします。介護保険サービスには、通所介護や通所リハビリ、訪問介護や訪問看護などの

居宅介護サービスと、特別養護老人ホームや老人保健施設などに入所する施設サービスがあります。いずれのサービスを利用する場合も、食費等の実費を除いて自己負担は1割となります。残りの9割は、サービス提供事業者が国保連合会に介護報酬の請求を行うこととなります。しかし、福祉用具の購入や住宅改修の場合は、まず利用者が全額を自己負担しておき、その領収書を添付して申請手続を行うことで、後日、差額の9割が返ってくるという償還払いの方法をとっています。

先日、住民の方から次のような訴えの声を聞きました。先に全額支払うことは、最低年金で生活する者にとっては、とても厳しい。ほかの生活費や食費などを削って、やりくりするしか方法がない。初めから1割の支払いで済むような制度にならないものかというものです。この方がおっしゃるとおりで、介護用品は一般のものとは違って高額なものが多いですから、最低年金で生活されている方々にとっては、とても大きな負担となっています。制度的には、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付制度などもありますが、これを利用した場合、3%の利子が必要ですし、連帯保証人など面倒な手続きも発生します。利用者の精神的負担や金銭的負担の軽減のため、1割の自己負担のみで購入や改修ができるような方法はとれないのでしょうか。

次に、少子化・子育て支援についてお伺いいたします。

全国的に少子高齢化の問題が深刻な状況ですが、少子化の背景の1つには、子育てにお金がかかり過ぎることが上げられるのではないのでしょうか。昨今の雇用形態の悪化に伴う経済的不安や子どもの医療費負担などは、若い子育て世代にとって安心して子育てできるような環境にはなく、このような状況が子どもを産み育てる上で大きな障害となっているのではないかと考えています。

このような中、県内の各自治体では、さまざまな少子化対策、子育て支援対策を行っています。その少子化・子育て支援（対）策の中でも特に大きい制度が乳幼児の医療費助成事業です。県内の医療費無料化の取り組み状況は、中学校卒業まで無料が土佐清水市、津野町、芸西村、馬路村などです。そして、奈半利町、田野町、安田町、北川村などが4月から中学校卒業までの医療費を無料化する方針を固めたという報道がありました。各町村とも、若者が希望を持って子育てできるまちづくりを進め、定住人口拡大に結びつけたいとのことでした。また、四万十町や佐川町でも、小学校卒業まで医療費無料化を拡充するとの報道がありました。このほかの子育て支援策としては、芸西村で、ごみを削減した費用で保育料の減額費用に充てるというユニークな子育て支援の取り組みなど、各市町村が定住人口の拡大や子育て支援の対策として、さまざまな取り組みを打ち出しています。

これらのことをもとに、質問に移ります。本市でも、医療費助成事業を行っています。本市の場合、小学校就学前までですが、所得制限がないということで大変喜ばれています。さきの議会でこの医療費無料化の拡大について質問したときは、市の財政事情を考えると拡大は困難というものでした。しかしながら、本市の少子化対策、子育て支援

(対) 策として今、思い切って行動に出るべきときではないかと考え、本日、再度の質問をさせていただくものです。

若者の定住人口をふやすためには、子育てしやすい環境がどうしても必要です。香美市の発展のため、定住人口の拡大、子育て支援の観点から、せめて小学校卒業まで医療費助成の拡充を行うよう、いま一度求めます。

子育てに関してですけれども、子どもを安心して産み育てられる環境を整えるという意味から、妊婦健診についてお伺いいたします。妊婦健診は、母体と胎児の健康を守るために大切であり、安心して出産するためには14回程度の健診が望ましいとされています。妊婦健診は、1回当たり5,000円から1万円程度の窓口負担がかかります。健康保険が適用されないため、公費で助成される回数以外は妊婦の全額自己負担となっており、費用負担の重さに健診に行けなかったり回数を減らす人もいます。

国は、追加予算で14回無料を打ち出しましたが、国庫補助は9回分の2分の1だけです。残りの5回については、地方交付税を財源に自治体が独自の判断で実施回数を決めることになっています。安全な妊娠、出産、子どもが健康に生まれ育つことを保障するためにも妊婦健診の公費負担は必要と考えますが、この国庫補助は2010年度までの2年間の時限措置です。本市も、2月から14回に妊婦健診の公費が拡充されました。このことは、若い子育て世代に経済的困難が広がる中、子どもを安心して産み育てられる環境を整える上でも大変喜ばしいことですが、国の2年間の時限措置が終了した後も、市として継続する考えはあるのかをお聞かせください。

最後に、集落整備に関してお伺いいたします。

今、どこの地区も少子高齢化が進み、特に物部(町)の山間にある集落の高齢化は深刻で、集落機能が維持できない壊滅的な状況であると言っても過言ではありません。そこに住むお年寄りは、福祉や医療、仕事や生活に対する不安を抱えながら、懸命に生活されています。そして、その方々から悲痛な言葉を聞くたびに、この地でこの方々が安心して生活ができるようにするために今、何が必要かと考えさせられてしまいます。

私は、さきの議会で、本市の将来にとって見過ごすことができない大きな課題である集落、地域再生に向けて早急な対策を講じる必要があることを訴えました。しかし、地域再生のための施策を位置づける必要性は認識しておられるものの、今後どのような取り組みを行うのか、具体的な対策の提示はありませんでした。再三申し上げますが、年々高齢化が進み、山間部に行くほど老人夫婦世帯や独居老人世帯がふえてきています。そのため、冠婚葬祭を初め田役、道役、水番などの社会的共同生活の維持が困難な状態になり、集落機能も立ち行かなくなってきました。しかし、こうした地域の多くは貴重な水源を有しており、これらの集落の人々が丁寧に手入れしながら管理しているからこそ、水源が守られてきたのだということを忘れてはいけません。

町中では上水道は整備されていますから、蛇口をひねれば、いつでも当たり前のように水が出てきますが、山間地ではそうはいきません。地形的な理由などで上水道を整備

することができないため、山合いのわき水をホースでタンクに引き、それを数軒の家で共同利用しています。そのため、大雨や台風などのときには草木が流れ込み、詰まったり濁ったりもします。また、日照りが続くときには水がかれることもたびたびです。このように山間地では定期的に水源の掃除や管理をしなければ、飲み水や生活用水としての貴重な水の恩恵を受けることはできません。

これらの集落の住民の間からは、「みんな体も思うように動かんくなって、水源の掃除にもよう行かんようになってきた。水が来んなったらどうしよう。」と不安を募らせる声も上がっています。高齢化等により水源の掃除などは困難になり、そこに住む住民の命を支える水の管理さえも困難な状況に陥った集落に対し、行政として今後どのような具体的対策を考えられるのか、お聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 山崎晃子議員さんのご質問にお答えをいたします。

1点目の病気は減るかというご質問について、お答えをいたします。内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善することにより疾病予防につながると信じて努力をしております。市民の方々の目指すところは、健康で長生きをすること、つまり健康寿命の延伸です。その結果として医療費の適正化が図られます。医療費の抑制のための健診でも特定保健指導でもありません。平成20年度からの事業ですので、医療費適正化の効果が出ているかというご質問については、まだそこまで至っておりません。長期にわたる取り組みが必要であると考えております。

次に、特定保健指導についてお答えいたします。2月末現在、積極的支援対象者が65名、動機づけ支援対象者が171名、計236名です。そのうち当課がご案内しました教室に参加いただいた方は、積極的支援の対象者が15名、動機づけ支援者が62名です。特定保健指導率は、香美市の目標実施率25%に対し、32%という率になっております。今後も、支援対象者に通知文書やお電話で教室への参加をお勧めしたいと考えております。

次に、妊婦一般健診の継続についてお答えをいたします。平成21年2月1日から始まったばかりの制度です。おっしゃるとおり、平成21年（度）、平成22年度については国庫補助金については示されておりますが、それ以降については何も示されていません。今後、国の動向を見ながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎晃子議員のご質問にお答えします。

まず、特定健診、特定保健指導についてお答えします。特定健診の実施状況、国が定めた目標実施率達成の見通し、実施率向上に向けての対策はというお尋ねです。特定健

診の2月25日現在での実施率は31.0%です。平成24年度の達成は相当難しいと考えております。

実施率向上に向けての対策ですが、平成19年度の国保被保険者の基本健診実施率からは約10%の増加とはなっています。とはいえ、決して高い受診率とは言えません。今後も周知、啓発に努め、徐々に受診率を上げていかなければならないと考えています。広報とかホームページへの掲載、それから各種団体等へ引き続き周知、啓発に努めます。また、引き続き郡医師会に協力依頼をしていきます。高知工科大学との連携事業で実施をしましたアンケート調査の分析を行いまして、未受診者対策を行うということで受診率向上などに向けて取り組んでいきたいと考えています。

次に、通知文書がわかりにくいという声に対しての改善策はというお尋ねですが、平成21年度は通知文書の枚数を減らし、説明文は1枚とし、それ以外は受診券と問診票、医療機関一覧表、希望調査票を同封予定です。通知文書は、カラー版で特定健診の受診券発行から特定保健指導までの一連の流れを記載します。また、今年度受診券の存在がわかりづらいというご意見から、通知文書の中で受診券の見本を掲載予定です。

次に、後期高齢者医療制度についてお答えします。保険料の滞納状況、実態把握や相談対応についてですが、保険料の滞納状況について、特別徴収の方は滞納はありませんが、普通徴収の方が滞納となっています。2月末現在で収納率は84.66%です。これは3月末の期も入っておりますので、こういう数字になっておりますが、期別ごとに見ると1期分が96.63%、2期分も96.63%で、3期以降少しづつ下がっております。納付についての相談があれば対応しておりますが、収納に出向いていける職員体制でないため、現在は実態把握は行っておりません。

次に、保険料を滞納した場合、資格者証の発行についてですが、保険料を1年以上滞納した場合は、基本的には資格証明書を発行することになります。ただし、広域連合運営協議会で低所得の方々には原則として資格証明書の交付対象者としなことが確認されております。また、政府・与党のプロジェクトチームから示された制度の見直しの中で、相当の収入があるにもかかわらず保険料を納めない者に限って適用するとされておりますので、広域連合ではこれらのことを基本としているとのことです。

広域連合の姿勢、対応についてですが、資格証明書の発行について国が具体的な基準をこの3月末までに示すとのことで、それ以降に、今年の3月末か、遅くとも4月末ごろまでに広域連合が事務取扱要綱などを施行しまして、各市町村はそれに基づいて事務処理がされると考えます。今後、市町村において統一した対応がとれるよう、広域連合としても取り組んでいくとのことです。

次に、介護保険制度についてお答えをします。認定調査の内容の一部変更による対象者の認定や施設等への影響についてですが、変更によって認定の審査が明瞭になると考えられますが、本人や施設等への影響はないと考えております。より適正な判定になると考えております。

次に、償還払いで給付しています福祉用具購入や住宅改修についてですが、他の給付事業については国保連合会に委託をし、毎月一括して支払っておりますが、福祉用具購入や住宅改修については業者が特定できないため、国保連合会で扱っておりません。このため、県下の市町村では償還払いとなっています。香美市でも現在のところ現物給付は困難と考えており、償還払いとさせていただいております。受領委任の方法により現物給付的な方法をとっている市町村があるようですので、検討、研究をさせていただきたいと考えております。

少子化、子育て支援についてお答えいたします。乳幼児医療費助成事業の拡充については、9月議会でもお答えさせていただきましたが、財政運営に苦慮している香美市にとって、毎年、年間1,000万円を超える負担増は困難と考えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 山崎晃子議員の集落整備に関するご質問についてお答えをいたします。特にということでもないと思えますけれども、物部（町）の実情についてということで触れられましたが、市域全体の観点からもう1回言わせていただきたいと思います。

近年、特に地方では少子高齢化が進み、集落の人口減少が顕著かつ加速度的に進んでいる状況ですけれども、当市におきましても人口が減少し、集落機能の維持すら困難となりつつあることから、地域での暮らしに大変心配をされていることも聞き及んでいるところでございます。

ご質問にもありましたように、特に山間部の水道未供用地域におきましては、集落で水源地へ給水施設等を設置をしまして、各世帯へ配水をしてるといった状況の地域がたくさん存在をしております。またそうした地域においては、水源地や給水施設あるいは管理道などについても、高齢化が進む中であって、維持管理や保守あるいは清掃などが困難になっているというような実情も承知をしているところでございます。いわゆるライフラインの1つであります水の問題については、本市におきましても大変重要な課題であると認識もしておるところですが、なかなか課題の解消、解決を図るための特効薬を見出せない状況であります。しかしながら、市としても、さまざまな制度や要件に当てはまらない場合であっても、そうしたことへの受け皿的な対応を考える必要があるということから、平成21年度、新年度事業として元気な集落づくり支援事業を新設したいと考え、平成21年度予算案として計上し、お諮りをしているところでございます。

この制度は、自治会等が集落の維持、活性化を目的として実施しようとする事業に対しまして、それに要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものでございまして、対象となる事業を産業、経済、文化、交流、社会生活機能の向上等としておりますけれども、およそ集落の維持、活性化を目的とする事業については門戸を広く設定をしております。ご指摘の水源地維持管理については、社会生活機能の向上

に資する事業ととらえまして、例えば水源の清掃回数を減らすための堰堤改修や給水施設の修繕、あるいは管理道の整備等を行い、地域住民の負担を少しでも和らげることができればと考え、また現状の改善につながることを期待しているところでございます。制度を立ち上げようとしたばかりのところですが、この制度の活用によって地域の取り組みに何らかの支援をすることによって地域の実情を知ることにもつながりますし、また地域も行政に直接つながる道筋ができようかと考えております。

なお、この新設の事業につきましては企画課で所管をすることとなっておりますが、議決をいただいた後、制度についての周知を図ってまいりたいと考えておりますし、新しい制度の活用につきましては、個別具体的にご相談をいただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎晃子です。2回目の質問をいたします。

ず、特定健診、特定保健指導についてですけれども、今回のこの健診ですけれども、これはメタボに着目をしたということですが、このやり方が本当に健康寿命の推進、疾病予防につながっていくのかということを疑問に思うわけですが、例えば特定健診と基本健診のほうでは、検査項目が尿検査とか血清クレアチニンって腎機能を調べる検査などが入ってたんですけれども、こういうことも削除された。それから、医師の判断によるものもふえてますけれども、こういったことが病気の早期発見とか住民の健康を守るっていう点からも、私は一歩後退したものではないかというふうに考えますけれども、このことについてどのように認識されておられるでしょうか。

それから、メタボに注目ということであれば、40歳から74歳っていう対象ですが、20代とか30代でも明らかな肥満があれば注意を喚起する必要も出てくるだろうし、できれば19歳から39歳の健康診断をカバーするような発想も必要じゃないかなというふうにも考えますけれども、その点、ご見解をお願いいたします。

それから、特定保健指導のほうはわかりました。この方たちがそれぞれ保健指導を受けてということになりますけれども、その後のフォローっていうか、指導が終わった後どういった形でフォローがされていくのか、そのあたりを教えてくださいたいと思います。

それから、後期高齢者医療制度のほうですけれども、低所得の方々には原則として資格証は発行しないということですが、これは具体的にまだ出てないですかね、金額設定というか、大体どれくらいの方が資格証を発行しないっていうのが、たしかもう出てるんじゃないかと思えますけれども、そのあたりをもう1回お聞きしたいと思えます。

それから、介護保険の介護認定のほうですけれども、審査が明瞭になって影響はないというふうなことだったかと思えますけれども、検査項目が削除されたっていうことと、

それから認定調査員のテキストが変更されたっていうことでの、そういった検証はされて影響はないということでお話をされたのか、お聞かせください。実際、火の不始末とか認知症の項目が削除されてる、認知症の判断になる、そういった項目が削除されてるわけですけれども、これまでもそういった認知症の方が軽度に出ると。実際の状態っていうのは、もっと重いものであっても軽度に出るというふうなことも実際あってきましたので、そういうことで検証されて、そういう状況になってるのかっていうことをお聞きしたいと思います。

それから、その判断基準では、例えば寝たきりの方なんか以上調査項目では、今までであれば全介助ということでしたけれども、今度の場合には自立、介助なしと。それから、食事摂取の場合でも、食べ物を口にできずに高カロリー液の点滴を受けている人の場合は全介助、それが今度は自立ということですし。それから麻痺の有無にしても、日常生活上の支障があれば麻痺ありということととってた部分が日常生活上の支障は評価しないとか、それから歯磨きなんか本人の生活習慣で行ってない場合には、以前は能力を総合的に勘案して判断するということがあったけれども、新しいテキストでは自立ということになってます。こういったのは、症状の重い利用者を自立と判断するというのは、逆立ちした基準ではないかと考えるわけですけれども、この点はどういうふうに認識されてるのか、お聞かせください。

それから、福祉用具とか住宅改修の償還払いですけれども、受領委任ということで、ぜひとも研究をしていただいて、利用者の負担が少しでも減るような形でお願いしたいと思います。

それから、少子化、子育て支援のほうですけれども、財政的に非常に困難だというご答弁でした。しかし、やはりこの少子化、子育て支援っていうことは、香美市にとっても若い世代の定住人口を拡大するっていうことにも非常に意義のあることだと思います。それで、やはり今、思い切ってこの一歩を踏み出すということが大事だと思いますし、またそういったことで国へも市として積極的にそういったことを働きかけていくということが必要ではないかと思えます。これは先ほど妊婦健診のことで、国の動向を見ながら検討をするというふうなことでしたけれども、そういった消極的を姿勢ではなく、本市として積極的に対応していくということで、もちろんそれは国へもぜひ働きかけていただきたいと思えますし、また市としても積極的な対応をお願いできないものか、再度少子化対策、子育て支援ということにつながるのではないかと思えます。

それから、集落整備に関してですけれども、先ほどそしたらそういった掃除とか管理に行けないというような状況に対しても、そこに行ってくれてくれる人件費とか、そういうこととかが可能になるものではないでしょうか。ちょっとそこを教えてくださいたいと思います。

それから、済みません、ちょっと1つ抜かったんですけども、特定健診の実施率向上のことですけれども、これは郡の医師会に協力をお願いをしたということでしたが、こ

れは病院に行ったら、その先生が「健診をあなた受けなさい。」ということを書いていただくような形になってるんでしょうか。そのあたりをもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 山崎晃子議員さんの2回目のご質問にお答えをいたします。

特定保健指導のフォローの仕方と対象者の抽出の仕方ということですが、健診を受けてくださいましたら、国保連合会にその健診結果が回りまして電算処理をします。その後、おなか回り、脂質、高血圧、高血糖、その4項目のうち2つ以上異常がある人についてオンライン上こちらのほうが対象者を抽出して、ご通知をしております。それから、そういうことで教室等に参加のご案内をしております。

それから、妊婦の一般健康診査のことについて積極的にというお話ですが、個人的にはそういうふうに思いますけれども、まだ始まったばかりの事業ですので、結果も何も出ておりませんので、そういう結果を見ながら進めていきたいと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員の2回目の質問にお答えします。

まず、特定健診について郡医師会に協力依頼をしていきますということのご質問ですが、どういった協力依頼ということのご質問ですが、主治医に対しての依頼ということで、患者さんが来たら、特定健診があるので受けてみないかというような勧奨をしていただくということです。

それと、後期高齢者医療制度の資格証明書の基準ですが、具体的には低所得者の方には原則として交付しないということで、具体的には軽減された方は資格証明書の発行から外れるということで、年金収入額でいうと、単身世帯では203万円、夫婦2人世帯では最大373万円までの方々が交付の対象にならないということになっております。資格証明書の交付に当たっては、交付の基準をまだ策定しておりませんので、交付の基準を策定をし、厳格に運用をしていくということになろうかと思っております。

それと、介護認定の関係ですが、調査項目が明瞭でないと、それぞれの方々に同じような状態であっても回答が違うという状況があったということで、明瞭な判定がなされるというように考えております。今回の改正によって、判定においても明瞭であるし、調査も適正な調査になるというように考えております。

償還払いについては、福祉用具購入とか住宅改修については現在、県下の市町村ではすべて償還払いになっているということですが、県外では受領委任の方法でやっている市町村があるようですので、今後、現体制でできるかどうかちょっとわかりませんので、

研究、検討をさせていただきたいと考えます。

それから、乳幼児医療費の助成事業の拡充についてですが、財政がかなり厳しい状況にあるということをご認識いただいていると思います。予算の折衝でも1,000円、1万円を切られる状況ですので、年間1,000万円を超える負担増というのは、なかなか厳しいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 2回目の山崎晃子議員のご質問にお答えをいたします。

人件費も含めてということかというお尋ねであったと思いますけれども、およそこの事業につきましても、ほかの制度あるいは要件に当てはまらないものの受け皿として見ていきたいということでございますので、本当に使いやすい制度にしたいと思っております。そういった意味では、人件費も対象としないということではございません。そういったものまで含めてですけれども、ただ、お題目が「元気な集落づくり」ということですから、地域と、それから行政との共同事業として見ておるといってもあります。やはりそこらあたりについては地域の状況ですとか実情とかいうものを勘案しながら、かつ市民感覚として、そういったものに経費を補助金として上げていくことがいいのかどうかということなども考えながら判断をしていきたいと思っております。初めに戻りますけれども、原則的には人件費も含めて、必要であれば手当てをするということになると思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 済みません、ちょっと答弁漏れがありましたけれども、特定健診の中での質問で、19歳から39歳までの方の健診を実施してはどうかというご質問だったと思うのですが、現在は特定健診として40歳以上74歳までの方を対象に行っておりますので、若い方が対象にはなっておりません。確かに若いうちから健診をしていただいて、健康づくり、健康に関心を持っていただきたいわけですが、なかなかそこまで手が回らない状況でして、現在のところは特定健診として実施をするということで力を入れていきたいというように考えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎晃子です。3回目の質問をいたします。

特定健診、特定保健指導ですけれども、そしたら、今までできてた腎機能の検査、そういったものもこの特定健診に加えて、市としてそういったのも一緒にするというふうなことは考えられないのか。余り病院に行くことがない方にとっては、この年1回の健診が非常に自分の健康のチェックをするのに役に立ったということもあって、この特定健診に変わったということで、そういった健康チェック的なことまでできるのかって

うふうな疑問をお持ちの方もおいでますので、そういったので今までの分も加えてって
いうことはできないものなのか、再度お聞かせください。

それから、あと健診の結果の通知が遅いっていうふうなことも聞きますけれども、健
診をしてから、どれぐらいでご本人さんのほうに通知が行くのか、そのあたりも教えて
いただきたいと思います。

それから、先ほど抜かりましたけど、保健指導、32%の実施率ということでしたけ
ども、香美市の場合は、保健師さんが行政のほうで直接保健指導をするということだ
りけれども、そういったことで保健師さんの数的には足りているのか、今後のことも見て、
どうなのかっていうことをお聞きします。

そしたら、先ほどの後期高齢者医療、一応基準は出てるということでしたけれども、
そうした対象になる方、この方はわかればですけど、まだ多分ひょっとして集計でき
ないかと思うんですけども、大体何人ぐらいで、後期高齢者のうちの何%ぐらいになる
のか、わかれば教えていただきたいと思います。

それから、介護認定のことですけれども、明瞭になって調査も適正ということだ
り答弁がありましたけれども、今までもその人のお体の状態とその介護認定が合わないとい
うふうな状況もあったりしてます。だんだん高齢になって体が不自由になってきてるのに、
この改正があるたびに介護度が軽くなるというふうなことも見受けられます。最初の
当時は介護度が要介護2であった方が、今度、要支援1・2が入ってきて要支援2にな
ったりっていうことで、その方の体の状態を見たら、年もいってますけれども、その分
体の機能も低下してるという状況がある中で、そういった状態と見合わないというふう
な認定が出てるというケースもありますので、十分検証していただいて、お体の状態が
その介護度に合うように調査員の聞き取り等を含めて、やはりそういった研修もありま
すけれども、適正になるような形でぜひともお願いしたいと思います。

それから、少子化対策の点については、財政的なものもあって大変厳しいということ
ですけれども、その中でも何かこう工夫ができないものかっていうことを考えます。た
だ財政が厳しい、1,000円を切られるというふうなことではなくって、じゃあどう
いった工夫ができるのかっていうふうなことも考えていただければというふうに思いま
す。

それから、集落整備に関してですけれども、「元気な集落づくり」ということだ
りけれども、例えば市の職員が直接もうその対象にならないと、この事業に対象になら
ないといった場合には、市の職員が行って、そういったところを掃除してくるとかとい
う、これはもうやむを得ない処置やと思うがですけども、そういったことでもしてい
かないと、なかなか立ち行かないというところも現実には出てくるんじゃないかと思
いますけれども、その点どういうふうな見解をお持ちなのか、お聞きいたします。

以上で3回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 山崎晃子議員さんの3回目のご質問にお答えをいたします。

腎機能検査を考えられないかということでございますが、検査項目が県下で統一して今、電算処理等を行っておる関係で、現在のところは入っておりません。昔の政府管掌（健康保険）、今は協会けんぽですけれども、それも含めた統一的な健診項目ですので、今後、機会があるごとに、そういうご要望があるというようなことで、検査項目の増というように希望していきたくて考えております。

それから、健診通知、結果の通知が遅いということですが、平成20年度初めてのことでして、特に医療機関で実施された方の健診結果が遅いということが問題になっております。何さま先ほども言いましたように初めてのことで、大変統一化した電算処理等を行う上で、1つでも項目が抜かっていると、問い合わせをしたりとか、もう1回返したりとかいうようなことで、住民の方々にご迷惑をおかけしたことは事実です。今そういうことが是正されておまして、順次正常な返しのぐあいになっております。

それから、保健師がどういう状況にあるかということですが、当課の健康づくり推進課におります保健師は11名です。11名在職しております。現在3名が産休等で長期にお休みをしておりますけれども、残8名と管理栄養士とで何とか保健指導を行っております。近隣の市町村からいうと、保健師の数は充足しておると理解をしております。以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員の3回目のご質問にお答えします。

まず、後期高齢者医療に係る保険料の滞納の分ですけれども、滞納者の内容についてはまだ把握ができておりません。ただ、人数でいいますと100人から200人ぐらいだということ考えておまして、そのうちの低所得の方々については、ほとんどが対象になるのではないかと考えておりますので、ほとんど資格証明書の発行はないというように思っております。

それと、介護保険の関係で認定調査の関係ですけれども、状態像と合わないという、不自由になりゆうのに介護度が下がるのはおかしいというご質問でしたが、前回の改正のときは、主な改正としては、介護1の方を介護1と要支援2に振り分けるという改正でしたので、介護1の方が要支援2になった場合には軽くなったという誤解をされたと思うのですが、そうではなくて、介護1を要支援2と介護1に振り分ける改正でしたので、要支援2になった方が軽くなったということではないというように考えております。平成12年から始まっております介護保険制度ですけれども、いろんな改正を経ながら精度の高いものにしていかないと私は考えますので、国もそういった方向でいっているというように考えております。今後も、調査員も審査会の委員も研修を重ねまして、適正な判定ができるように努力をしたいというように考えます。

最後に、乳幼児の拡充の件ですけれども、乳幼児医療の拡充については、なかなか困

難だというようには考えますので、香美市全体で少子化対策をどう思うように考えていくかというところで考えていかなければならないのではないかとこのように考えます。
以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 3回目の山崎晃子議員の集落整備に関してのご質問にお答えをいたします。

制度としましては、大変その門戸を広げて対応してまいりたいというふうにご考えておりますが、一方で、事業としてつけられないような部分については市の職員をというお話でございましたけれども、これだけその門戸を広げておるとそのイメージの中で、それを認められないということであれば、その事業についても当然税金というものが前提にあるわけですので、一方で、市の職員も税金が前提にあったということからすれば、事業として認められない部分に職員をかかわらすことについてはまた別の問題が発生するように思いますけれども、いずれにしても、原点はやっぱり市民感覚に照らして対応してまいりたいと。ですから、市民感覚に照らして事業をして、補助することが認められるのならば、やっぱりそういった部分については事業の活用を積極的に図っていきたいというふうにご考えておりますので、そういうふうにご理解をいただけたらと思います。
以上です。

○議長（中澤愛水君） 山崎晃子君の質問が終わりました。

暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時47分 休憩）

（午前10時58分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） 7番、千頭でございます。平成21年第1回定例会での一般質問につきまして、通告書に従いまして質問いたします。誠意のあるまたご答弁のほどをよろしく願いいたします。

私は、今回は3点についてお伺いいたします。まず第1点目のあけぼの街道が高知まで開通後のその後の東部延伸についてと、2つ目が県道路線名の変更の可能性、3つ目が定額給付金の支給に対しまして、振り込め詐欺の対応策等についての3項目について質問をさせていただきます。

まず、第1点目の高知広域都市計画道路（通称あけぼの街道）の高知までの開通後のその後の東部延伸についてであります。このあけぼの街道の進捗状況につきましては、過去の定例会でも一般質問に2回ほど質問させていただきました。平成18年の6月定例会でのそのとき答弁として、「現在の事業認可区域以上の延伸につきましては、必要性の認識をしておりますけれども、現在整備をしております区間の整備を優先としてい

きたいという県の意向ということでございまして、高知方面に向けての整備をしております高知山田線につきましては、平成20年度の前半に完成を目指して工事を進めている状況でございます。」と答弁がございました。また、前回の(12月)定例会で門脇市長の行政報告にも、「平成21年度の完成を目指して事業を進めていた楠目地区の件でございますが、立体交差点についてJRとの協議がおくれ、完成年度が平成23年度になると。県は、国土交通省に事業認可変更申請をし、事業期間を平成23年度末までに延長された。」と報告がございました。ということは、平成23年度末までに鏡野中学校の市道交差点以西から高知市の北久保まで全線開通が現実の見通しとなりました。香美市市民はもとより、地域経済、産業の発展に大きな役割を果たすものと期待しております。

そこで、高知までの全線開通後のあけぼの街道の東部延伸計画について、お伺いさせていただきます。

まず、第1点目でございますが、予岳から新佐野大橋間の路線開設は、県と高知市と本市、物部川流域を結ぶ生活、産業、経済、文化の発展に、さらにベッドタウンとしての定住人口増加、高知市への通学・通勤者にとっても移動時間の短縮等々により、地域発展に多大な貢献をするものと期待しております。また、佐野地域から本村、香北町、物部町の地域住民にとりましては、国道195号線のアクセス道路として地域公共交通の円滑化と安全、安心の確保のためにも、また楠目、神母ノ木地区の慢性的な交通渋滞の解消、特にゴールデンウィーク時の渋滞の緩和、またテクノパーク工業団地等のアクセス道路としても非常に重要であります。

この路線開設の必要性は県の幹部も認識されており、当時の橋本知事も現地を視察し、合併前の3町村の首長が県にも要望された。また、雪ヶ峰には、トンネルを掘ってのルート計画もされ、概算で何か60億円が必要ではなかろうかというお話しもされたと聞いております。また、(旧)土佐山田町時代には、予岳地域に山田北部土地改良区のは場整備時に残地、残土の跡地の一部を路線として先行取得もしておるところでございます。この路線につきましては、3町村首長間では、合併と同時に路線開設を推進すると約束があったと聞いておりますが、路線開設は地域住民の悲願でもあります。今後の予定、計画等についての所見をお伺いたします。

2点目には、同じく都市計画道路の鏡野中学校前の市道の交差点から楠目の交差点までの195号線までの開通の見通しはどうなってるのかということについて、お伺いたします。この都市計画道路は、昭和何か45年ごろに計画されたと聞いておりましたが、当時は高度成長期であり、道路新設計画もよかったんでしょうが、長期未着工のまままで今日まで経過し、財政状況が非常に厳しい現在、また高齢化が進み、人口減の状況の中でのこの路線につきましては、変更も含めた再検討が必要ではないかと思えます。また、予定路線にかかっている地域住民は、宅地を新築、増築したくても、路線建設となると取り壊しをせねばならないということもお聞きしました。また、いつできるのか

も不安という声もありましたので、そのことについて、今後の見通しについてお伺いいたします。

2点目に、県道香北龍河洞野市線の路線名変更についてでございますが、年間来訪者20万人を超える県内でも有数の観光地となりましたアンパンマンミュージアムのある香北町、それから土佐山田町の逆川地区の天然記念物龍河洞、そして香南市の野市町等々を結ぶ「県道香北龍河洞野市線」の路線名を「アンパンマン龍河洞野市線」と路線名の変更についてお伺いするものであります。

全国的に知られました「アンパンマン」の名前を県道の路線名にすることにより、本市はもとより本県の観光行政並びに地域振興に役立ち、かつてのようになぎわいのある龍河洞入場者の増加にも効果的であり、本路線の道路整備の推進期成同盟会の会長に門脇市長、副会長には仙頭香南市長が就任されているとお聞きしましたが、この路線名変更により地域住民からの強い要望があると聞きましたが、その所見についてお伺いいたします。

最後に、3点目の生活支援、景気・経済対策を目的とした定額給付金、本市でも4億5,000万円、厳密に言えば4億5,719万6,000円の支給で、波及効果については12月定例議会で同僚議員が一般質問もいたしましたので割愛させますが、この支給手続きにつきましての振り込め詐欺の対応策は万全であるか、これについてお伺いいたします。

3月4日の本定例会の初日に、定額給付金の財源などを確保する国の第2次補正予算関連法案が成立しました。このことによりまして、支給については総務課を初め大変なご苦労だと思います。3月2日付のある新聞報道によりますと、もうはや3月じゅうにも一部で支給が始まる定額給付金を語った振り込め詐欺の未遂事件が昨年秋以降、宮城県や兵庫県等々9県で発生しているということが警視庁のまとめでわかりました。給付金はほぼ全世帯に支給されるため、犯罪集団の標的にも広がる。支給業務を担う自治体には、各世帯への問い合わせには電話などを使わないようにするなど、詐欺の防止対策をすところも多いと聞いております。

「定額給付金の手続きをするので、至急ATMに向かってください。」という、高齢者宅に市の職員を名乗る男から電話が入ったと。女性は、キャッシュカードと通帳を持ってATMに向かうと、呼んだタクシーの運転手に、「まだ支給は始まってないですよ。」と教えられて事なきを得た。とか、「給付金が支給されるので銀行口座番号を教えてください。」という不審な電話があったと、役所に市民からも連絡があったそうでございます。県内でも、定額給付金の支給を装い、口座番号を聞き出そうとする事例の報告が3月3日の宿毛市でも報告されておりました。

広報香美の3月号によりますと、全国で2万481件、高知県で170件、香美市でも昨年、融資保証金詐欺、架空請求等5件の被害が発生しているとの記事が載っております。新聞、ラジオ、マスコミ等でも、振り込め詐欺については注意を喚起している

現状でございますが、被害は後を絶えない状況でございます。定額給付金支給の申請は郵送方式を基本とする。まず、市町村が各世帯に申請書を送付し、受け取った世帯は、申請書に振り込み先の口座番号を記入し、通帳や本人確認書類の写しを同封して送り返し、それを役所がチェックして口座に振り込むと総務省のほうではなってるようでございます。

本市では、どのような方法で手続きされるのか。振り込みを原則とする定額給付金についての口座番号、手続き等にかこつけた被害が多発することが懸念されます。特に独居老人、高齢者の多い本市におきましても、振り込め詐欺対策はどのようになっているか、お伺いいたします。

また、支給時期が本定例会の周知で5月20日ごろとお聞きしましたが、県内の支給でも遅いようでございまして、少しでも早くならないかと。支給が決まった以上、市民は1日でも早い支給を望んでおります。再確認をさせていただきます。

以上で第1回目の質問を終わらせてます。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 千頭議員の1回目のご質問にお答えを申し上げます。

あけぼの街道の今後の延伸はということでございます。ご質問のありましたとおり、都市計画道路高知山田線につきましては、平成21年度末完成を目指して事業を進めておりましたけども、事業認可の期間を平成24年3月末までと変更をいたしてございます。現在の国道195号は、沿線に人家が連檐しています上に、線形の悪い箇所や歩道の未整備箇所が存在をしております、自動車や歩行者の安全、円滑な通行に支障を来しております。

合併協議を進めておりますときに、重要な懸案事項であり合併効果を高めるものとして、香美市のまた大動脈となる同路線の早期着手、完成を3町村長の連名で県土木部長に要望して、現地視察もしていただいております。このため、県としましてもこのバイパスにつきましては、香美市の中心部と香北町や物部町を最短で結ぶ合併支援路線としてその重要性を認識しております。予岳から新佐野大橋間につきましては現在、県において整備中の国道195号、通称あけぼの街道の進捗を見ながら着工時期を検討すると聞いております。

中組以西のあけぼの街道は暫定2車線でございますが、一定のめどが立った段階で県に働きかけてまいりたいと考えております。また、県におきまして整備を進めております泰山町から東の都市計画道路高知山田線につきましては、平成23年度末までに開通する予定と聞いております。八王子前から鏡野中学校前までが開通しますと、中学校前の市道植線を経由しまして国道195号に接続いたしますので、市街地を迂回するバイパス道路としての効果が発揮をされます。

鏡野中学校前の交差点から楠目方面への道路につきましては、ご質問にありましたように、昭和46年に都市計画決定を受けまして、長い期間を要して、ようやく鏡野中学

校前まで参りました。現在の事業認可区域は鏡野中学校前までですので、それ以降の事業推進となりますと、新たに事業認可をとらなければなりません。香美市としましては、町村合併の経緯も踏まえ、予岳前を通過して新佐野大橋へ至るルートと、現在、都市計画決定をされております楠目へのルートの整備の必要性や優先度を検討して判断してまいりたいと考えております。

次に、路線名の変更についてでございます。本路線の正式名称は、「県道香北野市線」となっております。昨年の県道香北龍河洞野市線完成期成同盟会の総会の席上で、委員の中から、ご質問のように、「アンパンマン龍河洞野市線」への県道名称変更の提案がなされ、同盟会として検討することとしてございました。確認をしましたところ、路線名のつけ方としましては、路線の起点、終点の市名、町名あるいは主要港名、また主要観光施設名等の名称を起終点の順に呼称するとなっております。このことに照らしますと、「アンパンマン」という名称は県道の路線名の基準となる名称には入っておりません。また、観光施設になりますアンパンマンミュージアムにつきましても、県道の起点からは離れているため、路線名に入れることはできないという判断のようでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 定額給付に関する振り込め詐欺などの対策についてでございますが、このことについてお答えをしたいと思います。

詐欺の手法がわかれば対策ができるわけですが、なかなか想定が難しいという状況です。国も、昨年末あたりは、この詐欺についての対策をしっかりとというふうな話でありまして、その後、具体的な申請の方法などにつきましても、個人の確認であるとか口座の確認ということで、大変厳しい条件をつけてまいりました。ところが、その後、具体的になってまいりまして、この間の国からのQ&Aなどにつきましても、本人確認につきましても非常に緩やかなものに変更されております。そうなりますと、そこに今、議員が心配されるような中身が入ってくるので、それを実行する側の者として、大変厳しい状況になってきておるということでございます。

一方、国のほうは、このことに関しましては、その後、対策等については具体的なことが示されておりませんので、我々としては、この振り込め詐欺等の被害に遭わないようにということ、やはり市としては電話を使った申請事務は行わないということが原則になろうかというふうに思っております。それから、面談をしっかりとできるようなこちらの体制もつくらなきゃいけないと思いますし、個人確認あるいは口座確認の徹底は図っていかなくちゃいけないというふうに思っております。

また、民生委員さんなど地域の見守りとあわせて、高齢者などが詐欺に遭わないような呼びかけをしていただく、あるいは申請の支援をご協力をお願いしたいというふうに思っておりまして、民生委員・児童委員さん、あるいは施設の関係者にも呼びかけまし

て、それぞれ会議を開きまして、内容を伝えて協力を呼びかけていきたいというふうに思っております。それから、不審に感じた方が気軽に定額給付係に相談できるような体制、ホットラインのようなものをぜひ設けて、すぐ疑問に答えていけるような形にしていきたいと思えます。

最後にお尋ねの日程のお話でございますけれども、3月5日の西目屋村、青森のほうで現金給付で支給をしてところが放映されまして、大変インパクトの強い映像でございまして、その後、「市の取り組みは遅いんじゃないか。」と、「現金で早く給付しろ。」と、こういう声が強くなってきておるのも事実でございますが、同日にもほかに北海道でも（紋別郡）西興部村などでも振り込みで開始をしておりますし、翌日もまた和歌山のほうの村がやっておるわけですけれども、そういうところは放映されないの、非常にインパクトの強いところが放映された関係で、大変「早くしてほしい。」という声もあります。そういう状況になりました、初日の質問にもお答えしましたように、物理的な理由でなかなかやれないんだというお話をさせていただきました。

そこで、建設修繕をされておるほうに細かい調整をしておるわけですけれども、4月13日あたりになれば完成をするんじゃないかというお話でございますので、そういうことであれば4月20日あたりには動けるような形もとれるんじゃないかということで、昨日も担当者の会議を朝から開きまして、練っておるところであります。13日に入れるようになりますと、電話とか、あるいはコンピューターの線を引いたりとか、あるいはそれにこちらのサーバーからデータを送り込んだりとか、あるいはそれをチェックしたりという作業がございまして、そして、1万3,000人の申請書を打ち出して、そして封入をしなきゃならないということになろうかと思えます。直ちに申請受付というようなことにできるんじゃないかという話ですけど、なかなか厳しいというふうな状況でございまして、土曜、日曜をやめたらどうだということをおっしゃるわけ、何とか4月20日あたりをめどとした前倒しのこともやりたいというふうに思っておりますが、この場所では明言はできませんけれども、そういう熱い気持ちで頑張っておるということをご理解いただきたい。そして、振り込みにつきましては、5月20日に今のところ予定をしておるところでございます。

○議長（中澤愛水君） 7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） 千頭です。ご丁寧なご答弁ありがとうございました。2回目の質問をさせていただきます。

まず、あけぼの街道の予岳から新佐野大橋までの件でございますが、（建設都計）課長さんも、また県の方もご認識のように、合併当時の強い要望があったということでございまして、ぜひひとつ頑張ってくださいと思いますが。これも、たしか平成23年度末に鏡野中学校から西へ全線開通すると。そのときというてもすぐ来ますので、早急にやっつけていかなきゃいけないんだということで、私たちの考えといたしましては、早期実現に向けて、門脇市長を先頭に国、県等に働きかける期成同盟会でもつくって、

これはやっていかなければなかなかいけないんじゃないかと、かように考えておりますし、先ほどちょっとお話ししましたように、山田北部の土地改良区の先行取得もしております。そういったことに対しましても、ぜひまた早い実現をひとつお願いしたいということでございます。

それから、2つ目の県道香北野市線ですか、確かに起点と終点のその地名等を入れなきゃいけないというようなことのようにございますが、「アンパンマン」を頭に出すとあれだったら、「香北アンパンマン」として「香北アンパンマン野市線」という方向も1つは考えられるんじゃないかと、かように考えております。この件は、何か期成同盟会でも検討されたということをお聞きしまして、新たにまた、さらにまた強い、またお願いをしなきゃならないんじゃないかと、かように考えておりますが、その点はひとつご検討をお願いしたいと思います。

それから、定額給付金の支給でございますけども、確かに非常に振り込め詐欺に対しては相手はなかなか巧妙にやってきます。総務省のホームページを見ましても具体的なことは余り書いてないようございまして、ただ注意しなければならないということでございますが、香美市ではこの支給について、口座のチェック等は申請書類を送付して、それに基づいてチェックされるわけでしょうか。そうならば、その申請書を送るとき一緒に振り込め詐欺に対しての注意喚起の文書等も一緒に添付して送っていただいたら少しは助かるんじゃないかということでございます。そんなような形で何とかその振り込め詐欺にかからないように皆さんに注意していただかなければならないことでございますが、非常に難しいところもございまして。ホットライン等を結んでやるのも1つの方法でしょうし、特に申請書を書く場合に、前からいけば若干本人確認が緩やかになったということもございますが、その通帳や本人確認の書類の写しなんかの必要はそう言うたら今回はもうなくなるわけでしょうか、それはやっぱり必要でしょうか。なかなかそういうもんが必要となるときには、またなかなかそれに手間取る方もおいでるんじゃないかと、かように考えております。尾崎知事も申してましたように、景気悪化のスピードは極めて速いことの中で、その中で足が早い対策もまた今日の景気対策には必要じゃないかというようなことでございますので、大変でしょうが、ひとつできるだけ早く早急に支給していただくことをお願いしまして、2回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 千頭議員の2回目のご質問にお答え申し上げます。

平成23年度末はもう早来ると、早期に働きかけ期成会をつくってはというご提案でございます。国道195号の期成同盟会というのがもう既にございます。その席には県の担当職員もオブザーバーとして出席をしてくださっておりますので、その総会の席上で訴えていきたいというふうに思います。

それから、路線名につきましては、平成6年6月30日建設省道政発第33号の国土

交通省からの文書によりまして、都道府県道の路線名認定基準というものが参っております。それによりまして、先ほど申し上げました施設の名称あるいは町名、市名、主要な港名を入れるということになっておりまして、この「アンパンマン」というのが一般的な名称であって施設の名称ではないとか町名ではないということで、路線名に入れることはできないということでお返事をちょうだいしてございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 定額給付につきまして、口座チェックでありますとか本人確認、あるいは申請書に振り込み詐欺に遭わないような注意喚起をというお話でございました。この本人確認、口座チェックのところが大変難しいところでして、口座につきましては、なかなか間違ったら入らないというようなこともありまして、しっかり正確な口座を教えていただかなきゃいけないということで、口座についてのコピーを求めると、こうなっておるわけでありまして。口座のコピーを求めるといふことであるならば、口座をつくる時にも本人確認をしているんじゃないかということであるならば、本人確認と口座確認とこの2つをやらなきゃいけないかどうかについては、口座をコピーをしていただいて本人というか申請者が申請していただくのであれば、省くということもこれは考えて事務の合理化を図らんといかんんじゃないかというふうなことも考えておるところです。

それから、市のほうで引き落としをやっている口座、使ってる口座がありますけれども、この口座についても活用をということで検討をしてまいりました。そうしますと、7%ぐらいの確率で振り込みができない可能性もあるというふうなことも言われておるわけですがけれども、そうであったとしても、やはり市民の負担を軽減するというか、できるだけ早く振り込みをしたいというふうなこともありますので、これもその後の手当てをどうするかということをしっかり検討するならばそれも十分使えるんでないかなというふうに思っております。

それから、最近といいますか、この3月5日付で総務省のほうからQ&A、最新ですがけれども、9番目のQ&Aが出てきました。その一番最後には、高齢者や障害者等により写しをとることが困難な場合、それからコピー機が少なく写しの作成が困難な地域にお住まいの場合という具体的な例を出しまして、そうした場合には、原則として通帳等の写しの添付を求めるんだけれども、さまざまな事情により通帳の写しをとることが困難な場合についてはもう省略しても差し支えないんじゃないかと、こういうふうなところまで出てきておるわけです。こうなりますと最初言っていることが何かどうかさっぱりわからんところなんですけども、しかしここまで言われますと余り厳しくということもなかなかできないんで、間違いがないということが担保にあればやってもいいよと、こういう国のほうはそういう逃げですので、間違いがなければやってもいいということなんで、そのところが非常に判断が難しいところなんですけども、しっかり勉強させてい

ただきながら市民に負担をかけないようにやっていきたい、そして申請書を発送するよ
うなときにはできるだけ被害に遭わない、そういうふうに一言つけ加えながらやってい
きたいというふうに思っております。よろしく。

○議長（中澤愛水君） 7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） どうもご答弁ありがとうございました。

まず、そのあけぼの街道でございますが、195号線の期成同盟会があるということ
をお聞きしまして、ぜひそのあたりで積極的に頑張っていたきたいと。特にまたこの
物部川流域の地域住民にとってはこの合併当時の大きなまた願望でもありますので、ぜ
ひ早期に実現することをお願いいたします。

それから、県道の路線名変更でございますが、ちょっと余談になりますけども、中に
皆さんお知りになってる方があるかもわかりませんが、かつて「高知空港」が、今、
「高知龍馬空港」になった折、あれが「高知龍馬空港」になる前に「高知アンパンマン
空港」になるということがほぼ確定していたようでございます。そのような経緯もあり
まして、ぜひ何とか「アンパンマン」を頑張ってお願ひしたいなど、かように考えてお
ります。

それと、定額給付金の件でございますけども、確かにご苦労が多いことだと思います。
お察しします。私も過日ちょっとあるところへ、銀行へ行ってみましたら、振り込みに対
して「本人確認をせないかん。」ということで、「ほいたらやってください。」と書いた
ところが、ある人が片仮名の「エ」がありますよね。あれが「ア」と「エ」と書いた
ようなちょっと難しいのがありますけども、「これはこれ（エ）じゃいけません。」と、
「難しいこれ（エ）書いてください。」というような形でやっておりました。非常に今、
金融機関も振り込みに対しては神経をとがらせておると思いますので、そのあたり大変
でしょうけども、頑張ってお急ぎに支給のほうをよろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 3回目のご質問にお答え申し上げます。

空港への路線名が「アンパンマン」が入っていたと、ほぼ決定してたというお話を初
めて聞きました。私がいただいた県の回答と若干違っておりますので、調査をさせてい
ただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 千頭洋一君の質問が終わりました。

次に、1番、山岡義一君。

○1番（山岡義一君） 1番、山岡でございます。私は、障害児保育、人権教育・啓
発について質問をいたします。

まず最初に、障害児保育でございますが、この取り組みについてお尋ねをするところ
でございます。

香美市障害児保育協議会の内容について、構成メンバー、活動状況についてお答えを

お願い申し上げます。

2つ目に、本年2月7日土曜日に開催されました2008年度香美市人権教育研究大会で山田保育園から実践報告があり、「育ちあう仲間（どうして見えんの?）」という障害児保育の発表がございました。私はこの発表を聞き、思わずこの子ども、AさんというかAちゃんに心の中で頑張れと強く感動を覚えました。また、このときに私の仲間でもあります市議員の方も数名見えておりましたが、皆、私と同じような思いがしたのではないのでしょうか。このAちゃんの入園について、保育園、幼保支援課の努力に感謝をするわけでございますが、保育園としても今までにない経験だったと思いますが、このAちゃんを中心とした平成20年度の山田保育園での障害児保育の取り組みの状況についてお尋ね申し上げます。できたら詳しくお願い申し上げます。

3つ目に、来年度、4月からなかよし保育園が開園をするわけでございますが、この子ども、Aちゃんが入園する予定と聞いております。なかよし保育園での障害児保育をどのように取り組むのか、ぜひ山田保育園での取り組みに負けないように取り組んでほしいというふうに思います。

次に、人権教育、啓発の推進に関する香美市行動計画を本年度内に策定することでありましたが、この進捗状況についてお聞きをいたします。1月30日に開催されました人権のまちづくり審議会では香美市民の人権に関する意識調査を終わったばかりであり、この人権意識調査の分析を十分に、行動計画にどのように生かすのか、作業部会で検討する必要があるというものでございますが、このような実行力で、本年度内にこの行動計画の策定はどうも無理じゃないかという感じがしているわけでございますが、今後のスケジュールについてお尋ねを申し上げます。

人権啓発のぼり旗の問題でございますが、さきの12月議会の一般質問で香美市企業等人権啓発連絡会議の加盟企業の啓発ののぼり旗の設置をお願いを申し上げます。その後の企業の役員会等との協議はどのようになっているのかお尋ねを申し上げます。

最後に、中央公民館の人権啓発のぼり旗の件でございますが、昨年5月26日の中央公民館のトイレの落書きにより、市の人権啓発施策によりまして公共施設へのぼり旗の設置をしてありますが、中央公民館には当初は数多くの人権啓発ののぼり旗が設置されていたように思われますが、最近はその数が減り、市民への啓発の効果が上がらないように思われますが、どのようにこのことについて考えられますか、お尋ね申し上げます。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） それでは、山岡議員の障害児保育についてのご質問にお答えをいたします。

香美市では、香美市障害児保育実施要綱に基づき障害児保育を実施しております。要綱では、香美市保育の実施に関する条例の規定により、保育の実施を必要とする児童で

保育士の加配を行うことで集団保育をすることにより障がい児の健全な成長、発達を促進することを目的としております。そのため、集団保育が可能かどうか、また受け入れ体制をできるだけよりよくするなど、必要な事項を障害児保育協議会で協議することになっております。協議会は、幼保支援課職員、福祉事務所職員、入所保育所職員、子育て支援センター保健師、健康づくり推進課保健師のメンバーで構成をしております。

平成20年度、山田保育園では障害加配の保育士を配置し、1名の障がい児をお預かりしております。この児童におきましては、担任や加配保育士が中心となって、この児童の成長、発達を一定期間ごとに便りで知らせるなど関係機関や保護者と連携しながら取り組んでおり、また保育園では周りの子どもたちとのかかわりを通して、この1年大きな成長が見られております。

障害児保育につきましては、なかよし保育園に限らず、市内各園で障害児保育を行っております。今後も現在行っているように療育センターと関係機関と連携しながら、また保護者と話し合いながら保育園全体でよりよい成長、発達ができるよう取り組んでいきたいと思っております。また、かかわる保育士につきましては、研修も行い、資質の向上に努めていきたいと考えています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ふれあい交流センター所長、田中育夫君。

○ふれあい交流センター所長（田中育夫君） 山岡議員の人権教育、啓発についてのご質問にお答えいたします。

1点目の香美市行動計画の進捗状況は、基礎資料となる人権意識の調査1,008通、33.6%の有効回収を得まして、委託業者による関係各課等の聞き取りも実施し、年度内の策定に努めておりましたけれども、作業部会、策定委員会において意見等、協議をいたしました。2月の現況を見た場合、詳細な意識調査の分析や内容の充実において年度内においての策定にはいまだ少し無理があるということに意見集約され、平成21年度に繰り越すことになりました。目的に沿う、より充実した策定に努めたく存じますので、ご理解をお願いいたします。

今後の策定計画でございますが、作業部会を3月25日、策定委員会を3月26日に予定しております。行動計画の素案を示し、その場で内容、日程等、意見を聞き、行動計画の策定に努めたいと存じます。

2点目の人権のぼり旗の設置状況につきまして、平成20年12月議会において企業等人権啓発連絡会に加入している企業への啓発のぼり旗の設置についてのご質問がありました。そのときの回答におきまして、啓発を広めることから、香美市企業等人権啓発連絡会との設置について協議をいたしたいとの答弁をいたしました。その後、人権啓発連絡会関係者に設置に関して相談をいたしました。具体的なことまでは進んでおりませんが、できる範囲での協力はしていただけるとの返事をいただいております。現在、在庫が10本の関係から設置状況はゼロであります。予算上相談をいたしまして、了承を

得て手続中でありますので、可能な範囲で設置に向けて具体的に取り組んでまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、九内一秀君。

○生涯学習課長（九内一秀君） おはようございます。山岡議員さんの人権教育啓発についての3点目、中央公民館への人権啓発のぼり旗の設置についてお答えいたします。

中央公民館への人権（啓発）のぼり旗につきましては、昨年作成時に公民館のほうで取り付けをしていただいております。現在、3本が設置されておまして、1本は玄関右手の駐車場、それからもう1本は建物左手の駐車場についております。そして、もう1本は建物内の1階左手の車いすのところに設置をしてくれておるところです。建物内にあります分につきましては当初、玄関の入り口のどこへ立てておりましたが、強風等のため、重しが軽かったこともあります、たびたび倒れておりましたので現在のところへ移転をしております。3カ所とも1本ずつの設置ですので、また駐車場につきましては車をとめると下のほうが見えなくなるというような状況もありますので、公民館とも相談しまして、なおまたよいところへ、またふれあい（交流センター）のほうに在庫も若干あるようですので、取りつければまた取りつけるようにしていきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（中澤愛水君） 1番、山岡義一君。

○1番（山岡義一君） 2回目の質問をいたしますが、山崎幼保支援課長のほうから「2回目の質問をするにようばんように誠意ある答弁をするからええかよ。」と言われておりましたのでもうお伺いをしませんが、障害児保育の件は、保育園、幼保支援課も大変でございますが、この子どもの成長、幸せのためにも、今後共に平成20年度に山田保育（園）で実施したように一生懸命に携わっていただきたいと思うものでございます。

それから、人権教育啓発推進に関する香美市行動計画でございますが、来年度へ繰り越しをするという答弁でございますが、作業部会の中での今後の取り組みがいかにか大事であるかというような感じがするわけでございますが、人権意識調査の分析結果が十分に活かされるように行動計画を策定しなくてはなりません。そのためにも今後ともよろしくお祈りを申し上げます。

のぼり旗の件でございますが、企業との相談中であるということでございますが、これもなるだけ早く実行できるようにご協力をお願い申し上げます。また、中央公民館の啓発のぼり旗の設置の件でございますが、設置をした当初は数本ののぼり旗が設置されておりますが、しばらくしてから玄関ののぼり旗がのけられまして、一昨日ですか、日曜に私が見ましたら、ついておりました。そういうことでございますので、せっかくなったのぼり旗でございますので、誠意ある設置を今後心がけていただきたいと思います。また、課長が言われました東側のむこせ薬局のとい面でございますが、ここには1

本の啓発のぼり旗が設置されておりますが、場所が駐車場ということで、奥のほうに寂しく1本立っております。これもどうも啓発につながりが少ないんじゃないだろうかと思うわけですが、せめてもう1本はどこぞへ、駐車場へ設置をするようお願いをするものでございます。

以上で質問を終わりますが、もう執行部の誠意を酌みまして、答弁は要りません。どうもありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 山岡義一君の質問が終わりました。

暫時昼食のため1時まで休憩いたします。

（午前 11時51分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を行います。

8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 8番、小松でございます。通告に従いまして、ご質問をいたします。

1点目は、昨年6月の第2回定例会におきまして可決をされました香美市営住宅条例の一部を改正する条例につきまして、黒土2号A棟、C棟及び下野尻の3カ所の市営住宅の下水道料金が、他の市営住宅や一般住宅と比較をしまして高額になるという点を指摘をさせていただきました。改正された条例の一部をかいつまんでご紹介をいたします。香美市営住宅条例の一部を改正する条例の第23条で、「黒土2号A棟、黒土2号C棟、下野尻の入居者からは水道及び下水道の使用料を徴収をする。」とございます。このことは、給水の施設の構造上、水道課が設置しているメーターは1個でございます。各室に設置者が子メーターを置いてるわけですが、水道課が設置しているメーターは1個ということで、全世帯の使用水量を一括してその1個のメーターで管理して、検針をし、そして請求をしております。その請求先は設置者の香美市でありまして、管理をしている財政課に請求をするということで、財政課はその請求に従いましてお支払いをし、入居している世帯の方々から戸別にその使用料に応じまして下水料を徴収すると、そういうことでございます。そして、水道及び下水道の利用料の額は、香美市上水道事業給水条例、また香美市下水道条例、香美市特定環境保全公共下水道条例によりまして算定をした額、いわゆるくらしのガイドブックにも載っている料金表でございます。その「料金表に従って算定した額を各戸別の使用水量の和で除して得た額に、当該入居者の使用水量を乗じて得た額とする。」とございますけれども、少しこれだけではわかりにくいと思いますので、お配りをしております資料によってご説明をいたします。

まず、下段の水道及び下水道の料金表、これはくらしのガイドブックからコピーをしたものでございますが、これをごらんください。まず水道料金につきましては、20立

米までが基本料金となっておりまして、一般家庭は大体1,600円、市営住宅としては2,400円になっております。これは20立米までの基本料金で、その下段のほうに超過料金、20立米を超した分については一律90円ということになっておりまして、1,000立米使おうが幾ら使おうが超過料金は1立米につき90円でございます。隣が下水道料金でございますけれども、同じく基本料金がありまして、20立米、この20立米という数字、下水道使用料の基準になるのはこの汚水量ですけど、これは水道の検針の数字ということになっております。水道の使用量に基づいておりますが、20立米までは基本料金で1,800円、そして20立米を超しますと、超過料金としましてその下、20立米を超え40立米までは110円、40立米から60立米までは120円、あと以下ずっとこの使用水量がふえるのに従って1立米当たりの単価が上がっていくというふうな料金設定になっておりまして、400立米を超えて1,000立米までの間になりますと、1立米につき190円とこういう料金設定になっているところでございます。

この超過料金の算出方法が違うために、水道料金につきましては他の市営住宅と比較をしましてもほとんど差は出ないところでございますけれども、下水道料金については大きな差が発生をします。そのことをご説明をいたします。

上段左の市営団地下野尻の、ちょっと年数は古いですけど今年の1、3月の検針分ですが、この請求額の一覧表、24世帯分がございまして、ここの合計っていう欄ですけども、これずっと一番下までいきまして手書きになっておりますけれども、この24世帯の合計の使用料が858立米、こういうふうな数字になっているところでございます。先ほど申し上げましたとおり、この給水施設の構造上、全世帯を1個の水道メーターで検針をしているため、この858立米、これで財政課のほうに請求が回ってくるわけでございます、この858立米の隣に金額が出てます、15万5,001円と、この金額が請求されるわけでございます、この計算の方法は、右側の上から4つ目にあります下水道請求額の算出方法、先ほど申し上げましたとおり、24世帯の合計水量858立米に対し条例で定められた料金表にて算出をすると基本料金1,800円、以下それを超過した分が20立米掛ける110円とずっといきまして、最後の458立米については掛ける190円ということで、税込み15万5,001円という額が財政課のほうに請求として回っていくわけでございます。

そこで、それでは各世帯どれだけ通常の一般の住宅、またその他の市営住宅と差が出るかということをやっと3世帯ぐらい抜き出しまして計算をしております。左の下水道請求額の①、この方、子メーターで見れば44立米使用してございまして、請求額、これは財政課から請求するわけでございますけれども、請求額が7,985円という請求になっております。これをちょっと右へ移りまして、仮にこれがそのほかの市営住宅、また一般の住宅の方が同じ44立米を使用していた場合とどんだけの差が出るかというのを計算しております。①の使用水量44立米、下水道請求額は7,985円、これを一

般の通常住宅ではどうかというところで計算をしましたら、基本料金が1,800円、そして超過している分の20立米については掛ける110円、立米当たり。そしてそれ以上に超過している4立米については掛ける120円で税込み4,704円ということになっております。一般住宅とかその他の市営住宅であれば、この44立米使用した場合は4,704円が請求額になるわけでございます。そこで比較をしてみますと1.69倍、差額が3,281円という金額が出てきます。

次に、②の方、この24世帯の中で最も使用水量が多い、65立米使用している世帯でございますけども、この方は請求が1万1,779円になっております。これを同様に計算をしてみますと、基本料金の1,800円に超過している20立米掛ける110円、そしてそれ以上に超過している20立米掛ける120円、そして最後の5立米掛ける130円、そして税込みで7,402円でございます。差は1.59倍で、差額は4,377円という差が出てきます。これ2カ月分を検針しておりますので、年間にすれば2万6,000円余り、10年入居しておりますと26万円というふうな数字になってくるわけでございます。

③、この方は最も使用が少ない方、21立米の方でございますけども、③3,794円の請求でございますが、同様に計算をしますと2,005円、税込み2,005円になります。差は1.89倍、2倍に近いような請求額。節約のためにせつせと節水をしましても、この算出方法でこんな2倍に近いような請求をされるということは、これはちょっと文句の一つも言いたくなるのではないかと、そういうふうに思うところでございます。

このように他の市営住宅や一般住宅と比較をしまして、使用した水量が同じにもかかわらず高額の下水道料金を支払い続けているところでございます。このことは行政側のルール上、仕方がないと言われるかもしれませんが、これらの市営住宅で生活をしている住民の方々からすれば大きな不満であり、納得ができないことであろうというふうに思います。

そこで、昨年6月定例会以降にいかに検討されたのか、またこの件につきましては昨年の6月定例会の本会議の席で「検討の後、報告をします。」と、こういうご答弁をいただいておりますけれども、いまだ何の報告も聞いておりません。お忘れになっていたのでしょうか、わかりませんが、あわせてお伺いをいたします。

2点目に、中学生の学力向上についてお伺いをいたします。

過去2回の全国学力テストにおきまして、高知県の中学生の学力が全国平均より大きく劣っているということが明らかになりましたが、これは本市においてもほぼ同様であるわけでございます。ただ、この実態は今始まったことではなくて、CRT等によりかなり以前から指摘をされていたところでございます。過去2回の学力テストのデータから自分が思いますのに、中学生で低下をしたこの学力が、高校生になってV字形を描くように上昇すると、こういうことは困難であろうと思います。高校時代に学業を途

中で放棄をしなければならなくなる子どもたちの将来においても、この中学生の学力低下というのは極めて重要な問題であると受けとめております。以下、教育長にお伺いをいたします。

小学生の学力がほぼ全国平均ということであるのに対しまして、中学生になると学力が低下をすると、この原因をどのようにとらえられておられますのか。原因を特定するというのは難しいとは思いますが、中学生の学力向上への取り組みのためには原因を分析する必要があると思いますので、お伺いをいたします。

2点目に、中学生のこの学力向上のための取り組みを今後していくというところで、どのような取り組みが理想的であるか、今の財政状況とかそういうことは抜きにしまして、どのような取り組みが理想的であるのかお伺いをいたします。

また、県外の中学校、特にこの学力テストなんかで上位にあるような都道府県、そういうどういう取り組みされているかということについて研究をされているのかお伺いをいたしまして1回目の質問といたします。ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 市営住宅の下水道使用料のご質問に私のほうからお答えいたします。

昨年6月議会で、市営住宅の使用条例の中で、水道、下水道につきましての徴収条例の部分がなかったということで、条例整備をさせていただきました。この中でこういった部分を議員さんのほうから指摘をされた事実でございます。ただ、その時私、後で検討した結果をお知らせするという事はちょっと失念しておりましたので申しわけございません。

6月議会で指摘を受けました黒土団地A棟、C棟、それから下野尻の上水道、下水道使用料及び料金体系につきましては、関係課、水道課、下水道課交えて検討をしております。まず、もともと通常の一般家庭では直結式給水という、直接戸別に契約して供給しておりますが、3階以上になりますと、高層であり、貯水槽水道という形で供給そのものの形態が違うという部分で、今まではこういった建物、集合住宅はなかったということで、こういった問題は生じてなかったというふうに認識しております。それで市営住宅におきましても低層の市営住宅は戸別の契約でございますので、個々が使ったら使ったりの基本料含めてお支払いをしていただいております。ただ、問題のこの高層の集合住宅につきましては、議員さんが質問の中でおっしゃられたように、一たん財政課、香美市長あてに全体の請求が参ります。その部分について、個々のメーターに合わせた分でもた改めて財政課のほうに徴収して水道、下水の支払いをするという形態になっております。その部分が不備であったための整備を行ったということで、その中で、いわゆる供給そのものがどうなのかということの検討も含めて上水担当、下水担当課にご足労願いまして協議した結果をご報告させていただきます。

まず1点目に、通常の低層住宅と同じように戸別に各戸の使用水量により上下水道の

料金を計算する方法。それから2点目としまして、それぞれの住宅には使用水量監視システムというものをつけてございますので、その戸水水量データによりまして、香美市上水道条例第39条によります戸別の水量認定として料金を賦課する方法と、そういった部分。それと3点目に、ご指摘の上水の使用料にはさほど差がございません。下水道使用料が戸別契約と比べて差が出てくるという状態でございますので、下水道使用料について戸別契約同様の料金となるまで減免を行うという方法、この3つを検討させていただきました。結果、水道、下水道課とも市営住宅のみの変更をかけるのは賛成ではないと、条例の整備と民間賃貸住宅含めた他の戸別契約との調整も必要となります。また、下水道使用料について、使用流量が多くなれば単価が上昇するのは条例上の決まりであり、大量に使う工場や他の民間賃貸住宅も例外なく賦課しており、よって現在の料金体系を変更はしない方向で考えておるといってございまして。それともう1つ、問題となっている団地は4団地、市営住宅のみであり、今後民間賃貸住宅などもこういった部分でアピール等があれば戸別検針方式も検討するが、現在、両課にはそういった声も来ておらないという結論でございました。

となりますと、供給のほうが変わらなければ実際戸別に集めておる財政サイドではどうなるかという検討がございました。まず、不公平感を除くために戸別契約との差額を財政課が補てんするという方法もございまして。ただし、これは水道課が、下水を含めてですが、請求額と入居者から集めるお金に差が出てきます。その差額分はすべて受益者じゃない一般の方々の一般財源を補うことになる。これを単純に試算してみますと60万から70万ぐらいの常時補てんをしなければならないといった部分があります。それともう1点、この補てんをすれば非常に簡単に済むように思いますが、これを補てんするところの根拠が何もございません。あくまでもこれは入居のときに「こういった形態の集合住宅ですよ」といってご説明していく方法しか現在ないという結論でございまして。

今週には黒土の中棟も新しく入居が同じような形態で始まります。現在は既にもう市営住宅の入居についてという中で、水道使用料等の徴収方法等については周知を図っていったおる状況でございまして。

一応、今、結論的なところで言いますと、現在の形態は、徴収方法は変えれないという状況になっております。ただ、高知市とかそういった別のルートでのサービスの中をやっておる市もございまして、そういった部分については受益者として水道事業管理者のほうへ要望していきたいと、こういう考えです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 失礼します。小松議員さんの中学生の学力向上についてのご質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の小学生の学力はほぼ全国平均であるのに対して、中学生になると学力

が低下する原因をどのようにとらえているのかというご質問ですが、このことにつきましてはさまざまな原因が考えられるというふうに思いますし、このことは決して中学生だけの課題ではないと、小学校からの積み上げが中学校に来てあらわれてきているという部分もございます。そういったことを含めましてさまざまな原因が考えられるわけでございますけれども、その中のまず大きな問題点だと考えているところをお話しさせていただきたいと思います。

それはいわゆる「中1ギャップ」と言われる問題でもあるわけですし、小学校と中学校における発達段階の違いや、あるいは学習形態の違いが大きな問題となっているところでもあります。小学校におきましては、基本的に1人の担任がほとんどすべての教科の授業を行い、指導を行っていきます。また、一日じゅうそのクラスの児童の学習から生活まですべてを見ながら指導、支援を細かく、そして丁寧に行っているということが言えると思います。中学校では、そういった小学校と発達段階の違いもありまして、生徒の自主性を尊重する、自立性を育てていくということを大切にしながら、教科ごとに指導者が変わっていくと、そしてより高度な専門的な知識や技能、あるいは理解力、判断力を求められることになってくようと思います。そういった発達段階の違いや学習形態の違いに十分に対応できていない、これは児童・生徒だけの問題ではなくて、学校や教師側の問題も含めて課題があるというふうに考えておりまして、今後もちろん今までも取り組みはしてきたんですけれども、今後その点についてしっかり取り組みをしていきたいと考えているところでもあります。これは香美市ということだけでなく、高知県を挙げて、この課題克服に向けて取り組みを進めていこうとしているところでもあります。

そういう中で、この2番目の中学生の学力向上の取り組みとしてどのような取り組みが理想的であるかというところでございますが、理想的という言葉は余り適切ではないかもしれません。高知県挙げて取り組もうとしていることでもありますし、香美市でも大切に組み込んでいきたいと考えているところでもあります。

まず第1点目が、一人一人の生徒に自分の将来に対する目的意識をしっかり持つように、キャリア教育を含めて、そういった指導をしっかり行っていきたいということがまず1つあります。それから、自主的、自立的な学習習慣を育てていくということ。そのためには中1ガイダンス、中学校へ入ってきまして学習の仕方や取り組み方が随分違って来るわけですので、こういった学習をするのでこういうふうなことを大切に取り組んでいきたいと思いますということを、今までもやってはいますけれども、やはり1回や2回ではやっぱりそのことが本当に身につくというところまではいってなかったのではないかとこのように反省をしているところでありまして、やはりそのことについてある程度みっちりガイダンスを行って、そしてそれがきちっとできているのかどうかチェック、確認をしながら、必要があれば繰り返しそういった指導、ガイダンスを充実させていくことが大切ではないかということを思います。

それから、やはり自分1人で学習するのではなくて、学級の中でお互いにいい意味で

刺激をし合いながら、いい競争をしながら、励まし合いながら取り組んでいけるためには、そういうお互いのよさを認め合える学級づくり、これが大切になってくるのではないかと。今の児童・生徒の中では非常に自尊感情といいますか、自分を大切に思える、あるいは仲間を大切に思える、そういった部分が少し弱いのではないかということも反省としてあります。互いのよさを認め合いながら、励まし合いながらお互いに伸びていける、そういう学級づくりをしていきたいというふうに考えております。

4点目としまして、小・中学校の教職員の共通理解がどうしても必要になってきます。その点につきましては、小・中の授業交流であるとかいうことも取り組んできましたけれども、まだまだ十分とは言えません。それぞれの小学校と中学校の児童・生徒の実態の違いであるとか、あるいは共通する課題等について小学校と中学校の教職員がお互いに理解をした上で、小学校のよさ、中学校のよさ、そういったものをしっかりこう把握して今後の指導ができますように取り組みを深めていきたいというふうに考えております。

3点目の県外の中学校の取り組み等を研究しているのかというご質問でございますが、まず1点目としまして、6月には愛媛県の八幡浜市の松蔭小学校と八代中学校を視察をいたしました。学校現場の代表と教育委員会の代表とで視察をさせていただきまして、小中連携による交流事業の実態や読解力向上を目指した授業改善の取り組みについて学んでまいりました。その後、その学んだことを学力向上連携協議会、小学校と中学校の全研究主任が集まってする会ですが、その中で生かしていこうと取り組んでいるところであります。また、8月には香美市校長会の主催で秋田県の山本郡三種町立湖北小学校の校長先生においでいただきまして、学力向上へどういう取り組みを今までしてきているのかということのお話をお聞きしました。その中では、保護者と連携しながら家庭学習の手引きを作成したり活用したりしている実態や学校での校内研修の進め方等についてたくさんことを学びました。そのことは教頭会や校長会の中でお互いに確認をしながら取り組みを進めているところでございます。

以上、第1回目のご質問にお答えさせていただきました。

○議長（中澤愛水君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） それぞれにご答弁ありがとうございました。2回目の質問をさせていただきます。

まず、市営住宅の下水道料の関係でございますけれども、財政課長からすれば、請求をされる側でありまして、財政課は。いわばアパートの管理人さんでございまして、それは請求が来ればもちろんもうそれは支払いをしなければいけないということで、請求をまずする側、下水道課になろうと思っておりますけれども、の見解は、一定代弁をされてお話をいただきましたですけれども、これは請求をする側の方が先ほどご説明をした、この3つの市営住宅、こういう下水道料金がこういう現状であります。2倍近く払っている人もいます。その現状を踏まえまして、請求をする側の下水道課長から見解をお伺い

をしたい。本当は1回目からお聞きをしたかったわけですが、よろしくお願いをいたします。

それと、教育長さん、丁寧なご答弁をいただきましてありがとうございます。

まず、1点目の中学生になったら学力が低下をする原因としまして、「中1ギャップ」、小学校と中学校はその形態が違ふと、そういうことで戸惑いが出る等々のご答弁をいただいたところでございます。ただ、その形態が変わっても小学生でのレベルを維持している他県もあるわけですが、そういうことから考えますと、高知県、香美市に限定をさせていただきますけども、香美市でそういう他県のような「中1ギャップ」をなくして学習ができるような取り組みができていないのかというふうな感想も持ちます。また、自分が思いますのに、中学生になってから下がるってということについて、一時期成績上位の子どもが小学校から私立中学のほうへ行く、だからそれが1つの原因じゃないかと思ひまして、県教委のほうに「そうじゃないか。」と言ったわけですが、その中1の当初にCRTの調査、学力の調査をしたら、中1の段階では下がらない、そんなに下がってないんです、小学校でのレベルと。中2から下がっていく、中3でうんと下がっているのが現状だと。こういうことですので、私立中学校へ成績上位の子が行くからというのは、それは違ふということに自分も気づいたんですけど、じゃあ何かということいろいろ考えていくのに行き着くところがやっぱり中学校の現場、中学校の先生方を取り巻く環境とか先生方の指導にも問題があるのではないかと、ここにちょっと行き着いてしまうんです。そこに問題があつて、だから中学校で下がるんじゃないか。ただ、自分も中学生の子どもがおりまして、PTA活動とかで中学校へ再々行くわけなんでございますが、小学校の先生と比べまして非常に多忙だなというふうな思いがします。特に部活を持ってる先生方なんかは、平日は6時半、7時ぐらいまで部活動をして、土日には練習試合だとか大会だとかで終日行く。そして学校行事はどんどんあつて、もうほとんど授業研究、もちろんされてるとは思ひますが、そういう時間も少ないんじゃないか、また宿題出して、その添削してやるような、そんな時間もないんじゃないかというふうに思うぐらい中学校の先生は多忙じゃないかと思ひます。このところは行政の支援によりましてその多忙感をなくし、充実した指導ができるようにしなければならないと、そういうふうに思つております。なおそのことにつきましてご見解をお願いいたします。

また、学力向上のための取り組み、教育長さん、将来の目的意識を持たすということとか学習の習慣を身につける、すべてそのとおりであろうと思ひますが、できれば自分は具体的な方策というのを聞きをしたかったところでございまして、自分がいろいろ調べたりして思うのに、やはり学力を向上させるためには一番いいのが、具体的な方策として、やはり少人数のクラス編成、できれば習熟度別にしたほうがいいと思うんですけども、少人数で、すべてはできないでしょうけども、英、国、数は少人数のクラスにして習熟度別に分けて指導をする。あとの暗記科目と、それから実技科目はすべて

今までどおりで構わんわけですけども、そういう取り組みがやはり最も学力向上のためには具体的な方策として近道じゃないかと思うんですけども。それは教員をふやさないかんわけでごさいますて、費用がかかる、財源がということになりますけれども、その英、国、数3教科に限定をしまして、それで退職をされた教員の方とか、非常にそういう人材もあると思います。そういう活用等を考えれば、シミュレーションはしてないんですけども、そんなにたくさんの財源が必要とは思いません。こういう取り組みをすることによって学力が向上していく、子どもたちの将来のためということを考えればその財源投資は必要ではないかというふうに思っているところでごさいますて、ご見解をお伺いいたします。

また、最後の県外中学校等の取り組みの研究につきましては、視察に行かれたということでもやられていると思います。今後ともやはりいいところはもうまねるということも全然いいと思いますんで、どんどん取り入れて、視察等も行っていただきたいというふうに思います。

以上申し上げまして、2回目の質問といたします。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） 小松議員の2回目のご質問にお答えいたします。

まず、下水道への接続する契約の段階にまず戻りますと、当初の計画の段階では、1本の契約であります。いわゆる下野尻にいたしましても黒土2号A棟、C棟にいたしましても、1つの水道管によりこのような形で建物を建てたいので、当然下水道についても1つの形で許可をしていただきたいと、そういうことによりまして申請がなされて水道課、下水道課ともに協議をいたしまして許可をするという形を踏まえて現在の建築がなされております。その中には、当然その時点で使用料についても1本であるという認識のもとに契約がなされたものと水道課、下水道課とも理解しております。

小松議員の資料によりますと、例えば下野尻ではこの1月、3月で858立方メートルの汚水が排出されております。当然858立方メートル分の相当額の下水道使用料を請求するべきであると担当課としては認識しております。個々の入居者に対して、そこから先、大家さん、いわゆる今回は市でごさいますけども、がどのように説明するかということにつきましては当然所有者の説明責任の範囲であると考えておりまして、水道課、下水道課ともに当初の契約に基づく請求を変えるつもりはございません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 小松議員さんの2回目のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、中学生になって学力低下の原因の中に中学校の教員の指導力が大きくかかわっているのではないかということのご指摘がありました。もちろんそういうことも、小学校、中学校ともに教員の指導力が今のままでよいというふうに思っておはりません。中

学校の教員についてもやはりさらに指導力をつけていくための研修をしていかなければいけないというふうに思っています。また、小学校の教諭が中学校の教諭から学ぶこともたくさんありますし、逆に中学校の教員には小学校から学ぶこともたくさんあると思います。例えば小学校の授業の中ではさまざまな具体物を取り入れたり、あるいは子どもの興味や関心を引き起こすためのさまざまなものを使いながら授業に対する意欲を呼び起こす工夫をしているところもあります。そういったこと、あるいは先ほど小松議員さんが言われましたさまざまな取り組みの中で、少人数指導の取り組みも行ってきております。さらにはティーム・ティーチングの授業の中で複数の教員が指導に当たって、1人が全体の授業を進めながら、もう1人の教員が机間指導をしながら、支援の必要な子どもたちに支援をしていくというふうなこともありますし、時には、取り出し指導といいまして、その学級の中で同じような進度で進めていくことが難しいというふうな場合には1人あるいは2人、数人の子どもを取り出して別室で指導するとか、さまざまなその学級の実態に応じての学習方法も工夫、改善をして取り組んでいるところであります。

そういう中で、習熟度別の取り組み、これは山田小学校でも取り組んできました。学習の到達度によって3段階とかいうふうな授業の流しを考えまして、基本的には子どもたちが自分でどのコースに入って学習するのかということを選ぶ、子どもたちが選んで学習を進めていくというふうな取り組みをしてきた経緯があります。基礎的、基本的なことをみっちりやっていくグループ、それから発展的なことをどんどん取り入れながらやっていくグループ、そういったことをその単元単元で子どもたちが選んでいくわけですが、そういう中で非常に、子どもたちが自分で選んだコースですので、意欲的に学習に取り組んでいけたというふうなこともありますし、単元が変わればまた自分の選ぶコースは変わって構わないわけですので、そういった中で、子どもの決断と申しますか、そういったものが自分でこうわかっていくという部分もありました。またしかし、課題もありまして、やっぱりこうどう言いますかね、子どもたちが差と申しますかね、そういったものをある意味、目の前に見せつけられるという部分もありますので、そういったことをいかにこう調整をしていくのか、子どもたちの意欲がよい形で伸びていくにはどうしたらいいのかというふうなことはまだ大きな課題の部分もございます。しかし、そういった少人数指導あるいは習熟度別の学習についてもだんだん中学校でも取り入れられつつあります。香美市内の中学校でもそういった形態を取り入れていこうとしているところではありますが、おっしゃいましたように、教員の加配の問題もございまして、ある程度的人数が確約されなければなかなかそこできないという部分もございまして、そのあたりについてはさらに研究をしていきたい、香美市として支援のできる場所はしっかり支援をしていきたいというふうに考えておりますし、高知県が来年度から教職員、児童・生徒の約4割を占める高知市へかなりの支援をしていこうとしています。その中には先ほどおっしゃいました退職した教員をいろんな形で学校へ複数配置をして

いくと。例えば先ほど言いました少人数指導であったり、あるいは放課後の加力学習や家庭学習にそういった教員に入っていただくとかいうふうなさまざまな支援をしていますが、高知市だけでなく、やはり高知県内すべての学校にそういった支援をしていただきたいというふうに思うところでありましてけれども、香美市としてもできる限りのそういった支援をしていきたいというふうに考えているところでもあります。

ただ、そのことだけでなく、今、香美市が、全小・中学校が共通して取り組んでいる課題として家庭学習の課題があります。この2回の全国の学力テスト、あるいは学習状況調査の中に、家庭学習の時間が30分未満の割合がどれぐらいなのかということの中では、香美市では家庭学習の時間が30分未満が25.6%、全国平均では17.9%ということで、かなり高い割合になっていることもございます。あるいはテレビ等の視聴の時間が2時間以上という家庭が香美市では31.9%、全国平均では21.3%というふうにテレビをほとんど見ているという実態があったり、家庭での学習が十分にできていないというふうな実態もありますので、家庭学習の充実ということを香美市小・中学校共通の課題として本年度から取り組みを始めています。前にもお話ししたと思いますが、1つは家庭学習の手引きをそれぞれの学校で保護者と一緒につくっているところもありますし、つくったものをしっかり子どもたちや保護者に説明をしてわかっていたら、協力をしていただくということをまず1点目に。2点目としては、そういったことをやっぱり1回言うてそれで終わりではなくて、定期的にチェックをして、できているかどうか見ていく。そしてできてなければそこへ支援をしていく、指導を入れていくと、励ましをしていくということがあります。それから、家庭や地域への協力をお願いをしたりいうふうなことで家庭学習の充実に向けて取り組みを始めています。

先ほどお話をさせていただきました他県の状況を学ぶ中で、特に秋田県で学んだことは、いかにきめ細やかな指導をしていくのか、そしてそれをどう徹底していくのかということが秋田県の取り組みの中から非常に大きなポイントであるということ学びました。したがって、今、取り組んでいるこの家庭学習についてもやっぱりしっかり徹底をしてやっていきたい、1年や2年ですと結果が出てくるというものではありませんけれども、やっぱり徹底をして継続をしていくということが大切ではないかというふうに思っております。そういった意味で、小松議員さんのおっしゃられましたこともしっかり検討しながら徹底をして取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 3回目の質問をいたします。

この下水道、黒土のA（棟）とC（棟）、それと下野尻、この3カ所だけはほかの市営住宅と比べて下水道料金が1.5倍から1.8倍という下水料金になっていると、こういう現状を踏まえても、それは水道課と香美市の契約だからと、こういうところは若干理解ができないんですけれども。午前中企画課長さんのご答弁で市民の側に立った行政、

もちろんそのとおりでございまして、この3つの公営住宅、合わせて何十世帯になるかちょっとあれですけども、この住民の方々が同じ量を使用して、なぜそんなに、多い人は2倍近い、そういう下水道料金を払わなければならないのかと、そういうことを考えれば、財政課長が幾つかと案を出しておりましたですけども、例えば下水道条例、市長の減免、市長が認めた場合、使用料の減免ができるということになっておりますので、門脇市長さんが判断をされましたら、判断をされて減免をすれば他の市営住宅の住民の方々と同様の公平な使用料を支払うということになろうと思います。また、その高知市なんか取り組んでおります子メーターでの検針サービス、これも結果的にはそれを行えばいろいろな仕事の関係、業務の関係が出てきますけれども、下水道料金は均一化されるということがございます。これ最後の質問ですので言っときますけども、これ1つの例としまして、やはり市民目線、市民の側に立った公正な行政ということをご心掛けていただきたいと、そういうふうに思います。ご答弁をお願いします。

また、教育長さん、いろんな取り組み、非常に意欲的に取り組んでいっておられるということは伝わってくるわけでございます。また、家庭学習のことも自分もそう思っております、小学生のときよりも中学生になったら家庭学習の時間が短くなるというのは高知県だけの話で、勉強は高度になるんですけど家庭学習の時間は短くなる。これもやはり学校現場の指導も、当然家庭ももちろんあるわけですけども、十分にやっていただきたい。また、1年、2年でなかなか結果は出ないかもと言われてましたですけども、中学生の期間は3年間しかないわけでございまして、できれば早急に取り組むをして、効果が上がるような取り組みをしていただきたいというふうに思います。また、言われた少人数、山（田）小なんかでも取り組んでおられると。この少人数制をやるに当たってはやはり加配という問題が出てきて、お金かかるわけでございます。教育は当然お金がかかるわけでございますけれども、やはりこの教育費を今よりはやはりふやすということであわせて取り組まないと、なかなかすぐにこの結果を出せるということは難しいだろうと思います。予算の配分ということもあるとは思いますが、やはり重点的にこういうことに取り組むという決意のもとに予算配分をするという考え方も今後持っていただきたいなというふうに思います。

以上申し上げまして、質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 小松議員の3回目の市営住宅の下水道使用料につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

小松議員からは2回にわたってこの質問をいただいたわけでございます。そうした中で、関係各課先ほど答弁をさせていただきましたように、関係各課が集まりまして状況等について精査をし、また一定の方向性を持って今、答弁をさせていただきました。

先ほど下水道課長からもありましたように、この市営住宅を取り上げての質問であるわけですが、3階以上の建物について、やはりこのようなシステムによつての料

金設定がなされてきておるわけでありまして。これを減免なり補てんをするということについては、これもまた疑問が残るわけでございます。そうした中で、今の状況の中では特に民間等との関連もあるわけございまして、先ほど答弁をさせていただきましたような形で、いましばらくはこの体制をとらせていただかなければならない、そのように考えております。なお、そうした不公平感につきましても課題が残るとするならば、やはりこれも検討もする必要もございまして、今のところ、きょうお話をさせていただきましたシステムのなかでの料金賦課をさせていただきたい、そのように考えております。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 小松議員さんの3回目のご質問にお答えをしたいと思います。

おっしゃるとおり、子どもたちは限られた期間の中で学習生活をしているわけですので、一刻も早くということは本当によくわかります。ただ、学力にしても生きる力ということにしても、単なる点数ではかれるものとはかれないものがあると思います。点数もやっぱりそれは上げていく必要がありますけれども、同時にやはり本当の意味での学力を、あるいは子どもたちがこうやって頑張ってきてよかったと思えるような学力にしていきたいし、将来的には自分の夢、希望に向かって生きる力といいますか、そういったものにしっかり結びついていくような学習をしていきたいというふうに考えております。もちろん短期の目標と長期の目標とがありますので、両方を相入れながら取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

それから、ご指摘いただきました教育にはやはり予算が必要であるということも身にしみてわかりつつあります。しっかりそのあたりも見きわめながら努力をしていきたいというふうに思います。

○議長（中澤愛水君） 小松紀夫君の質問が終わりました。

次に、14番、島岡信彦君。

○14番（島岡信彦君） 14番、島岡信彦。通告に従いまして一般質問いたします。

小松議員が学力の向上について質問いたしましたが、私は子どもの体力向上について質問いたします。

まず、子どもの体力であります。知力、体力、精神力という人間の基本的な3つの力の中で、特に体力は知力と精神力の源となる重要な力であると考えます。健康な生活を営む上でも、また物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実にも深くかかわっており、人間の健全な発達、成長を支え、より豊かで充実した生活を送る上で重要なものです。こうしたことから、子どもの時期に活発な活動を行うことは、成長、発達に必要な体力を高めることはもとより、運動、スポーツに親しむ身体的能力の基礎を養い、病気から体を守る体力を強化し、より健康な状態をつくっていくことにつながります。また、子どもの豊かな人間性やみずから学び考える、生きる力を身につける上でも体力づくりは重要であると考えます。しかし、子どもの体力低下の原因としては、子どもの

外遊びやスポーツの重要性を軽視すること、また子どもを取り巻く環境として生活が便利になり、子どもの生活全体が日常的に体を動かす機会が減少する方向に変化したこと。またスポーツや遊びが重要である時間、空間、また仲間が少なくなったのではと考えます。

今回の文部科学省が小学5年生と中学2年生を対象に初めて実施した全国体力テストが1月21日に公表され、本県、本市とも厳しい状況と諸般の報告でも報告されましたが、今後の子どもの体力向上のための取り組みについてはどういう形で進めていくのか。また諸般の報告で分析、対応について検討を進めていると報告されましたが、具体的などのような形で行っているのかお聞かせいただきたいと思います。

次に、保育園についてですが、子どもが日常的に体を動かすためには、乳幼児期の基本的な生活習慣の確立が重要であり、日常生活全般の中での体づくりが重要であると考えます。幼児期には遊びを中心とした活動を多く取り入れ、運動することに対する意欲を育て、体を動かすことが楽しいと感じられることが重要であると考えます。そういったことから、幼児期からの遊びを通じた体力づくりも大切であると考えますが、保育園についてはどのように考えておられるのか。

次に、生涯スポーツであります。子どもたちが体を動かすことの楽しさを味わうとともに、総合的な体力の向上を図り、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ習慣づくりとして、体力づくりの機会や情報提供をしていくことが重要であり、それは学校だけではなく地域全体が体力づくりに取り組むことが重要であると考えます。生涯スポーツにおける子どもの体力向上についても重要な1つになってきますが、その点についてはどうか。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 島岡議員さんの教育関係についてのご質問にお答えをしたいと思います。

全国体力・運動能力テストの結果を受けて、今後子どもの体力向上のためにどのような取り組みを行っていくのかというご質問であったと思います。まず、分析としましては、文部科学省や県教委の分析結果をしっかりと香美市内で検討をし、そして香美市の小・中学校の児童・生徒の実態についてどうなのかということの研究をしているところであります。また、各学校の体育主任を初めとして、教頭、校長から各学校の実態をお聞きし、その分析とどういう取り組みをしているのか、その取り組みの交流、これを行っているところであります。

今後の取り組みの大きな視点として、1つは学校における体育の時間の充実、工夫を図っていきたいと思っています。体育の時間の中で運動の楽しさや喜びをしっかりと子どもたちに伝えることができるようにしていきたいと思っています。また、一人一人の運動量をしっかりと確保するというのも体育の時間の中だけでは難しいところもありますけれ

ども、そういったことを図っていきたいというふうに思っています。

2点目としましては、日常の遊びの中で外遊びを勧めていききたいと。休み時間であるとか昼休みであるとか放課後等に外で元気に遊ぶ子どもたちがだんだん少なくなってきた状況にあります。そういったことをしっかり奨励をしていくと。また時期時期によって集中的な取り組みも適切に行っていきたい。例えば「縄跳び月間」とかいうふうなことで全校挙げてそういったことに取り組んだり、あるいは器械運動を、道具を出したりしまったりするというのが体育の時間の中だけではなかなか難しいところがありますので、例えばこの期間はもうその道具は体育館に出しっ放しにしておくというふうなことで、休み時間とか昼休みとかに子どもたちがそれを使って自由に遊べるというふうなことも行っております。また、朝の駆け足、持久走ですね、そういったことも「強調月間」として取り組んでいる学校がふえてきております。そういったことも継続をして行っていきたい。

それから同時に、家庭や地域の協力が必要になってきます。家庭への、地域への啓発活動もしっかり行いたいと。例えば子どもたちの生活を見ますと、学校へ、登下校ですけども、もう学校の門まで保護者の方が車で送り迎えをしているというか、そういう姿をたくさん見かけます。もちろんこれは親心であったり、少しでも子どものためにと考えてやっていると思いますけれども、そのことが本当にプラスになっているのか、むしろ逆に子どもの体力を奪うといえますか、そういった結果に結びついている部分もあるのではないかとと思われることがあります。

外遊びについても同じです。学校が終わって放課後、公園とか広場で子どもたちが元気に遊んでいる姿というのを見るのが非常に少なくなってきています。これではやはり子どもの体力は、運動能力は向上しないのではないかと心配をしているところでもあります。そして同時に、運動への意欲化を図っていくということも必要ではないかと。自分の得意なものを伸ばしていく、そういったこともいろんな機会に子どもを励まして伸ばしていけるように取り組んでいきたい。

また、これは学力にも影響してきますが、学力も体力もその底辺の部分で支えているものとして、基本的な生活習慣というものがあろうと思います。「早寝早起き、朝ごはん」という取り組みも香美市として継続をして取り組んでいるところですが、そういったものがかなり厳しい状況にあることも事実であります。基本的な生活習慣を大切に取り組んでいきたい。また、将来の自分の生活の中にスポーツを取り入れて、生涯スポーツへのつながりも図っていく必要があるのではないかとこのことを感じております。取り組みをしっかりやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） それでは、島岡信彦議員の幼児期からの遊びを通じた体力づくりも大切であると考えているが、保育園についてはどのように考えているかとい

うご質問にお答えをします。

香美市の保育園では、香美市の就学前教育の重点目標にも掲げているとおり、心身ともに健康な子どもを育てることを目標に、各年齢の発達をもとにしたさまざまな遊びに取り組む中で健康な体づくりを進めております。具体的には、年間を通してリズム運動に取り組むほか、縄跳びや跳び箱、竹馬、棒登りなどを行っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、凡内一秀君。

○生涯学習課長（凡内一秀君） 島岡議員の質問にお答えいたします。

生涯スポーツにおける子どもの体力向上についてということですが、生涯スポーツとしましての子どもの時期におきます活動としましては、皆さんご存じのように、スポーツ少年団がごぞいます。香美市におきましては、サッカー、バレーボール、また剣道など13種目、25団体、約330名の子どもさんが活動しております。日ごろから子どもの体力向上はもとより健全育成のために活動していただいております。指導者の皆様には日々ご努力もいただいて活発に活動していただいております。また、情報提供につきましては、スポーツ少年団の活動を広報のほうにも掲載いたしまして、周知にも努めているところです。

また、ここ数年、県内の各地でも設立されていますが、総合型スポーツクラブ、これはスポーツを通じて健康づくりやコミュニティーづくりを目的としたスポーツクラブでございますが、こちらのほうは香美市でも民間の方々を中心としまして準備が進められておるところです。こちらは卓球や健康体操など親子、また高齢者の方々もできるような健康づくりメニューで今後進められていくと思いますので、こちらのほうも子どもさんの体力の向上に寄与していただけるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 14番、島岡信彦君。

○14番（島岡信彦君） 14番。2回目の質問します。

教育長さんに、ご答弁ありがとうございました。教育長さん、山（田）小が取り組んでいますアニマル体操とかいうのが高知新聞に、僕も見まして、そういう先に取り組んでえい事例があるところをまたそういう香美市内の学校へ提供していったり、そういうことも大事やないろうかと思えます。その点と、最後に言おうと思いましたが、香美市の幼保支援課もまあ言うたら生涯学習課も含めた子どもたちの体力についての基本的な考えを最後にまたお伺いしたいと思います。教育長が言いましたわね、家庭と地域と学校が連携をとってやる取り組みも大事やということで、もう全体的な子どもの体力については教育長さんが幼保支援課と生涯学習課も管轄しておられるので、そういう家庭と学校、地域の一体となった取り組みが必要やというお考えがあるので、どういってお考えかちょっと伺いしたいと。

生涯学習課長に。先ほど総合型スポーツクラブが民間でというような形です。僕が言

っているのは生涯学習課として情報提供していく、勝敗、今、競技型スポーツ少年団は25ある、30あるけんどうスポーツ少年団のある子はいいいわけですわ。スポーツ少年団を継続してやりゆう子と、やりやせん子のはざまの人たちが結局子どもの体力がないところへいきゆうわけですき、その間の穴埋めをするために、民間で総合型スポーツクラブやりゆうやなしに、生涯学習課として勝敗にこだわることなく体を動かすような生涯スポーツの普及に当たるべきやと思いますけど。それと各種、それからそういう情報発信していくことも大事やないかと僕は考えます。それと、もしそういう競技型とかサークルをやっておられる方に親子で一日体験する場所を定期的に提供してもらおうとか方法もとれるじゃないろうかと思ひます。親子が気軽にスポーツができることを生涯学習課として体験してもらおうこと、あくまでも民間が総合スポーツクラブを立ち上げゆうという意識の中でおられるのであれば。

それと、幼保支援課長に済みません。リズムとか縄跳びとか竹馬とか、そういうふうな形でやられるという形ですけど、高知県のサッカー協会が「キッズ」とかいうグループつって保育園とか幼稚園に指導者を派遣してスポーツの助言とか指導をしておられる団体がありますわね。保育園の保育さんもそういう専門的な知識とか、投げるとか、けるとかいうことで、そういう受けることができて積極的に申し込みとか案内があります。その辺を聞かせてください。2回目の質問です。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 島岡議員さんの2回目のご質問にお答えをしたいと思います。

おっしゃいましたアニマル体操につきましては、先日新聞にも掲載されましたし、詳しいことをお聞きしますと、山田小学校の体育部の先生方が数年前から子どもたちがもう少し楽しく運動ができる準備運動としてどういったものがあるかということに工夫をしてつくり出した体操であるというふう聞いています。いろんな動物の動きを取り入れながらの準備運動であります、子どもたちも非常に運動の楽しさを感じて楽しくやっているということ聞いておりました、先日の校長会の中でも山田小学校の校長先生から全校長に対して説明がありました。すべての学校で取り入れていくかどうかはまだわかりませんが、そういった1つの学校が取り組んで、よかった、成果が上がったということについてはできる限り多くの学校に取り入れていただけるように教育委員会としても工夫をしていきたいと思ひます。

また同時に、保育園から生涯スポーツまで一連の流れの中でそれぞれがその時期の運動の大切さを実感し、そしてそれが順次つながっていくように、そのあたりのことについては今後しっかり検討しながら取り組みを結びつけていきたいと思ひております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） 島岡信彦議員の2回目の質問にお答えいたします。

サッカーに近いボール遊びという形で、ちょっと事業名は忘れましたが、たしか高知大学の学生さんが指導者として保育園に出向き、ボール遊びの指導をしていただけたという事業だったとっております。この事業につきましては本年度、平成20年度にそういった事業があるということで紹介をいただきまして、全園のほうにこういう事業をどうでしょうかというふうにお流しをしまして、希望のあった保育園で実施をしております。正確な数字は記憶しておりませんが、2、3の保育園が申し込みをして実施をしました。反応はどうかといいますと、子どもたちは非常に、サッカーというよりもボール遊びということで楽しく過ごして、再度こういった事業がありましたらまたやっていきたいというようなことも聞いておりますので、今後こういった形でまたご案内がありましたら積極的に申し込みをしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、凡内一秀君。

○生涯学習課長（凡内一秀君） 島岡議員の2回目のご質問にお答えいたします。

おっしゃられますように、親子が気軽にスポーツを体験できる場を提供し、スポーツに親しんでもらうことは大変大切なことです。また、それをきっかけとしましてスポーツに親しんで体力づくりに寄与していくような場を提供していければというふうに思っております。その一環としまして、昨年、体育指導委員会の方が中心となりまして11月にファミリースポーツフェスティバルを行いました。このフェスティバルに約200名の方が参加をいただきましたが、ちょっと周知不足もあったかと思えます。香美市内の方がちょっと参加が少なかったですが、来年度に向けましても継続してやっていこうというようなお話も出ております。今後こういう場を通じて情報提供、またスポーツに親しんでもらうようにしていきたいというふうに思っております。このフェスティバルにつきましては、親子でできるようなペタンクとか、それからグラウンドゴルフというような簡単にできる種目で行いました。今後また体育指導委員会等の意見も聞きながら進めていきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 島岡信彦君の質問が終わりました。

暫時10分間休憩いたします。

（午後 2時24分 休憩）

（午後 2時33分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を行います。

次に、2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番、矢野でございます。

まず、質問を行います前に、訂正と文言のつけ足しをお願いいたします。4ページありますが、4ページの2番、「平成19年度」と書いてありますけれども、これを

「2005年」に訂正をお願いいたします。そして次には、「全国で38万6,000ヘクタールの遊休地を」の次に「2007年に」とつけ足しをお願いいたします。でき上がった文章は、「2005年、全国で38万6,000ヘクタールの遊休地を2007年に国は」と、このように訂正をお願いいたします。

それでは、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

まず、本市の遊休地について伺います。

平成19年6月の議会におきまして、私は耕作放棄地の質問をしております。今回は遊休地ということで、似たような質問はやめてほしいと農政課長は思っているはずですが、あれから2年近くたっております。状況も変わってまいりました。また、質問内容も若干違っております。腹を立てず、落ちついて答弁のほどをよろしく願いをいたします。

さて、2005年、県の行っております農林業センサス、これで本市の遊休地93ヘクタールとなっております。昨年本市が独自で行いました調査では13ヘクタールとなっております。県と本市の調査結果、これが80ヘクタールの差が生じております。県の調査が正しいともお聞きをしておりますけれども、双方の調査方法、この違いをまずお聞きをいたします。

次の質問でありますけれども、この質問におきましては内容が5番目の質問とかなり関連がありますので、通告に従ってと言いましたけれども、この2番と5番の質問を一緒にさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

2005年、全国で38万6,000ヘクタールある遊休地、これを国は5年間でゼロにする、このような目標を2007年に上げております。本市も93ヘクタールの解消になると思っております。2007年6月議会におきまして、私の質問に対して、「放棄地の解消策は国の施策にのっとって行っている、また放棄地となるおそれのある土地も今後担い手の集積や集落内での話し合いにより要活用地の区分を行い、農園利用や景観形成作物など農業生産以外の利用も検討していく。」このような答弁をいただいております。そこでお聞きをいたします。農園利用、景観形成作物での遊休地解消にどのような進展があったのか。また国の施策どおり行って、あと3年で本市の遊休地93ヘクタールの解消の見込みとその確率を問うものであります。

次に、農水省は平成21年、今年でありますけれども、2月24日に遊休農地対策の強化を盛り込んだ農地法など改正案を国会に提出をしております。その改正案には、農業委員会の役割強化がうたっております。1番、遊休地のおそれのある場合は指導ができる。2番、農業委員会は年1回、農地の利用状況調査が義務づけをされる。3番、所有者がわからない、いわゆる相続がしっかりなされていない、こういう土地であろうと思っておりますけれども、所有者のわからない、このような遊休農地に利用権の設定ができる。ただし、この場合においては、都道府県知事の裁定が必要となっている。このようにかんがりの役割強化が期待できます。そこで質問であります、現行でも市町村が要活用地

と位置づけをすれば指導はできますけれども、指導しても改善をされない場合どのような対処をしているのか問うものであります。

次に、特定遊休農地について伺います。これは農業委員会が指導した場合でも、なお相当の期間、耕作されない農地であって、このことが収益農業の振興を図る上で著しく支障があると認められる遊休農地となっております。また、この特定遊休農地に認定をされますと、認定と伺いますか、認められますと、所有者用計画の市町村長への届け出が義務づけをされております。そして、届け出をしないときは10万円以下の過料、罰金ということになっております。これが使えますと、遊休農地の解消に少なからず役立つと思われる。そこで伺います。この文面の相当の期間とはどれくらいを想定しておるのか。また著しい支障とはどのような場合を想定するのかを問うとともに、特定遊休農地とすることにより遊休地を少しでも解消させることが行政的に可能であるのか、あわせて問うものであります。

次に、教育長に伺います。新しく改訂をされるところの新学習指導要領について伺います。

学習指導要領が10年ぶりに改定をされます。文科省の教育課程企画室長の神山 弘さんは、学校現場に伝えたいこととして、このように言っております。「あくまで生徒に身につけてほしいのは基礎的、基本的な知識、技能、思考力、判断力、表現力だ。」と言っております。あともろもろありますけれども、「最終的には実際の生徒の発達の段階、理解度などを把握をしながら、どのような学習活動でどのような力を身につけさせるのか、これを考えながら適切に指導をしてもらいたい。」このように結んでおります。これを見てもわかりますように、学校での教育指導は最終的には現場教員に任ずということであります。ぜひ先生方のやる気とその環境を整えていただきますよう行政に強く要望するものであります。

また、今回の改訂での英語活動は必修化はするけれども教科にはしない、あくまでコミュニケーション能力育成のための素地をつくることが目的となっております。以上を前段といたしまして、新学習指導要領のうち主に小学校での英語活動についてお聞きをいたします。

まず1点目には、小学校の英語活動は全面実施の平成23年から年間35時間となっております。本市ではそれまでの移行措置期間である21年度は12時間、22年度は24時間、このようにお聞きをしております。その経緯と、この時間で果たしてよいのかを問うものであります。

次に、本市の小学校英語活動は担任主体で行うと聞いております。ALT、そして地域での英語のできる方たちの協力、あるいはまた連携が必要ではないか。また、そのことについてどのような審議がなされたのか、あわせて問うものであります。

3点目。この4月から授業時間が週1時間増となります。これは英語ではないんですが、いわゆる詰め込み型に戻るといふふうに理解をいたしております。夏休み、冬休み

など長期休業期間の短縮、あるいは夏場での午前中5時間授業等も各地で検討をされているようであります。本市の見解を問うものであります。

次に、社会の国際化が進む中で、英会話力は今後ますます必要不可欠になってくると思われます。英語教育改革として2003年に出されております英語が使える日本人育成のための行動計画、これによりますと、学校教育における国家戦略として取り組むべき課題が英語教育であった、このようにあります。このことから考えますと、今回の小学校英語活動は英語が使える日本人育成の再認識であると考えております。平成25年高校入学生から英語授業は英語で行うことが基本となる、このように高校の新学習指導要領に明記をされております。このことは昨日の新聞にも載っております。以上のことから、英語教育は今までの文法重視からコミュニケーション、また会話主体へと移行していると思わなければなりません。ということになりますと、ご承知のとおり、外国語は低年齢ほど親しみやすく、また覚えやすい。そして、こういうことを考えましたときに、(小学)5、6年生から果たしてよいのか、小学1年生から現在も少しは行っているようではありますが、1年生あるいは保育園から充実した英語活動、これに取り組むべきではないのか、このように考えております。見解を問うものであります。

次に、2006年ベネッセが行っております第1回小学校英語に関する教員調査では、英語を指導する自信について、80%近い教員が余りない、全くないと答えております。本市の小学校では自信のある教員数はどれくらいと把握をしているのか。またそれは全体の何割かを問うとともに、自信のある担任とそうでない担任との連携はどうなっているのか、あわせて問うものであります。

2006年3月に中央教育審議会の外国語専門部会が小学校における英語教育の必修化を打ち出してから、全国の95%以上の小学校で何らかの形で英語が教えられております。これはもうご承知のとおりであります。北海道では、平成14年から小学校の英語活動が取り入れられ、独自の英語テキストも3年生、4年生用と5、6年生用として2種類作成されております。平成9年には新潟県の刈羽柏崎地教委連絡協議会は、小学校のALT活用指導案集をまとめております。京都市では、本年度より全小学校で年間35時間の英語活動が既に実施をされております。このように、全国では小学校の英語活動におきまして、はるか先に行く小学校がかなりあると見聞きをし、また認識もしております。小学校英語活動の早期充実は学力、体力向上とともに本市でも重要課題であると思っております。しかし、スタート時点で早くも大きな差が既に生じている小学校英語活動に対しまして、教育長の見解を問うものであります。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長(中澤愛水君) 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長兼農業委員会事務局長(宮地和彦君) 矢野公昭議員のご質問にお答えをいたします。若干通告の順序と違ったですが、通告の順番どおりにお答えをさせていただきますので、よろしく申し上げます。

まず、遊休農地の県との数字の違い、双方の調査方法の違いについてでございますが、2005年の農林業センサスの耕作放棄地、以前耕地であったもので過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する予定のない土地を基準の農業経営体、属人で全戸調査したものです。今回の農業委員会とともに農地パトロールで現地踏査による遊休地調査は、農業振興地域の農用地を主体に昨年10月に調査を行いました。市全体の農用地を調査の対象としていますが、日程、また人的制約もあり、山間部の以前は農地であった現況等が森林化、原野化している農地が大部分を占めております。この部分については対象としておりません。この調査範囲の違いが集計結果の差となっております。今回は現況把握が目的でありまして、所有者とか耕作者の意思を反映する農林業センサスとの取り扱いには調査の違いがございます。今回は特に周辺に影響がある土地ということで調査させていただいたということです。

2点目の国の5年間目標値についての達成方法とその確率ということでございますが、全戸調査による遊休地93ヘクタールには既に林地化、非農地と判断される土地や市外の所有地も含まれております。達成の確率をと問われますと、困難と考えております。農業振興地域内の調査で耕作放棄地が13ヘクタールあり、人力、農業機械で草刈りなどを行うことによって直ちに耕作することが可能な土地が8.39ヘクタール、そして重機などによる基盤整備を実施して農業利用すべき土地が約3.24ヘクタールと調査をしております。このうち農地に復元して利用できない土地を除いた11.77ヘクタールについて、耕作放棄地解消計画を策定し、平成23年度をめどに農用地区域を中心に解消することが必要としております。平成21年4月より各所有者に意向調査を行います。自己管理を行う旨の回答があった場合、管理、また耕作の指導を行い、困難である場合は権利の集積、また貸借など地域の担い手への集積を計画しています。

3点目の指導しても改善してくれない場合、現況での対応策でございますが、地域の農業振興を図る観点から、現行の遊休地解消対策を農地の有効利用を徹底するものと見直しする対策強化が今回の改革プランの1つであります。要活用農地は解消計画に基づき進められ、法律や規則に基づく対処となります。改善指導には一定の強制や強要力も必要であります。所有者との理解を求めながら進めなくてはと考えています。趣旨も農地として有効利用が目的でありますので、その対応になろうと思います。

特定遊休農地についてでございますが、特定遊休農地の判断には農業委員会の指導、また所有者の意向をもとに進めていきます。今回の解消計画は所有者の意向調査をもとに作成し進めるわけですが、農地の有効利用の観点、そして継続性の有無なども十分考慮することが重要としています。さきに答えましたが、法に基づく強制も必要と考え、農地法や指導基準に合う解消計画となります。利用、賃貸、貸借、売買の意思があるか否かによって判断し、活用することとなります。

質問の中で、相当期間、著しい迷惑（支障）のことをお聞きされましたが、相当期間については文書でやりとりをしていく期間については、相手に意思表示が明確になった

時点からの相当期間と解釈します。その相当期間についてはまだ定かにしておりません。それから著しい迷惑（支障）というのは、やはり耕作放棄地が周辺の迷惑とかということが明確にやはりなりますので、その部分では強制力の駆使もやむないと思っております。

それから、平成19年6月議会でお答えをさせていただきました件でございますが、進展はということをお聞きされました。さきの議会での答弁時には耕作放棄地の場所の把握はしていないというお答えをさせていただきました。進展につきましては、昨年の農業委員会、そして認定農業者連絡協議会とともに農地パトロール、これを行いまして、状況把握を行いました。そして本年、農業振興地域整備計画の見直しとともに区域内農用地の区分調査を農業委員会とともに再調査を行い、解消計画を進めています。担い手への集積など幾つかの解消地の成果はあります。農園利用、そして景観作物などの実例はありませんが、地域の中で中山間地域の協定地区や集落営農の推進地区でも関連して話し合いが進められています。

通告の質問はこのように答弁させていただきます。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 矢野議員さんの新学習指導要領の中で、主に小学校の英語活動についてのご質問にお答えをしたいと思います。

1点目の小学校の英語活動の移行措置期間中の取り組みについてのご質問でございます。平成23年度より、小学校では新学習指導要領が実施されることとなります。小学校の5、6年生の外国語活動は年間35時間実施される予定でございます。本市では現在、各小学校のALT担当教員と中学校の英語科担当教員から成る外国語活動検討委員会を立ち上げて準備を進めているところでございます。その中で、平成21年度は12時間程度、平成22年度は24時間程度実施していこうという計画でございます。ただし、この時間は最低基準を示しているということでありまして、平成21年度から35時間実施する学校もあるわけでございます。現在はそういう状況でございます。

2点目のALTや地域との連携についてでございますが、外国語活動の指導計画の作成であるとか授業の実施につきましては、学級担任や外国語活動を担当する教師が行うことになっているのでございますが、ネイティブスピーカー、ALTの活用であるとか地域の実態に応じて、外国語に堪能な方々の協力を得ることも大切なポイントであると考えております。

3点目の授業日数、授業時数等についてのご質問でございますが、教科等や学習活動によっては特定の期間に集中して行ったほうが、効果的な場合を考慮したものでありまして、年間の授業日数について各教科等の授業時数が適切に確保されるとともに、児童・生徒の負担にならないように配慮することが求められております。現在の状況の中では、基本的には午前中4時間、午後2時間程度の授業時数が適当であると考えております。今後、検討研究はしていきたいと思っております。

4点目、英語活動は小学校1年生から行うべきではないかというご質問ですが、英語

活動のねらいは次の3点であります。1つは、外国語を通じて言語や文化について体験的に理解を深める。2点目としては、外国語を通じて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る。3点目は、外国の音声や基本的な表現になれ親しませるということが外国語活動のねらいでありまして、決して中学校あるいは高等学校における外国語学習の前倒しではないということをしっかり押さえておく必要があると考えます。また、この外国語活動の導入についてはさまざまな意見がありまして、ご存じのように、国語教育をもっとしっかりやった上で、日本語がしっかり話せないのに外国語をとというのはおかしいのではないかという意見もあるわけでございまして、今後検討をしていく課題であろうというふうに思っております。

5番目の指導に当たって教員の連携をというご質問でございますが、小学校教員の外国語活動の指導力の向上ということは、これは全国的な課題であります。県教委も来年度から研修を計画をしているところであります。本市では、香長小学校が平成21年、22年度、文部科学省の指定を受けて、小学校外国語活動推進事業に取り組むことになっております。また、先ほどお話ししましたように外国語活動検討委員会を組織しておりますので、その活動とあわせて市内の小学校の取り組みの共有化を図りながら教職員の指導力向上に当たりたいと考えております。

小学校間の格差ということについてですが、これまでも多くの小学校で総合的な学習の時間等において取り組んできております。各校における取り組みは、確かに相当のばらつきがあることが全国的に言われております。ただ、今回の改訂で外国語活動の内容が示されて、各校がその取り組みを始めるわけでございます。したがって、現在の格差よりも学校間の格差は小さくなっていくのではないかと考えております。しかし、そのためにも、教師の指導力向上は大きな課題であると考えておりまして、取り組みを深めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番。2回目の質問をさせていただきます。

まず、農政課長に。課長、ちょっと伺います。最近、生産調整等で達成できない場合にはペナルティーとかよく言われておりますけれども、先ほども課長の答弁を聞いておりましたら、県のセンサスの93ヘクタール、これは解消は無理であると、このような答弁をいただきましたが、国は5年間でゼロにするという目標を先ほど言いましたように挙げておりますので、各市町村に市町村の解消、これは当然通知があったと思うんですが、これの解消ができない場合、ペナルティーはあるのかどうかということをちょっと質問をさせていただきます。それで1つでいいです。

そして次、教育長にお伺いをいたします。小学校の英語活動、これの目的。これは体験をさすんだと、そしてコミュニケーション、そして音声になれ親しむのを目的に今回から行くと、こういうことであります。そしてまた日本語が話せないのになぜ英語かと

いうことであります。また、外国語活動の内容が今回示されたので、今後それに向かって行っていくと、このような回答でありました。

私、前回はそうでしたが、フィンランドという国が非常に好きでございまして、また今回もフィンランドを例に出しますけれども、この国が1990年に、この国の文部大臣、向こうでは教育大臣と言うそうでもありますけれども、この方が知識の詰め込み型の教育方針を見直しをいたしまして、ゆとり、いわゆる子ども本人に考えらす力、これを育成するためのゆとり教育の方針を打ち出しております。そしてテキストあるいはカリキュラム、これの採用権を中央から各地方、いわゆる教育現場にそのほとんどを移行しております。そして、英語教育は小学3年生から行っております。そういう中で現在OECD、経済協力開発機構の調査によりますと、ご承知のとおり、そのフィンランドは世界でも有数のトップクラスの学力水準を維持しております。片やこれもご承知のとおり、2002年に日本でも総合学習、これは今、改訂をされます前の指導要領でございまして、これができまして、その中で詰め込みはだめだということになりして、ゆとり教育を2002年から8年くらいですか、やってまいりました。日本ではゆとりがだめだということで、それを見直しがされております。片や同じくゆとりをその教育方針としてやってまいったフィンランド、この国が世界有数のトップクラスの学力を維持しておる。そして片や大幅な学力の低下を招いた。同じ方針でありながら招いてきたと。この原因が一体どこにあるのか。これを考えなければならないと、このように考えております。

私1つ、ここで英語教育に対しては非常に賛同するわけでありまして。それはなぜかと申しますと、国際化が叫ばれております。そういう中で、どうしても今後、これは先ほども申しましたように、英会話能力が必要ではないか、このように考えておりますけれども、それ1つ危惧しておるのは、この総合学習、ゆとり教育が日本では間違いだと、このようになって今、見直しがされております。そのフィンランドと日本での何が違うのか、これはいろいろありましよう。今回は英語ということでもありますので英語のことを言わせていただきますと、向こうでは小学3年生から英語学習が行われておる。そして、その目的は、このフィンランドという国は難民を積極的に受け入れると、こういう国の方針でもってやっております。そういう中で、子どもときから外国のいわゆる難民の方々と意思の疎通を図りたい、このような目的を持って3年生からの英語学習を始めたわけでございます。

そういうことにかんがみまして日本の現状を見てみましたときに、英語を今、教育に取り込んでおります。小学校ではコミュニケーション、そして高校では平成25年入学生から英語授業は英語で行うと、これが基本になっております。いわゆる小さいときにはコミュニケーションを目的にして、そして高校になるとときには、これは会話をねらっております。いわゆる英会話力の向上をねらっておると、私はこのように把握をしております。その中で果たして、そうしたら小学生のときにコミュニケーション、この能力

を育成して、その後をどうするのか。そして高校生で英会話能力を高め、英会話ができ出して、果たしてその人材を日本の国として、どういうふうな方向に持っていくのか。言い方が悪いですが、どういうふうな方向へ使っていくのか、このビジョンがない。私はここが日本とそしてフィンランドのいわゆる教育の違いではないか。同じゆとり教育をしながら、確かにフィンランドという国は日本よりも人口も格段に少ない、そういうこともあろうとは思いますが、同じことをやりながら、そして結果が全然違ふと。こういうことにおいては、その中の過程、目標に向かう過程、それが違ふ。こういうふう思うんです。

私は、きょうの質問におきましては、小学校の英語活動を主にいうことで行いましたけれども、そういう中で教育長に幾つも質問をさせていただきました。総括といたしまして今、日本が英語教育を小学校でコミュニケーション、そして高校では会話と、こういうことになっておりますけれども、いわゆる英語活動、英語学習として日本の目指すべき方向性、ビジョン、これをどのようにとらえてるのか、教育長に問うものであります。

以上、2回目の質問を終わります。

ごめんなさい、なお、これは通告にはないですので、お構いなければということで。嫌やったら構わんです。はい。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（宮地和彦君） 矢野公昭議員の2回目のご質問にお答えをします。

特にそのペナルティーという部分については明確にされた文面は来ておりません。あくまで解消対策の強化推進という要綱の中でも、その土地を、要は活用農地を決めたら、それを点検それから確認をしていくという今事務になってます。短期の3カ年ぐらいの期間ですので、やはり一つ一つの行動の報告は、これからもあると思います。解消計画自体が、最終的に市の判断というふうにゆだねられた部分でございますので、それを進捗がなければ、次のまた国の方の新たな指導が入るようにはと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 矢野議員さんの質問にお答えをしたいと思います。ただし、嫌ではありませんが、フィンランドの教育の、いわゆる世界的に非常に学力が高いというあたりのことについては把握しておりますけれども、フィンランドにおけるこの英語教育がどのようになされているのかというふうな深いところまではわかっておりませんので、そのことについては、今お聞きしたことをもとにして、ちょっと私の考えを言わせていただきます。

ゆとり教育ということを日本も取り組んできたし、フィンランドも取り組んできた。そういう中で、今日本はゆとり教育を見直そうという方向にあるわけですが、フィンラ

ンドが大切にしている児童・生徒の考える力、そういったものをこのゆとり教育の中で大切にしているということは聞いておりまして、これは大変すばらしいことだというふうに思っております。

また、英語をどの段階から行うのが一番いいのかということについては、いろいろな意見があるかと思っておりますので、専門的な部分については私も十分に把握をしてないところでございますが、基本的にやはり英語をとということよりも異文化の理解ということをやっぱり基本には大切にしていかなければならないと。世界にはさまざまな国があり、さまざまな考え方、さまざまな文化や習慣を持っている。そういったさまざまな国の文化や習慣、そういったものを理解するということが、世界の国々と力を合わせて進んでいかなければいけない今のこの状況にあって、大切ではないかというふうに思います。そのための1つの道具と言っただけとはいえないかもしれませんが、そういった言語をその手がかりとして、外国の文化や習慣について理解をする、深いところで思いを酌み取るというふうなところが大切なものではないかというふうに思っております。そういったことをやっぱり基本に据えながら、外国語の教育を行っていくべきではないかというふうに考えております。

○議長（中澤愛水君） 矢野公昭君の質問が終わりました。

次に、6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 6番、比与森です。通告ですが、最初の体力テストの2番目は、質問の前に丁寧な答弁をいただきましたので、除かせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

文部科学省は1月21日、全国の小学5年生と中学2年生を対象に、初の一斉調査となる全国体力、運動能力、運動習慣調査の結果を公表しました。調査は、子どもの体力が低下している状況から、子どもの体力を正確に把握するとともに生活習慣、食習慣、運動習慣を把握し、今後の改善に向けた取り組みに役立たせることを目的として実施されました。調査の結果は、新聞でも報道されましたように、本県は小学5年生男子、女子ともに全国最下位の47位。中学校では2年生男子45位、女子46位の結果だったわけですが、香美市の児童・生徒の結果は、県平均、全国平均と比較してどうであったかお尋ねいたします。公表してよければ学校別にもお願いしたいと思います。

小学生男女ともに全国1位で中学生が2位の福井県では、学校ごとの取り組みも非常に積極的であるとの記事も目にしました。3月1日には、あわら市と姉妹都市提携の調印式も行われていますので、教育交流にも力を注いではどうかと思います。

大分飛ばします。全国学力テストのときにも朝食摂取や睡眠時間など生活習慣との関連も分析されたわけですが、全国学力テストの上位県が体力テストでも上位の傾向にあります。皆さんも読まれたかもしれませんが、高知新聞の1月23日付「小社会」と「社説」の一部を読ませさせていただきます。

「小社会」には、「勉強はそこそこでよいから、たくましく育てほしい。そう思っ

て、子どもを見守ってきた親は少なくないだろう。だが、勉強だけでなく、たくましく生きる体力さえおぼつかないとなると話が違ってくる。小・中学生を対象にした全国体力テストの本県分を言うなら、そんなことにもなるか。体力上位県には学力テストの上位県が並び、体力下位県には本県など学力テストでも下位の県が顔をそろえる。勉強も体力も劣るとなるとまるで立つ瀬がない。2つのテストを単純に結びつけば、体力がないと勉強も身につかないという、ある意味でわかり切った道理に行き着く。「健全なる精神は健全なる肉体に宿る」という古来、言い古されてきた道理である。」

それから「社説」には、「調査では、1日2時間以上の運動を週に3日以上している子どもの合計点が高い傾向がみられた。この点においても本県の小学5年生、中2は、運動をする機会が全国平均を下回っている。子どもをねらった犯罪が相次ぎ、かつてのように子どもを外で自由に遊ばせることは難しくなった。塾に習い事に、子どもの生活は多忙になっている。課題が多いが、急ぐべきは生活習慣の改善だ。「毎日朝食を食べる」「睡眠時間を十分とる」ことは体づくりの基本である。保護者の責任も大きい。実際、学力、体力の両テストで上位の秋田は、生活習慣でも望ましい状況にある。成長期の子どもにとっての生活リズムの大切さを再認識したい。」とありました。

学力と体力の関係、そして今回の結果をどのように分析し、今後の対応に取り組むのかお尋ねいたします。

次に、市立図書館の蔵書充実について質問します。

高知県立図書館では、重要な機能の1つである市町村支援に力を注いでいます。県内の図書館は予算が少ないため、図書館同士で助け合い、サービスの充実に努めるための取り組み、「横断検索システム」を積極的に推進しています。例えば、A市図書館に市民の求める図書がない場合、図書館ネットワークを利用し、システムを導入している他の市町村図書館を検索し、見つけ出した場合A市に要望の本を送るシステムです。システム導入時に係る図書のデータ化やハード一式などは香美市は完備されているようにお聞きしました。これまで導入後の維持管理費や図書目録使用料などに百数十万円必要でしたが、現在行われています高知県議会で来年度予算から維持管理費に係る金額を計上し、市町村負担をゼロにして市町村が活用しやすくなるよう推進しています。

全国の「横断検索システム」導入率を見ますと、11府県が100%、80%以上になりますと42都道府県が導入しています。導入率全国最下位の高知県は現在50%にすぎません。高知県を除く46都道府県では、70%以上がこのシステムを導入し、図書の充実を目指しています。香美市には現在、物部町、香北町を含め5万6,000冊の蔵書があると思いますが、検索システムにより県立図書館や高知市立図書館の本が借りられることは実質的には大幅な蔵書の増加ではないかと思います。早い時期での「横断検索システム」への参加を望みますが、今後の対応をお尋ねいたします。

次に、特別支援教育について質問します。

これまでも何回か質問してきましたが、現在の制度に至る、これまでの流れを少し

述べさせていただきます。

特別支援教育をめぐる制度改正は当初、平成13年10月に特別支援教育のあり方に関する調査研究協力者会議を文部科学省が設立し、盲学校や養護学校など特別支援学校のあり方と小・中学校に在籍する学習障害（LD）、注意欠損・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症の児童・生徒への対応を中心に検討することから取り組みがスタートしています。そして、6年前の平成15年3月に、今後の特別支援教育のあり方についてとの最終報告の答申が取りまとめられました。これを受け、平成16年2月に中央教育審議会初等・中等教育分科会の下に特別支援教育特別委員会が設置され、関係する団体や教育委員会などから意見を聞きながら審議を進め、平成17年12月に特別支援教育を推進するための制度のあり方についての答申が取りまとめられました。文部科学省では、この答申を踏まえ、制度の見直しについて検討を進め、通級による指導の対象にLD、ADHDが新たに加えられ、制度改正を行い、平成18年4月に施行されています。学校教育法等が改正され、従来の盲学校や養護学校などの制度は、複数の障害種別を受け入れることができる特別支援学校の制度に転換されています。小学校、中学校では特別支援教育を推進することが法律上明確に規定されました。さらに、これに伴う関係法令の整備の中で、障害のある児童の就学先を決定する際には、保護者の意見も聞くことが法令上義務づけられるように学校教育法の一部改正が行われ、平成19年4月に施行されています。平成19年4月に（学校）教育法の一部改正が施行され、特別支援教育支援員に係る地方財政措置が予算化されました。

特別支援教育をめぐる制度改正の流れを述べましたが、平成19年4月からは、小・中学校に在籍する教育上の特別の支援を必要とする児童・生徒に対して、障害による困難を克服するための教育を行うことが明確に位置づけられています。このことを受け、それまでは障害のある児童・生徒への支援は介助員や学習支援員などの活用で、市町村独自の予算で対応していたわけですが、先ほども述べましたように、平成19年度からは法改正により、小・中学校に在籍する障害のある児童・生徒に対して支援を行う人、特別支援教育支援員といい、文部科学省より地方財政措置が行われるようになった次第です。

特別支援教育支援員の業務は、LD児童に対する学習支援、ADHDの児童・生徒に対する安全確保などで、平成19年度は財政措置が約250億円、支援員2万1,000人分相当が交付され、平成20年度は全国の市町村立小・中学校数に相当する3万人分、約360億円、小・中学校1校当たり84万円の財政措置がされています。障害を持つ保護者の方々からは、特別支援教育充実のため支援員の配置を求める声を耳にします。1校84万円では財政的に大変な部分もあると思いますが、香美市全体で見れば1,000万円を超える金額が交付されていると思いますので、第1段階の取り組みとして、すべての中学校に支援員を配置する方法も考えられるのではないかと思います。

全国の公立小・中学校における特別支援教育支援員の活用状況を述べてみます。平成

19年度調査ですが、全国平均は3万2,570の学校数に対し、2万2,602人の支援員で約70%の活用状況になっています。特に取り組みが進んでいます神奈川県では153.9%、東京都は143.1%、兵庫県では135.7%と学校数よりも支援数が多く、1校に複数の支援員が配置されています。高知県は四国内でも著しく悪く、434校に対し36人、8.29%の支援員配置にすぎません。全国46番目の少なさが高知県の現状です。もうすぐ新学期がスタートするわけですが、特別支援教育支援員の配置はどのように対応される計画なのか、お尋ねいたします。

次に、1月16日に福祉事務所職員の方々と保護者との懇談会でも話がありました個人別支援シートの作成についてお尋ねいたします。

障害を持つ児童・生徒の保護者のグループについて懇談会のときにも少し触れましたが、活動資金の確保には大変苦勞され、バザーを開くなどしながらでも講師の先生を招き、講演会を開くなど積極的に、そして前向きな活動をされています。平成20年度は社協から5万円の補助を受けたようですが、それも3年目で平成21年度は切れてしまいます。余談にはなりますが、これまでの保護者の活動が評価され、大和証券福祉財団から発達障害児等の社会参加活動支援として、ボランティア活動支援金が寄附されています。行政機関にはできる限りの支援と協力を望むところです。

個人別支援シート作成に話を戻しますが、文部科学省は昨年7月に特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議を設置し、特別支援教育の課題のうち、特に重要である早期からの教育相談支援や就学指導のあり方を中心に、多くの団体から意見を聞くとともに検討を重ね、去る2月12日、1カ月前ですが、特別支援教育のさらなる充実に向けて、早期からの教育支援のあり方について審議の中間取りまとめを発表しています。

一部ですが中身を紹介してみますと、「障害のある子どもにとって、その障害を早期に発見し、早期からその発達に応じた必要な支援を行うことは、その後の自立や社会参加に大きな効果があると考えられるとともに、障害のある子どもを支える家族に対する支援という観点からも大きな意義があるものである。このため、市町村教育委員会や都道府県教育委員会は、小・中学校の特別支援学級やいわゆる通級指導教室、特別支援学校のセンター的機能等、それぞれの保有する資源の十分な活用を図るとともに、教育委員会の体制整備や専門性の向上、関係機関との連携による医療、福祉、保健等関係機関との情報の共有化を通じて、早期からの教育相談、支援のさらなる充実を図ることが求められる。

幼稚園、保育所、療育機関等を利用しない障害のある子どもの場合や、これらの機関を利用していても連携が十分でない場合には、教育委員会としては事前に状況を把握することができず、就学時健康診断の段階で初めて幼児の状況がわかることがある。そのため教育委員会は、特別支援連携協議会等のネットワークを活用するなどして医療、福祉、保健部局等との連携や地域との連携を十分に図り、例えば乳幼児健診の結果を必要に応じ共有するなどして幼児の状況把握に努めるほか、把握した後には関係機関と連携

し、可能な限り早期に十分な支援を行うことが大切である。

現在、自治体において、さまざまな相談支援のための手帳やファイル等を作成して教育相談に活用している例があり、有効な取り組みであると考えます。このような教育相談、支援に活用する手帳やファイル、個別の支援計画等については障害のある子どもにかかわる個人情報が含まれており、また関係機関や関係者がその情報を共有化することを目的とするものであることから、これらの意義を教育委員会担当者が十分に理解した上で、保護者に対してそれらを作成することの意義や活用の目的等について十分な説明を行い、理解と協力を得ることが必要である。個人情報を保有する機関や関係者においては、個人情報漏えいしたり滅失したりすることがないように、適切な取り扱いに万全を期すことが肝要である。」と。一部ですが、このように発表されました。

先ほど紹介しました保護者の方々は、幼児期から小学校、中学校と綿密に連携をとるための個人別支援シートの作成を以前から強く要望していました。その作成に着手したようにも聞きましたが、現状と今後の対応をお尋ねいたします。

特別支援教育の3点目ですが、教育センター、附属養護学校、県教委をメンバーとする支援チームが香美市をモデルとして、今後それぞれの児童・生徒に適したよりよい支援をするための取り組みが実施されると聞きました。個人のプライバシーに触れる部分があれば結構ですので、事業の具体的な中身と、教育委員会はどのようにかわり、その取り組みをどのように活用できるのか、今後の計画をお尋ねいたします。

次に、宝町緑地の交通安全対策と桜の枝の剪定についてお尋ねいたします。

宝町緑地内には、ご存じのとおり南北に2本、東西に2本の道路が通り抜けています。これまでも交差点での事故は何件か起きていますし、私も車同士の衝突の瞬間を目にしたことがあります。見通しも決してよいとは言いません。以前にも述べましたが、事故の後、両者のドライバーが必ず言うことは、「こっちが優先道路じゃお。」です。緑地内で30分ほど走行する車を調べればわかりますが、南北に走る車も東西に走る車も、多くの車が一たん停止も徐行もせず走行をしています。この周辺にはワンルームマンションもあり、若者の乗用車やバイクのドライバーも多く、決して交通量が少ないとは言えません。交差点のどちらが優先道路であるか、標識または停止線の設置は今後の安全対策として必要不可欠であると思います。宝町緑地のような道路事情の場合、緑地を管理する香美市に対し、安全対策の管理責任は発生しないのでしょうか。現状のまま置いておくのか、今後の対応をお尋ねいたします。

次に、桜の維持管理ですが、ここの桜は、これから大変きれいに開花すると思います。木の成長に伴い枝も伸び、東側の桜は道路の上を覆うように伸びています。これから葉がつき花が咲くと、一部民家にもかかるほどになっていきます。桜の花は大変きれいなのですが、桜の散った後、暖かくなると毛虫が一部民家に多大な迷惑をかけているようです。枯れた枝も見受けられ、車や通行人の安全のためにも、枯れた枝は早急に取り除かなければなりません。桜の枝を切ることには私自身本意ではありませんが、桜の花が

散った後に、一度剪定も必要ではないかと思えます。今後の対応をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 比与森議員さんの全国体力テストについての質問にお答えをしたいと思います。

本市の児童・生徒の結果が県平均、全国平均と比較してどうであったのかというご質問にお答えしたいと思います。その前に、この体力、運動能力の調査についても学力テストと同じように、基本的に学校別の公表というのはいないという基本線に立っての調査でありますので、その点については控えさせていただきたいと思えます。

本市の対象学年の児童・生徒の体力は、一部の学年あるいは種目について全国平均を上回っているものもあるのですけれども、全体的には全国平均を下回っており、特に中学校の持久走であるとか、あるいは20メートルシャトルラン、あるいは立ち幅跳び等において大きく下回っている現状であります。香美市全体の中で全国を上回っているものは握力だけあります。ただ、それぞれの学年あるいは男女別に見ますと全国平均を上回っている部分もございまして、例えば小学校5年生の男子はソフトボール投げ、立ち幅跳び、あるいは先ほど言いました握力、これらが全国平均を上回っているところがあります。また、県平均を上回っているものとしては、小学校5年の男子は上体起こし、あるいは反復横跳び、シャトルラン、あるいは全体の総合的な体力については県平均を上回っております。小学校5年の女子は立ち幅跳び、中学校2年の女子は反復横跳びにおいて県平均を上回っているというふうな状況がございまして、全体としては、先ほど言いましたように全国平均を下回っているというふうな状況であります。

それらの原因といえますか、ということについて考えますと、先ほど議員さんも言われましたように、学力においても体力においても、その根底にあるのは基本的な生活習慣が大きくかかわっているというふうに思えます。それらの課題を一つ一つ克服していくことが大きなかぎになろうかというふうに思っております。

ただ、先ほど前に（島岡）議員さんのご質問にお答えしましたような体力向上への取り組みをしていきたいというふうに思っておりますが、そのほかにも、例えば測定の方法について児童・生徒にしっかり理解がなされていたのか、これは学校側の指導の問題でもありますけれども、そういったこともやっぱり振り返ってみる必要があると思っておりますし、その測定をするに当たっての準備運動、アップがきちっとできていたのかどうなのかということも結果に大きくかかわってこようかと思えます。また、測定のねらいといえますか、意欲化を図るということも大きな結果を左右する原因になろうかと思えます。例えば、ある中学校では20メートルシャトルランのときに、男子がそれを行うときに女子がずっと並んで「頑張れ、頑張れ」という応援をしていた。そして交代をするというふうな形で実施したところ、全国平均をその学校だけは上回っていたというふうなこともあるわけです。特に持久走なんかにつきましては、嫌だなあと思う中

学生が少なくないだろうと思います。そういう中で、やっぱり頑張ろう、意欲的に取り組んでやろうというふうに子どもたちに意欲を持って取り組ませるということは1つの大きなかぎであろうというふうにも思います。

ただ、そういった目先のことだけでなく、運動に対する楽しさ、喜び、そういったものを一日一日の授業の中できちっと指導をしていく、そういったこと。あるいは日常の遊びの中で外遊びをとという話もさせていただきました。また家庭や地域と連携をしてスポーツの機会を確保していくということも大切であろうというふうに思っております。

それから、飛ばしまして次は、特別支援教育についてお話をさせていただきます。

特別支援教育の充実と支援員の適切な配置をとという質問でございますが、平成20年度は4月から6人の特別支援教育の支援員を配置し、9月からは、さらに学校の実態の中で厳しい状況がありまして、さらに2名の増員をして配置し、支援を行ってまいりました。そのほかにも、県から配置されているスクールカウンセラーが鏡野中学校におりまして、鏡野中学校だけでなく、ほかの学校からの要請もあれば来ていただいたり、可能などときには訪問をしたりというふうな形で児童・生徒、保護者、教職員の相談に乗っております。平成21年度は4月から8人の支援員を配置し、スクールカウンセラーも同様に支援を行っていく予定でございます。さらに、そのほかに子どもと親の相談員が1名配置をしていただけることになっておりまして、その活用もしっかり図っていきたいと考えているところであります。

2点目の個人別支援シートの作成についてと支援チームの限定サービス活動について、関連がありますので、あわせてお答えをさせていただきたいと思っております。

本市では、高知県障害保健福祉課が主体で取り組んでいる厚生労働省モデル事業の高知県発達障害者支援開発モデル事業の実践モデルとして、平成19年度より委託を受けて福祉事務所、健康づくり推進課、学校教育課、幼保支援課が連携をとりながら発達障害児の早期発見と早期療育及び幼・保・小・中の支援体制について実践的に研究を進めているところであります。本年度は特に、幼・保・小・中における発達障害児の個別支援シートの項目について移行支援模擬会議を行っております。そして、平成21年度はモデル事業の最終年度でもあり、本市における就学前後における発達障害児の支援について、保護者を交えて保・幼・小・中で個別支援シートの作成により、細やかな育成と教育支援を行う体制を進めているところであります。

また、本事業を支援していただくために、県教委、高知大学附属養護学校、教育センター、療育福祉センターから成る支援チームとの連携を図っているところであります。具体的な計画については現在検討中であります。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 教育次長、鍵山仁志君。

○教育次長（鍵山仁志君） 比与森議員の市立図書館、県立図書館が推進する「横断検索システム」を導入する考えはないかというご質問に対してお答えをいたします。

「横断検索システム」は、図書館名、著作者名などを入力をしますと、探している蔵書がどこの図書館にあるのか検索ができて、利用者のリクエストにこたえることができるというシステムであります。相互貸借ということでございます。

この高知県下の加入図書館は、県立図書館、高知市民図書館、いの町、田野町、香南市立図書館、宿毛市坂本図書館、土佐清水市、黒潮町立図書館、高知大学附属図書館、高知工科大学附属情報図書館の9館であります。

この「横断検索システム」の運用管理は県の図書館で行っておりまして、システムは現在老朽化しております。導入が2002年導入ということがありまして、つながりにくいケースも出てきておりまして、部品等を交換しながらの運用でございます。それで、そういうことがございまして、来年度から県のほうは廃止の方向を考えているということでもあります。

県立図書館としましては、それにかわるべき民間の無料インターネットサイトの、これはJ c r o s s といいますが、こちらのほうへ変更を考えているようでありまして、各市町村の図書館が参加してくれば利用できるよう、順次参加できるところからやっていきたいという方針でございます。香美市立図書館としましては、このJ c r o s s のシステムにつきましては、多少広告があるということでございますが、県がこのシステムに変更しても仕組みは変わらないということでもありますので、加入の方向で検討をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 比与森議員のご質問の中で、宝町緑地内を通る道路、この道路について優先を示す標識か停止線の設置が求められるというご質問にお答えいたします。

宝町緑地を通る市道ですが、議員も言いよりましたですけど公園を挟んで南北に公園1号線と公園2号線という2本の市道がありまして、その道を東西に横切る形で2本の市道がございます。そのほかに丁字路形式に突き当たる道が2本あるところでございます。その交差点に今カーブミラーが設置されているところがありますが、これは見通しの特に悪いようなところに設置されていると思います。しかし、一時停止の標識はございません。これら…。

○議長（中澤愛水君） 暫時4時から時間の延長をいたします。

○防災対策課長（吉村泰典君） 交差点での事故の状況ですが、議員も目撃されたようでございます。香美警察署へ問い合わせましたら、上がってるのは平成19年に山田保育所前を東西に走る市道と南北公園線の交差で1件、接触事故があっているということでした。各交差点は確かに見通しが悪く、自分も車で改めて通ってみました。確かに危険だと感じて一時停止または徐行をしてしまいます。

しかし、現場で余りとまっていないというふうに先ほど、車が停止していないという

ふうにお聞きしました。当然一時停止を怠りますと、事故を起こす可能性は大いにございます。それで香美警察署それから道路管理の建設都計課とも協議をしまして、一時停止標識の設置について高知県公安委員会へ要望したいと思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 比与森議員の宝町緑地の桜の木につきましてお答えを申し上げます。

桜の木には毛虫やイラがつきやすくて、宝町緑地の桜につきましては、虫の発生時期にあわせて6月ごろから9月ごろにかけて専門業者に依頼をしまして、年2回の消毒をいたしております。

木の剪定につきましては、街路灯の支障になるため、平成18年度にクスノキの大きかりな枝打ちを行いました。桜につきましては、過去に剪定をした経緯というのがありますが、「桜を切るばか」と言われるぐらい剪定に弱いということでございまして、大きかりな剪定としては行っていないというのが実情のようです。前回からも何年も経過をしておりますので、状態を見ながら、業者とも相談をして適正な管理に努めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 丁寧な答弁ありがとうございました。

教育長にお聞きします。体力テストと学力テストの上位県ということで、これまでも家庭のあり方というのが生活習慣等で、初めの答弁でもテレビの時間とか遊ぶ時間とかいうことの話があったわけですが、教育委員会として、また各学校として、家庭への食生活、鏡野中学校では朝食の提供などもして朝食をとるようにという家庭への通知もされていると思いますけど、今回のこの学力と体力のテストの結果を見て、家庭への通知というか、指導というのはちょっと適切でないかと思いますが、そういう通知はどのようにされたのか。

それと支援シートですが、この限定サービスのチームの結果を見て、具体的な取り組みにかかるのでしょうか。その辺もう少し、実際保護者のメンバーでもう何枚にもなるような、自分ところの子どもはこういう子どもですというのを算数、国語、理科、社会の授業の中での行動も含めて、昼休みとか、それから食事も、こういう状況のときにはこういう対応をお願いしたいと、事細かに自分ところの子どもさんの調査とかをつくるカードをもう自分らでつくろう言うて、下地に取りかかる作業もしてます。そういうふうに分の子どもを障を隠すんでなしに、地域の人にも知ってもらいたいという取り組みをしておりますので、この支援シートについては、もう少し積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それから図書館ですが、先ほど答弁いただいたとおりで、自分も県の館長さんと話し

たときに、香美市へは平成21年度予算が通ればすぐお伺いして、お願いに行きますと
いうことですので、よろしく申し上げます。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 比与森議員さんの2回目のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、家庭への啓発ということについてですが、前にもお話ししましたように、香美市挙げて家庭学習の啓発に取り組んでいるところでありまして、この体力につきましては、基本的にそれぞれの学校の課題を保護者にお知らせをしながら、学校ごとの取り組みを大切にしながらの取り組みをしているところでもあります。また、もちろん共通する部分については、情報交換をしながら全体のご家庭への啓発も図っていきたいというふうに考えております。

それから、特別支援教育のこの個別支援シートにつきましては個人情報の問題もありますので、保護者の了解を得た子どもさんについてその支援シートを検討をして、細やかな育成と指導に当たっていくということで取り組みを進めているところでありまして、できるだけ早く実効性のあるものにしていきたいというふうに考えております。

○議長（中澤愛水君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

次に、19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） 19番、前田でございます。あしたになるか思うたけど、やれということですので、最後になりますが質問をさせていただきます。

さて、通告をしておりますように、防災関連とわかふじ団地の件を順次質問をしようと思っております。よろしく申し上げます。

さて、先日、県のほうでは南海地震等に対する復旧、復興等、速やかな対応等の具体策を盛り込んだ行動計画が策定をされたところでもあります。この計画には、自主防災組織のかかわりが大きくあるところがございます。去る平成7年の1月に発生をしました阪神・淡路の未曾有の災害時において、多くのとうとい人命が奪われたことは忘れることはできません。

さて、あの惨事の中、救助されました方の62%が近隣の方を含む住民の共助による功績であったことでもわかるように、通常から隣同士、また地区内の連携を密にし、充実し、お互いの家族形態を把握していることが大切であり、特に今世紀前半の地震発生率は40%と言われる昨今でありまして、この自主防災組織は欠くことのできない必要不可欠な組織であることは言うまでもありません。

加入率を調べてみますと、全国平均で71.7%、県内では53.6%、また隣の香南市におきましては、海岸地域は100%加入をしておるようでありましてけれども、市全体では74%の方が加入し、組織を結成をしているというふうに聞いておるところでございます。ちなみに、隣の大豊町は急峻な山間部も多く、災害発生時には孤立する集落

の発生する懸念があることから、非常に危機感を持って取り組んでおりまして、実に70.16%の方が加入をし、熱心に訓練等に取り組んでいるとお聞きをしております。

さて、当市はと申しますと、物部町に1組織、香北町に10、土佐山田町に62の組織のしか組織の結成がされておらないことがあります。担当課におかれましては、組織の必要性につきまして各自治会をくまなく回られまして結成を促されているところであり、大変ご苦勞をされておりますけれども、全体で73組織、53.6%しか加入をされていないことを見てもおわかりのとおりであります。住民はこの組織の重要性というものは十分に認識をしながら結成に至らないことがあります。そこには、申し込み時に何点かこの問題点があるのではなかろうかというふうに思われますので、その点について何うものであります。

物部町については今、申しましたように1組織しか立ち上がっておりませんし、香北町においても小自治会もあり、中にはそういった小さい自治会もありまして、10団体しか立ち上がっていないということがございます。我が繁藤地区におきましては、昭和47年のあの山崩れがございまして、災害がございまして、そういった経験をした地区でもありまして、自主防の話があった当初から結成をすべく懇談会も重ねているところありますが、いまだに立ち上げることができない事情があります。

そこには、まず1つには高齢化が進み、リーダー不足が深刻な問題であります。自主防災の組織の申し込み時の規約によりまして9名の役員が必要でありまして、その人材を確保するのに大変無理がございまして、繁藤地区でも、いざ災害発生時に活動できるであろうと思われる有能な人材は公設消防団と、また別途組織に加入をしております。自主防の団員、役員として加入していただいても、いざというときどうかという思いがございまして、なかなか思うようにいかないところではありますが、そのあたりはどのような認識を持って、この結成に取り組んでいければいいのかということをお伺いをしたいと思います。

今の1つには担当者の方から、近隣との自治会の合同はどうかというふうなこともお伺いをいたしまして検討もいたしましたけれども、当地区には8つの自治会がございまして。どこの自治会と組めばこの本来防災組織の機能が発揮できるのか、また集落が離れていることから、収納庫の個数が幾つも買うだけの補助もないというふうに思っておりますので、その設置場所によっては、何か災害有事のときの活用はできないのではないかと、困難ではないかと等々、災害発生を現実問題としてとらまえて苦慮しておりますが、どのような組織で立ち上げてやっていくべきか、立ち上げればいいのかということをお伺いをしたいと思います。

次に、運営費の問題ではありますが、結成届には金額が記載されていないのはっきりとわかりませんが、1組織には20万円か何かの助成があると聞いたように思いますが、その中で収納庫、非常食、またいろいろなグッズを購入しなければなりません。そして備蓄をしておくわけではありますが、食料品には賞味期限もありまして、す

ぐにと申しますか、期限が来れば買いかえなければならないしというふうなことにもなります。そして、山間部でありますと、どうしても近隣の山間部の組織の方にお聞きをいたしますと、チェーンソーとかいろいろなものを、機械も購入をして備えつけておるというふうなことであります。そうしますと、たまにはエンジンもかけに行かなければいけないというふうなことで、燃料のこと、管理、補給等々ですね、費用が必要となってくるわけでありまして、そういったことが、この我々の話し合いの中でも話題となるわけでありまして、何といたしまして、自分の命の安全といたしまして保全のための組織でありますので、もう行政に全部頼って、何でもやってくれというわけではございませんけれども、確認の意味も込めまして、これは単年度の助成で幾らなのかということと、（それ）も含めた結成後の運営費用についてお伺いをしたいと思います。

次に、災害時に全市民に情報の伝達のできる通信連絡網の整備についてお伺いをいたします。

当市は広範囲の上、地形的な問題もあり、まして緊急に情報を提供しなければならない事件が発生したといたしましても、伝達は容易にできないのじゃないかという状況があります。

さて、さきに私の体験をしたことを申し上げさせていただきますけれども、昨年、私どもの山を越したところ、東川というところで、山中で民家の火災があったわけでありまして、このときのことではありますが、どこからか、サイレンは風に乗ってかどうかわかりませんが、聞こえてきます。しかしながら、どこで何が起きておるのかということがさっぱりわからなかったもので、大変心配をしたこととございました。その後、消防署のほうに連絡がとれまして確認ができたこととありましたけれども、緊急事態発生時等、瞬時に住民が情報を把握できるように、送受信可能な施設の設置が必要であると思うところであります。

こういった住民に伝達の方法といたしましては、物部町のほうにおいては従前より防災無線ではなく、27地区の自治会と行政が情報のやりとりをするというようなことであると聞きました。また、緊急時にあっては行政より自治会長に伝達をし、自治会長は住民に、自分の地区の各戸に話をしに行くと、各戸に伝えるというふうなことで、お互いに行政と住民とが連携を密にしているということで、住民も大変安心をして喜んでいるというふうにお聞きをしたこととございました。

また香北町にありましては、昭和35年当時、有線放送により散在する民家各戸に、さまざまな情報提供を行政から発信したことに始まりまして、平成10年には戸別受信機を導入すると同時に、屋外にいても傍受できるよう適切な場所、28カ所というふうにお聞きをしましたが、そこに屋外スピーカーを設置して、あらゆる伝達が可能となるようなことにしておるといふこととありまして、大変手厚い施設であるというふうにも感心をさせられたところであります。

さて、当地区の隣の大豊町におきましても、先ほど申しましたとおり、災害には非常

に気を使っておられることが伺われるところでありまして、全世帯で2,678世帯あると聞いておりますが、その60%が「ゆとりすと放送」というものに加入をしております。災害時情報の提供をする連絡基盤が確立されておるといふふうにお聞きをしております。

さて、防災関連最後の質問であります。緊急事態発生時はもちろんであります。情報収集、また情報を発信するインフラ整備の必要性は先ほどから申し上げておりました。特に迫ってくる南海地震発生時等においては、本庁は住民救済の核、拠点とならなくてはなりません。物部町のようなシステム、また香北町の伝達方法も結構でありますけれども、地域格差のないように市内全域に送受信可能な施設が不可欠であると思うところがあります。

さて、昨年3月、防災無線整備基本設計委託業務が提案されていたと思いますが、あれから1年が過ぎました。どのような計画、また規模で進められておるのか、進捗状況について伺うとともに、例えばADSL等活用した通信アクセスの環境整備についてお考えはないか、展開を伺います。

次に、わかふじ団地について質問をします。

この団地は高知自動車道の建設に伴う掘削残土を利用し、活用してタカセ地区の放棄地水田、荒廃地を埋立造成をしたものであります。宅地としての整地が平成13年に始まり、平成14年の分譲地竣工となるわけですが、地元といたしましては、激減する人口に歯どめがかかり、子どもたちの元気な声がこだますることを夢見て、どのような販売に取り組んでいくべきかということで、早くから執行部ともども各地の視察もしました。会合も重ねましたし、平成14年1月には三原村の星ヶ丘団地というところにも研修にも出かけたことであります。そこでは、分譲の条件、申し込み資格、建築の基準等々につきまして、本当に地域住民は、我が事として意気揚々この勉強会に臨んだことを思い出します。また徳島県には、分譲をされ1年を経過した地域、ここでは新しく入ってきた方との近隣住民との関係はどんなものかということで勉強に出かけました。そんな中、いよいよ平成14年1月、14区画、9,714平米の宅地が若者定住促進住宅として完成をしたのでございます。さて、いよいよ待望の売り出しであります。「南国インターより15分、郵便局、繁藤駅まで5分、周りは緑、水はきれい、空気はうまいぞ」と、「心触れ合う里、自然空間 in 繁藤」と、そんなパンフレットを配布して平成15年9月、売り出しが始まったのが、この団地の件のあらましであります。

あれから6年経過いたしました。現状は、残念ながら意に反して、ご承知のとおりであります。地区は「どうしゅうぜよ。」というふう担当課の方からも再三ハッパをかけられるわけですが、一日も早く家が建って、人口の流入ということ望んでいるのは地元住民でありまして、無関心でいるわけではありません。視察に訪れた方に対しては、近くに保育園、学校のあること。またおじいちゃん、おばあちゃんが来られたときの憩いの家もありますよ。またうのアセビの森等々を案内したり、精い

っぱいの努力はしております。そのことをご承知いただきたいと思います。

さて、私もこの6年間のうちには、何度かこの若者の集うイベントなどしてはどうか、またパンフレットの配布方法等について見直しをしてはどうかということもお話も差し上げた記憶しております。思っております。が、取り上げてはいただけませんでした。

さて、これまでのことを幾ら述べても仕方がございません。結論から先に申しますと、このあたりで思い切った分譲対策を見直さなければならないという思いから質問をします。

さて平成12年、売り出し中でありました自治体等視察をいたした経過がございますので、少し紹介させていただきます。

まず、先ほど申しました三原村の件でありますけれども、近くには公園があり、大変きれいなパンフレットをお見せをしてもいいですが、ここがございます。（三原村のパンフレットを示しながら説明）こういったパンフレットで大変きれいなところでありまして、公園があり、集会所、管理棟があり、ラグビー場があり、すばらしいところであります。こういったことを宣伝をします。山田はちなみにこれですけんども（山田のパンフレットを見せる）、山田はここですけんども。まあまあ、これはいいといたしまして、このところは三原村のほうでは、住民に買いやすいようなサービスを提供しておるとことでありまして、分譲地で使う建築材として、土地の購入者に対しましてはヒノキの原木を欲しいだけ提供する案、また土地代金につきましても35歳未満は13%の値引きをするというようなこと、40歳過ぎには15%か、をするというようなことも出ております。また村内建築業者、建築の登録をしておる方、または大工さんに宅地を一括して請け負わせたときには、完了後には売買代金の3%を払い戻すというような定住対策をされていることもありました。当市においては、45歳以下で子どもを有する者等は削除されたところでもありますけれども、現在のサービスといたしまして、浄化槽の30万円の助成1件だけというふうに私は今、思っておるところであります。

いずれにいたしましても、このままではどうにもなりません。条件についても、建築に当たり、基準となる地盤の高さはかさ上げをはいけないというようなことが1つあります。また、資格としては住民票を移す、建築基準等のことは当然でありますけれども、3年以内の建築をする者、これはいろいろと3年以内にせん理由があつてこういうことにやっであるわけですけれども、これらの条件9件、資格5件と販売価格、販売の方法等についても思い切った大幅な見直しが必要であると思っております。昨今、市内の単価も大きく下落している折であります。そこで、私が今から申し上げることは、奇策と思われるかもわかりませんが、提案をしたいというように思います。

今の景気、世情というものを考え合わせたとき、一案として10年間の月払いにするとか。また3年以内に建築し居住する者にあつては、現在平米が1万1,000円であるわけでもありますけれども、思い切ってここを半額をしますよとか。もう一歩進んで、

1年以内に建築、住んでいただける子どもを持った妻帯者にあっては、無償提供をしますよというような思い切った施策をもって、もう買う側の視点に立った見直しをすべきであると思うところであります。また、特例として、三原村のような資材使用の建築にあっては、原木を全面提供する等、あらゆる思い切った見直しをする必要があるかと思うわけでございます。とにかく塩漬けとならないよう、住民の理解を得られるよう、野草の原野とならないように、早急な対応を求めるものであります。見解を伺い、1回目の質問といたします。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 前田議員のご質問にお答えいたします。

まず、自主防災組織の件でございますが、先ほどご質問の前提みたいな中で香美市、73組織で組織率も大分高く言っていただきましたですが、組織としてはごく直近で75組織となりました。それから組織率ですが、うちは38.67%だったかな。ただ、ちょっとこの計算方法がよその市町村と違うみたいで、もっと高くなる見込みですので、今ちょっと計算をまたし直さないかんですが、そういう状況でございます。

そして、通告のありましたご質問ですが、自主防の結成に当たって消防団員等の組織加入の問題があるということについてお答え申し上げます。

公設の消防組織に加入されている方が自主防災組織に加入をするということに関しましては、自主防災組織は地域の住民の方が自分たちの地域を守るという組織でございますので、加入に関しての制限はないと考えております。消防団員につきましては、団長等の命令に基づき活動をしなければならないのでありますので、消防団員にいざというときに招集がかかり出動すると、防災会内の活動ができないのではないかと心配されていると思います。しかし、実際問題といたしまして、消防団員はまず自分自身の安全確保を第一に、次に家、家族の状況などを踏まえて初めて出動できることになると考えます。そして、道中、被災して救助を求める人がおれば、救助活動をしつつ屯所などへ向かうことになると思いますし、つまり防災会の活動も行いつつ、団員として出動することになると思いますので、地域の自主防災組織へ加入しても問題はないと思います。

また、組織内の役員への就任でございますが、現在本市で結成されている自主防災組織の主な役員は、会長、副会長、班長、会計、監査というような役職がございます。会長は防災会の総括として動かなければなりませんので避けていただきたいのですが、その他の役員については、消防、防災知識を有する者として平時のときには組織の活動に携わっていただき、非常時に備えていただくということは問題ないと考えます。

そして次に、結成後の維持管理費用についてでございますが、現在の県及び市の考え方といたしまして、補助金制度としてまず組織の結成推進に重きを置いているところがございます。運営経費への補助は今のところ考えておりません。組織としての積み立てとか、自治会からの補助等で維持管理費を捻出いただいている組織もございます。

一方、研修や訓練、これに際しましての経費につきましては、若干ですが市単独予算で補助を行っておりますので、ご活用いただきたいと思います。

以上、防災組織の件を終わります。次に、緊急時の住民との情報交換システムについてのご質問にお答えいたします。

本市の防災対策といたしまして、地域と行政との情報伝達手段を確保する観点から防災行政無線の整備を行う必要があります。あるべき全体像を把握するため、防災行政無線の基本設計を今年度、今月末終了の予定で委託実施しております。本市の地域性を考慮しまして、中山間、山間部の集落が点在する地域及び孤立が予想される地域の各世帯へ行政からの情報を受信できる戸別受信機の設置とか、災害発生の可能性の高い地域へ災害対策本部との相互通信機能が可能である送受信無線装置の設置等を盛り込む予定でございます。これによりまして万一、電話回線が寸断された場合でも情報伝達手段を確保できます。そして通常時におきましては、市からの断水とか通行どめなどの市民生活に密着した情報伝達手段として活用をできるものと考えております。

新庁舎の建設や消防無線のデジタル化等、多額の支出を伴う事業が緊急に控えておりまして、直ちに市の防災行政無線の整備に取りかかるということができませんが、住民の生命、財産を守る優先度の高い施策と認識しておりまして、特に南海地震等が発生した場合には、被災地域や孤立地域との情報のやりとりができることが災害対応の初歩であり基本でございます。早期に実現をしたいところでございます。

規模につきましては、総務省の電波利用の方針が来年度以降に出されるということもありまして、デジタル防災行政無線にするわけですが、無線のデジタル化動向を見きわめながら、その機器の数量とか選定などを行うこととなります。実施設計、後の段階になりますが、その段階で具体的な規模、数字、お示しできると考えております。今の基本設計では、その全体像、あるべき防災行政無線の姿を出してもらうようにしております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 「わたし流の暮らしを応援します。天然空間 in しげとう」「お求めやすい価格でゆったりとした空間をあなたに」、「ゆっくりと流れるときの中でわたし流の暮らしを満喫」、「心ふれあうふるさとが生まれるところ」、「生活を楽しみながら高知市への通勤圏」と銘打った地域の熱意と夢を持って販売を行っております。平成15年から販売を行っておりまして、はや6年となっております。その間に16区画しておりまして、1区画が販売で488万4,000円の実績となっております。この間に要った諸経費としましては、通常販売としまして300万円ぐらいの宣伝等々要っております。その間に草刈り等々の維持管理費として年間約10万円、縮めて60万円で、今後この10万円はまた同じように要するという予定でございます。

平成15年第1次販売、平成16年に第2次販売、平成17年に民間の地元の不動産屋でございますが、3区画という部分の個人的な販売の実績、宣伝もしていただいております。

りますが、平成18、19、20年につきましては、そういった宣伝、いろんな部分もしておりません。と申しますのは、合併とかいろいろ諸般の事情がございましてやっておりません。ただ、平成20年につきましては、改めて高知の宅建業界へ再度申し入れをしまして販売促進をお願いするという活動を2回しまして、それから、当財政課におきまして担当その他含めた中でホームページへ掲載するという手だてを秋ごろからやっております。その効果があったかどうかわかりませんが、秋には1件、高知市の不動産屋さんがお連れしてくれまして、地域の現場説明も行いました。ただ、販売に至らなかった。その中で、非常に聞きにくかったですけど、「どうしていかざったろう。」と聞きますと、近くに量販店、スーパーがないという非常に致命的な回答をいただきまして、何ともいかなんという話になっております。

議員さんは当初からこの件につきましてはいろいろとご尽力いただきまして、非常にありがたく思っております。パンフレットについても決して拒否したわけではございませんので、今後はまたつくらないかんといいふうにやっておりますので、よろしく願います。

ご提言いただきました部分につきましては、10年間の月払いとか、それから3年以内だったら50%安くするとか、それから無償提供とか、それから地域の原木の部分とか、こういった部分につきましては、全国的に無償提供というのはありよりも。地域に来てくれたので、過疎の村については、農地もつけて無償提供というのもやっておるところはあります。それから3年以内とかこういった部分につきましては、それから10年とかいう部分につきましては、ただ行政が販売をしておりますので、どこまでが具体的にクリアできるかという部分が、非常に課題が残ります。この部分については抜本的と申されますが、ここが行政のなかなかやりづらいところで、民間とは違うところでございますので、その辺はご了承していただきたいと。ただ、今後販売につきましては、我々としましても決して捨てるわけではなく、今できる範囲内のところでは努力していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

○議長（中澤愛水君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） 先ほど名前を言わずついながら質問をしたようで、19番、前田でございます。2回目の質問をさせていただきます。

消防の関係につきましては、よくわかりました。大変早く立ち上げをしたいということでは、月に2回も3回も近隣の自治会同士が寄って話し合いをしておる最中でありまして。しかし、今申し上げてましたように、くどいこと言いましたけれども、細かいこと言いましたけれども、災害の発生時、有事のときのことを想定をして、いろんなことに取り組む話し合いをするわけですので、本当の防災組織としての機能が活用できるかと。機能として、これがもう、実際に収納庫があればいいですかね、一つの自治会として組織として立ち上げた場合に、収納庫が3つか4つか買えるようなことになれば、それはうちのほうで今言いましたように離れたところで合体しても、ある一定活

用できるというふうに思うわけでありますけれども、それもちよっと無理ではないかなとは私なんかは思っておりますが、そここのところをちょっとお聞かせを願いたいと。

それから、会長以外であれば役員につかれていますけれども差し支えないだろうということでもありますので、そういったことを含めて今後話し合いをしていきたいなというふうに思うわけでございます。

それから、結成後のこの費用のことですけれども、これは結成時の補助ということであるということをお聞きしました。その後の燃料も要る、腐ったものもかえないかんということになりましても、これは地元で何とか調達してやらないかんというようなことも聞いたように思いますが、少しの援助はあるというようなことですが、どれぐらいになるかわかりませんので、これまあ、わかりました。

それから、情報伝達の整備、アクセスの整備でありますけれども、これはいろんな無線の許可の問題とかいろんなことがあるということでありました。しかし、必要なこと、不可決なことであるので、早期に実現するように考えていくというふうな、取り組んでいくというふうなお話だったように私は思いますが、それでようございませうでしょうかね。

いずれにいたしましても、先ほど申しましたように、山間部に居住する人家もいっぱいあるわけですので、非常に孤立するという可能性は秘めておるわけです。そういったときに、地域格差のないように、それと全体的にいけるように早くこの施策をしてもらいたいなというふうに思うところでありますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、このわかふじ団地のことですけれども、ちょっと答弁抜かっちゃうかなと思いますけど、価格のことで見直しを検討する気はないかと。今言われたように、半分にするとかなんとか、そら無理な話だというふうに言うたかどうか、ちょっとそのところわかりませんけど。いずれにいたしましても、ここあたりで思い切った対策を立てて。市長、対策を立てて対処してもらわないと、本来あのままになりますよ。もったいないじゃないですか。あれですよ、住民にね、納得のできるように、理解を得られるように、あそこを早く完売できるように。そして、所期の目的に達成するように、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 前田議員の2回目のご質問にお答えいたします。

まず、自主防災組織の件で、高齢化等によりまして、なかなか組織ができがたい、そして人がいないので非常に広域にならざるを得ないかもしれない。そういうような中で防災倉庫が1つというようなことはやむを得ないかというふうなことだと思いますですが、特殊な例につきましては、全く機能が果たせんような状況ではまいりませんので、ご相談によりまして、また考えたいと思います。

それから、防災行政無線を格差なく市域全域にというご要望だったと思いますが、そのとおりに市街地から山間部のほうまで、それぞれに応じた防災無線体制をとるよう

に設計をしていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 前田議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます。

繁藤地区のわかふじ団地の件について、ご質問が2回目あったわけですが、ご承知のとおり、この住宅団地につきましては繁藤地区のいわゆる定住化を促進をしていくということで、当時高速道路の残土を利用して、あの土地を宅地造成をするということで、議会でも私も当時議員でございましたので、その議論をしたことでもございました。私もその当時賛成をいたしましたので、この件につきましても責任はあるわけですが、こうした大変厳しい自然条件、いや厳しいとは言いません。このパンフレットには、言いました三原村に負けないような宣伝文句が載っておりますので、厳しいとは言われませんが、現実的には大変状況的には厳しい中にあるわけです。これはもう否めない事実だというふうに思えます。

そうした中で、政策的にこうしたところへ団地をつくるということについては、やはり一定の方向性といえましょうか将来性といえましょうか、そうしたものをやはり見ながら進めていかなければならなかったのではないかというふうに今、さらに思えます。やはり今現実としまして、先ほど財政課長が言いましたように、ここへ、団地へ来たいと思ってもお店もないと。郵便局は近い、学校も近いですが、保育（園）は休園状態というふうな中で、本当にあそこへ来られる方があるとすれば、やはりあそこに価値観を持った、自分があそこへ住みたいという思いを持った方でなければ、なかなかあそこへ定住をされるということについては、そんな思いがするのではないかというふうに思えます。

そうした中で、議員が先ほど言いましたように思い切った政策をせよということで、4点ぐらい出ました。しかしながら、価格につきましても、本来常に売買などをするときには鑑定評価というものを1つの基準にしております。当時でございますが、平成21年現在でございますも鑑定評価額は坪6万2,000円余りでございます。算定しますと、分譲価格でもそういうふうな形を打ちましても現在販売しておるのは1万1,000円で販売をしております。かなりこの鑑定価格から比べたら大変低い価格で販売をしているわけでありまして。これをさらに半額であるとか無償提供であるということにつきましては、なかなかこれを政策的にするということ自体、私自身なかなか判断をつけづらいことでもございます。お互い山に住んでおりますので、厳しさはわかっておるつもりでございますけれども、先ほど申し上げましたような、「環境はええ、水はうまい、人もええ、人間もええ」ばかりでは、なかなか人が来ないという現実をここにあるということは、やはりお互いが認識をしなければならない、そういうふうに思っております。

○議長（中澤愛水君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） 前田でございますが3回目を立たせていただきます。

これまあ売れないというのはどうしてかということをお話いただきました。しかし、やっぱりそんなに来たいという人、ここへ来て住みたいという、そういう考えを持った人じゃなけりゃ、なかなか買えよというお話でありましたけれども、来るためのその、あそこを買うのに魅力、何ぞなければそらいかんというように思うわけでありまして、安いゆうことも1つの魅力であろうというように思うわけでありまして、

それと、最初のパンフレットの最後の端の項目やったと思いますが、販売申し込みの状況により、価格は変動することがあるよということをお話しております。そのところを何とか少しでも売れて、あそこが人に来ていただけるような、いろんな見直しをしなければいけないところは見直しをして検討をしていただきたいと思います。見直しの検討をしていただきたいと思いますというところでもありますので、もう一切検討する気がないのかどうか、（見直しの検討）ということをお話をしまして終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 前田議員の3回目のご質問にお答えをします。

魅力はいっぱいだというふうに思います。その人の価値観によって、それは左右されることですが、魅力は私はいっぱいだと思います。私のことに当てはめると、あの山の上におっても、どこよりも魅力的だと私は思って住んでおりますので、そういう思いのある人は大変魅力的だというふうに思っておりますので、決して魅力がないということではないと。ただ価格的には、そうした設定もさせていただいておりますので、これについて住民合意がとれるのかどうか、そうしたことも市民の皆さん方の合意がとれるのかどうかということも大事ではないかというふうに思います。

決していろいろなことを見直すことについて、別に異論があるわけではございません。見直せる分は見直していかなければならないというふうに思っておりますが、今のこの価格設定であるとか、提案がございました半額にするであるとか、無償にするであるとかいうところへ見直すという状況にあるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 前田泰祐君の質問が終わりました。

お諮りをします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

本日の会議はこれで延会をします。

次の会議は、3月11日午前9時から開会をいたします。

どうもお疲れさまでございました。

(午後 4時56分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 1 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 1 年 3 月 1 1 日 水曜日

平成21年第1回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成21年3月4日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月11日水曜日（会期第8日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	山 岡 義 一	1 4 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 5 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 龍太郎	1 6 番	黒 岩 徹
4 番	大 岸 眞 弓	1 7 番	竹 内 俊 夫
5 番	織 田 秀 幸	1 8 番	山 本 芳 男
6 番	比与森 光 俊	1 9 番	前 田 泰 祐
7 番	千 頭 洋 一	2 0 番	大 石 綏 子
8 番	小 松 紀 夫	2 1 番	西 山 武
9 番	門 脇 二三夫	2 2 番	西 村 芳 成
1 0 番	山 崎 晃 子	2 3 番	坂 本 節
1 1 番	片 岡 守 春	2 4 番	石 川 彰 宏
1 2 番	久 保 信 彦	2 5 番	中 澤 愛 水
1 3 番	竹 平 豊 久		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 楨 夫	商工観光課長	高 橋 千 恵
副 市 長	石 川 晴 雄	建設都計課長	中 井 潤
収 入 役	明 石 猛	下水道課長	佐々木 寿 幸
庁舎建設担当参事	前 田 哲 雄	環境課長	横 谷 勝 正
総務課長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	田 中 育 夫
企画課長補佐	山 中 俊 明	健康づくり推進課長	片 岡 芳 恵
財政課長	後 藤 博 明	地籍調査課長	田 島 基 宏
住宅新築資金担当参事	奥 宮 政 水	林政課長	岡 本 博 臣
収納管理課長	阿 部 政 敏	《香北支所》	
防災対策課長	吉 村 泰 典	支所長兼事務管理課長	二 宮 明 男
住民課長	山 崎 綾 子	業務管理課長	竹 内 敬
保険課長	岡 本 明 弘	《物部支所》	
税務課長	高 橋 功	支所長兼参事兼事務管理課長	萩 野 泰 三
福祉事務所長	小 松 美 公	業務管理課長	西 村 博 之

農政課長兼農業委員会事務局長 宮 地 和 彦

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広

教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 九 内 一 秀

学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 細 木 陽 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成21年第1回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第3号)

平成21年3月11日(水) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 11番 片岡守春君
- ② 15番 依光美代子君
- ③ 3番 山崎龍太郎君
- ④ 9番 門脇二三夫君
- ⑤ 13番 竹平豊久君
- ⑥ 5番 織田秀幸君
- ⑦ 4番 大岸眞弓君

会議録署名議員

3番、山崎龍太郎君、4番、大岸眞弓君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） おはようございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問に当たる前に、私の質問の中の2番目のごみステーションに関してという項目の中の3番と4番は、議長の了解を得ておりますので削除をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

まず、第1点目の定額給付金の支給に対する具体的な対応についてお伺いをするものです。

3月4日、2008年度第2次補正予算関連法が、再可決され成立をしました。第2次補正予算後の世論調査でも、給付金を評価しないとされる国民の評価は75%、これ読売新聞の調査でございます。現金収入がふえるにもかかわらずこれだけの批判があるのは、国民はこの施策が景気回復に役立つかどうか不透明なまま、所得制限もなく一律に給付するという税金の使われ方に強い疑問を覚えたのではないのでしょうか。社会保障が削減され、福祉や医療、暮らしが脅かされている現状に対して、庶民の暮らしと日々正面から向き合っている地方自治体の政治にかかわっている者の一人として、もっと知恵を出し、有効な使い道があるのではないかという思いを強く持ちながら質問をするものであります。

きのうの同僚の議員に対するお答えもありましたので簡単に質問をさせていただきますが、今までの報道によりますと、支給するまでのスケジュールの中で、まず2009年2月1日に住民票のある方で現存されている方が支給対象であるということが言われておりましたが、この点については変わりがないかどうかを確認をさせていただきます。

それから、このスケジュールの中で、きのうの答弁では5月15日に第1回目の支給を開始したいと。4月14日かぐらいにその手続きの書類を対象者に送り、支給は5月15日というふうに私はお答えを聞いたんですけど、そこのあたりの確認もお願いします。

それから、もう1点は、これはなかなか複雑で難しいと思います。というのは、やっぱり高齢化と、そういうことへの理解への深さ、高さのこともあり、本当にそれがスムーズにいくかということもありますけど、目安として、いつこの事業が終わるという目安を立てて支給を始めるのかということがわかっておれば説明をお願いします。

それから、もう1点、2点目としましては、平成20年度補正予算に2,420万円

ほどが計上されてこの事業を行っていくということになっておりますけれども、本市としての持ち出しというのは、もうこれ以上は1つもないのか。そこらあたりの予想をどういうように立てているのか、わかればお答えをお願いしたいと思います。

それから、これは答弁を総務課長さんがしてくれるということで、総務課が担当すると思われましても、人員、これは臨時職員を幾らか増員をしてやるという答弁があったと思われましても、どのような体制が予想されるのか、その点をお伺いします。

それから、4点目としまして、生活保護世帯、これは非常に問題があるかと思われましても、この人員に応じて給付をされなければならないというように思うわけですが、総務省からの通達は、こういう保護世帯に対する対応はどのような指導がなされているかをお伺いするものです。

それから、5点目としまして、長期入院者、またホームレス、DV被害者等、理由があつて居住地を明らかにできない方など住民票のあるところに住んでいない場合、第三者でも申請や受け取りを行うことは可能なのかどうか、その手続きは可能なのかということ。また、本市では、このような対象者についての把握はどこまで進んでいるかをお尋ねをするものです。

同僚議員に昨日も詐欺防止のことについてはお答えして、しっかりやりたいということで答弁がありました。再度確認をさせてもらいますけれども、横浜、京都、神戸市は一切電話を使わない。申請書に記入された口座番号と通帳の写しの番号が違うとか、必要書類が返信用の封筒に入っていない等々、いろいろと支払いの対象者と打ち合わせをしたい場合が出てくることは非常に予想されるけれども、すべてを文書でやりとりをすると。時間がかかるけれどもこの詐欺防止には、電話での取り扱いはしないという厳格な基準をつくっておりますけれども、その香美市での対応はそこまで厳格にできるのかどうか、そういうことも予想しているのかどうか、お答えをお願いします。

次に、ごみステーションの問題です。

ごみステーションの現状は、一時期から見れば、香美市の場合、私が見る限りでは粗大ごみの持ち込みも少なくなり、大半のところでは正常な姿で維持されているのではないかと思います。広大な本市、香美市では、何カ所ほど（ごみステーションが）設置されていると把握されているのか、お伺いをまずします。

ごみステーションに対する意識や関心については、市民の中、地域の中に大変大きな温度差があります。ごみの分別、ごみ出しの曜日も守らず、いつも何らかのごみが出されている正常でないごみステーションの現状は把握しているのかどうか。また、それらに対する改善、指導及び改善対策はどのように考えているのか、この点についてお答えをお願いします。

認知症サポーターの養成について質問をします。

認知症は、アルツハイマー病や脳梗塞、脳動脈硬化を初め、いろいろな病気が原因で

脳細胞が死んでしまったり働きが悪くなる状態です。こうした原因となる病気は、加齢とともに発症の可能性が高くなります。ですから、認知症は、だれもがなる可能性のある病気です。しかし、少し前までは痴呆と呼ばれていたこの病気に対する偏見や無理解は、今でも少なくありません。認知症の症状に最初に気づくのは本人です。しかし、多くの人はこのことを隠したがります。その結果、家族を初め周りの人が気づくころには症状が進んでしまいます。病気である以上、予防はもちろん早期発見、早期治療が大事なことに変わりはありません。また、命ある限りつき合う病気です。ですから、認知症の理解を深めることは、本人にとっても家族や周りの人にとっても大変大きな意味を持っています。また、長くつき合う病気である以上、本人や家族を見守る周りの人たちの応援が必要となります。認知症サポーターは、何かを特別にやる人ではありません。認知症が病気であることを正しく理解して、偏見をなくします。そして、認知症の人や家族を暖かく見守る応援者として、自分のできることを考えていくものです。サポーター養成については、国や県からの指導、市としての計画があるかと思われませんが、その点についてお尋ねをします。

まず、養成について、香美市として、本市としての必要性、その重要性というものをどのように認識されているか伺いたいと思います。

2点目として、養成計画の取り組み、昨年一度行ったということをごらんと聞いたんですけど、現状について伺います。

3点目として、認知症患者の現状はどのように把握されているか、お尋ねをします。

次に、火災報知機の給付に関してお尋ねをします。

消防法の改正により、新築住宅については、平成18年6月1日以降に建築された建物については、住宅用火災報知機の設置が義務づけられています。既存の住宅については、本市の場合は条例により平成23年6月1日までに設置が義務づけられています。しかしながら、罰則のない義務づけによるのか、設置は多くの住宅で進んでいないのが現状のようであります。このたび地域活性化・生活対策臨時交付事業の対象として各家庭に1個給付されることになりました。時節を得た事業であり住民からも期待されているかと思われまます。配布しただけでは機能しないため、必ず所定の場所に取り付けが必要、高齢者やお体の不自由な方など器具の取り付けが困難な方への支援策も今後考えるべきではないかと思われまますが、この点お答えをお願いします。

以上で1回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） それでは、片岡議員の定額給付についてお答えをしたいと思います。

初めに、定額給付の基本的なことについてお尋ねでありましたので、その点についてお答えしますが、定額給付の給付対象者は、平成21年2月1日、基準日というわけで

すけれども、その日において次の要件に該当する者ということで、1つは住基に登録されておる者、そして外国人登録原票に登録されている者と、こういうふうに大きく2つになっております。亡くなった方につきましては、構成世帯員の中から世帯員を選び出して、そして申請していただくということになるわけですので、亡くなりますとその資格がなくなると、こういうことになろうかというふうに思っています。

まず初めに、支給までのスケジュールについてお尋ねでありますけれども、少し誤解されておられるようですのでそのところを確認をしておきたいと思いますが、ご承知のように、本市の場合には事務をとる場所がなかなかないということの物理的な問題から、5月の連休にサーバー等を移動する、今修繕してます（第2）北庁舎のほうに移動しようというふうに考えておったわけですが、それが4月13日あたりに入れるではないかというふうな状況になってきましたので、これをちょっと前倒しでいこうじゃないかと。4月20日ぐらいを目安として、これまで予定をしておりました4月上旬の申請書発送でありますとか、あるいは5月11日に予定をしておりました申請開始をこの4月20日あたりに持ってこれないかというところを、今職員の皆さんに汗をかいていただいております。

第1回の振り込みにつきましては、5月20日水曜日というふうに予定をしております、これは変わっていないところです。ともかく急いで申請書を出したいという方が多くなるというふうに見込まれておりますので、できる環境を整えば、できるだけ早くやりたいということで努力をしておるといってございまして。そして、その終わりはいつになるかということですが、申請の日から6カ月、こういうふうになっておりますので、4月20日ぐらいからやりますと10月20日が申請の期限と、こういうことになるわけですが、それまでに申請をしなければ申請意思がないものと、こうみなされると、こういうことです。

次に、市としての持ち出しはないかということですが、今のところ10分の10ということで、国費で賄われるということで、持ち出しがないということで補正予算のほうでもお願いをしたところですが、ただ、細かくやっていきますと国との考え方と市との考え方の中に多少違いが出てくるかもしれません。したがって、国の補助から外されるとか、あるいは会計検査で返還を求められるということもあり、市の持ち出しが生じるということもあろうかと思っております。市は原則として、今言いました基準日におられる方につきましては、すべての方にこの給付金を届けたいという原則的な立場でやっていきますので、今言いましたような資格がなくなったとか云々とかいうことで、非常に市としての判断が難しいところが出てまいると思っております。そうした場合にも、やはり市としてはすべての方に渡そうというふうな原則で考えていきますと、国との考え方で差が生じてくるということでありまして、それについては今すったもんだ県ともやっておりますのでいずれ結論は出ると思っておりますが、いずれにしても市は、今基準日にいる方についてはお渡しできるようにということで検討しております。

す。

人員につきましては、臨時職員を雇用するというお話を3月4日にもさせていただいたところですが、ただ、それだけでは足りないということで、職員のご協力をいただくということでやっていきたいと思いますが、ただ、集中的に申請がされるということが大体傾向であるようでございますので、申請が始まったときにどっと出てくると、申請書も出てくるというときで、そういう中で非常に混乱をしたいと思います。そういう点では人が足りるかどうかということで非常に不安はありますけれども、それも一時的なことだろうというふうに思っていますので、今、課長会を通じて職員の協力要請をしておりますので、その範囲内ではきちんとしていかなきゃならないというふうに思っていますが、場所的な問題についても十分検討していかなきゃいけないというふうに思っております。

次に、生活保護への影響でありますけれども、生活保護とは直接リンクしていないということで、これまでも収入認定からは除外される見込みであるということが総務省のほうからQ & Aなどを通じてあったわけでありまして、昨日、福祉事務所のほうに厚生労働省のほうからの文書が届いてまいりまして、ここでは収入認定の取り扱いについては認定しないということで、外すということが文書で参りましたので、これはご心配がないというふうに思います。

それから、長期入院患者など代理者申請、それから受け取りについてでお尋ねでありましたけれども、代理申請とかあるいは受け取りというのは、一定の事案に限ってのみできるということになっております。その数を把握しておるかということでありまして、正直なところそういう数を把握するということまでは至っておりません。申請の状況を見ながらやっていくということになりますが、先ほど申し上げましたようにすべての方に給付を行いたいというふうに考えておりますので、申請状況につきましては逐一コンピューターのほうで管理をしながら、まだ申請がなされていないという方につきましても繰り返し繰り返し促していきたい、最後の最後まで届けるような努力をしていきたいというふうに思っておりますので、ケースによってはさまざま非常に複雑な問題も出てこようかと思っております。議員がお尋ねの住所を持たない者についてはどうするのかというふうなお話もございまして、やはり基本的には住所を有しないと給付できませんので、住所を、これは戸籍、住民基本台帳に記録されるような形に持っていくと、あるいは住民登録を復活するというふうな処理がなされた上において支給はされるというふうになるかというふうに思っております。

それから、給付の詐欺の防止につきましては、昨日もお話をしましたように非常に手法がはっきりしていないのでなかなか対策というものは打てませんが、十分注意をしながらやっていかなきゃいけません、電話につきましてはもう原則使わないということでやっていかなきゃならないだろうというふうに思っております。電話を使った詐欺ということが基本にありますので、電話では市のほうから給付についてお知らせを

したりとかいうことはないというふうに承知していただいてよろしいかというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） おはようございます。11番、片岡守春議員さんのごみステーションに関してのご質問についてであります。

まず、本市のごみステーションは何カ所かというご質問ですが、土佐山田町内は785カ所、香北町内は281カ所、物部町内は245カ所、合計で1,311カ所設置されております。

次に、いつもごみが出されるなど正常でないごみステーションの現状把握をしているか、また、それらに対する改善、指導及び改善対策についてであります。

宝町地区西南部を中心にごみの排出状況がひど過ぎるため、委託業者も収集を行わず、赤紙を張られた違反ごみが散乱しごみステーションとしての機能を果たしてない地点が数カ所あります。違反ごみにつきましては、排出者が判明すれば指導し、判明しないものは警告ステッカーを添付し一定期間放置しますが、最終的には市職員及び地域ボランティアの協力で処理をしております。

改善指導と対策につきましては、マナー違反禁止看板の設置やステーションパトロールを重点的に行うなどして、段階的に改善作業を行っているのが現状であります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 片岡議員の認知症関係のご質問にお答えします。

まず、認知症サポーター養成についてですが、この事業は、まず認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等を市民に伝える講師役、これをキャラバン・メイトって言いますが、キャラバン・メイトを養成します。キャラバン・メイトは、学んだ知識や体験などを地域、職域、学校などで市民に伝え認知症サポーターを養成します。認知症サポーターは、認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援することが役目です。このような仕組みをつくることによって、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを市民の手で展開するというものです。

認知症についての認識はというご質問もありましたが、以前、一般質問でもお答えをさせていただいております、平成18年度から地域包括支援センターが始まりまして、設置をされまして、介護になられた方については介護給付を、そしてそれ以外の方については介護予防事業を展開することになっております。一般高齢者施策としていきいき教室、それから特定高齢者については特定高齢者に対する教室、それぞれ平成18年度から実施をされておりました、それぞれの事業が進んでおります。今後、重要課題として高齢者虐待、認知症対策が必要であるというように考えておりますという一般質問での答えをさせていただいておりますように、認知症対策については重要な課題である

というように考えております。認知症に関しては家庭とかそういったところで高齢者虐待につながる要素を含んでおりますので、認知症対策については重要であるというように考えております。

それから、本市でのサポーター養成の計画と取り組みの現状ですが、住民に認知症についての知識、理解を広げ、支援を進めるための支援者ネットワークをつくることを目的に、今年度キャラバン・メイト養成研修を平成20年11月13日に実施をしております。保健、福祉、医療関係者、民生・児童委員、社会福祉協議会の職員、行政職員などの参加がありました。ほかに中央東福祉保健所でも研修を行っておりまして、現在、香美市では35名のキャラバン・メイトが登録をされております。来年度は、今年度参加のキャラバン・メイトが講師役となって認知症サポーターをつくる認知症サポーター養成講座を実施予定です。なお、平成18年度にサポーター養成講座を3回実施をしております。それから、今年度も11月13日以降、3月末までに4回のサポーター養成講座を実施予定です。

本市の認知症患者の現状を把握しているかというご質問ですが、認知症患者の人数については、はっきりとは把握はしておりませんが、介護認定を受けている人で主治医意見書で3分の1以上の方に認知症所見があります。それから、介護認定を受けてない人については把握をしております。また、認知症患者を持つ家族の大変さは、地域包括支援センター係において連日のように家族からの相談を受けたり本人からの電話もあつたりで、実際に家庭に訪問し認知症の当人や家族と面談したりしておりまして、実態がどのようなものかということについては把握をしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） おはようございます。11番、片岡議員の火災警報器の給付についてのご質問にお答えを申し上げます。

基本的には、みずからの生命と財産はみずからが守ることが前提でございますが、被災時また防災上は、地域住民はお互いが助け合うという隣保共同の精神にのっとりまして、それぞれの地域、そして隣近所で高齢者や独居そしてお体の不自由な方々へのご支援をお願いしたいというふうに考えております。議員さんを初め皆様方も既に住警器を設置されているというふうに思いますが、ドライバー1本あれば簡単に設置ができます。皆様方、職員の方々にも改めてお願いをいたしますが、ご近所、お1人での設置が困難ではないかと思われる方には積極的にご支援をお願いしたいというふうに考えております。

また、消防団の方々、約400名足らず、全市内でおいでになられますが、消防団の団員さんの方々にもご協力をお願いをいたたく予定でございまして、先日の団長、副団長会でも事前にお話はしております。また、消防本部といたしましても、職員がそれぞれの地域で気配りができるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。2回目の質問をさせていただきます。

給付金のことについては非常に詳しくわかりました。1、2点お伺いします。

政府の方針、総務省の通達によって、この定額給付金の申請や受け取りが困難な寝たきりの高齢者については、民生・児童委員や家族以外の他人が代理で申請することができるということでの通達が来てると思います。僕、部落の自治会長を現在させてもらってる関係上、民生・児童委員ともお話もしたんですけど、どういう役割が地域で果たせるかということで、このことについてはやっぱり統一見解というか統一的な方向づけを自治体としてもしなくてはならないと思います。その点でどのような役割を果たせるかということでのお考えがあれば、ひとつお答えをお願いしたいと思います。

それから、原則これ振り込みという形での準備を進めてるというんですが、行政としては、ひとり住まいの年寄りとかそういう人たちで口座を持ってないという人もいるのじゃないかということをお話でも聞きましたが、これは、（口座を）持ってない人についてその書類を送っても、それは返事は返ってこないと思います。そういう人たちに対する対応もこれは考えていかないかんとおもいますが、その点もお答えをお願いしたいと思います。

それから、ごみステーションの問題でございますけれども、これは今までも、私が議員をさせていただいて11年目でございますけれども、一貫して解決してないと。環境課の課長さんがかわりまして変わってないというのが現状です。ちょっと課長さんには写真も提供して、一体どうなってるかということで2回目の質問をさせていただきます。

香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第12条、「処理の方法については、ごみ収集はステーション方式とする。燃えるごみ、金属類、ビン類、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙・布類及びその他の不燃物に分ける。それで収集を行う。ステーションの設置及び変更は、町内会長及び地区長からの申請による」とあるが、正常でないステーションの状態を、写真でございます、写真の1から6までに示してあります。担当課の課長さんは、この場所については現地を視察されたでしょうか。この6カ所のステーションには共通した条件があるのではないのでしょうか。

まず1点目は、この6カ所は不法にごみを持ち込んでも特定の個人に迷惑をかけない場所であること。2点目は、不特定多数が持ち込みやすい場所であること。3点目は、だれからも監視されずに持ち込みが可能であること等が考えられます。この点は、課長さん、確認できるでしょうか。

写真7は、県道前浜植野線の地元では筋交い橋と言われている橋の上であります。ここに一時期ごみステーションを設置していたのですが、不法にごみを持ち込まれ、地元の方からも市のほうに、私も含めてでございますけれどもごみの撤去を申し込んだ場所

であります。行政としても何回か地元の要望で、期日でないけれども撤去したという場所があります。現在は、ここにありましたステーションを写真8の場所に移転させました。現在は正常なステーションに変わりました。どうしてそうなったのか、この地区は、ごみに対する意識が高く、しっかりした自治会が活動している地区であります。地区内にごみの散乱を許さない、地域力の結集だと私は思うわけであります。

写真9は、特定の個人宅に係るステーションであります。以前は大変このお家の方に迷惑をかけていましたが、現在は一応正常なステーションに変わりつつあります。このお家の方は、ステーションを利用している皆さんに自筆で張り紙を出し、ごみの正常な出し方について場所を提供している者としてお願いをした結果、地域の皆さんの心を動かしよい結果に結びつけた事例であります。

さて、正常化されたステーションについても報告しましたが、正常化されていないステーションに対してどう取り組んでみるのか、私たちは、この(写真)1から6までに示した場所を一気に解決するのは大変無理があると思います。それは今までの歴史的な経過もありなかなか解決に至らないということからしても、これからの苦労は並大抵のことではないということ。私の考えでは、どこか1カ所に力を集中して正常を図り、地域の皆さんに協力をお願いすると。行政もかなり汗をかかなければならないと思いますが、やはり地域の人にやればできるという自信を持ってもらう対応が必要だと考えますが、行政の考えをもう一度詳しくお願いをします。

認知症のサポーターのことでございますけれども、養成はしてるということで、この養成を受けた人は、橙色の腕にはめるリングを取りつけるということが言われてるようですが、僕は香美市ではそういう腕にリングをつけてる方を見たことが今のところございません。だから、非常に養成を受けている人自身は数少ないんじゃないかと思いますが、今後の養成を募集をかけてやっていくということについては、私は大変よいことだと思ってます。この募集の対象ですけど、今まで受けてる人はほとんど専門家というような方が受けてるのではないかと思います。これは何の条件もなく、そういうお気持ちを持って人は養成を受けてそういう役割を果たせる任務につけるということをお願いしておりますけれども、そういう募集の基本的な縛りといいますか、そういうものはどういう形で宣伝されて募集するかをひとつお答えをお願いします。

火災報知機についてでございますけれども、いろんな人のお力を利用して設置をするんだということについては、私はこれは大変喜ばしいことだし、私らもできれば力を出したいというように思ってます。そこで、3月4日の本会議におきまして、消防長のほうからの質問に対する答えで全戸に配布するということと言われてた。これは非常に大きな問題やと思うんです。なぜなら、私も読み上げたとおり、平成18年6月以降に新築されたお家については建築基準法に従って建てられてると、設置されてるということでございますが、議会の中では、質問に対しては、そういう人たちにもまだつける余地はあるやろうというような答弁のように理解したので、それはおかしいということや

ったけど、そこのあたりはどういうようにするのか。一律に配るということ、すべての人に配るということは、公平なことでもないというように思います。その人たちに、本当に新築されて、現状取りつけて、もうそういうものは必要ない人については、公平さから言えば、市の支給する警報器が1台何ぼするか僕はわかりませんが、3,000円なら3,000円、5,000円なら5,000円の対価をお支払い、1台分お支払いするのが公平なやり方ではないかというように、ここの見解をひとつお願いしたいと思います。

それと、もう1つは、これどういう形で各戸に配布するのかは知らんけれども、どうしてもやっぱり自治会や町内会の取りまとめということが基本的になろうかと思えますけれども、そのことについての町内会（自治会）全体の役割とか、そういうもんについてのお考えはどんなのか、どうか。それから、お家を借りてる人、貸してる人、この関係からいって多くの家を貸してる方もおると思えます。ほんで、そういう人たちに対して、学生用のマンションやアパート、そういうもんも1世帯としての配布をするのかどうか。それから、配布する機種は、これは熱感知と煙感知というようなこともあるようでございますけれども、そういうことも含めてやはり考えていかなければならないと。現在も炊事場の上には熱感知をつけてるという人は、寝室はやっぱり煙感知のほうが必要なんだというような形も、具体的にはご希望があろうかと思えますけど、そこらあたりの対応についてお答えをお願いします。

これで2回目終わります。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 片岡守春議員の2回目の質問の定額給付につきまして、1つは代理申請についてと現金給付についてのお尋ねについてお答えをしたいと思います。

代理につきましては3つのパターンがあろうかと思いますが、世帯主が申請をし世帯主の口座に入れるというのが、これが原則ですけれども、世帯の中で他の方がかわって申請をして世帯主の口座に入れると、そういう1つのパターン。それから2つ目には、世帯主以外の者で世帯主以外の口座に入れるとか、あるいは現金を受け取るとかいうふうなパターンがあろうかと思えます。この場合には、一定の確認ができれば問題がないんですけれども、やはり成り済ましになるということになると、さらに全く関係のない方が代理になるということは成り済ましで非常に危険だというふうなことで、限定をしておるわけです。そして、限定をしてその3つのパターンで認めようと、こういうことになってます。1つ目は、言われたように単身世帯で寝たきりの者とか認知症の者と、こういう方、それから2つ目は、老人施設や児童養護施設等に入っておられる方、3つ目は、里親制度を利用されておる方と、こういう3つのパターンです。お尋ねの民生・児童委員さんにつきましては、1つ目でご紹介しましたような単身世帯で寝たきりの方や認知症の方、こういう方について民生・児童委員さんがやるということにつきまして

は、市町村長が本人と代理者の関係を説明する書類、民生・児童委員であることを示す書類の提示を求めると、あるいは個別に委嘱状を交付するというような形をとりまして、間違いのない形でその代理の仕事をしていただくということになるかと思えます。

そこで、本市におきましては、こうした民生・児童委員さん、あるいはその施設の方々にもご協力を仰がなきゃいけないということで、詳しく、どのような手順で代理申請ができるのか、やれるのか、また協力していただけるのか、そういう学習会といえますか説明会などをそれぞれ開いていきたいというふうに思っております。そして、代理申請も十分活用していただくということになるかと思えますが、ただ、代理ができるというそのことだけで、だれもかれもが代理ができるということになりますと大変問題が多いかというふうに思いますが、基本的なところは余り崩さないようにしながらやっていっていただきたいと思っております。ただ、先ほども申し上げましたように、最後の最後まで行政としては、未申請者については追及していきますので、この方については代理ができるんじゃないだろうかとこのところまでやっていきたいと思っておりますので、余り最初からこの代理で、隣の方にお願ひしたらできるんじゃないだろうかとこのように形で余りやらないでいただきたいなど、しっかり落ちついてやっていただきたいというふうに思っております。

次に、現金給付ですけれども、現金給付は、これは自治体は現金の取り扱いにはなれていないから、あるいは窓口が混乱するから避けなさいよという国の指導があります。また、たくさんのお金を抱えておるということも非常に危険だということで、原則的に振り込みで進めなさいということで今までやってきたわけですけれども、言われるようにどうしても振り込みのできない方というものもあろうかというふうに思っておりますので、本市におきましては7月1日から現金給付を窓口で行うというふうに考えてます。ただ、これは今言いましたようにどうしても振り込みのできない方ということですので、おのずと限定されるわけでありまして。その申請については、7月1日に現金給付はされるとしましても申請は同じように4月の申請書が来たときからできるわけですので、少し待っていただくということになるかと思えます。現金で、テレビで放映をされてますので、ああいうふうにし封筒に入れてくれるのかと思っておられる方もおると思いますが、そういうことではありませんので、あれは特別なやり方だと私は思っております。ですので、若干現金については誤解があろうかと思えますが、申請するよりも、隣で現金をくれるなら現金のほうをくれというのは、これは人情でありますので、現金は少し後に待っていただかなきゃなりませんけれども、そこにつきましても必ず最後の最後までお渡しをするということを考えておりますので、一遍にすっとはいきませんけれども6カ月の期間の中では行政の責任を果たしていきたいというふうに思っております。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 片岡議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

私も昨年4月から環境課長を拝命しまして、現場を回らせていただきました。ご提出の9カ所も全部見らせていただきました。この宝町周辺のステーション数は約50カ所あります。その中でもこの6カ所ぐらひは特にひどいところがございます。

まず、1番につきましては、情報によりますと排出者の目撃もあるということで、ここは再度調査いたしまして指導を行いたいと思っております。

それと、3番にありますこの場所につきましては、1年以上冷蔵庫が放置されております。ということで、もうそろそろ撤収しないといけないかなということは環境課のほうでも話し合いをしております。見せしめではないですが、いまだに置いたままになっております。

それと、4番のステーションにつきましては、ここは正規のステーションには設定されておられません。よってここは、毎回、市の職員並びに地域のボランティアの方によって撤収をしていただいておりますので、ここにつきましては、7番に写真がありますが、ここはごみステーションではありませんという看板なども設置したいと考えております。

それと、5番につきましては、5番のこの地点は宝町周辺でも一番ひどいところで、去年の暮れから環境省の指導をいただきまして、ご質問にありました監視カメラをちょっと設置しております。これは昨年暮れから今月末までという短期間の間でございますが、これを設置したことによりまして半分の量に減っております。効果は大っきいと考えております。

それと、あと正常でないごみステーションに対する改善策、問題点といたしましては、指定日以外にごみを出す人が多いと、集積場所に置きっ放しになる、アパート、マンションのマナーが悪い、指定された時間以外にごみを出される、加えて地域住民以外の方が通りすがりに捨てていくということが考えられております。これにつきましては、やっぱり香美市に暮らす人のモラルの欠如がそこにありはしないかと考えております。それにつきまして、市のほうとしても啓発活動も大切だと思いますが、やっぱり特に子どもときからごみ、環境問題の啓発を行うことも大切だと考えております。それと、アパート、マンションといいますと工科大学生がちょっと言われますが、そこには毎年、新入生について、ごみの分別についてのオリエンテーションを開催しております。

それと、議員ご指摘の（香美市廃棄物の処理及び清掃に関する）条例施行規則第12条ですが、「ステーションの設置及び変更は、町内会長及び地区長からの申請による」ものと、市長が認定するというので、申請書にはごみの集積場所の設置、新設、変更及び維持管理については申請者において行うことと申請書にはうたわれておりますので、基本的には地域の皆様のご協力でステーションを清潔にさせていただきたいと考えております。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 片岡議員の認知症の関係についての2回目のご質問にお

答えします。

(認知症) サポーター養成に関するご質問ですが、仕組みというか、もう一度、1回目にお答えさせていただいたんですけども仕組みをもう一度お答えさせていただきますと、認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援するのが認知症サポーター役です。この認知症サポーター役を養成する養成講座の講師役、これをキャラバン・メイトと言いますが、講師役を養成する研修を昨年11月に実施をしております。このキャラバン・メイトは、保健、福祉、医療関係者、民生・児童委員、社会福祉協議会の職員、それから行政職員などで、片岡議員の言われる、いわゆる専門的な方々ということでこの方々が、この35名の方々が登録をさせていただいているということです。

それで、この35名の方々がそれ以降にそれぞれのいろんな養成なんかによって講師となって、サポーター養成講座を現在開いていただいております。地域包括支援センターが、ここで講習会やるき行ってやとかいうことではなくて、キャラバン・メイトが率先して独自に基本的には行っていただくということで、サポーター役っていうのは一般の、いわゆる専門職ではない一般の方です。それで、平成18年度に3回サポーター養成講座をやっておりますが、その中で1つフォークダンスのサークルに対して養成講座を1回やっておりまして、そういったように例えば地域とか、地域というたら自治会とか、それから職域、会社の中へ入っていったりとか、それから学校、高校とか中学校とか小学校とか、そういったところへ、一般の方にサポーター役になっていただくようにサポーター養成講座を実施するというような形でネットワークを広げていくというのがねらいなわけです。

ほんで、来年度については、今年度まで行っております、一般高齢者施策として介護予防事業を行ってきております、いきいき教室、大体集会所で行ってありますが、約、市内約70カ所ぐらいで行ってありますが、それを利用しながらサポーター役を養成するというように進めていきたいというように考えております。

以上です。

○議長(中澤愛水君) 消防長、竹村 清君。

○消防長(竹村 清君) 片岡議員さんの2回目のご質問にお答えを申し上げます。

ご質問にありましたように、自治会長さんには何かとご協力をいただかなければならないと考えておりますので、4月の行政連絡会のときに詳しく説明して、ご協力をお願いする予定でおります。

それから、配布の公平性でございますが、基本的に、この間予算のときにも申しあげましたとおり原則といいますか、基本的には全戸へということで、市の公営住宅なんかはもう既についておりますので、それなんかは当然控除されるというふうに思います。

それと、条例(消防法)にありますように、平成18年6月1日以降新築された方にはもう既に義務化ということで確実についておると思いますが、条例(消防法)に書いておりますとおり階段とか寝室についてはもう既に、完全に義務化されておりますので

ついておると思いますが、台所とか居室、居間とかには、条例（消防法）のほうで義務にはしてないんです。が、積極的にそういう点についても、場所についてもつけていただいたらより安全ではないかというふうに考えておりますので、平成18年6月1日以降の義務化でつけておられる方も必要最小限につけておるのではないかというふうにこちら解釈しておりますので、1個を配布をして、より安全にということをつけていただけたらというふうに考えております。目的がそういうことでございますので、もうつけておる方にそれ以外のお金とかいうことは考えておりません。

なおまた、詳細については今後、途中までつくっておりますが設置要綱をつくって、市長まで上げて、内容的なものは十分検討して進めていきたいというふうに考えております。

それと、アパートとかマンションとか集合住宅については、基本的には家主さんが義務を、設置をされるということになるかと思いますが、1世帯1個ということで、入居中されちゅう方のこともあります。が、基本的にはやっぱり家主さんのほうに設置の義務がありますので、そちらのほうと一応確認をとりたいというふうに思います。それと、先日の予算のときに申しあげましたように、もう既につけて必要ないという方は、事前の把握の時点でそれは辞退をしていただいても結構やと思いますので、その点は最小の経費で最大の効果を上げるように、そういう基本的なところをもって事業を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

（11番、片岡守春君、自席から「熱感知か煙感知かについては。」と発言する。）

○消防長（竹村 清君） パンフレットなんかで来ておりますものについては大体煙感知が主体でございますので、台所には熱感知がお勧めであって、それ以外は煙感知のほうを勧めておると思っておりますので、どちらかは、かっちりはまだ決めかねておりますが煙感知のほうになるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番。どうもご答弁ありがとうございます。

給付金につきましては詳細もわかり、全く一生懸命やるということでご努力をお願いします。ただ、その中で、通達でも言われておりますように民生・児童委員、それから自治会長の協力をということですので、ぜひともその点については、私たちは力を惜しむものではございませんので、必要なときには声をかけていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

それから、ごみの問題ですけど、非常に軽く答弁をされたということと、あわせて私がなぜこの写真を提供して物言うかいうたら、僕は特定の地域云々を言いたくなかったから、そういうことじゃけど、課長さんのほうからそのことをずばり言うたから、それはそれとしてなにします。ごみの問題はそんなに簡単なもんじゃないと思うんよ、率直

に言っ。香美市の美化条例の第3条では、第1条の目的を達成するため、不法投棄の、美化をするために啓発を行わなきゃならんと、行政はそのこと責任があると書いちゃうわけや。それとあわせて、環境美化を自主的に実施する団体の育成を行うこととすることで、僕はどうしても環境課だけでなく行政として、この事実に対して、やはりもっと足を踏み入れたことをせにゃいかんやないかと思ひます。

なぜかいうたら、今私が写真でも示したとおり、その地域によってごみをのけてくれと、不法に投棄してごみをのけてくれということが行政に反映されるようにならなかつたらごみは解決しないんです。その点は、栄町はすばらしいやっぱり姿勢を示しちゃうわけよ。常に言うてきたんじゃから、僕にも言うてきたし、僕も行政に言うて橋の上からなくしたということ。結局現状の写真で示すところは、どんなに山積みされても環境課のほうにそんなにしつこく電話は来ないでしょう？そのままいいという姿勢なんですよ。文句を言う地域じゃからこそ栄町は場所の指定を変えて、自分たちはここを守るんだという姿勢を示したから正常化して、あの橋の上はきれいになったわけよ、ステーションものけて。そういう努力を地域がしちゃうわけよ。けんど、今写真で示したところは、放置されちよつてもだれも痛くもなくかゆくもなくという、僕は場所の指定にも大きな問題があると思ひます。

それとあわせて、課長さんも言及したけどね、大学生がかなりこの地域におひます。これは大学ができた以後この問題が発生してる部分もあるんですわ。ということは、本当にあの大学生が、あの個室のマンションに入ってる人たちがどこでごみ袋を買って、いつ、何曜日に出すかというようなことが本当に意識の中にあるかというたら、僕はやっぱり難しい面があると思ひます。だから、かくかくの、店で売ってる、買うたときに出ている買い物袋に入れてステーションに持ち込んでるという部分も大変に多く見受けられるのは事実なんです。この写真を見てもわかります。その点では、そのステーションの周りにどうひう人たちが生活してか、どうひう建物があるのかを十分把握して、それなりの宣伝や啓発をしなかつたらこの問題はもう一向に解決しないのではないかというように思ひます。

しかし、声にはならない人たちが、決まった日時にあそこに分別してステーションに持ち込んでるまじめな人たちは、このままではいけないという気持ちは、僕は声には出さないけどあると思ひます。これ人間の本質として、きれいなことほどえいことではないのでね。正常に持ち込みゆう人を、このままではいかんという人たちを行政は探さないかんです。それはだれか、それは、僕は地域の民生・児童委員さんとも相談し、弱くであろうとも自治会の役員さんとか、やはり地域地域には見識者という人たちはおひます。この問題を声には出さないけど悩んじゆう人は僕はおひます。その人たちをどう把握して力を結集させていくかいうことが行政の任務なんです。私たちがいろんな話を聞いて、夜番をしたらどうか。「夜ここへ車をとめて、これからぬくうなるので番をして、だれがどうひう姿で持ってきゆうかを見てみたらどうか。」という意見も

聞きました。しかし、それをする権限は僕らにはないんですよ。そこはやっぱり行政としてしっかりした対応をして、くみ上げるべきところはくみ上げて、その人たちの力をどう地域に反映させていくかということをしなかったら、いつまでたってもこの問題は解決しないということなんです。

だから、ここの点で、やっぱり行政の長である市長さんも含めて、1回このあらわれてる現状に対してどういう打開策があるかを、やっぱり地域的なアピールとしても、ピラも配りやっていくというような努力をやっぱり見せなかつたらいかんのじゃないかと思います。その点、大学生に対する啓発も含め、これはまた3月から新入生が県外から来ます。何百名か来ます。ただ、この地域だけ集結しておるわけじゃない、そらもう至るところにそういうマンションが建っておりますけれど、やはり結果的にあらわれてるのは、やっぱりこの写真で示したところが多く見かけるということで特別な配慮をしなけりゃならんと思いますけれども、もう1回この点について課長さんの決意を聞いて3回目の質問をすべて終わります。お願いします。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 3回目の片岡議員さんのご質問にお答えいたします。

決して軽い気持ちで答弁したわけではないんですが、まだちょっと私も現場をちょっとよう把握してないところもありますので、今私も環境課のほうへ来まして、地域住民の方々、また自治会の方々とも一緒に現場を回らせていただいております。ただ、正常でないごみにつきましては、多分捨てられるのは夜間に捨てられると思いますので、そこまでのパトロールをちょっとようしてないのが現状でございますので、その辺につきまして自治会とも協議をいたしまして、環境課のほうももう少し突っ込んだやり方で、夜番というんですか、夜のパトロール等にも踏み込んでいきたいと思っております。

今回、平成21年度の予算のほうで、高知県緊急雇用創出というところで違反ごみの監視パトロールも検討しておりますので、昼間はちょっといかんと思いますので夜、夜間のパトロールも実施に向けて検討したいと考えます。それとか、今違反防止の看板なんかもかけてありますが、それは市販の看板でして余り効果がありませんので、ちょっと考えておりますのが、山田にはかかしまつり（刃物まつり）というのがありますので、それをちょっと利用させていただいてかかしか何かの、それと花のプランターですか、そういうのも周りに設置して今後積極的に取り組んでいきたいと思っておりますので、またご指導のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（中澤愛水君） 片岡守春君の質問が終わりました。

次に、15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） おはようございます。15番、依光美代子でございます。通告に従って質問をさせていただきます。

最初に、学校へ弁当の日を取り入れてはどうかということでお伺いをいたします。

香美市では、全校で給食が行われています。平成19年度途中より食材価格の上昇が始まり、その年には食材費が約315万円不足しました。翌年、平成20年度は予想をはるかに上回る食材費の高騰が続き、このままでは学校給食の運営が厳しいということで、保護者には昨年9月に学校給食センターのしおりで現状をお知らせしました。学校給食運営委員会では、食材の値上げと実施日が計画以上に多くなっている、この2つの問題をどのように解決するかの話し合いが行われました。議論の中で、学校側より、「この2つの問題点からではなく、食育の中で食の大切さ、家族の触れ合いの意味合いでお弁当の日を検討してもよいのではないか。」という意見が出されました。昨年より第3日曜日を家庭の日として、保護者の皆さんにこの日はどんなに忙しくても何とか工夫をして子どもたちと触れ合う時間をとるようお願いをしているそうです。「親子の触れ合いの中で一緒に食事をつくることもあるだろうから、その翌日にお弁当の日を設定してもいいのではないか。」また、「上級生、5、6年生や中学生は、自分でお弁当をつくり持って来るようにするとよいのではないか。」との意見がありました。学校側からは、子どもたちがお弁当を自分でつくること、つくる大切さを知り、日ごろ食事をつくってくれる親に感謝をし、つくるための手順や段取り、食の大切さなどを学ぶことができるからの思いが伝わってきました。また、やってみてわかること、やらないとわからないことなどが、子どもにも親にも見えてくるものがあるのではないかとこのことを感じました。口で教えるより体験から学ぶことはとてもよい方法だと思います。ぜひお弁当の日を取り入れるべきと思います。

香美市では、食事の大切さを子どもたちに理解してもらおうと、早くから食教育に取り組んでおります。地産地消の取り組みでは、地元の生産者に来てもらい、農産物のできるまでの苦労話や、その食材を使っての料理教室などを行い、子どもたちに食の大切さやつくる喜びを体験させています。食育の中で早寝早起き朝ごはんに取り組み、朝食をしっかり食べている子どもは学力も高い結果が生活実態調査にも出ております。食事をしっかりとっていれば、おのずと体力もついてくると思います。昨日、教育長のご答弁の中で、「学力も体力も基本的な生活習慣が支えているので、この部分をしっかりと取り組み、解決していかなければならない。」と答弁をなさいました。この基本的な生活習慣の寝て、食べて、出す、この食べることを規則正しく身につけることが大事ではないでしょうか。昨日、同僚議員の質問にあった学力と体力にこの食が大きく影響していると思います。親が食事をつくってくれなければ、自分でつくれる力をつける必要があります。

この食の大切さを子どもたちに気づいてもらおうと、学校でいち早くお弁当の日を決め、実践して効果を上げている香川県の綾上中学校の竹下和男校長を迎えて、南国市の食育フォーラムで講演がありました。教育長や担当課長さんは参加しておりましたか？それとも香美市からだれか出席しておりましたか？出席しておれば感想などを聞かせてください。そのときの記事が2月26日の高知新聞に掲載されておりますので、少し読み

ますのでお聞きください。高知新聞の「土佐あちこち」の欄にありました。「食と心」、途中からですが、「年数回、弁当の日を設けている綾上中学校、香川県の竹下和男校長が講演した。食と心のかかわりを改めて考えさせられた。同校が家庭に注文しているのは子どもにつくらせることだけ。炊事を手伝った経験がない子どもが多いのは承知の上、それを逆手にとる。きっと親が手を出し口も挟むだろう、そう読んだ上での投げかけだ。思惑どおり、早朝の台所で親子の会話が自然と弾む。調理方法に始まり献立や盛りつけ方まで、中には前日に一緒に買い物に行き、食材の栄養面まで子どもに伝える家庭も出てきた。そんな時間の共有こそ竹下校長のねらいだった。講演では、それを子どもの心の空腹感を埋める時間と表現した。食の伝承が親子のきずなを深め、心の米びつをいっぱいにする。そんな濃密なときを味わった子どもは幸せだろう。会場にはハート型の弁当の絵が幾つもあった。とびっきり大きなその形は、食を通してはぐくむべきものは何か、それを教えている。」。

この記事でもわかるように、お弁当をつくることで、やってみてわかること、やらないとわからないことが見えてきます。つくるという作業で親子の会話がふえ、心や生きる力をはぐくんでいるんです。昨日、教育長さんが学力の向上のことで言われましたよね、子どもの生きる力をはぐくんでいかなければならないって、これも1つの方法ではないかと思います。ぜひ新年度からお弁当の日を取り入れてはどうかと考えます。昨年の学校給食運営委員会での意見は、新年度に向け校長会などで議論は深まっておりますか。お聞かせください。

次に、検診についてお尋ねをいたします。

最初に、各種がん検診についてお伺いをします。

香美市でもがんの早期発見、早期治療を目指して検診事業を行っています。日本人の三大死亡原因を見ますと、トップはがんです。続いて心不全や心筋梗塞といった心疾患、3位は脳梗塞や脳内出血などの脳血管疾病となっております。がんによる死亡者は、2007年度調べですが年間約34万人、およそ3人に1人はがんで亡くなっていると言われております。がんの早期発見、早期治療を目指し努力をしていますが、なかなか受診向上につながらないようですね。本年度は、休日検診はとてもよい方法だと思いましたが、休日検診は何回行い、受診者は何名でしたか。平成20年度のそれぞれ各種がん検診、胃がん、肺がん、子宮がん、乳がん、大腸がんの受診状況と受診率を上げるためにどのような取り組みをしてきましたか。また、平成21年度も受診率を上げるためどのような対策を考えているのかお聞かせください。

2つ目に、最近、特に20代から30代の女性に子宮頸がんが増加しているそうです。この子宮頸がんについてはウイルス感染が原因であることから、外国では予防ワクチンがあり100%防ぐことができますが、日本ではまだ承認されておられません。子宮がんの発見がおくれたため子宮を摘出しなければならないこともあります。また、それによる死亡者も年々増加していると聞いております。少子化が言われておりますが、産みた

いと思ったとき産めない体になるほどつらいことはありません。意外に若い人がこの子宮頸がんの認識が薄いようです。香美市の平成18年度の子宮がん検診の受診者を見ますと、20から29歳の対象者は、1,416人に対して受診者が2人、30から39歳の対象者は、1,165人に対して受診者が36人と受診者が極端に少ないので心配です。今後、啓蒙活動などが必要ではないでしょうか。香美市の現状とこの対応をどのように考えていますか、お尋ねをいたします。

3番目に、内臓脂肪型肥満を基準とした特定健診、いわゆるメタボ健診が昨年4月より始まりました。昨日、同僚議員から同じメタボの質問がありましたが、重複する部分は、そのいただいた答弁を踏まえながら質問させていただきますが、もし重複することがありましたらお許しくださいませ。私は、メタボ健診の受診率をアップさすことで病氣予防につなげ、膨らみ続ける医療費を抑制するのがねらいで実施したと思っておりましたが、昨日の答弁では医療費抑制で行っていない、健康寿命の延伸のためと言われました。健康寿命の延伸、とても大事です。高知県は全国一の健康長寿の県を目指しておりますのでそれはとても大事ですが、それだけでは漠然としているので受診率も上がらないのではないのでしょうか。県下的に受診率が低迷していると言われております。メタボ健診の受診率は、昨日の答弁によると31.0%で、平成24年度の目標達成は相当難しいと言われましたが、それならば来年度はどのくらいならできるとお考えでしょうか。そして、今後の対応については、郡の医師会への協力依頼や工科大にアンケート調査を依頼して受診向上に役立て、徐々に受診率を上げていくということでしたが、受診率が上がらなければ、目標達成ができなければ国は財政的なペナルティーを設けております。徐々にでは間に合わないと違いますか？平成21年度には、受診向上率を上げるためにも、ぜひ腹回りをより気にする世代、40代から50代をいかに健診に導くかの対策を考えねば受診率向上には厳しいのではないかと考えますが、そこへの取り組み、見解をお聞きいたします。

また、受診者に対し、健診結果と問診に基づき個々に合わせた保健指導を行っておりますが、メタボと判定をされなくても診断基準の数値にどれか1つでも該当した人は、それぞれ何人いますか。今は危険因子が1つしかなくても、ほうっておくといずれほかの危険因子も診断基準を満たす可能性が出てきます。血液などの異常は初期の段階からきちんと対応をとる必要があると考えますが、それぞれの該当者への対応はどのようにしていますか。

また、BMIが25以下の標準体重の人でも、おなかぽっこり出ている人などには内臓脂肪の蓄積がある人もおりますが、こういう人への対応はどのようにしていますか。あわせてお聞かせください。

最後に、特に心配するのは血糖値です。日本人は、体質的に欧米人に比べ血糖値が下がるホルモンのインスリンの分泌が少なく、少し太った程度でも糖尿病になりやすいようです。食生活の欧米化で脂肪摂取量が大幅に増加し、運動不足のため団塊の世代が糖

尿病のリスクが高まる高齢期に差しかかっているとされています。全国で糖尿病患者数が今後10年以上にわたり増加するとされています。また、2007年、厚労省調査では、糖尿病及び糖尿病予備軍が2006年に比べ約340万人ふえ2,210万人を上回るとされています。過去10年で1.6倍に増加し、4.7人の1人が糖尿病に該当するとされています。香美市でも医療費の高い疾病の1つに糖尿病は必ず入っております。近年の推移と対策についてお聞きをいたします。

資料をいただきましたが、この資料を見せてもらっても本当にこの糖尿病患者の数の多さには驚いておりますが、この患者数が増加していれば対策強化が必要と考えますが、どのような対策をお考えでしょうか。

また、この糖尿病を私ちょっと調べておりますと、最近、糖尿病が原因となる肝臓病が増加の一途をたどっております。肝臓病が新たな国民病と言われており、早期に治療しなければ人工透析に至るだけでなく心臓病などの危険性も高まるそうです。香美市でも平成12年から平成16年の5年間で腎不全が急増していますね。四国は血液透析の患者が多く、高知県内の患者数は約3万人近くいるとされています。糖尿病からもありますが、メタボリックシンドロームがあると全身の血管が障害され、腎機能が低下して慢性腎臓病が起こることもあります。昨日、山崎議員からも出ておりましたが、基本健診の尿検査で、クレアチニンの数値で肝機能の低下を早期発見していましたが、廃止により発見がおくれこの腎患者がふえるのではないかと心配します。香美市の現状はどうでしょうか。その対策もあわせてお聞きをいたします。

最後に、ごみ減量についてお聞きをいたします。

皆さんはまたかと思われるかも知れませんが、私はごみ減量と医療費の削減は取り組み次第で効果を出せると考えております。効果があるまで提案し続けますので、よろしく願いいたします。

何か提案すれば、予算がない、財源がないと言わず、財源を生み出す取り組みをするべきだと私は考えます。例えば、芸西村では、ごみを削減し、浮いた処理費用を保育料削減に活用しております。このように本市でも、ごみ削減ができればその費用を何々に使いますと目的をはっきりさせれば、これまで以上に住民の協力が得られるのではないのでしょうか。市長はどのようにお考えになりますか。

前議会では生ごみの削減を取り上げました。今回は枯れ葉や雑草、農作物残渣などの可燃ごみの減量について質問をします。

現在、枯れ葉や雑草、農作物残渣などを野焼きすることは禁止をされています。そのため、これらを可燃ごみとして処理するため一向にごみが削減できません。これを打開するため間伐材を利用した木枠、環境ボックスを提案します。環境ボックスというのは間伐材を利用してつくった、こういった木の枠です。（写真を示して質問を行う）大きさはこれほど大きくなくこの半分ぐらいで、その土地に合わせて利用されるといいと思います。この環境ボックスを土地の上に直接置き、この中へ枯れ葉や雑草、農産物残渣

などを投入します。利用時にごみの発酵を促進するミミズやゴミムシを発生させるため、本町（市）ではちょうどEMボカシを利用した生ごみの堆肥化をやっています。そういったEM菌をまぶした生ごみを最初にこの箱に、一番最初に投入するとより効果的になり、ミミズやゴミムシがたくさん発生をします。そして、それに順次こういったものを入れていくと発酵が進み、よい堆肥となります。量がすごくかさばってきますが、上へ飛び出てきたら何か重し、古タイヤなどの重しをしてもらおうと早く発酵が促進します。なお発酵さそうと思えば、米ぬかなんかを時々入れてやると発酵の促進が早いです。それと、この下へ今回ブロックを置いてますが、直接置くとどうしても下が木ですから、雨なんかに当たり腐ってきます。それで、こうしてブロックを置くことで水はけもいいし、腐らなくて長く、長期間使えますので、この環境ボックスが普及すればごみ減量と間伐材の利用促進にもつながります。ぜひ物部の間伐材なんかを利用して、こういうものの利用促進を図ってほしいと思います。まさに一石二鳥の効果があります。これは畑なんかに置いてもらってもいいけど、今堤防や川沿いの草刈り、それからまた、これからちょうどお彼岸の季節になりますが、お墓参りの後にたくさん雑草なんかが出てます。その処置に大変苦慮している、土地がなければいけません、こういうものを設置してそこで処理していくと、結構処理費用も余りかからずにできます。

また、ただ、使い方の後のフォローという部分ですごく大事ななと思って、今から少しごみ全般について質問させていただきますが、当市では生ごみを削減するために電気処理機やコンポスト、ボカシ容器などを導入する方法がありますね。しかし、導入したものの、現在問い合わせ窓口はあるものの、担当者以外では質問などに答えられない状態だと思います。そこでQ&Aマニュアルを作成し、担当課すべての職員が質問に答えられるようになってはいかがでしょうか。マニュアルには用途別、電気処理機、コンポスト、ボカシ容器、前回質問させていただきましたが、まだ採用となっていませんが、採用されるようでしたら段ボールコンポスト、今回質問したこの環境ボックスなど、マニュアルを作成することを提案いたします。また、助成金交付時に、導入機器に応じたマニュアルを配布してはいかがでしょうか。これにより住民サービスの向上を図ることができる上、マニュアルを配ることで問い合わせや苦情も軽減できます。ぜひ取り入れてはどうかと思いますが、お聞かせください。

以上で1回目の私の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時34分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を行います。

学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 依光議員さんのご質問にお答えをいたします。学校へお弁当をというご質問にお答えしたいと思います。

学校給食運営委員会の中でも、お弁当の日ということについての意見はずっと出されてきました。このお弁当の日については、先ほど議員さん言われました香川県の一小学校の校長先生が、家族と過ごす暮らしの時間を取り戻すため2001年から始めています。子どもたち自身が弁当をつくるということが特徴なんですけれども、そのことを通じて調理技術の習得ばかりでなく子どもを取り巻く環境を変えていこうという試みとなっています。一家団らんの食事が当たり前になるとか、食べ物の命をイメージできるとか、感性が磨かれる、生産者や家族、周囲を感謝の気持ちで見ると、食への関心を高め、また世界を確かな目で見詰めるというようなねらいがあり、その取り組みは各地に広がっています。

学校給食運営委員会の意見も踏まえて、校長会のほうでもお弁当の日について話し合う機会がありました。食の大切さを学ぶ、家族との触れ合いを深める等、食育を進めるという観点からも重要であり、検討されています。食育の大切さについてさまざまな取り組みが行われているところですが、食の教育は学校のみで行うものでもありませんし、「学校、地域はもちろんのこと子どもたち自身の意識改革が必要だと考えられる。」、そのような意見も出ましたし、お弁当の日については、今時点、一斉にお弁当の日を設定するというのは難しい状況もあるのではないかと、そして、それぞれの学校がそれぞれの学校の状況を見ながら進めていくのが望ましいというようなことで話し合いをしております。

それと、南国市の食のフォーラムについては、私は出席をしていませんので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 依光美代子議員さんのご質問にお答えいたします。

お手元に健康づくり推進課の資料というのをお渡ししてございますので、それをごらんいただきたいと思います。その2枚目のがん検診の受診率等について記載がございますから、2枚目をごらんくださいませ。ここに対象者、受診者、受診率、それから全国が平成17年しかまだ出ておりませんのでちょっと対比するには古うございますけれども、高知県も平成17年に合わせて出しております。おっしゃるとおり、ご指摘のとおり、子宮がん、乳がんについては大変受診率が低うございまして、今後これが課題であるという認識をしております。なお、子宮がんと乳がんについては、集団健診でございまして、隔年度の実施ということになっております。子宮がんが平成20年、乳がんが平成19年、来年度の平成21年度が乳がん検診をする予定になっております。検診の受診率についてはこういう状況になっております。

これに特定健診も出したらよかったがですけれども、集団健診については受診者数が確定しておりますけれども、医療機関での人数把握というのがリアルタイムで、今大変、きのうもお答えしましたように結果通知が遅い関係でまだ確定の数字が出ておりませんので、掲載することができませんでしたのでおわびをします。それで、ご質問の中にございましたけれども、受診率については31%ということです。

それから、受診率の向上の対策ですけれども、例年のとおり対象者全員に希望調査票を発送しております。そういうことで、がん検診をしてくださいというお願いとか、いろんなパンフレットを入れて、対象者には全員に回るように通知をしております。平成21年度分については、きのう発送業務を終わりましたので発送をしておりますので、皆様方のお手元に届く予定です。ただし、会社とか病院で確実に受診をされている方については、ご通知はしていません。

それから、どういう対策をとということですがけれども、平成20年度につきましては、5月にがんの受診票を一斉に1年分を送らせていただきまして、そういうときには受診を忘れておったとおっしゃる方がたくさん見受けられましたので、平成21年度からは検診日の1カ月前ぐらいに受診票を送るようにしまして、受診日の確認をする作業をするようにしております。それから、お知らせ広報とかを活用して周知をするようなことも計画をしております。受診をしていただくということが大変な課題ですがけれども、健康づくり推進員さんとか婦人会さん方のお力もかりまして、何とか、少しでも受診率を上げて早期発見に努めたいと考えております。

それから、休日検診についてですけれども、平成20年度については、特定健診で日曜検診が134名受診をされております。胃がんについては2日やっております、83名と99名、大腸がんが60名と119名というような結果が出ております。平成21年度におきましては、休日検診が胃がんと大腸がんは3日、乳がんについては1日実施するように計画を立てております。それから、子宮頸がんについてですけれども、1枚目の資料にありますように、香美市については子宮頸がんが平成18年度にお2人見つかっております。68歳と74歳の方です。この2件のみで、発見率は2人だけということに、平成19年度も平成20年度も見つかっておりません。ご質問のことは2件です。

それから、医療について調べてみましたら、国保加入者について、平成20年5月診療分で検索をしてみましたら8件ありました。年齢構成は50から54歳の方が1名、55から59歳の方が1名、60から64歳の方が3名、65から69歳が2名、70から74歳が1名となっています。平成19年度についても調べてみましたけれども、同じ状況で8件です。平成18年度については9件です。国保については、20代、30代が増加をしているという結果が出てきませんでした。協会けんぽについては、データがありませんのでわかりません。ただ、医療においては若年層の子宮頸がんが増加しておるといような報道はされておりますので、そのことは私のほうでは知識としては

持っておりますけれども、香美市について調査した結果はこういう結果となりました。

それから、メタボ健診の受診率と今後の対応についてですけれども、受診率は31%、1,941名の方が受診をしてくださっております。集団健診受診者が、817名のうち異常なしが187名です。1つ以上注意事項があった方が630名、保健師による支援の必要な方164名を除くと、注意すべき事項はあるが積極的な保健師による介入が必要でない方が466名いらっしゃいます。平成21年とか平成21年以降の健診会場におきまして、よりよい生活習慣の改善のための情報提供とかをしていきたいと考えております。それから、広報による市民全体に向けての啓発の情報提供もしていく予定です。また、医療機関における健診受診者については、香美市の市内の先生方が特段にご指導してくださっておると考えております。

それから、次に、糖尿病患者が増加しているという状況についてお答えいたします。

専門的なご質問ですので高知県中央東福祉保健所から資料をいただきました。お手元のとおりです。国保加入者で推計値が57.6%となっております。人口の推計値で24.2%ということになっておりますので、危機的な数字が出ておるということは当課でも認識をしております。対策は、現在実施しています内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドロームに着目して、生活習慣を改善することによる疾病予防です。健康寿命の延伸のためです。それで、ご指摘のとおりその人工透析による医療費の増大と、それから腎患者がふえておるということですのでけれども、人工透析を分析したら糖尿病に起因するものが多数を占めておると。糖尿病予防には何かということになると、生活習慣病を予防することということで、糖尿病、人工透析の防止ということは、地味ですけども今着手しております生活の質の向上のお手伝いを当課がさせていただくことそのものであると認識をしております。

それで、1つ以上注意事項のある方については、なかなか保健師とか管理栄養士、運動指導士が直接お手伝いをさせていただくということにはなりませんけれども、いろんな教室を利用しまして、そういう啓発運動は保健師や運動指導士、栄養士がさせていただくつもりをしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 15番、依光美代子議員さんのごみ減量に関してのご質問の環境ボックスについてであります。ご指摘されたとおり、野焼き禁止により農家から排出される可燃ごみ増加が懸念されることは事実でございます。また、ご提案されております環境ボックス、つまり間伐材を使った木製のコンポスターがごみ減量、間伐材の有効利用にもつながり、環境問題への貢献につながることも確かなことだと考えております。現在コンポスターへの関心は全国的に高まり、他県や他市町村でもさまざまな試みがなされております。多くの森林資源を持つ本市としましては、この間伐材を使ったコンポスターについて、他の部署、他の団体と協力しながら調査、研究していきたい

いと考えます。

次に、水路などへの農産物の残渣の投棄者への指導であります。数年前に河川へのニラの不法投棄が発生したことがあります。そのときは職員が違反者を探し出しまして嚴重注意をいたしました。最近ではそのような情報は入ってきておりません。間伐材を利用したコンポスターの開発及び周知、そして農産物の残渣処分指導、この2つの問題へ同時に取り組みながら、本市として最も環境へ貢献できる方法を模索していくことが大事だと考えます。

それと、通告にはなかったんですが、生ごみ処理機の補助金の取り扱いですが、これは今現在担当が1人担当しておりますので、ほかの職員にも周知徹底をしたいと思えます。それと、マニュアルの作成につきましては、実施に向け取り組みたいと思えます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 依光美代子議員のほうから、ごみ減量に対して市長にということでございました。先ほど課長のほうからもごみに関しましての答弁をさせていただきましたが、私の考えはということでございますのでお答えをさせていただきます。

ごみにつきましては、常日ごろからこのことにつきましては依光議員からご提案あるいはまたご質問もいただいております、大変考えの深いさまざまなご提案もいただいておりますことを感謝を申し上げます。

また、ごみにつきましては、本当に行政課題としてはずっと大きな課題として取り組んでおるところでございます。恐らく人間の生活が続く限りごみの問題とはなかなかかけ離れることはできないであろうというぐらいあるわけですが、一般のごみにつきましても、やはり考え方によれば資源にもなるわけでございますので、そうしたことにつきましても十分行政としても取り組んでいく、市民の方に啓発をしながら取り組んでいくことの大切さを思っております。

また、ご提案いただきました環境ボックス、初めてこの写真も見せていただいたわけでございますが、これがどのようなものであるか私自身まだ確認はいたしておりませんが、こうしたものがごみ減量につながっていくというふうなことになるならば、やはりこうしたことも皆さん方に広めていく必要もあろうというふうに思えます。

また、農産物の残渣の問題ですが、大変本市は農業が盛んでありますし、特にニラでありますとかやっこねぎでありますとか一般のネギでありますとか、そうしたものは毎日のようにたくさんの残渣が出ます。私も毎日そうしたものが出ておりますが、自分の田んぼであるとか畑であるとかいうところへ処理をしております。大変肥料成分が強いわけですし、一ところに積み重ねますと、田んぼなんかに入れますと稲の倒伏原因にもなりますし、また果樹のもとに長年置きますと果樹を枯らすようなことにもなる、それくらい、やはりニラにしるネギにしる肥料成分の高いものだというふうに思っております。そうした不法投棄等が頻繁になりますと大変な状況になりますので、こうしたことはJ

A なんかにやはり啓発をしながら、やはり農家にも協力をしてもらうということは当然必要ではないかというふうに思っています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光です。2回目の質問をさせていただきます。

お弁当の取り組みですが、ぜひ、校長会のほうでもそういう意見が高まっている、あったということですので、ぜひ取り入れてくれるように、また何かの折に働きかけ、投げかけとかいう、そういうような形でやってください。今既にこういうことではなく、子どもたちにつくらすという、昨年も取り組んだ学校が、やはりそこで親子の会話、思わぬ成果があったってということも聞いていますので、ぜひ、毎月するとかそんな大変なことをしなくていいから、ちょうど秋には家庭の日、家族の日ってありますよね。だから、どっかそのあたりでできたらいいんじゃないかな。それに向けこの春から、竹下校長先生も、以前始めた滝宮小学校ではやっぱり保護者からも、PTA総会で一番最初に言った。そしたら保護者の方からも反対があったけれど、保護者の方には3つの約束をした。お弁当は自分でつくるんだよと、2つ目には、お弁当をつくることを学校は責任持って子どもたちに教えますと、3つ目には、親が手伝わない、この3つを約束してくださいねということで始めたそうです。学校の授業へ行っても、家庭科の授業といたら1時間ですよ、少ないから。その1時間と総合の時間の1時間と合わせて、上級生5、6年生が教えるというような形でやっていたら、結構、始まったら大変やって子どもも言ってたけど、やってみてその後で聞くと、8割の子どもたちがよかったという声を聞いて、先生おもしろいねと。そこで親子との会話があったり、いろんなことが、喜びの声なんかも出てますので、ぜひまたそういうことでお願いをいたします。

それから、がん検診ですが、受診者向上に向けて、平成21年度は受診者へのお知らせを1カ月前に送付をすると、それはすごくいいと思います。早くにもらうと忘れてしまうがですね、ぜひそれをお願いをいたします。

今回、休日検診を多くせられるということで、すごくいいと思う。これは、ふだんの検診から比べたら多い数字ではないですか？予想以上ではなかったかと思いますが。実は国のほうも、総務省はこのがん検診の受診率を平成21年度に50%以上に引き上げるために市町村のがん検診事業を支援する交付税を、平成20年度は649億円やったけど倍増して平成21年度は1,300億円を決定したという話を聞きました。で、このがん検診をなぜ十分に補助するかというと、やっぱりがん検診の検診率が低いと。がんになれば医療費も増大するということもあって、この分を何とか積極的に支援するべきやということでその受診勧奨、戸別訪問や休日検診、香美市は来年度から取り入れるようになったんですが、ぜひその、例えば返事が一切返ってこないとか、それから申し込んでるのに受診をされてない、そういう方たちなんかの戸別訪問、そういう呼びかけ、受診勧奨できんか。それからまた、電話での直接声かけっていうのもすごく人を引きつ

けるというか、行かなきゃという気持ちにもなりますので、ぜひそんなことができないか、見解をお尋ねいたします。

そして、もう1点、1つだけ（注意事項の）ある人たちなんかには保健師さんを初め健康教室なんかもやられるということですが、市としてぜひ啓蒙啓発のための健康教室を、病気予防のための健康教室であったり、また内臓脂肪を簡単に落とせるような運動教室、そういうのを年に2回ぐらい開催すれば効果が上がると思いますが、ぜひ、その辺の見解をお尋ねいたします。

そして、医療費の、特定健診が医療費の削減でなく健康寿命（の延伸）ということをやっているということですが、この目的の1つに大きく出てますよね、医療費の削減ということがね。やはり医療費を何%、うちは香美市として何%削減するためには受診率をこれだけに持っていくよという目標を掲げることがやはり受診向上にもつながると思いますが、いかがでしょうか。

そして、子宮頸がんが意外と少ないというか高齢の方だけということでも今結果を聞いたんですが、私の身近な方にも、実はこの町（市）に2人おりました。ほんで、その方は健保のほうですが、1人はお子さんが県外へ出てて友達が20代でなった、お母さん、大変と。それはあなたも検査に行ってきたさいってということで病院に行ったら子宮頸がん、まだ初期で、取り除いたら、早いうちだったからよかったねということを知って、意外とその若い人が知らないから検査をしない、見つかったときにはもうかなりになってたりするので、やはりその若い人への啓発というか、そこが必要ではないかと思いますがいかがでしょうか。今現在の数値では出てきてないけど、知らないから病院に行っていないというようなことが考えられます。

それと、昨日言われましたが、今後の対策、メタボのほうの対策として、受診率を上げていくために医師会や工科大のアンケート調査、その依頼をして受診率を徐々に上げていく。徐々にって、そんな悠長なことを言いよっていいんでしょうか。その辺の見解を再度お尋ねをいたします。

それと、やはり今回もメタボの受診率の40代、50代の方が低かったと思うんですよ、受診者の数を見ると。やはりこの人たちをいかに受診に向けるか、目を向けるか、ここが大事ではないかと思いますが、その辺の見解をお尋ねいたします。

そして、私先ほど言いましたけど、BMIが25以下でも、標準体重であっても、おなかぽこっと出たりしたら内臓脂肪ありますよね。だけどそういう人、まずこの特定健診でひっかからないと思うがです。やはりそういう人たちへの対応も考えていくべきではないかと思います。そのためには、やっぱり健康教室のようなものがあるとそれへ、ただ健康教室をしますよではおもしろくないから、私も何かしきりに考えたけどいいフレーズが出てこないんですけど、何か人を引きつけるような名目で教室をするとたくさん、意外と県下でも安芸市とか何カ所がやっていますよね。予想以上のたくさんの方が来てるっていうお話も聞いておりますので、ぜひその辺の検討を再度お願いをいたしま

す。

それと、ごみのことですが、ありがたいです。私が、農作物の残渣が水路などに、水路ののり面にたくさんニラやネギが放置をされてるんです。苦情が1件しかなかったってことでしたが、この分が先ほど質問するときに抜かっておりまして、今回言おうと思って、さっきお答えを環境課長さんと市長さんのほうからいただきましたが、苦情がそしたら来てないかもわかりませんがぜひ一度パトロールしてみてください。いろんな小さな川のふち、水路のふち、のり面に捨ててるがです。そしたら雨が降ると、それはすべて川へ入ってます。そこで腐敗してヘドロになってる部分もあるし、またそれが物部川、そして新改川や国分川、そして香北のほうは余りよう見てませんけど、あるんですよ。皆さんが、先ほど市長も言われたように1カ所へやるとやっぱり肥料分が高いから大変苦慮してると思うがです。この環境ボックスで研究をしてみたらどうかなど。私は、米ぬかを入れる、ボカシを入れたらいろんな効果があるがですよね。ただ、EMボカシを入れると、EMボカシは嫌気性なので密封をしなければいけないがです。その辺が自分もまだ十分にできてないんですけど、ここを研究すればいい処理方法の1つになるんじゃないかと思う。例えば田んぼのふちにそういうものを構えて、そのニラやネギ、農産物の残渣を入れてはぬかを入れるとかEMボカシを入れるとか、何かその辺をちょっと研究を、私も家でやってるのは枯れ葉があったり雑草があったり農作物残渣、だけど私の畑というのは7畝ぐらいやから知れてるがですよね。だから、その状態と、そのニラやネギだけを入れるのとでは違うと思うがです。だから、そこでちょっと研究をしたらうまくいくんじゃないかっていうことを思うがです。ほんで、やはりそれは、先ほど市長もおっしゃられたように農協さんとも提携して、ぜひこういう研究をしていってはどうかと思いますが、再度よろしくお願いいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 依光議員の2回目のご質問にお答えしたいと思います。お答え、質問かどうかははっきりわからなかったわけですがけれども。

食といいますか、学校へお弁当を持ってくる意義もわかっておりますし、保護者の方、学校ともまた連携をとりながら、学校の実情に合った形で取り組みを進めてみたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 依光議員さんの2回目のご質問にお答えをいたします。

がん検診の受診率向上のために戸別訪問とか電話とかというご意見をいただいております。戸別訪問まで至るかどうかわかりませんが、お電話、希望調査票で不備な方についてはお電話での確認は現在もしております。できるだけ訪問とか電話等でこた

えられるように努力をしますけれども、人的なこともありましてすべてできるということにはならないと思います。できるだけ努力はします。ただ、年度末といいますか、1月か12月かぐらいに、申し込みをされておいていらしてない方には、ご案内はもう1回差し上げております。

それから、健康教育のことですけれども、従前は不特定多数の、不特定多数ということはないですけれどもポピュレーションということで健康教室をしておったようだけれども、今度は生活習慣病の観点から2つ以上注意事項がある人にピンポイントで実施をしておる教室を去年度は10回しております、全体の方の教室はちょっと手薄になっておりますけれども、それも全然しないということにもなりませんけれども、また保健師等と協議をしましてよりよい方向にいきたいと思います。同じようなことです。標準体重が、BMIがちょっと異常ですけれどもほかのことには何にもないというような方もそういう部類に含まれると思いますので、検討させていただきます。

それから、体操についてですけれども、香美市内で老人を中心にいきいき教室という教室が大変広がりを見せまして、旧土佐山田町でもかなり、中央公民館でも自主的にやっておりますし、プラザ八王子、東上一とか相当の数やっております。うちが2、3回お手伝いをしたらあと皆さんが自主的にやっておられまして、せんだって中央公民館のほうをちょっと見させていただきましたら、若い方もいらしております。これは介護予防の教室というか運動教室ですけれども、それが若い人にも広がりつつありますので、それを生かして自主的なサークルをしていただいたら長続きをしますので、そういうことのまたお手伝いをさせていただきたいと思います。

それから、特定健診は医療費の削減ということを厚生労働省のほうがあたっておりまだけれども、担当レベルでは急激な医療費の削減にはならないと思っております。もちろん住民の健康の、生活の質の向上のお手伝いをして、何度も言うようにすけれども結果として医療費の削減に結びつけるということで、長期的なスパンで医療費の削減をするということを目指しておりますので、生活の質を上げること、糖尿病とか高血圧とかを予防すること、それがひいては生活の質を上げて医療費の削減になると、そういうふうな認識で努力をしております。

(15番、依光美代子君、自席から「40代、50代の人の受診率については。」と発言する。)

○健康づくり推進課長(片岡芳恵君) ごめんなさい。1つ抜かっておりました。40代、50代の方の受診率が悪いということですのでけれども、どうしても働き盛りでして集団の健診にいらっしゃれんということと、それから元気であるからという過信もあるというようなことではなかろうかと。調査はしておりませんが、医療機関で受診ができるようになりましたので、そういうお忙しい方は先生方のところでしてくださいというような啓発をしていきたいと思っております。正確な分析はしておりませんので、済みません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 2回目の依光議員さんのご質問にお答えいたします。

この環境ボックスにつきまして、私もインターネットからいろいろ、諸先輩方に聞きましたけどなかなか出てこなかったわけです。そこで、中で、最後の端にウッドコンポストというところが出てきまして、これと先ほどのご紹介の環境ボックスが似ておるところであります。ただ、これにつきまして長所、短所がたくさんありまして、まだまだ研究の余地があるだろうと思われまして、間伐材を利用することにつきましては、林政課とも協議をしたいと思っております。また、そのつくり方につきましては、J A、生産者団体と協議を持ってみたいと思っております。

それと、のり面の（農作物）残渣のパトロールですが、これはいろいろ不法投棄のパトロールとかやっておりますので、一緒に実施したいと思っておりますので、また場所がわかりましたら情報提供をよろしくお願ひしたいと思っております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光です。それぞれご丁寧なご答弁ありがとうございます。

環境ボックスのことですが、先日も首長さんのほうがおっしゃったけど、これはにおいがするからとんでもないというようなこともおっしゃってました。いろいろ私たちもやりました。そして、県下でもいの町なんか取り組んでます。それで、やはりそれは使い方、後のフォローが大事なんです。やはり使うに当たっては、いろんなごみ減量に対してありますよね、器具があつて。その使い方が正しくできてなかったら腐敗臭がしたり、腐ったり、いい堆肥にならなかつたり、いろんな問題点がある。だからやめていくっていうことがあるんです。だから、住民の方の問い合わせがあつたとき、そのときにきちっと答えれるということが大事かと思つて、今回一緒に、やっぱりQ & Aのマニュアルをつくってたら環境課へ問い合わせがあつたときに、私も長年生ごみを楽しみに変えようやということで堆肥化をしてその運動をやつてました。そのときに、お問い合わせは私の家もしくは同僚の人とやつてましたが、結局私もほとんど家にいないから留守番電話にピーピーピー入ってるがです。それは名前と電話を言つてくださつたら私も夜どうしたんですかかけることができるんですけど、ほとんどの方がもうチンと切ってるがですよね。今でこそ着信歴がわかるから何かご用やなかつたですかっていうことでかけさせていただくんですけど、やはりこの環境ボックスもそうです。使い方ですつぱく、香美市の学校でも取り入れてるところもあります。今そのまま放置をされてます。つぱくそうやって間伐材利用ということで、子どもの多分環境教育か何かの中でやられたんではないかと思つて、ぜひ研究をしてよりよい方向、つぱくこの香美市にはたくさんの間伐材ができてますが、それが捨てられてます。私は本当に

あれが忍びなくて、何とかこれを利用し、なおかつ生ごみの減量につながらないかなと
いうことでいろいろやってきた結果、これだったらいけるなと思って今回提案をさせて
いただきます。再度よろしく願いいたします。

それと、健診のほう、いろいろと平成21年度取り組んでくださるということで、ま
たぜひよろしく願いをいたします。

それと、健康教室を、老人のいきいき教室をたくさんやってるから、その自主的な
サークルを立ち上げる、そのお手伝いをしたいと。それは結構なことで、大事なことで、
ぜひ続けてください。しかしながら、この内臓脂肪を解消するには、あの体操ではちょ
っと時間がかかります。本当に5つぐらいの体操で、簡単に1カ月でも効果が出てくる
方法があるんです。そんなに大変なことやない。そういう保健指導員さん、専門的な方
を呼んでやられると、何かのイベントでもいいと思います。あなたの内臓脂肪を減らそ
うよというような形でやられたら、本当に簡単に我が家でできる。実際に毎日しなくて
もいい。週に2回か3回やれば、ほんの5分から10分やれば効果が上がる運動がある
んですよ。ぜひ、これはこれでいきいき教室を続けていったらいいと思います。やはり
近くでこの教室があるということは、一番皆さんも行きやすい。だけど、そのきっかけ
づくりとして、その内臓脂肪がどうすれば簡単に取れるよっていう、その第一弾として、
それはやっぱり行政がやっていくべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

それと、受診者の、検診の受診をしたいという希望があったのに、かかわらず来て
ない人に後のフォローをしてるということはすごくいいことで、ぜひそれは続けて戸別
のお電話など。ぜひ、この予算が今回あるので、その予算を獲得されて利用されてはど
うかと思えます。もう1点、そこの辺で、最初に検診しませんかとお知らせを発送した
ときに、返信、返ってこない人がおりますよね。そういう人にも再度のお知らせ、促し
をお願いしたいと思えます。

それと、先ほども聞きましたが、昨日岡本（保険）課長さんでしたが、（受診率向上
は）徐々にやっていく、徐々にでいいんでしょうか、その辺の見解を。徐々にであれば、
平成24年度に65%を達成できなければ財政的なペナルティーがかかってきます。そ
の辺どのようにお考えでしょうか。

以上で私の質問すべて終わります。よろしく願いします。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 依光議員のご質問にお答えします。

先日の質問のお答えで、平成20年度についても啓発等を行ったわけで、平成20年
度についても各種団体への啓発、あるいは郡の医師会の先生への協力依頼、それと工科
大との連携事業について、受診率向上を目指していくということでお答えをさせていた
だきまして、受診率については徐々に上げていきたいというふうにお答えをさせていた
だいたと思います。当然初年度から目標を達成するだけの率が上がればいいわけですが
けれども、上がってないわけですので、そういった啓発をすることによって住民に周知が

されて徐々に上がっていくというように考えて、徐々にということをお答えをさせていただきました。

合併まで旧町村でも基本健診をこれまで実施をしてきております。その中で、ただ実施をしてるわけではなくて、未受診者への勧奨とか健康づくり推進員による地域へ出ていったの勧奨も実施をしてきての率になっているわけですので、過去相当の努力をされても30%前後ということにして、なかなか65%を達成するのは難しいであろうと、困難であろうというような認識はありますので、相当努力はせないかんわけですがけれども、急激に率が上がるということにはなかなか難しいというような気がしておりまして、啓発をすることによって徐々に上げていきたいということをお答えをさせていただきました。当然手をこまねているわけではないですので、担当課としても努力をしていきたいというようには考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 依光美代子議員さんのご質問にお答えをいたします。

メタボリックシンドロームに関する教室のご指摘、ありがとうございます。確かにきっかけづくり等の教室は必要であると考えます。運動指導士も職員に2名おりますので、平成20年度はこの特定保健指導の指導方法の策定にかかって大変な労力を費やしたわけですし、初年度でしたので、運動指導士の部分まで及んでおりません。保健指導と栄養指導のことのみでいったわけですし、その中でも、当課でも運動に対することは十分に承知をしておりまして、栄養士等は自分がみずから歩いてみたり、いろいろして努力をしておりますので、平成21年度、ご指摘のような教室等をまた協議をしたいと思っております。

それから、ご指摘のとおり未受診者の対応が長年の課題ということは十分にわかっております。どういう形にしても受診をしてくださる方については、こちらのほうは何とかできる部分があるんですけれども、未受診者の方に大変なリスクがあるということは十分に知っておりまして、これも永遠の課題ですし、未受診者対応をどうするかということを考えていきたいと思っております。今特にこういう対策をするというような案は持っておりませんが、大変な課題であることは承知しております。今後、課題として取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 依光議員さんの3回目のご質問にお答えいたします。

環境ボックスの実用化につきましては、まだまだ困難性が考えられますので、ただ、これが成功すればごみの減量化に確かにつながります。今後は十分に関係機関と調査、研究していきたいと思っておりますので、今後ともご指導のほどよろしくお願ひしたいと思

ます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 依光美代子君の質問が終わりました。

次に、3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） お昼までの時間をいただきまして感謝します。3番、山崎龍太郎。通告に従い順次質問いたします。

まず、国保についてお尋ねします。

国民皆保険において、国保はセーフティネット的役割を果たしております。また、国保加入者は、被用者保険に比べ所得水準が低く、低所得者層、無業者層が多いという特徴があります。国民皆保険を下支えする役割を国保に担わせていることから起きる構造的な特徴、問題であります。ゆえに、必然的に保険料が高い。所得に占める保険料率の比較では、国保は12%、政管健保（協会けんぽ）7.4%、組合健保は5.1%であり、最も低い所得であるにもかかわらず最も高い負担水準であります。このようなことは担当課は十分ご承知のことでありましようが、本市の国保財政状況から、平成21年度当初予算では税率等の見直しやサービスの充実など行われるものと少々期待しておりましたが、残念と言わざるを得ません。そこで、数点にわたってお尋ねします。

1点目に、国保運営についてですが、政管健保（協会けんぽ）が2008年10月より県単位で運営実施されました。そのような状況のもと、高知県では国保の県レベルの統合が検討なされていると伺っております。現状はいかがでしょうか、お尋ねします。また、近い将来、統合の方向の場合、本市の国保会計における多くの基金もそのまま県の国保の基金となると考えてよいのか、あわせてお伺いします。

2点目に、子どもの無保険のことです。昨年12月に国会で成立した救済法により中学生以下の子どもがいる滞納世帯の子どもには無条件で短期証が交付されることとなりましたが、本市での手続きはいかに進んでいくのか。滞納世帯との接触をどうするかを含め問うものであります。また、その後、子どもが無保険になるような世帯では、市町村の判断によりその世帯全員に対しても短期証が交付できるとなりましたが、本市での対応はいかがでしょう。

3点目に、国保税を納付することのできない特別の事情についてですが、子どものいない滞納世帯についても医療を受ける必要があり、医療費の一時払いが困難であると申し出た場合は、特別な事情に準ずる状況にあるとし短期証を交付できると、小池 晃（参議院）議員の質問主意書に対する政府答弁書で表明されておりますが、認識を伺うものです。本市においても緊急に医療を必要とする場合、特別な事情として短期証を出しているはずであります。そうであるのなら特別の事情に係る届け出書にもその一項を入れるべきではないか。また、あわせて2月27日提出期限の様式第1号に係る届け出は何件あったのか、お尋ねいたします。

4点目に、資格証の交付について、被保険者に明確な不利益処分であるため行政手続

上の厳正な手続きが必要であります、特別な事情の届け出から保険証の返還通知の送付まで、適法な事務手続は行えているのか、お尋ねします。

5点目に、国保被保険者に対する市独自の施策、サービスについてですが、もっと充実すべきと考えますが、現在までの取り組みと平成21年度の新規はないのか、伺います。

6点目に、国保財政調整基金についてであります。昨日の山崎晃子議員の乳幼児医療費無料化拡大への答弁では、財政難であるとしきりに課長は言うておりましたが、国保会計は十分過ぎる財政状況ですので、そのことを念頭に置いて答弁をよろしく願います。国保会計の運用面では、他の市町村が財政調整基金も底をついている状況等を見ると、健全であると思われま。しかし、あり過ぎじゃないでしょうか。私は、常々被保険者全体を網羅したサービス、保険料減額に使われてしかるべきと考えるところで、よく課長は答弁で、南海大地震や新型インフルエンザ等を想定した場合これくらいの基金は必要だと申しますが、そのような場合は国・県・市が医療に係る分野でも連携して財政措置を打つわけであり、今まで大地震等で国保会計が破綻したなど聞いたことがありません。歳入面では、財政安定化支援事業繰入金基準を満たすこと、特別調整交付金を含む調整交付金は現状を確保していく点など課題も多いわけですが、国が国保会計へ繰り入れなさいとしている部分は確実に国保会計へ入れていくことが第1。第2に、その増収分と基金を計画的に取り崩し、被保険者サービスに使うことが大切と考えます。

私の提案としては、国保税の滞納も多い中、当年度の国保税を完納された方には戻し税方式で現金を還流する。また、まちづくりの観点から言えば、完納された方に市内健康づくり施設等、社会体育施設やセレネやべふ峡等の利用券を渡すなどして、市内交流人口を拡大するなどはいかがでしょうか。もちろん保険料率の大幅な引き下げで、県下で最も国保税の安い市になればかなり定住人口拡大にインパクトがあると考えますが、その点踏まえてお尋ねいたします。

続きまして、雇用創出事業について伺います。

国の第2次補正予算に盛り込まれた緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生特別交付金により基金が立ち上がり、本県分では緊急が15億円、ふるさとが66億円配分されました。緊急は、失業者を主な対象として事務や軽作業などで6カ月未満の雇用を提供する。ふるさとは、地域の発展に役立つ新事業を自治体が立案、企業などに委託して実施し、原則1年以上の契約で雇用し、3年の計画期間終了後も事業を継続できる安定した雇用の場づくりを目指しております。そこで、本市における2つの基金の今後の活用等についてお尋ねしてまいります。

まず、緊急雇用創出事業についてであります。

1点目に、諸般の報告で、6件の事業で予算規模2,590万円とのことですが、1人当たりの報酬と何人の雇用をもくろんでいるのか。2点目に、事業の内容及び

選考に至った理由は。また、事業として採択にならなかった主な事業は。3点目に、委託、直接実施の内訳は。4点目に、事業の追加、変更等に行えるかという点です。平たく言えば基金を使い切るまで同じ事業なのかという点であります。この件に関し、なぜ何うかといえ、短い準備期間で多くの人員が配置されているわけでもない商工観光課で、何とか間に合わせたという感が強いと思うところで、はっきり申せば過去に行った事業を踏襲したのではないかというのが本音のところではないかと思うのであります。

続きまして、ふるさと雇用再生特別交付金についてであります。

事業の民間委託が要件であり、不明な点も多く、様子見であると伺っております。しかし、基金規模も緊急と比べて大きく、正規社員を企業等が雇い入れるのに自治体が寄与するには、本市の企業等の実態をかんがみ、担当課として力を注ぐ必要があると考えるところです。地域経済が縮小していく中、新しい事業や雇用の場をつくり出すのは困難も多いかと思うわけですが、国の投げかけたハードルが高くても本市経済の活性化に多少なりと役立つわけで、せつかくの財源の有効利用を図ってもらいたいところであります。そこでお尋ねします。

現在までの取り組みと計画はいかに。2点目に、今後のスケジュールについて。3点目に、さまざまな分野、事業例も示されていると思いますが、地域内ニーズをいかに把握しているのか。また、具体的な事業のイメージをお持ちなのか、お尋ねいたします。

続きまして、多重債務者対策について伺います。

国の第2次補正にて地方の消費者行政活性化基金が創設されました。消費者行政推進に役立つと考えますが、具体的内容を伺います。実際、私のほうにも余り資料がありませんのでぜひ教えていただきたいと思えます。また、本市は、この基金に何か申し込みを行ったのか、お尋ねします。

2点目に、昨今、電柱、信号機、道路案内板の支柱、街路灯等に違法なやみ金の張り紙が目立っております。念のため2つの業者についてですが、貸金業登録をしていないと電話で確認をいたしました。手口としては、夜中車にて2人組で来て、人目を忍びあちらこちらへ張っていくもので、許されない違法行為であります。また、やみ金被害者が返済に窮し、やみ金に雇われて違法行為を行っているケースが多いとも聞いております。実際確認した電話では、「バイトがやっている。」と人ごとのように答えておりました。私のほうに多重債務元被害者等から、新たなやみ金被害を生むので早急にはがすべきだと指摘も受けたところでもあります。地域の環境美化の面、また安心、安全のまちづくりの点からも対応を伺います。なお、高知県警に問い合わせた結果を事前に課長に示しております。その結果はぜひお読みいただいて、これに沿った対応をされるとうかがいでしょうかと思えますが、実際刑事告発含めて、できることはできるとなってますけど、実際しても相手は所在等わかりませんので難しい部分もありますので、立件まで至るといってはなかなか例がないところですが。ただ、余りにもひどいという状況は、これは役場（市役所）周辺ですけど、課長にはもっとたくさんの資料を渡してますけど、

これを持って山田署（香美警察署）のほうへ行けばそれなりに対応できるし、条例上は事業所にも協力をいただけるということやし、何よりもやっぱり香美市が管理する防犯灯等にたくさん張ってるということは異常であると思います。ちなみに、あけぼの街道の信号機にたくさん張ってましたチラシは、けさの時点でははがされてました。剥離剤のスプレー等で早速、高知県警が山田署（香美警察署）に連絡して対応したものだと思われます。ほかにもありますので、先ほど言ったように写真を提示して山田署（香美警察署）へ行かれて対応することと、香美市の財産に関する部分について、どのように市として取り組んでいくのかという点について答弁をお願いします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 暫時昼食のため（午後）1時まで休憩をいたします。

（午前11時51分 休憩）

（午後 0時58分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員のご質問にお答えします。国保についてご質問にお答えします。

まず、国保の県レベルの統合の検討についてですが、高知県国保連合会、7つの市町が参加して、国民健康保険制度の広域化に関する勉強会を平成19年7月から11月までに6回実施し、国民健康保険事業の事務の広域化についてということで平成19年11月15日にまとめています。そして、今年度に入り、縣市町村合併支援課（現、総務部分権広域行政課）、国保指導課が主になり、県内6ブロックに分かれて会が開かれておりまして、物部川流域ブロックでは第1回目の国民健康保険の広域化検討会を平成20年8月6日に開催し、南国市、香南市、香美市から副市長と国保担当課長が出席して行われました。さきの勉強会でまとめられたことについて国保指導課から説明があり、その後、質疑、意見交換がありました。そして、2回目の会が平成20年10月23日に県と3市が集まり、市の現状や課題が話し合われました。その後、会は開かれておりません。県レベルの統合になった場合に香美市の持っている基金はどうなるかというご質問もありましたが、基金については3町村が合併をしたときと同じように、基金については全額持って行くということになると考えております。

次に、滞納世帯の子どもに短期証が交付されることについてですが、本市での手続きについては、この3月下旬には資格証明書の世帯であっても該当となる中学生以下の子どもには6カ月の短期証を送付予定です。短期被保険者証になる子ども以外の世帯の方は、資格証明書を発行予定です。今回の改正で市町村の判断で世帯全員に短期被保険者証の交付ができるようになったものではありません。これまでも市町村の判断で発行し

てきておりました。

次に、特別な事情に係る届け出についての件ですが、今年1月20日に参議院で、必要な医療の確保に関する質問に対する答弁書が閣議決定されておりました。県を通じて市町村に事務連絡があつております。香美市ではこれまでこのとおり対応してきておりました。今後も同様の対応をしていく予定です。子どもがいてもいなくても医療を受ける必要性の有無は変わらないものと考えております。また、医療を受ける必要があり、医療費の一時払いが困難であるとの明記については、特別な事情に準ずる状況にあるとすることで短期証を交付することができるもので、資格証明書の発行に關しての運用として行っているもので、明記まではできないものと考えております。特別な事情に係る届け出の届け出数は、3月5日現在で7件です。

次に、資格証の交付についての事務手続についてですが、現在の香美市の事務処理は適正な事務手続だと考えております。

次に、国保会計の市独自の施策の現在までの取り組みと平成21年度の新規事業の予定についてですが、現在までの国保事業の取り組みは、人間ドック補助事業、健康ウォーキング、健康づくり推進事業、これは補助金交付事業ですが、これらを実施してきておりました。平成21年度の新規事業の予定は、特定健診を受診した方にセレネの利用助成として1回のみ200円補助する予定です。また、平成20年度まで行っておりました人間ドック事業は、平成20年度から個別健診が実施されておりますことから、平成21年度から廃止をします。個人で人間ドックの検診を受けた場合は、特定健診分の公費分6,600円の補助については、平成20年度に引き続き実施をします。

次に、国保基金の活用についてですが、国保基金を積極的に活用する予定はありません。議員さん言われた、十分過ぎる基金額ということでご質問がありましたが、十分過ぎる基金保有額とは考えておりません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えいたします。

まず、雇用創出事業についての緊急雇用創出事業についてでございます。

①1人当たりの平均報酬及び雇用予定人数ですが、本市は緊急雇用創出臨時特例基金事業については6件の計画を上げております。6件の委託先の賃金によりましてそれぞれ金額が変わりますが、直営の場合は香美市の臨時職員の賃金となります。平均しますと1人当たり合計65万3,939円で、総数33人を予定しております。

②事業の内容及び選考に至った理由と採択にならなかった主な事業です。事業内容は、林道、作業道周辺の草刈り、支障木伐採及び簡易な路面管理等森林環境整備事業、不法投棄等監視パトロール及び不法投棄、ごみ等回収事業、歩道、古道の整備事業、歩道、里道の整備事業、埋蔵文化財の整備及び復元事業、集落連絡道及び周辺の環境整備事業の6件です。選考に至った理由は、新規の事業であること、建設、土木事業でないこと、

雇用、就業機会を創出する効果が高い事業であること、失業者の雇用機会にふさわしい事業であることです。採択にならなかった事業は、作業道整備事業の1件でございました。商工観光課員の人数が少のうございますので、2つの基金事業とも本庁すべての課に公募いたしまして事業申請をしていただいた結果でございます。

③委託、直接実施の内訳ですが、6件のうち5件が委託、直営は1件です。

④事業の追加、変更は行えるかについてでございますが、高知県緊急雇用創出臨時特例基金事業計画書に採択されましたので、現時点の追加、変更は行えません。（後に「3年間事業なので、また公募があると思う。」と追加説明あり）

次に、ふるさと雇用再生特別交付金についてでございます。

①の現在までの取り組みと計画でございますが、本市では現在この事業の申請をしておりません。交付金終了の3年後の雇用が見込めるか否かが課題となって、計画に上がっておりません。

②の今後のスケジュールについてですが、まだ県から詳細の情報が得られておりませんが、3年間事業であるため再募集があると考えております。詳細が示されましたら、地域経済の発展のためにも新規事業を模索し、県の事業計画にのせることを検討していきたいと思っております。

③のさまざまな分野で事業例が示されていると思うが具体的な事業のイメージということでございますが、これは他県の事例でございます。高知県の市町村の事例についての情報はまだ受けておりませんので他県の、県の事例になります。健康ツーリズム企画開発事業、授産施設等活性化支援事業、訪問看護支援事業、障害者就労促進事業、外国人住民アドバイザー事業、木質バイオマス利用促進事業など多岐にわたっております。変わったものとしては、YS11機による空港活性化事業というのもございました。最後に、多重債務者対策についてお答えいたします。

①の消費者行政活性化基金の具体的内容と、本市から申し込みを行ったか否かでございますが、内容につきましては、今後3年間程度、地方消費者行政強化のための集中育成強化期間とし、相談窓口強化等に取り組む自治体に支援するものでございます。支援メニューは、消費生活センター機能強化事業、相談スタートアップ事業、相談員養成事業等8項目の支援事業がございまして、国民生活センターを活用した事業と一体となって地方消費者行政の活性化を支援することとなっております。県は4月以降に説明会を開催するとのことですので、まだ申し込みは行っておりません。

②の違法なやみ金の張り紙が目立っております。地域の美化及び安心、安全のまちづくりの点から対応をとのご質問でございますが、最近、商店街や国道等の電柱、信号機、街路灯などに多くの張り紙がされております。かなり強い接着剤で張りついているため、なかなかはがれない状況でございます。香美警察署にも相談をいたしまして、許可を受けての張り紙ではないのではがすことに差し支えはないという見解をいただきました。信号機については、香美署にお願いしましたので、はがされていると聞きまして安心を

いたしました。また、電柱に関しましては、所管の企業にお願いし、昨日大部分をはがしていただいております。また、緊急雇用事業の不法投棄等の監視パトロールの際にも見回りをお願いすることとしておりますし、本課も街路灯などの対処をしていきたいと思っております。また、議員におかれましてもご尽力いただいておりますが、なお一層美化活動につきまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎龍太郎。2回目の質問をさせていただきます。

まず、国保についてですけど、さすがにお金がないとは申しませんでした、十分過ぎるとは言えない、基金については。課長の十分というお金は幾らなのか、ちょっと見識が私と違うというところでしょうけれども。実際のところ、まず1点目のところからいきたいんですけども、国保の広域連合化ですけども、会はやられたけど、それに至って現時点の結論的なことが全然聞こえなかったんですけど、会をやられたということは聞いて、各ブロックごとでやったとかいうことですが、基金は最終的には持ち寄りになるでしょうということでしょうが、やっぱり合併のときと違ひましてこの国保の基金というものについて、私はやっぱり、少なくとも国保の被保険者のために使われてしかるべきというふうに考えるわけ。それで、その点は後でも言ひますけれども、実際のところ県が運営、公表して、意見集約を行ったというレベルでとどまっているという認識でいいのか。ほんで、その場で本市としては、その広域連合会についてどういふふうな意見を上げたのか。そこのところが全然見えてきませんので、再度お尋ねします。

それと、2点目ですけども、子どもについては救済法どおりに行うということですが、その世帯については考えていないということですかね？私常々思ふことは、国保の滞納世帯への接触、原課の接触ですわね、それが受け身であるということが指摘できると思ひます。もちろん限られた人数でやっていますけれども、現年分の滞納から資格証発行に流れていくわけでありますので、そこでやっぱり特別な事情を酌み取る姿勢、そういうことに関しては今回はいい機会じゃないかと考えますけれども、いかがでしょう。

また、3点目についてですけど、2点目についてでも言えることですけども、資格証発行から受診の抑制が始まりますわね。それから医療にかかれぬ、俗に言う医療難民が生まれてくる。そして、どうしても医者にかかるといふときに高額な医療費が生じると。ほんで手おくれ、生命にもかかわるような状況になると。最終的にどうなるかといふは、高い国保料に反映していくんじゃないかと。この流れでは、国民皆保険のもとでどうしても末端の市町村、我々で言ったら市が防波堤にならねばならないという点が課長の答弁から聞こえてこないんですけど、そこら辺で私言ひたいのは、公平、公正と言ひますけど、そこへ持っていく原課の努力はどうかという点で、今のままの受け身の姿勢でいいのか。特別な事情やそれに準じる状況で短期証が交付できると

いう指針が示されて、今、課長の話では市町村の判断で以前から独自でやってるといふふうなことでしたけれども、やっぱり私は、将来滞納してる方でも支払ってもらえる環境を整えていくということは、これは行政の大切な仕事というふうに考えますけど、それについて見解をお願いします。

それと、特別な事情に係る届け出7件ということでしたけども、ちょっと中身がわかりませんので具体的をお願いしたいと。それから、その方々の今後の推移ですわね、どのようにいくのかということをお願いします。

市独自のサービスについてですけれどもさまざま、人間ドックの分は予算書も見てわかってはおったんですけど、実際のところ、市長にもちょっと聞きたいんですけど、後期高齢者が国保から脱退することで収納率の悪化はするであろうということは前々から課長等には指摘しておいたんですわね。そこで、国に対してやっぱり調整交付金、特別調整交付金、その維持を求めるということは大事な視点だと思いますけど、市長はそういう点では、国に対して、2,500万円ぐらい減るといふふうなことが特別委員会の審議等が出てきたんですけど、そういう動きはしているのか。

それと、私先ほど提案させてもらったんですけど、市長は香美市全体、行政全体を見ているわけで、基金を利用した、私が提案したようなこと。実際交流人口が香美市でふえるということは、地域、香美市全体を考えたら、そこに国保の財政が使われるということであつたら一定の効果はあると私は考えますけど、実際市長が経営されてる会社もあるわけです。そういうところに、先ほど若干、特定健診を受けたらセレネですかね、1回200円、もっと奮発できませんかね。そういう延長線上でもっと物事を考えれば、せめて2,000円とか2万円とか、けたが違うんじゃないだろうかと思います。その延長線上に、健康づくりのために国保のお金を使えないかという視点で再度お尋ねします。

続きまして、雇用創出の関係ですけれども、事業の追加、変更のこと、ちょっと一番最後の緊急雇用のことですが、現時点では変更はだめ、それはわかりますけど、次年度ですわね、1年限りですか、これ？3年間の基金じゃ？済みません、それについてちょっと、私理解不足ですので再度、緊急雇用が1年限りで2,590万円で終わってしまうのか、その点についてちょっと確認をさせてください。

それと、ふるさと雇用再生特別交付金事業についてですけど、対象分野や事業例を課長のほうからもいろいろ他県の例ということでは言われたんですけど、結構さまざまな介護、福祉、子育て分野から教育、文化の分野までたくさんあります。その中でさまざまなメニュー、我々議員同僚からもさまざま提案されてる、議会のたびにね。地場産品とか地域ブランド、それから伝統産業を活用した体験型ツアーを提供するとか、環境分野では先ほど来意見が出てる生ごみや食品残渣の堆肥化、肥料化とか、それからバイオマス関係とか、うちは大学がありますので大学等を知の拠点としてさまざまな教育活動や地域貢献事業をするための事業とかありますわね。そこら辺のところでは実際、今後市が

立案して企業等へどのように打診をしていくのか。その点がちょっと見えてこないんですけど再度お尋ねします。

3点目に、多重債務者対策ですけれども、消費者行政活性化基金というがで、これからということでしたが、実際本市として、商工のほうが多重債務者問題の窓口を務めるわけですけど、（緊急雇用事業が）利用できるんじゃないか、3年間ということですけども、実際今やっているさまざまな消費者行政予算へ上積みされていくというふうに考えられますけれども、どういうふうなことを要請、申し込んでいくのか、その点について再度お願いします。

やみ金の張り紙についてですが、実際問題ここにおられる方、この周辺でも黄色い紙、白い張り紙ですね、特に黄色いのが目立って、本当にみずからの財産にもしああいうことをされたんであれば本当に怒り心頭になるというふうに思います。違法なやみ金が、何も言ってこない市をいいことにやりたい放題してるというふうにとらえられても仕方ない部分もあると思います。県には屋外広告物条例がありまして、30万円以下の罰金ができる。それで、軽犯罪というよりもそちらの条例で対応したほうが提訴すること、訴えることもできるし、なかなか立件には結びつかないかもしれないけどそういう毅然とした対応も必要やないかと。それと、緊急雇用のほうで課長は対応もしていくというふうなことも言われてたんですけど、やはりそういうやみ金に対して毅然とした姿勢を示していく。法が変わって、前は090で張り紙をしていたのが0120、フリーダイヤルになりましたので、こんなこと言ったらどうかと思いますけど、私がもしその被害者であるんやったら0120へどんどんどんどん電話して、はがせ、はがせと言いたいばああ気持ちなんですわ。逆に言いますと、市の財産でありましたら、行政の皆さんが0120何番へ電話して、はがしなさい、はがしなさいと言うばああ権利はあると思うんです。やっぱりそういうことから言いますと、ただやられっ放しでおるといことはいかなものかということが頭にあります。今後もこういうことが起きてきたときに毅然とした姿勢で臨むということは大事だと思いますので、よろしくお願いします。

それで、もう1点だけつけ加えて言いますと、そのままにしておいて、もしその方が防犯灯、街路灯を見て電話をしたとします、やみ金へ、それで被害に遭うたと。その人が防犯灯に張ってた張り紙に電話したと。極端な言い方をすれば、その人が市を訴えることは可能なんですわ、出資法違反幫助ということで。だから、やみ金を手助けしているのが、断りなく張っておいても、それをそのままにしている市をその被害に遭うた方が訴える可能性もあるということもご認識しておいていただきたいと思います。市の対応としては、安全で安心なまちづくり条例で、地域安全活動で住民に不安を及ぼす要因の除去活動や犯罪、事故等の防止のための条例がありますので、それを使ったら私は現実可能だと思いますけど、やっぱり今後県の屋外広告物条例なんかも参考にしながら、もし、もう一步踏み込んで言えば環境美化条例にはこういう項目がありませんので、そういうことも一項を追加していくとかいう対応も必要だと思いますけど、それについてのお

答え求めて2回目を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員の2回目の国保の関係についてのご質問にお答えいたします。

まず、県レベルでの統合の関係ですが、香美市としてはどのような意見を言うたのかとかいうお話、ご質問ですが、私からは、どのような統合になるのかはわかりませんが、県が望ましいという方向は広域連合方式が望ましいというように提案をしております。統合する場合には、効果としては保険財政、各市町村脆弱ですので保険財政運営の安定化ということがあろうかと思えます。それから、事務面でいうと効率化、スリム化があると思えますし、それから電算システムの改修経費の大幅な節減とかいうことがあろうかと思えます。が、私が意見を言うたのは、総論では賛成だと、そういうことがあるので、総論では賛成ということをおっしゃっていただきました。具体的になってくると、広域連合方式ですと、後期高齢者医療について広域連合が立ち上がったわけですが、余りうまくいっていないと。この1年間で大分改善はされてきてるとは思いますが、当初かなり混乱をした。ということは、私は、「県単位で広域化するのであれば、県が主導をとって本来はやるべきではないだろうか。」という意見を言わせていただきました。県がやるにしても広域連合がやるにしても、県がノータッチということにはならないと思えます。後期高齢者医療についても県の職員が入ってやっておりますし、また「各市町村の職員が入ってもらわんと専門的な部分がわからん。」ということで県の方は言われましたが、もし県がやるにしても各市町村の代表が出て行って、職員が出て行って事務をとるといような格好になろうかと思えますので、その点は心配ないのではないかとこのように考えますので、県が主導になって県単位でやるということのほうがいいのではないかとこのように意見を言わせていただきました。

一方、国では、平成20年6月に都道府県単位による広域化の推進等について検討し、平成21年度中に結論を得るとい方針を決定をしているようです。来年度中にどのようにするのかの結論が出されるというように考えます。また、新聞報道では京都府が意見を出してございまして、県、京都は府ですけども県が逃げておるわけじゃない。本来すべきことはせないかんということで、京都府が独自に検討をするというように、国保新聞には記事が載っております。

あと、もし広域化にする場合には、一番の問題点としては保険料、国保税の問題がありやせんろうかと。統一をせないかんと思えますので国保税の問題、あるいは医療費の格差をどういようにするか、是正していくかということらあも問題があるかといふように思えます。そのほかにもいろんな市町村の違いがありますので、そういったことの統一がなかなか難しいのではないだろうかといふことがあります。そういったことから、昨年10月に2回目の会が行われて以降は、県内6ブロックとも2回の会までで、それ以後は会を開いていない状況です。

次に、滞納世帯の関係ですけれども、今まででも、資格証明書になる世帯であっても、分納誓約とか結んだ場合には短期の保険証で対応するというようなことでできておりましたし、また医療が必要であるというような申し出があった場合には、先ほどもお答えさせていただきましたが子どもでなくても大人であっても医療を受ける必要性については変わりませんので、そういった方については一定期間の短期証を発行して対応をさせていただきます。

それから、基金の活用で、平成21年度事業の中で、確かにセレネの利用については1回200円補助、運営協議会でも意見が出まして、委員さんの中から「けちくさいにゃあ。」と言われまして、「もう全額出いたらどうぞ。」と、「無料にしたらどうか。」というようなご意見もいただきましたが、とりあえずは200円の補助、個人負担は300円になるわけですが、とりあえずは200円の補助をさせていただきます、平成21年度の状況を見て次年度以降考えていきたいというようには考えております。

それから、国保の基金の金額の問題ですが、1回目（の答弁）に十分過ぎる基金というようには考えていないというようにお答えさせていただきましたが、確かに県下の市町村、市から比べると十分な基金であるというように考えはしております。全く基金のない市もありますし、なかなかかつかつでやっている、予算をなかなか組みにくいところもありますが、香美市としては基金も予算も十分組めておりますので、十分過ぎるではない、十分な基金であるというようには考えております。が、何でもそうですけれども幅がありまして、予算を組むには、香美市で言うと2億円ぐらいは最低限ないと予算が組めないですので、基金がなかったら、言うたら空財源みたいなものを投入して予算を組まないかんような状況になりますので2億円ぐらいはないといかんと。それで、これが10億円ぐらいあるとかなり裕福、そうなってくるとちょっと十分過ぎるかなという気はするのですが、現在の状況でいうと、合併をして以後こっち何年間、3年間ですが、数千万円ずつ基金を取り崩していきゆうような状況ですので、運営委員会でも出ましたけれども、「毎年何千万円かずつ取り崩していったらすぐにのうならないか。」と。それで、「そういったときには困りませんか。」というような意見も出ました。また、平成20年度の県の指導でも、「毎年基金を取り崩している状態は好ましくないなので、少しずつ保険料を上げるように、税率を上げるように。」という意見もいただきました。

しかし、市長との話、協議の中で、そういったことがあるのでちょっと税率を上げろつかという話をしておりましたが、こういった経済情勢ですので、もう平成21年度については据え置こうということで、平成21年度は平成20年度と同じ税率でいくというように決めております。その関係で、収納についても、率が同じ場合には経済情勢が悪いと所得が上がりにませんので税も上がりません。すると、つまり税は下がるわけで、そうすると収納率にも影響してくるというように考えますので、平成20年度どのくらいの収納率でどのくらい下がるのかわかりませんが、平成21年度はなお悪いのではな

いかというように考えますので引き続きその基金を崩さないかんのではないかとというように想定されます。そういったことから、基金を積極的に活用するということにはならないと思いますし、結果的に基金を活用した状況になるのではないかとというように考えております。

回答になったかどうかわかりませんが、以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山崎龍太郎議員のご質問の中で、市長からもということですが、調整交付金につきましてはそうした動きがあるということの中で、今後国等に要望等もしながらやはりやっていかなきゃいかんというように思います。国保の現実、現状というものは、先ほど課長のほうから詳しく説明があったわけでありまして、そうしたものを踏まえて、やはり国にも訴える必要のあるものは訴えていくことが大事だというふうに思います。

また、基金の運用につきましても、先ほど課長のほうから詳しく説明がございました。基金については、この国保のみならず一般財政調整基金と、私貧乏性でけちくさいですので、少しでも貯金をしちよいたら将来のためえいんじゃないのかと思うて、家でようしませんのでせめて市役所の貯金はしちよいたほうがと思うてしよります。しかしながら、やはり運用は大事でございまして、すべて丸投げで課長にお願いをし、任せてございまして、そうした中でうまく運用しながら、そして健全に国保会計が進めれるような、やはり長期的なビジョンも持って進んでいってこれておるというふうに私自身は思っております。

また、そうした中で、セレネ等の活用につきましても、今回平成21年度では計画しておりますが、こうしたことが広まって、また市民の皆さん方が健康増進のためにセレネを多く使えれるような、そういう運用の仕方もまた大事だというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 山崎龍太郎議員の2回目のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の緊急雇用創出事業とふるさと雇用再生特別基金事業ですが、私の思い違いで、まず訂正をさせていただきます。

ともに実施期間は3年間事業です。緊急雇用創出事業は平成21年度が締め切りとなっておりますので、平成22年度以降また公募があると思います。

2点目のふるさと雇用再生特別交付金のこの事業ですけれども、新規の事業であること、市町村等が認める事業であること、さらに収益が上がった場合、運営以外の目的には充ててはいけないことなどがあります。運営以外の利益が上がった場合は国に返還ということになりますので、それが想定されるものには地場産品の展示等をするアンテナショップ等の運営及び物産販売を行う事業ですとか、地場産品を活用した郷土料理を提

供するレストラン事業などが上げられると思います。なかなか要件が厳しく、模索している状況です。

企業等にどのように打診をするかということですが、あしたの夜まず商工会で会がございまして、そのときにも説明をいたします。が、なかなか、企業さんがこれを選択していくのはなかなか難しいところがあります。そのほか地場産品等販売促進等につきましては、厚生労働省の地域雇用創造実現事業において、観光まちづくり事業として観光協会の担当者を置いて、地域資源の商品化や販売促進なども含めて事業化するような申請も考えております。

3点目の消費者行政活性化基金事業についてでございますけれども、本市としましては、説明会の内容にもよりますけれども消費生活相談窓口、現在商工観光課で行っておりますが、社会福祉協議会において相談窓口全般になっていただきたいということを相談をかけているところです。説明会に出席しまして、その内容により検討してまいります。

4点目のやみ金関係の張り紙について、刑事的な訴えっていうのはまだ考えておりませんけれども、市として毅然とした姿勢を持つために、どのように対処していくべきかということは今後研究していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。3回目の質問をさせていただきます。

国保についてですけれども、聞きようによっては基金は2億円でいいというふうには聞こえました、予算のとき。実際前段の説明で、私少なくとも、後期高齢者の例も踏まえてですわね、本市としては広域連合化等については反対の姿勢を示したんじゃないかなというふうな思い入れがあったんです。ただ、総論賛成ということでしたわね。実際後期高齢者のことなんかでもやっぱり相談窓口のことや、住民が相談したときにやはりいろいろトラブルったりエラーなんかも聞きますし、より一層、国保になりますとそういうことがふえるんじゃないかというふうに思います。

それともう1点、運営委員会ということがたびたび出てきたんですけど、その中で広域化ということについて課長は話をされてるのか。基金のことなんかもこれぐらいは必要やということを運営委員会でも話しされたということですが、実際のところ、私が第1回目の質問で提起したことについては、ほとんどできない方向の答弁だったというふうにも認識しておりますけど、私は、市長は自分の言葉で「けちくさいので。」ということをおっしゃるんですけど、私が、市長にけちくさいと言いたいのは、財政安定化支援事業繰入金4,000万円、新年度で組んでますけど、それをもっと入れなさいよと、そういう意味で私は市長はけちくさいんじゃないかなと、失礼ですけどそういうふうに思ったりするんですわ。だから、歳入の部分を中心に保障しておいて、出す分はきれいに、基金を県に持って行って、課長がけん基金は十分、今、香美市で7億円、

8億円ですかね、それぐらいの国保の基金があって、実際課長が県の一本化の課長になるわけでもないんでしょうけど、安定してお金を、県で運営するのにどれだけの基金が要るでしょう。実際ほいたら、課長の言うように南海大地震のためいうたら、かなりの基金をため込まんといかんのじゃないですか？実際課長の論法からいうと。私はやっぱりそういうことからいうと、被保険者の方々にどんだけのサービスを、国は平成21年度中に結論をというふうに言うてきてる中で、それをまた持ち寄って、他市の例を挙げたら大変失礼ですけど、ほとんど1億円前後ぐらいの基金でまた保険料を上げたという例らあも新聞等にも載ってますけど、本市は、そういう中ではやはり目標を決めて、基金は我が市は2億円で何とかいけるとなれば、それを被保険者サービス、施策につぎ込んでいくというふうな姿勢がまるっきり見えないということが。最終的に課長の一存で基金が全部県へ行ってしまふ、それはもちろんその後も国保でサービスを受けるんですけど、持ち寄って、本市は7億円も8億円も持っていったと、片一方のほかを寄せ集めてもトータルで3,000万円なかったというふうな現状が、市民感情として許されるのかという点であります。だから私は、実際のところそれをのけておいたとしてもやはり基準を明確にしておいて、それはやっぱり市のまちづくりの観点からでも交流人口拡大のために使うのが大切じゃないろうかと。それで健康づくりが推進されて、医者のお世話にならなくて済むような状況をつくり上げるというのが国保行政を預かる者の仕事じゃないかと考えます。再度答弁を求めます。

それと、1点、特別な事情に係る届け出7件の内容、7件が特別な事情であるということで7件あったということですね、申請が。その中身と、今後どういうふうの流れていくかについて説明が抜かっていますので、お願いします。

それと、やみ金のことについて1つだけ。張り紙ですけど、緊急雇用の事業まで待って、今の時点ではそのままにしておくのか。早急に何らか、まず今の部分ははがしていくのか、それについてお答えを求めて私の質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員の国保について、3回目のご質問にお答えします。

まず、基金の関係ですけれども、私が言うた2億円の関係は最低のレベルということであって、十分なレベルというようには言えないと思います。どこが線かっているのはちょっとわかりませんが、毎年医療費が上がっている状況がありますので、基金を何ぼでも持つ必要はないかもしれませんが、ある程度の基金保有は必要だと考えます。

また、財政安定化支援金についても、大体4,000万円ぐらいしか入れてくれてないわけですが、これを基準額あるいは算定額を入れていただければ、毎年定期的に入れていただければ国保税を減額、税率の減額ということも可能だとは思いますが。

（笑い声あり）

○保険課長（岡本明弘君） それと、県レベルでの統合の関係ですが、香美市だけで

いうと今脆弱ながらも進めている状況にありますので、あと10年ぐらいはまだ、大体見通しがつくのではないかというような感じはしておりますが、やはり県下を見るとなかなか厳しいようなところもありますので、香美市でも将来どんなような状況になるのかわかりませんので、やっぱり県下が統一されれば安定した運営になるというようには考えますので統合がいいのではないかと、しかも県が主導になってやることについて賛成はしております。広域連合化するのであれば、その賛成もちょっと反対寄りかなというような気はします。

それと、特別な事情に係る届け出についてですが、流れとしては、初めてその資格者証になる人っていうのはほとんどおりませんので、現在資格証明証を発行している世帯は3月末までそういう証になっておりまして、新たに発生する人についてはこの2月に、このまま滞納するとどういふ状況になりますよ、特別事情があれば出してくださいということでお送りをさせていただきました。基本的には、そういった新たになる人については、もし平成20年7月からの滞納であれば8月までの短期証が出ます。それまでにに入れていただければ通常の保険証になるわけですが、保険税を入れていただかなければ資格証になるということに手順としてはなっています。それまでは、最初の7月が納期ですので7月に入れていく。それぞれ納期が期別に分かれていますので、一番早いのは7月ですので、7月に入れていただけなかった人が新たに発生する場ですね、そういうことになります。今まで資格者証であった人は、それほど変化がないというような状況にあります。

基金の額ですけれども、平成19年度末で6億7,700万円、今年度末で7億円を少し切れるぐらい、同じような金額になろうかと考えてはおります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山崎議員の3回目の質問の中で、唯一課長と私の合わんところは安定化支援金のところですか。せんだっての運営協議会の中でもそれをかなり強く言われまして、私も少し反論をしました、課長に。それがちょっと合わんところですが、私は、母屋がこけたらなかなか、建て直しもなかなか難しいので母屋のほうもしっかりしちよかないかんという考えですので、そういう、少しニュアンスは違うかもしれませんが、そういう考え方で現在のところ、安定化のお金はそういうふうな形にさせていただいています。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 済みません、答弁抜けがありました。

国保運営協議会で広域化のことは話されていないのかという質問があったと思うんですが、運営協議会の中では、話は今まで出したことはなかったと思います。ただ、毎年この委員さんの研修、県で行っておりますが、その中で、研修の中で広域化について話、研修があったというように記憶しております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 山崎龍太郎議員のやみ金対応について、3回目のご質問にお答えいたします。

張り紙をはがすことについては早い段階で取り組みます。これはイタチごっこのようなところがありましてまた張られることも想定されますので、緊急雇用の監視パトロールはその後の見回り等をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

次に、9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三夫君） 9番。議長の許しを得ましたので、通告順に従いまして質問をさせていただきます。

その前に、2番の「観光振興策について」という、下から2行目に、「必要と考える。前回の答弁には市内観光協会」になってます。「市内」、「内」を抹消、お願いします。続けて言いますと、「前回の答弁には市観光協会、教育委員会や史談会等と連携をし」というふうに訂正をお願いをします。

それでは、まず最初に市有林の管理計画と活用についてお伺いをいたします。

日本農業新聞によりますと、日本林業経営者協会では、森林ごとの二酸化炭素吸収量を算定し、生物多様性の豊かな森林を認定するフォレストック認定を創設しました。認定された森林の二酸化炭素の吸収量は1トン当たり1,000円で企業や個人に販売し、林業の経営者らは販売代金を森林整備に活用するとして、平均的な人工林で年間1ヘクタール当たり1万円の売り上げが見込まれるとしています。これは、森林の多面的価値を評価し、京都議定書の目標達成や林業経営に貢献するのが目的で、15日から認定希望者の受け付けを始めたようであります。当協会の速水会長は、「認定制度を機に国民と一緒に適切な管理を進めたい。」と述べられています。この制度は国の進める二酸化炭素排出権取引とは異なり、二酸化炭素の削減実績には算入できないが企業の社会的責任CSRの一環として購入し、企業のイメージ向上に役立てることができるといったものであります。同協会に認定を申し込むと、森林認証機関が二酸化炭素の吸収量を木の種類や生育年数から算出し、生物多様性は、森林内の植物や鳥の種類などを調査し一定の基準を満たす必要があるとしています。そして、二酸化炭素吸収量を購入した企業、個人には同協会が認定書を交付することとしていて、既に東京電力が所有する森林で認定を受ける計画で、趣旨に賛同した女優の山口智子さんも購入を決めたとのことあります。協会の会員は450人、全員の森林面積は約70万ヘクタールで、会員面積の約半分が認定を受ける見込みのようでありますし、会員外の支援もしたいとしています。二酸化炭素削減の実績を売買する制度は、現在国が国内クレジット制やカーボンオフセット制度を立ち上げている最中で、民間ではフォレストック認定のほかにも風力や太陽光など自然エネルギーでつくった電力プレミアムをつけて売るグリーン電力証書などの制

度が始まっています。いずれにせよ売り手となる事業者あるいは農林業者が厳格な審査、認定を担うこととなりますが、フォレストック認定の場合は、日本政府の作成している森林の二酸化炭素吸収量の算定方式を使い、森林認証機関が審査をしております。県の協働の森づくりも同様の考え方ではありますが、いずれにしても森林の管理計画は必要であります。

現在、物部町内には直営林458ヘクタールがあって、神池、クロタキ、アカギユウは面積で200ヘクタール以上ありますし、林内作業道も開設をされています。また、上岡の瑞穂、仙頭、下り野山は100ヘクタールで、本年度から森の工場で事業が始まり、高知中部森林管理署との併用林道が開設されることとなっています。このように条件的には整備されつつありますが、早急に市有林それぞれの管理計画により活用すべきと考えているところでもあります。さきに申し上げましたように、平均的な人工林で1ヘクタール当たり1万円の売り上げがあるとすれば、森林組合に管理委託をしている238万3,000円、市有林保険料183万5,000円を吸収できると思われませんが、所信についてお伺いをいたします。

続きまして、観光振興策についてであります。

このことにつきましては、平成18年10月議会でも質問をさせていただいたところですが、答弁では市観光協会、教育委員会や史談会などと連携し新たに観光体系を組み立てて進めていきたいとのことでしたが、現在の進捗状況についてお伺いをするものであります。

商工観光課には、高知大学、蕭紅燕先生などがかかわっておられる土佐地域文化11号をお返しをしていますが、この中に、以前紹介した物部町神池にあった古代寺院に関する記述があったと思います。起稿しているのは岡山県の丸谷さんという方で、アカメヤナギによって神通寺の成り立ちがわかるものであります。丸谷さんが奈良県西大寺を訪問するたびに気になったのが、百萬古柳由来の柳の種類がなぜアカメヤナギかという疑問が解けず12年が経過をしたとのことでもあります。しかし、「平成18年3月29日に高知県からメールをいただき、この1通のメールが私の長年の疑問を解くかぎを与えてくれた。」とあります。そして、そのメールの内容は、「突然のメールをお許しください。貴ホームページを感激しながら拝見しました。柳の薬用については自分なりの予見で検索し、貴ホームページにたどり着きました。当地、香美市物部町神池、旧物部村という標高500メートル程度の小さな山里に古代寺院跡があり、そこに池があり、そのほとりに県下最大級のアカメヤナギがあります。永久3年、1115年、朝野群載にこの地にあった寺院の記載があり、「それは建立のときから幾星霜か知れず、荒れ果て云々」の記事があります。1115年の時点で既に往古の大寺の記述です。その地に立ちますと天空の聖地の感のある時空で、最近よく訪れています。古代官道の地とも比定される場所ですが、歴史、民俗両面ともアプローチがなされていませんでした。今回、何人かの人に呼びかけ、地元の人とともにいろいろ考えてみようという集いを計画

しました。柳について多くの疑問を持っていたのは数年前からです。寺田寅彦の郷土随筆、物売りの声を読んでからでした。寅彦が少年時代、「北の山から老翁が「ヤマオコゼは、マルバヤナギは。」と呼びかけながら売り歩いた。」と書かれています。寅彦は、マルバヤナギが何だろうかという疑問を呈しています。最近このことについては自分なりの手がかりがあり、やはり薬草として売られていたのではと考えています。貴ホームページを拝読させていただき、大変多くの貴重なご教示、ご示唆をいただきました。

「お茶の木にもご興味がある。」と述べられていましたが、四国山地にはとても古い形態のお茶が何カ所か残っています。今そちらにも興味を持って調べているところです。今後ともたくさんのご教示をくださいますようお願いいたします。」で結ばれています。その後、丸谷さんが神池を訪れたのは同年8月6日で、案内しましたが、当日とその後、神通寺の記述のある朝野群載は、平安時代に詩文、文書を分類し編さんしたもので、諸司の事務に関するものを多く含み、平安時代の行政を知る重要な史料となっていることや、もとは30巻あって、現存するのは21巻などがわかったのであります。また、藤原重基鐘一口返送状にある藤原重基は、「東大寺。阿闍梨。中務少甫藤原重基」で、生まれはわかりませんが1134年に没していることがわかりました。そして、先ほど言いました阿闍梨は、大学でいいますと教授、学校でいいますと先生、いわゆる修業を積んだ僧ということであります。私たちが子どものころは、神通寺は長宗我部元親の四国統一の際、このような山間要害の地に七堂伽藍の大寺があるのは政策上おもしろくないとして焼き討ちにしたと誤った知識を与えられたのでありますし、現在もそう思われている方もいるのであります。

ちなみに、寺の敷地は東西60間、南北50間と言われておりますので、メートルにしますと約110メートル掛ける90メートルですので、約1ヘクタールとなります。そして、神通寺跡を挟むように東に女池、西に男池がありますし、現在は男池にアカメヤナギの巨樹が残っています。男池には、50年ぐらい前までは六、七本の木が残っていましたが、台風などの影響を受けて現存するのは1本だけとなっています。一方、女池にもアカメヤナギの巨樹が繁っていたと言われていて、池のところどころに切り込まれたと思われる木々から芽吹きが見られています。なぜアカメヤナギに触れたかと申しますと、神通寺の由来について関連があるからであります。神通寺は仏典による名称で、本尊は大通智勝如来であり、中国では山東省の神通寺が知られています。大通智勝如来は、法華経第7章、過去の因縁に、「あなたは偉大な医者であり、この上なき方であり、体のある者すべてを救済するために限りない却をかけて菩提に至られた。あなたのよきこの願いはここに満たされたのです。」私も別に宗教の布教をしているわけではありませんが、こうした状況から判断していくと、神通寺が建立された時期などについてはわかりませんが、薬木、薬草の栽培を目的にした寺院だろうと考えています。

神池に現存する大日寺は行基によって開山されたと言われておりますが、行基は15歳で出家、道昭を師として、この道昭は三蔵法師の弟子であります。法相宗に帰依し、2

4歳で受戒し、やがて山岳修業に入り、すぐれた呪力、神通力を身につけたとされています。そして、その行基が帰依したのが日本の仏教医学を体系化した法相宗であります。

先ほどメールを紹介しましたが、寺田寅彦の物売りの声に、「北の山から時々姿をあらわして奇妙な作物を売り歩く老人がいた。少しびっこで、恐ろしく背の高いやせこけた老翁であったが、破れ手ぬぐいでほおかむりをした下からは、薄汚いしらがはみ出ているようである。着物は完全なぼろで、それに荒縄の帯を締めていたような気がする。大きい炭とりくらいの大きな竹かごを棒切れの先にひっかけたのを肩に担いで、びっこを引きながら歩く。「マルバヤナギは、ヤマオコゼは。」と、少し舌のもつれるような低音で、しり下がりのアクセントで呼び歩くのであった。」とありますが、このマルバヤナギはアカメヤナギの別称で、明治、大正時代に歯ブラシが普及するまではようじ、薬木として売られていたと言われていましたし、サンスクリット語でようじに使われている木はダンタカーシュクと言い、「ダンタ」は英語のデンタルの語源であり、「ダンタ」は数字の32で歯の数をあらわすとされています。この神通寺が文献に出てくる1115年に既に廃寺に近くなっていたということがわかったのが平成18年3月でありますので、こうした歴史調査は多くの時間と労力を要するのでありますが、類は友を呼ぶとのことわざがあるように変わり者が集まったらそれなりの調査ができるのかもわからなくなっていうふうに思っているところでもあります。

また、物部町内にある小松神社は、平家伝説を信じられている方がおられますが、平家が壇ノ浦で滅んだのは寿永4年、1185年で、小松神社が朝廷より延喜式を認められたのは延長5年、927年ですので250年以上もの差があります。このことから、小松神社は秦の始皇帝が不老不死の薬を求めて派遣した人々に由来するとしているのが正しいのであります。

物部川沿いには、そのほかに大川上美良布神社があって、この川上様は京の加茂氏に、深淵神社は物部氏の氏族に由来すると言われていています。神池部落では、本年に入って、住民の浄財によって物部町柳瀬から神池までの案内板を、集落内に入ってから、男池、女池、大日寺、トイレなどの表示板を設置をいたしました。これは最近、女池のコダイバスやスイレンの花を見に来られる方や、大日寺の杉、星神社の杉、男池のアカメヤナギなどを見に来られる方が多くなったこと、神池集落内に来られてから「神池はどこでしょうか。」と聞かれる方が多いためであります。そして、これに伴い歴史や男池、女池について聞かれることも多くなってきたために、これに対応するためには正確な情報を提供することが大切だと考えるようになったからであります。小さな集落の1つのことを調査し、結論に近い答えを出すまでに約3年間も要しました。このことから考えると、市全体の歴史を検証し取りまとめることは大変なことだと考えますが、現在の歴史、文化の観光材として提供できるものはどれだけあるのか、その進捗状況についてお伺いをいたします。

3番目に、大栃高校のユズのレシピの活用についてお伺いをいたします。

3月1日に行われました大栃高校の（卒業式の）来賓席には、ユズの果汁を使ったどら焼きが2個入った封筒が置かれていました。大栃高校家庭クラブでは、学校が山田高校と統合されることを受けて、お世話になった物部町に、また学校がなくなるので何かを残したいとの思いから、物部町特産のユズを使ったお菓子24種類、料理5種類、計29種類のレシピ集を作成しています。味については個人の好みによって異なりますので一概に言えませんが、私はおいしくいただきましたし、農協のイベントや文化祭でも人気は高いのであります。レシピ集の冒頭には、「大栃高校家庭クラブでは、物部特産ユズについて研究しています。その研究の1つとしてユズを使ったお菓子づくりに挑戦しました。私たちが考えたお菓子を物部の皆さんにもつくっていただきたいと思い、2007年12月に1冊目のレシピ集をつくりました。2008年5月には新しいお菓子を9つ加えて、全部で24品のお菓子レシピとしました。また、巻末には青ユズを使用した簡単ユズレシピも付録として載せています。ぜひお試しください。」と記述をしています。自分たちが卒業した、あるいは卒業する学校がなくなる寂しさと、高校発足までの経過への思いがこのレシピ集を作成したのであります。

大栃高校の前身は、高知農業高校香北分校であります。昭和34年12月（物部）村議会において、高校設置に要する経費はすべて村有林の売却代金をもって充てること、開設準備として200万円を決定し、設置運動が活発化、昭和35年、大栃小学校校舎を借用し高知農業高校香北分校が開校したのであります。

どうして当時の旧物部村が積極的に高校設置に動いたかと申しますと、（当時の）香美郡他町村に比べ高校への進学率が低く、物部町内の中学校からの進学率は20から30%、他町村では50から80%と大きな差があったからであります。そこで、昭和33年12月10日に県に提出した申請趣意書を見ますと、その思いがつつられています。「当、物部村は、県当局格段の指導と支援のもとに、旧上葦生、（旧）槇山両村が合併して去る（昭和）31年9月発足し、（物部）村民の協力によって極めて順調な成長を続けております。高校分校設置は旧（上葦生、旧槇山）村当時から両村民の切望するところでありました。新教育法によって教育の機会均等を与えられながら、広大な地域にわたっているため通学不能の多くの青少年はただ不遇を恨むほかなく、私ども（物部）村民のひとしく遺憾とするところでありました。合併の建設計画にも大きく取り入れられており、年々高校誘致の要望は高まり、このたび農業高校分校をお願いする運びとなりました。内容等につきましては、山村は山に生き抜くべく山林経営、山地農業を本旨とする林家主体の農業高校分校として、500町歩の村有林を随所実習林として使用させ、郷土の、また国家の重要な資源たる山林、山地農業の振興と郷土の開発に寄与する青少年の教育を振興させたいと存じます。なお、本村（物部村）には広大な国有林を有し、環境的にも林業研究に、また県北辺の山上、山間地帯のため、高冷地農業の研究にも絶好の地であります。しかる見地より、私どもとしては、これの早期開設をお願い申し上げたく、検討を進め今回の成案を得ました。県当局におかれましては経費多端の

折からとは存じますが、当村（物部村）並びに地域の実態をご賢察くだされ、多数の不遇青少年に教育の機会を得させるためぜひとも早急に高知農業高等学校香北分校の開設ができますよう、ご高覧を賜りたくお願いを申し上げます。」と結ばれています。

昭和34年9月には、（昭和）35年4月、県の認可の有無にかかわらず私立高校としてでも開校することを決定していますし、（昭和）39年、大栃高校となるまでは、当時の物部村が高校開設に支出した費用は8,010万円で、当時の（物部）村長の給与が月3万円程度ですから、いかに当時の（物部）村当局や（物部）村民が高校開設を切望したかがわかるのであります。この8,010万円は、（物部）村長給与から試算すると現在の20億円程度になろうかと思えます。先ほども申しましたが、生徒はこうした学校が開校されるまでの経過と、学校がなくなるので何かを残したいという思いからつくられたレシピ集であります。商工会などの協力を得て商品化について検討されたことがあるのか、また検討されるのか、お伺いをいたしたいと思えます。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 私のほうから、門脇議員さんの市有林の管理計画と活用についてのご質問にお答えさせていただきます。

市有林の管理計画につきましては、以前より門脇議員さんの方からご質問いただき、それぞれのお答えをしてくれておりました。今後市有林計画のあり方、活用方法等につきましては、林政課を含め関係課とも協議して、市有林の管理計画の樹立を検討していきたいというふうを考えております。

なお、今回ご指摘のありました日本林業者協会等々、それから新しい制度、これにつきましては不十分で勉強しておりませんでしたので、初めて聞く名前ばかりでございまして、これからちょっと勉強させていただき研究していきたいというふうに思います。ちょうどタイミングよく、けさの新聞に国がオフセット認証と、高知県がなったという記事も出ておりますので、比較的、先人の残してくれた自然豊かな市有財産であります。広大な市有林を活用できる新しい方法が提案されているんじゃないかというふうには考えております。厳しい財政でございましてこういった部分を大いに活用して、自然環境が換金できて、CO₂が削減とかそういった環境に貢献できるものであれば、香美市としましてもどういった形でこういったものに参加、活用できるか等を大いに研究しまして、市有林計画の中に盛り込んでいけたらというふうに考えております。

非常においしい話ですので早々に飛びつきたいわけですが、初めて聞く言葉ですので、できるだけ早く研究して行ってじっくりと取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 門脇二三夫議員のご質問にお答えいたします。

まず、観光振興策についてでございますが、本議会で観光協会、教育委員会、史談会

と連携して新しいルート化について答弁したことにつきまして、着手すべきところでしたが、歴史の観光体系ルートづくりはできておりません。歴史、文化の研究には、大変頭が下がる思いでただいま拝聴いたしました。今後香美市観光協会の見直しをかけてから着手したいと考えておりますので、その節はご協力をよろしくお願いいたします。

次に、大栃高校のユズレシピ集活用はについてでございます。

大栃高校の家庭クラブのユズのレシピ集を拝見させていただきました。素晴らしい研究がされていると感じました。このレシピ集をこのままにしておくことは大変もったいなく、このご努力に敬意を持つところです。

伊野商業高校の情報デザイン科の生徒が、集団リセ企画、フランス語で高校生を意味するそうですが、設立しまして、校内活動にとどまらず地域社会での経済に触れ、交流を目的に活動しており、エッセイ集や、出版から、民間企業、各自治体のデザイン、ロゴ、ポスターの作成をしております。大栃高校も残りわずか1年となりまして、期間は短いところですがけれどもこのような活動に、この事例を研究して地域展開されるのもおもしろい財産になるのではないかと思います。ユズを使った商品は、商工観光課での商品化はしておりませんが、地元の企業が手がけて商品化しているところがあると聞いておりますし、幾つか研究している地元の団体もあると聞いております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三夫君） 9番、門脇です。2回目の質問をさせていただきます。

これは、財政課長にはお願いとを含めてになりますが、実は旧物部村時代に（旧物部）村有林の、F S Cっていう国際認証制度があります。今、高知県で、一番最初に入ったのは梶原町の森林なんです、日本で一番早かったのは速水林業といいまして日本林業経営者協会の会長をやられてる三重県の方ですけども、全国で1番目に入ってます。そのときに旧物部のほうが認証に足踏みをしたのは、認証のために800万円要するというので却下をされました。これ大事なのは、梶原町がその認証を受けたということで今回、今新しい展開ができています。環境に物すごく関心を持った荏原製作所が入ってきたんですよ。特に荏原とかソニーとかいうようなある程度企業で、先ほど言いました社会的責任、企業の社会的責任という部分があって、そのために、荏原が来ることによってペレット工場ができましたし、荏原自体は3,000万円かけてペレットを燃やすことによって冷暖房ができる機械を開発をしております。そういうふうには、やっぱり地方自治体もある程度環境を重視をしていくことによって企業誘致ができるということになりますので、多少のお金は要るかもしれませんが、例えば、言いましたように、さっき言いましたので約300町ですね、それで面積の大きいといいますと光石が約60町歩、それで360町ぐらいになります、計算どおりいきますと360万円ぐらいは入ってくるのではないかなと。幸いこの、それぞれの森の下流域には、光石の下ではS社というところが発電をしております。それから下り野、瑞穂のほうでは、これもS社の

集水口があります。それから、クロタキとアカギユウの下流域は親方日の丸のこの、親方日の丸ってわからんでしょうが県の企業があります。そういうふうにある程度、タイミングがえいと言うとおかしいですが、下流域にそれぞれ関心のあるような企業が来てますので、そのあたりでお話をされる。あるいは、これ認証という形でなくても、県の協働の森づくり事業みたいな格好でも当然できるんじゃないかなという認識を持っています。調査費用は多少要るかもしれませんが、却下をせんようにひとつよろしゅうにお願いします。やっぱり今から先というのはいろんな、先ほど言いました、課長のほうからも言われましたカーボンオフセットとかいろんなのが出てますので、よりよいのをひとつ選択をお願いをしたいと思います。

それから、観光振興策についてお伺いをいたします。

課長の答弁の中では作業は余り進んでませんよというようなことですが、先ほど言いましたように神通寺だけでも3年間ぐらいかかっています。それでも十分とは言えません。現在商工観光課の中には観光協会の事務局があって、現行人員ではどうも人手不足もあるのではないかなと思います。例えば神通寺を調べる際に、言いませんでしたがお寺が存在するためにはまず紙の原料になるガンピがあるかどうか、あるいは修業の際や写経の際、眠気覚まし、あるいは薬として使われたお茶があるかどうかとか、トチバニンジンがあるかどうかとかいうような環境調査も必要になってきますので、現行体制ではなかなか難しいのではないかなという気はしてました。

ただ、この物部町から香北町北部にかけてでは、四国で最も自然が残された西熊とか三嶺、特に三嶺山頂から天狗塚にかけての尾根筋には、国の天然記念物に指定をされているコメツツジやミヤマクマザサが群生をしていますし、別府のジルサワ谷のカツラの巨樹、また、高知県森林局によると土佐の名木、古木では、県内杉の156本のうち26本、これは16.7%、ヒノキ33本のうち5本、これが15.2%、ムク38本のうち7本、18.4%と、他市町村に比べても多いと言えます。特に最近ではこうした自然や巨樹、巨木を15人から20人程度でめぐるツアーが多くなっていますので、これらの説明も必要となってきています。他市町村の観光協会は独立した組織となっていて、運営経費は補助金、会費、指定管理者制度による指定管理料が主なものとなっていて、指定管理料の占める割合が高くなっています。しかし、本市では商工観光課の中にあるために商工観光課本来の仕事に支障があるのではと心配するところでもあります。特に歴史等については、県内情報もありますが、調査資料も多いこともあってか県外からの重要な情報が多くなっています。（質問）1回目の神通寺につきましては、私からいの町の方に、いの町の方から岡山の丸谷さんに行って帰ってきたものであります。また、昨年テレビで全国放送されましたので見られた方もあろうかと思いますが、神池の、先ほど言いましたアカギユウの市有林内に安徳帝の御陵だと言われているところがありますけれども、これは國學院大学の教授などを初め関東からの情報がほとんどであります。また、一昨年には別府で国立歴史民俗博物館、総合研究大学院大学の人たち4名と偶然

会うことができましたが、来年度、今になりますと本年になりますけれども別府地区ほかの調査に入るとのことでありましたけれども、時間がありませんでしたので内容について聞けませんでした。このように私たちの知らない間に調査、研究されているからであります。

そのほかに、先ほど言いました大栃高校にも関連が多少ありますけれども、3月3日、物部町の学校給食センターと食事をする子どもたちの姿が高知放送で放映をされました。その中で森本栄養教諭が、食堂内に集まった1年生から6年生にひな祭りの3段ひしもちの説明をされていましたが、内容は、一番下の白は雪、2段目の緑は緑の葉、3段目は桃の花をあらわしています。おひな様は飾りますがそれぞれの持つ意味は忘れられつつありますので、これらも大切な文化です。このセンターでは地元の食材を使い、食材の説明をしながら、普通に家庭で食べている料理の栄養のバランスを考えながら調理するスローフードでもあります。これは郷土の料理の方法を伝えることにつながっています。これは余り関係ないように思われるかもしれませんが、これを、観光とそういった郷土料理を合わせたのが長野県（上水内郡）小川村に小川の庄というところがあって、おやき、野菜、山菜をあんこにして小麦粉でくるんだものですが、それで今年商が8億2,000万円、従業員の半分以上が60（歳）、最高齢は84歳、そういったことに着目していくと、やっぱり郷土の料理というか昔の料理が欲しいというのがあるような気がします。東京の居酒屋3店を運営するチェーン店では、土佐の田舎料理をテーマに27歳、28歳ぐらいの女性をターゲットに店の展開をしていくっていうことでやっていますし、店をもっと広げたいということがありますので、これ観光と兼ねて、どっちかという観光も商工のほうも兼ねてやっていくほうがよくないかなと思います。

それから、3点目の大栃高校のユズを使ったお菓子、先ほども申したように物部町では高い評価を受けていますが、このことは、萩野（物部）支所長もおられますし、物部町内に住んでいる執行部の方はご承知のとおりだと思います。先ほど課長もおっしゃられましたけれども、もう統合まで1年ないですけれども、可能であれば生徒たちがおる間に何とか目鼻がついたらいいなというふうに思っています。ただ、私が商品化というだけではいけませんので、きょうは大栃高校の協力をいただいて議員の皆さんと執行部の皆さん、60個あったらと思いますので、大栃高校のほうでつくっていただいていますので、（午後）4時半ぐらいに議会事務局のほうへ来ると思いますので皆さんで食味をしていただいて、評価していただけたらと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 門脇議員さんの2回目の質問にお答えさせていただきます。

F S Cですか、この800万円の分をカットされたという話ですけど、今、財政課としまして、必要な財源につきましてはカットはしておりませんので。

(笑い声あり)

○財政課長（後藤博明君） ご質問にございましたが、こういった部分につきまして、香美市としての環境対策、取り組みの一環として市有林がどういうふうに活用できるかと、そういったいろんなビジョンの中で検討させていただきたいと、制度、それからいろいろ手法がございますので検討させていただきたいと思います。

それに、きょうの高知新聞をちょっと引用させていただきますと、環境省地域温暖化対策課の方は、これまでのクレジット購入は主に海外の途上国だったと。次に国内で資金を還元し、地域活性化にもつながる仕組みとして意義も大きいと。これを受けまして、県の文化環境部長さんは、本県が先駆けとなる、光栄だ。売却収入を本県の森林整備に還元し、山がさらに活性化されるように努めたいというふうな目的意識を持ってこういった制度を大いに取り入れていっております。香美市がどこまで倣えるかわかりませんが、こういった部分には改めて取り組んでいきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 門脇二三夫議員の2回目のご質問にお答えいたします。

観光振興策についてですが、商工観光課が観光協会の事務局を兼務することはどうしても現状では無理がございまして、というのも、特に多重債務相談等が参りましてかなりそこでも時間を費やされております。なかなか観光協会の発展が難しいと思いますので、厚生労働省の地域雇用創造実現事業におきまして観光協会の独立化も考えております。

3点目のユズのお菓子につきましては、大変試食について期待をしております。ありがとうございます。商品化につきましても極力一緒に取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○議長（中澤愛水君） 門脇二三夫君の質問が終わりました。

暫時10分間休憩をいたします。

(午後 2時41分 休憩)

(午後 2時53分 再開)

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

次に、13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番、竹平です。ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、通告内容に従いまして質問をさせていただきます。本日の質問は、2項目でございます。

まず、1項目でございます。行政と自治会の連携強化による地域活性化と保全について

てでございます。

今、全国の地方の市町村で問題となっております中山間地域の少子高齢化による人口減少、それに伴う過疎地域が増加しており、本市でも例外ではなく、その対策が課題となっております。そうした中におきまして、本市3町の山間地域は、いわゆる限界集落と言われる65歳以上の高齢者が50%を超える地域がふえつつあり、近い将来、集落の自治機能が維持できなくなるであろう地域が散見をされております。このことは、市政へも少なからず影響を及ぼすことになるとともに、特にこうした地域に共通する事項として、山間地であると同時に水源域でもあることから、地域の維持機能を保つことは水源の保持、山林崩壊の防止、環境保全等の面からも重要な要素となります。

こうした状況下、そこに人が住み、人によって山間地が守られている側面を考え合わせるとき、何らかの手だてを講じて行政の光を当てていかなければならないところに行政の命題があり、その対策を講じることが施策ということになります。そういった中で今回行政報告の中でもありました、新規事業として打ち出された元気な集落づくり支援事業、市長はさらりと語られましたが、山間地域に住む住民にとっては今後の集落の維持機能や保全に取り組もうと行動を起こす際のよりどころや根拠ができたわけで、まことに当を得た政策として期待するとともに評価もするものでございます。今3町の山間地域を見まして、今ならまだ間に合う、今ならまだ地域活力がある自治会に対策を講じ支援をしていく。つまり、この新規事業制度を軸として、現存する従来の現行制度事業と連動させ、充実、強化して積極的に活用を図っていく。そして、そのことにより生活環境の改善が向上されれば集落の維持につながるものと思われま。

そうした中、先行する現行関係制度事業を幾つか拾い上げてみますと、お手元に資料としてお配りしておりますが、1番目から5番目までが集落整備事業関係でございます。そして6番目が集落営農パワーアップ事業、それから7番目、8番目、これが集落営農等支援事業、いわゆる中山間直接支払い制度で行っている事業でございますが、いずれの事業もその特性として上げられるのが、基本的には行政の指導やアドバイスを受けながらも地域の団体や自治会みずからが主体的に事業に取り組み成果を上げるという仕組みになっております。とりわけ集落整備事業に関して実践をしている自治会の事例を挙げて申し上げますと、まず地区で上がった要望を自治会でまとめ、支所担当課に申し出て、その内容等について事務的な指導と施行方法についてアドバイスを受けながら事業計画をつくり上げ、申請書を提出して、必要性、事業効果等の面によしとなれば採択になり事業を実施する。そして完成検査を受けて事業が終了するということになっております。少し解説的になりましたが、端的に申しますと、必要材料費の提供を受けたら後は自治会主導でやるからよろしく願いますということになります。自治会によっては、人数が少なく共同作業ができない場合は、自治会等によりまして請負に出して、受益者負担金を承知で事業を進めることとなります。

この事業のもう1つの特徴といたしまして、写真の5番目までが集落整備事業ですが、

この飲料水の供給施設の関係の作業、そして市道の側溝とか、それから市道の道路の段差ができたとかいったところ、それから集落内の谷川なんかの護岸、こういった作業という、いわゆる生活関連の施設でありまして、地域が日常的に利用しているがゆえに修理や修繕が必要と思われる箇所が早い時期にわかりまして、大がかりな工事になる前に支所担当課に相談をして双方向で対応ができるということです。

少し横道にそれでしたが、ここで申し上げたいのは、経費面で安く上がるといった効果もさることながら、地域の自治会と行政双方の連携がとれることにより一層の連帯感が生まれるとともに、地域では自考自助意識、そして責任感ができることです。この自考自助意識ということに関しては、特に写真1の場合ですが、これは集落へ供給をしておる水道管が山崩れでちょっと崩れて、それを支所をお願いして修理したところですが、ふだんはその地域は8戸のくで、元気でやってくれる男の人っていうのは2名ぐらいしかいないんですね。その自治会長さんが声をかけますと、山田、南国、高知市、そういったところへ出ておる方々が上がってきて一緒に仕事をやってくれるといったことで、かなり大勢の方々が協力し合っってそういった作業に携わっております。そういった、いわゆる自考自助意識ということがはぐくまれるということになります。つまり、自治会が要望して地域が主体的に行った事業であるがゆえに後の維持管理の面においても自治会の責任において管理していくということで、ある意味行政の負担は継続せず、このことは行政のメリットにもなるのではないかと。また、地域にとっても、関係住民みずからが作成した計画書で自治会のもとで実施しているものですから、まことに要を得た制度とも言えるわけです。反面、冒頭申しましたように限界集落の域を超えて、いずれ自治会機能が失われるのではないかとといった地区もありますが、そうした高齢世帯や戸数の少ないところにおきましては別建てで考慮していただいて、政策として行政支援を行うことを強く求めるわけです。

ただいま一事業分野として申し上げましたが、今回の新規事業制度、そして現行の事業制度ともに継続、充実させていくことは、ある意味今後の市政を見通す上でのキーワードの1つになるのではないかとというふうに思われるわけです。つまり、本市が策定している第1次香美市振興計画がありますが、この中から関係する今回の理念や行動計画の文言を拾い出してみますと、地域のよさを大切にすまちづくり、みんなとともに進めるまちづくり、市民とともに歩むまちづくりの推進、市民主体の居心地のよいまちづくりの推進、まちづくり活動支援制度の確立といった文言が随所に盛り込まれております。この根本には行政と住民、各団体との連携と一体化、そして市民が主体となって取り組む地域づくりの考え方ととらえるものです。総合的な振興計画に基づいて全事業分野をローリング方式で動かして、全体的な底上げを図り市の発展へつなげる。そして成果を得ることは大事なことであり十分認識をするものですが、それとともにピンポイントで身近にある、また身近なところの当面の課題にも着目していただいて取り組みと具現化を示すことは、広い意味での香美市第1次振興計画とも合致するものと考えます。

水を追ってその源を知る。これは行政報告の中でも触れられました、先月高知市で開催をされましたシンポジウムの中で、市長、教育長、関係課長、同僚議員ともども耳にした一節でございますが、それぞれの思いや解釈はあるでしょうが、この言葉はまさしく端的に山間地域で生活し活動している自治会や住民のありようを認識し、どう対処すれば水源域でもある地域の保全と保守、そしてそれをいかにして全域につなげ、共有し、理解するかを思慮する、まことに妙を得た一節であると受けとめた次第です。この言葉を行政思考でイメージするとき、ささやかながらも自治機能を有し、連帯意識を持って生産活動、生活活動を行っている3町の山間地域に対して、支援措置を強化し、その育成とともに連携と共有を図っていくことは、結果的に3町全域の住民意識の醸成、そして行政に参画しているといった相互の連帯感にも通じるものと思うものであります。そうした点も含め、今回の新規事業を契機に今後の地域維持、保全にこたえられるよう、財源を含め内容の充実を図り、一層の措置を講じられるよう希求するものであります。所見をお聞きをいたします。

次に、2点目の下水道事業の今後の方策についてでございます。

下水道事業の趣旨、目的の第一義として上げられるのが生活環境の向上、水環境の保全、雨水対策等、市民が安全、安心に、また衛生的に暮らせる施策として、そしてまちづくり計画に沿って整備推進中であることは十分認識をしております。こうした中で今回お聞きするのは、今後の下水道事業の方策についてであります。

ご承知のとおり、平成19年6月に制定され、本年度から施行、新年度より全面施行される自治体財政健全化法に伴い、財政状況については一般会計だけでなく公営企業や自治体が出資する第三セクターの会計も含めて公表することが義務つけられた中で、従来は一般会計での収支状況で財政の健全性を説明してきたわけですが、今後は民間並みの連結ベースの決算でその状況を把握していかなければならなくなり、従来表に出にくかった公営企業や土地開発公社等の第三セクターの財務内容もつまびらかになってくるということになります。これに関しては広報2月号にも掲載されていたとおりでございます。したがって、今後の財務内容につきましては財政全体枠で公表されることになり、表現は少し悪いですが、従来の一一般会計の収支バランスがとれていれば財政は健全であると取り繕えなくなってきたことでございます。

こうしたことを踏まえた中で申し上げたいのは、下水道事業は地方財政法上、公営企業とされており、今後一層の経営健全化が求められることになります。しかしながら、現下の経営状況、すなわち収支勘定を見るとき、少なからず懸念を抱くものです。端的に申しますと、投資に対する効果が必ずしも十分に発揮されているとは思えません。つまり、下水道事業の経費は建設費と管理運営費から成っておりますが、その財源内訳は、まず建設費の部分では国庫補助金、地方債、受益者負担金、税金であり、管理運営費の部分での維持管理費は下水道使用料と税金、地方債償還費は下水道使用料と地方債、税金とで賄われております。また、下水道事業の役割といたしまして、安心、安全な地域

環境、住居環境保持の面から雨水対策として公費で整備されている点については、公益性の面からも至極当然のことと認識するものです。が、あえて課題提起するのは、雨水事業に関する点についてであります。つまり、汚水にかかる経費は、受益と負担の公平原則により使用者が負担する使用料で、いわゆる汚水は私費との建前になっております。これをベースとして見るとき、事業の健全化を図っていく上において大事なことは、水洗化率の向上を初めとして維持管理費の効率化、低金利の起債への借りかえ等を行い収支バランスを改善をさせることですが、とりわけ公営企業であるがゆえに強く求められる収入原資の水洗化率の状況を見るとき、その効果が必ずしも十分とは思えません。もちろん担当課では課を挙げて普及推進とPRを強力に進めており、このことはさきの行政報告でもあったようにその点の努力は十分に認めるところで、今後の成果に期待するものです。

ここで申し上げたいのは、水洗化率が全国平均値以上に達成されたとしても課題となるのが管理運営面、つまりランニングコストがどう動いていくかにあります。これにつきましては、経営健全化計画を策定して維持管理費の効率化、水洗化率の向上、低利な起債への借りかえ等実行している中でその推移と実績に注目するところですが、特にランニングコスト、すなわち後年度負担とも関係をする収入の部分は使用料と税金のウェートが大きいわけで、その状況を見るとき、他の特別会計と同様に多くの繰入金を投入して収支を保っている中では、今後の財務全般に影響を及ぼすのではないかと。なかんずく公営企業経営健全化計画のもとで会計が改善されたとしても、中長期的に出てくる課題として上げられるのが施設や設備の経年変化対応で、このこともあわせて考慮しておかなければならないということになります。すなわち設備の老朽化で更新や修繕を行わなければならない時期が到来したとき、計画的に実施するとしても多大な資金を要することが想定されます。また、突発的な災害、つまり下水道のウイークポイントでもあります地震災害の対応にも備えなければなりません。先ほど多大な資金を要すると申しましたが、使用開始後5年ぐらいを経て一部の配管にふぐあいが生じ、修繕を要する箇所についての費用見積もりを聞くにつけ、その費用の大きさに少なからず衝撃を受けなおさらの懸念を持った次第です。特に管理運営費に係るこの部分は、将来的に大きな負担になるのではないかと。平口に申しますと、ローンを払い終わらないうちに修繕や改修をしなくてはならないということになりますと、使用料や通常の繰入金で対応できるのか、経費を捻出するためのさらなる繰入金やローンを組まざるを得ない事態になるのではないかと強く感じるところです。そうなると、財政健全化法との絡みもあり、当然使用料についても議論が起り得ることが想定されます。多大の建設費を投入して整備したものの資金の回転率が思わしくないと、今後の財政全体の見地から、また利用者負担の面から資金ショートを来すのではないかと危惧するところがございます。これらに関しましては、下水道の説明会の折に資料をいただいております。これの初めに、「多くの費用をかけせつかく完成した施設も、皆様に利用していただかなければ全く価値のないも

のになって、いつまでたってもその地域一帯の生活環境は改善されません。」と、これに下水道、それから特定環境保全公共下水道、これに同じ走り書きがあっております。この言葉が如実にあらわしているのではないかと。

こうした点を踏まえて申しますと、ここで一たんこれまでの事業推進のあり方を検証する必要があるのではないかと考えるところです。例えば、今後の整備計画については、まず計画ありきで進めるのではなく水洗化の事業要望度から出発してはどうかということです。つまり、今実施中の農業集落排水事業のように積み上げ方式として事前に要望度をチェックする。この件についての私の記憶するところでは、まず地域から設置に係る要望書があり、それを受けて必要性、効果等を検討して予算化し、事業実施を開始したと承知をしております。この方式ですと負担金や使用料、土地の交渉等の事務作業がスムーズに運ぶのではないかと考えられます。繰り返しになりますが、下水道運営の本筋は水洗化率の向上と、それに伴う使用料が確保できて初めて効果が生まれることを考えるとき、先ほど積み上げ方式と申しましたが、計画時にそのことを十分に協議、検討されて進めることが肝要であろうかと思えます。要は、水洗化率100%は目標としても、少なくとも限りなくそれに近い数字であれば計画を実施に移す。そうでない場合は、事業区域の整理、または財務状況を念頭に置いて、身の丈に合った事業の進捗、あるいは同じ趣旨、目的を持つ環境省所管の合併浄化槽との併用も視野に入れた整備計画として事業を再構築することも必要ではないかと考えるところです。

同時に、下水道事業は雨水対策の役割もありますが、この自然現象による雨水対策事業については広く税金、いわゆる公費で対応しなければなりません。これについては別建てで検討する余地はあろうかと思えます。整備計画に沿って資金を投入し、計画推進をすることの必要性は認識をするものの、大事なことは、その結果に対して先々十分な説明責任が伴わないと行政に対する信頼度が薄らいでくるのではないかと考えるところでもあります。

それとともに、この事業は高知市、南国市、香美市で連携をとって進めている事業計画であること、そして香美市都市計画や香美市第1次振興計画との絡みもあることから、これは認識の持ちようとなりますが、一事業課の範囲でとらえるのではなく市政全体の政策判断として対処すべき事項と考えますが、その点も含めまして今後の事業の方策についての所見をお聞きします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 竹平議員の行政と自治会の連携強化による地域活性化と保全についてにつきましてお答えをさせていただきます。

ご質問のように、本市におきましても、いわゆる限界集落と呼ばれる地域がふえつつあります。近い将来、集落機能の維持そのものが危ぶまれる地域もある中で、平成21年度予算におきまして提案をさせていただいておりますが、元気な集落づくり支援事業の新設を計画をいたしました。当制度は、自治会などが集落の維持、活性化を目的とし

て実施する事業の経費の一部に対し予算の範囲内で補助金を交付するもので、対象となる事業は産業、経済、文化、交流、社会生活機能の向上などを想定をいたしております。より門戸を広くいたしまして、各集落が抱える課題の解決や地域の活性化に向けた取り組みを支援をしようとするものでございます。原則、自治会組織を対象といたしておりますが、各自治会組織はもとより複数の自治会で構成する組織や、自治会内の班や組も対象とすることを想定をいたしております。これまで集会所整備事業費補助金によって集落集会所の整備を支援してきましたが、今回はそういったハード面に加えましてソフト的な部分での支援を視野に入れたものでございます。集落機能の維持は、イコール地域自治機能の維持にも直結すると考えております。一気にということにはならないかもしれませんが、このことによりまして新しい自治システムの芽出しの役割につながればと期待をいたしております。当該事業につきましては、企画課で所管をさせます。新年度予算が議決されましたら、新制度について周知に努めてまいりたいというふうに思っております。

先ほど竹平議員さんのほうからもこの写真を示されまして、それぞれの地域での活動の様子が紹介をされました。特に、先ほど述べましたように香美市、山間地が多いわけでありまして。そうした中で、集落の維持をどうしていくのかということとは大きな課題でございます。市長に就任をさせていただく前に、物部町、香北町もそうですが、各地域にお話を聞きに回ったときに、高齢者の方々が、「合併しても地域をふてなよ、忘れなよ。」という言葉をお聞きをしてきました。そのことがずっと私の耳からは離れません。そうした中でどうすれば地域が生き生きと暮らしていける、地域として存続できるのかということを考えてきましたが、いかんせん広い市域でございます。また同時に、それに対して十分な手当てもできてないし、私自身が地域に赴いてそうしたお話を聞くことをする機会もなかったわけでございます。ずっと私自身気がかりな部分がございます。

こうした中で、これが少しでも地域を支える、先ほど言いました芽出し、呼び水となって、地域が元気で、少しでも地域の活力につながれば、また同時に、地域の交流、また地域の維持といいたしましょうか、そうしたもののことにつながっていければというふうな思いがするわけです。事業費的には大変今回少ないわけでありまして、こうしたことが、先ほども言いますように少しでも役立っていったらというふうに思います。この写真も見せてもらいましたが、私もちょうどこの間の日曜日に、かんがい用水が壊れておりましたので地域の方と話し合いましたのでその日に修繕をしました。一定の活動費が少しございますのでそうした面によって修繕をし、そしてもうまあ田役が始まりますので田役の準備もせにゃあいきませんが、そうしたことを、こうして共同をすることによって地域が一つになっていくということにもつながってこようと思っておりますし、この事業費ではやっただけいけません、済んだ後で持ち寄って1杯飲むことがまた、これはまたえいことでございます。そういうことによってやはり地域が保たれていくのではないかと、そ

んな思いをしながら今回提案をさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） 市全体での政策としての所見をとのご質問でございましたけれども、本年度より下水道審議会を立ち上げさせていただきまして、現在使用料の改定や認可区域の拡大等をご審議いただいております、まず担当課より現状についておつなぎをさせていただきます。

本市の下水道事業につきましては、ご承知のように土佐山田町の浦戸湾東部流域関連公共下水道と香北町の特定環境保全公共下水道、また土佐山田町逆川地区におきまして農業集落排水事業といった3つの事業を現在展開しておりますことは、ご承知のとおりであります。下水道事業につきましては、非常に多額の費用を必要といたしまして、また、同じ公営企業でありますけれども、戦後間もない時期に始まった水道事業と比べまして新しい事業であるがために、初期の資本投資を行っている現在は企業として収益的に非常に厳しい状況であります。しかしながら、昨今の環境向上への市民意識の高まりの中、公共水域における水質環境の向上は将来にわたり積極的に推進していくべき課題であります。土佐山田町における公共下水道の全体計画区域440ヘクタールにつきましては、市街化区域を中心といたしまして、その周辺部であります談議所、神母ノ木地区と家屋の連檐しているところを網羅しております、これらをすべて完成させることによりまして、香北町の特環及び逆川の農集と合わせまして、公共用水域における水質環境の向上の責務を香美市としてある一定果たせるものと考えております。

厳しい財政事情につきましては、今後とも予断を許さないものであることはご承知のとおりでございますけれども、これを十分に考慮しながら、地球環境の向上のために今後とも下水道事業は展開を図っていくべきものであると考えます。

現在、下水道課におきましては、下水道事業の推進と同時に、先ほど竹平議員のご質問にもありました水洗化の向上に積極的な取り組みを図っているところでございます。具体的には、未接続のご家庭、個々に対しまして年3回の接続のお願いの文書を送らせていただいたりとか、排水設備工事の指定業者さんに対して積極的に営業してくれというふうな働きかけを行いまして、本年度、平成20年度におきましては、2月末現在でございますけれども平成19年度の水洗化戸数を約20%を越す伸びで工事が実施をされております。ちなみに、具体的な数字を申しますと、平成19年度、香美市全域で水洗化の申請戸数が147件、年間ございましたけれども、平成20年（度）2月末、先月末現在で、平成20年度の申請戸数は既に180件となっております。これらにつきましては、文化的な生活を望む市民意識の、環境意識への高まりからきているものと私どもは理解をしております、今後とも水洗化の向上に向けて、課として積極的な取り組みを図っていきたいと考えております。

また、下水道区域外における合併浄化槽の設置等につきましても、従来どおり補助事

業を導入し個々での対応をしてもらうわけではございますけれども、公共水域の水質向上を応援し、香美市全域の水環境の向上を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番、竹平です。最後の質問を行います。

下水道事業でございます。先ほど課長のご答弁は大体想定内のご答弁でございました。

（笑い声あり）

○13番（竹平豊久君） ここで確認ということでお聞きしておきますが、私が先ほど、この（一般質問）要約書にも載せておりますが、「今後の整備計画については、政策判断として規模や合併浄化槽との併用等、事業のあり方について再構築することも必要と思われるが」というこのくだりですが、ただいまの課長の答弁によりますと、水環境の保全のために土佐山田440ヘクタール、そして農業集落排水事業の完成、そして香北の特定環境保全下水道事業、これをすべて現在の計画どおりで行うということは、これはイコール本庁の政策会議で意思統一が図られた統一見解ということによって受け取ってよろしいか否かをお聞きして、最後の質問といたします。

○議長（中澤愛水君） 下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○議長（中澤愛水君） 竹平豊久君の質問が終わりました。

次に、5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） はい。5番の織田でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして4点についてお伺いをいたします。本定例会16人中15番目ということで、執行部の皆さんかなりお疲れのことではないかと、そのように思いますが、あと一踏ん張りですのでよろしくお願いをいたします。これから執行部4名の皆さんに私がボールをお投げします。胸元でとれるようにいい球を投げますので、それぞれ執行部の皆さんもカーブを投げたりナックルボールを投げたりとか、企画課長はワンバウンドを投げんようをお願いをしておきます。

（笑い声あり）

○5番（織田秀幸君） 本題に入らせていただきますが、先月11日、これは建国記念の日であります。高知RKCホールにおきまして高知県水力発電事業100周年の記念シンポジウムがありました。その会合に参加の機会を得たわけではありますが、これは1909年、明治42年に高知県初の水力発電所平山発電所が送電を開始してからちょうど100年とのことで、多くの参加者で会場が埋め尽くされておりました。水力発電は二酸化炭素を出さない地球環境に優しい地産地消のエネルギーであることは、これはだれもが知るところであります。この種の会合には私自身積極的に参加をしていますが、今回特に感動した点は小学生の体験学習による発表でありました。馬路村の魚梁瀬

小学校、梶原の越智面小学校、そして本市の大宮、香長小学校の4校であります。RKCホールを埋め尽くされた観客を物ともせず堂々と地場製品の紹介、また水力発電の見学を通しての環境保全の大切さを各自が自分の言葉で発表していたのがとても印象的でありました。この体験学習と発表に向けての努力は必ず将来への大きな財産になる、そのように思った次第であります。未来を担う子どもたちが、水力発電の見学を通し環境保全の大切さ、重要性を身をもって学ぶ、こうした取り組みは大変意義あることである、そのように思います。やがて子どもたちが成人し親になったとき、子や孫に受け継がれていく。日本が21世紀の環境大国を目指すのであれば、環境教育に力を入れるべきであろう、そのように思います。本市にあっても地域の特性を生かしながら体験学習の取り組みをされていると思います。

明石教育長もこの子どもたちの発表を見守っておりましたが、この記念シンポジウムでの子どもたちをどのように評価をし、また、環境教育に今後どのように取り組まれるのか、見解をお伺いをいたします。

次に、これは関連ですが、さらにこのシンポジウムでは、記念講演として北野 大明治大学教授のお話がありました。弟の北野 武映画監督の話題を交えユーモアたっぷりの話に予定の1時間はあっという間でありましたが、印象に残ったのは、二酸化炭素を出さない環境に優しい水力発電や風力発電はすべておてんとうさんのおかげであると、そのことを何回か繰り返され話をされておりました。四国の発電量は約4割が原子力であり、1割が水力発電、そして半数の5割が火力発電に依存をしております。約半数を占める火力発電は、主に石炭を燃料に使用しているとのことであります。これは電力さんにCO₂削減への対応策、そういった意味合いを兼ねてお伺いをすると、今後愛媛にメガソーラーの建設、また石炭の代替としてCO₂の少ないガスに移行をしていく、そういう計画があるとのことであります。

今まさに地球レベルで環境問題が取り出され、温室効果ガス削減への取り組みが実質的に行われております。政府も環境産業の活性化に向け雇用促進を図るとともに、新エネルギー部門で世界第1位奪還に向け取り組みを行おうとしております。斉藤環境大臣は、低炭素社会づくりに成功した国が次の世界のリーダーとなっていかなければならないと、このように強調をしております。また、二階経済産業大臣は、太陽光発電の利用促進を図るため、一般家庭などで出る太陽光による余剰電力を10年間電力会社に通常の2倍の価格で買い取らせる新制度を、遅くとも2010年までに実施するとの案を発表しました。現在四国では1キロワット時当たり24円ありますが、24円の2倍の48円で買い取ってくれると約15年で費用を回収できるとの試算が示されております。国の補助金制度が平成17年度に廃止された結果、平成18年、平成19年と（太陽光発電の）設置件数が前年比マイナスとなり、普及世界の座もドイツに抜かれました。再び世界の座を目指し、2020年までに10倍、2030年に40倍の導入量を目標としております。地球環境問題は、文明社会に生きる我々にとって喫緊で最重要の課題で

ある、そのように思います。そのためには、温暖化防止へ家庭、オフィス、学校など自治体挙げての地道な取り組みが何よりも大切であり、その積み重ねが温暖化の原因である二酸化炭素など排出を抑制し低炭素社会への確たる道につながると、このように確信するものでございます。途絶えていた国庫補助も本年1月から復活し、平均的に一般家庭では3キロワットから5キロワットの設置となりますが、1キロワット当たり約70万円のコストがかかります。国の補助は1キロワット当たり7万円であると、約1割ですよね、1キロワット当たりに対して。ここで本市としても新築など戸建てに対して幾らかの補助を出せば、財政課長がじいっと私のほうを見ておりますけど、これは普及促進につながり、温暖化対策につながるとは思います、その点見解をお願いいたします。

次、幼保支援課です。

政府は、2008年度の緊急措置として、複数の子どもがいる家庭の子育てを経済的に支援するため子育て応援特別手当を実施します。一般に保育所や幼稚園に通う時期で費用負担がかさむ幼児教育期、これは小学校就学前の3年間ですね、幼児教育期にある第2子以降の児童1人当たり3万6,000円を一時金として世帯主に給付をいたします。皆さんも周知のとおり、須崎市では子どもが1人の家庭でも幼児教育の負担は大きくなっているとして、第1子の231人分、831万円を臨時交付金で賄おうとしております。子育てに係る出費を応援するため市独自の思いやりが形としてあらわれた結果ではないかと、そのように私は思っております。また、さらには妊婦健診の無料化、出産育児一時金の増額など手厚い施策が盛り込まれています。

こうした流れの中、県は、今期定例会で新たに多子世帯保育料軽減事業費補助金を予算化しました。事業費は約2,000万円で、第3子以降、3歳未満の保育料を無料化できるように助成を行うものであります。本市の場合は、同一世帯から2人以上が入所している場合において、第2子は保育料の半額が免除、第3子以降は保育料の10分の9、これが免除となっております。しかし、県の制度では、18歳未満の児童を3人以上養育している世帯です。この3歳未満児（を対象）として、認可保育所に限らず認可外保育施設や幼稚園（も対象）とすることで公平性の向上が図られ、安心して子育てができる環境がより整えられるとしております。本市の人口は合併当初約3万人おりましたが、この3年間で2万8,000人台と、減少傾向に歯どめがきかない状況であります。一概に行政の子育て支援が手薄とは私は申しません。しかし、子育て世代の負担を少しでも軽減し、安心して子育てができるもう一步の踏ん張りを期待するものであります。県のこの事業を適用すれば現行制度より人数とか、また費用負担、その増は幾らになりますかと、さらにまた、この制度に対する担当課の見解を伺うものであります。

最後、4点目ですが、企画課長お願いします。

百石町2丁目の国道195号線沿いに64平米の市有地、これがあります。ここは以前よりバス停として多くの利用者があります。なぜなら、病院とかスーパーが隣接をしているため、そしてこの利用者の多くは神母ノ木方面から大栃までの方が利用しており、

また、大半の方が高齢者の方であります。車がないとか免許を返したとかですけども。そしてまた、極端にぐあいが悪うなったらもうバスでは行けんようになるわけなんですけど、バスはJRと土電で、土電は工科大までとなっております。大体、時刻表を見たら約1時間置きに発着をしています。寒い時期や暑さ厳しい折などは待ち時間が大変であるため、これは何とか屋根だけつけてもらえんじやろかいう、そういう相談がありました。周知のとおり、現在はメントの基礎だけが残っている状態であります。今後ますます高齢化が進み利用者も増す傾向に向かうのではないかという、そういう懸念もあります。バスを利用することのない私は気がつかんかったわけなんですけど、JRの山田駅から大柘方面行きバスでは、山田町内では楠目の山田堰バス停と杉田のところにバス停か何かハコ物が建っておりますけど、その2カ所だけであったように思います。この百石のバス停は、以前待合所が設置されていただけに、病院通いや買い物等でバスを利用する高齢者に対して、雨や強い日差しがしのげる屋根付きの待合設置、これはできないかお伺いをいたしまして、1回目の質問といたします。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 失礼します。織田議員さんの環境教育についてのご質問にお答えをしたいと思います。

本年2月11日午後1時30分より、高知新聞RKCホールで高知県水力発電事業100周年記念シンポジウムが開催をされまして、香美市からは、香長小学校と大宮小学校の4年生児童を中心として取り組み学習の発表を行いました。それぞれ近くの水力発電所を見学し、学習したこと、学んだことを中心に発表を行いました。また、日ごろ地域の中でさまざまな体験を行ったり、地域の人々との触れ合いの中で感じていること、そういったふるさとに対する熱い思いを、単に書いたものを読むというのではなくて本当に学習したことが自分の言葉になっているなど、自分の身についたものになっているということを感じさせる発表でありました。議員さんもおっしゃいましたようにそういった思いを堂々とたくさんの方の前で発表をした、その態度や、またその学習した内容にも大変すばらしいものがあり感動をいたしました。香美市の教育を考える会の委員さんもこの会に来てくださってございまして、すばらしい発表であったという高い評価をお聞きいたしました。今後もそれぞれの地域、ふるさとを大切にしていける心を、またそういった地域で生きていく思いを大切にこれからも育てていきたいというふうに考えております。

現在も総合的な学習の時間であるとか学校行事等の中でこの環境教育あるいは体験活動に取り組んでいる学校はたくさんありまして、それぞれ学校や地域の特色に合った取り組みができていっていると思います。今後とも一層そういった取り組みに対しまして、教育委員会としても支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 5番、織田秀幸議員さんの新エネルギーの普及について

のご質問にお答えいたします。

太陽光発電への補助についてのご質問でございますが、一般住宅にせよ事業施設にせよ、太陽光発電の普及が地球温暖化防止対策になるということにつきましては議論の余地のないところだと考えております。日本における平均家庭の消費電力は年間4,482キロワットです。およそ4キロ（ワット）の設備を設置すれば間に合う計算となりますが、季節や気象条件の変動などから不足もしくは余剰電力が発生することになります。また、1キロワット当たりの住宅用ソーラーパネルの設置費用は、現在で平均しますと68万4,000円ほどです。1件当たりの平均の設置費用は、4キロワット掛ける68万4,000円で273万6,000円になります。国は、2009年から1キロワットの設備設置に対して7万円の補助金を出す制度を策定し実施することを決定いたしております。しかし、補助金の額と設備設置費用にはまだまだ非常に大きな開きがあり、この制度だけではまだ設置者側の負担が大きいと言わざるを得ません。

そのため、県内でも独自に補助金制度を設けた自治体もあります。土佐市では1キロワット当たり3万円の補助金、梶原町では1キロワット当たり20万円の補助金が受けられる制度になっております。そして、ご指摘のとおり太陽光発電による余剰電力の買い取り価格を、2010年から10年間通常の2倍に引き上げるという補助制度が導入されることになりました。そもそも高知県は、地勢上太陽光発電に適するという点では全国でもトップクラスの位置にあります。こういった国の補助制度など、社会情勢、本市の財政状況をかんがみながら、事業の費用対効果及び優先順位を総合的に勘案して今後検討してまいりたいと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） 織田議員の多子世帯保育料軽減事業についてお答えを申し上げます。

多子世帯保育料軽減事業費補助金は、平成21年度から始まる県の新しい事業で、その概要は、18歳に達する日以前、最初の3月31日までの間にある児童を3人以上養育している（世帯の）第3子以降、3歳未満の児童が認可保育所、届け出認可外保育施設、幼稚園に入所、入園している場合に、保育料を無料化または軽減する措置を講じた市町村に対し2分の1以内の補助を行うものとなっております。香美市の場合、平成20年6月時点での人数、平均保育料で試算すると11人、年間約370万円となっております。

この制度に対する見解をとということでございます。

この補助事業は、子育て支援の負担軽減対策としては一定の効果が期待できるものと思いますが、現在保育園建設など大規模事業を進めている中で、さらに財政負担を強いることにもなり、実施に当たりましては、補助の開始時期や期間など慎重に検討する必要があると考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 暫時、4時から時間の延長をいたします。

企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 織田議員のバス停の設置に関するご質問についてお答えいたします。

ご質問のバス停待合所のことにつきましては、まず、市有地の利用に関しましては、普通財産であれば管理は財政課の所管であると思いますが、以前にもお話のような利用がされていたということであれば、特に事情がなければ利用については問題ないのかなと思うところですが、なお、土地の利用につきましては財政課への協議が必要であろうと考えます。

ところで、この待合所については、どなたでしたでしょうか、合併以前にも同様の質問をいただいたと記憶しているところですが、事情等は十分に理解できるころではありますけれども、市内には市営バスのバス停も含めて多くの停留所がありますことから、ご質問の際にもございましたようにこういった市営バスの停留所も含めて、その多くが高齢者等々の利用が大変多いということも、同じような事情にあると思います。そういったことも含めて、同様に要望がある中ではなかなかおこたえできないのではないかというふうに思います。

限定されたお話の停留所につきましては、お話の中にございますように通院とか買い物とかということでバスを利用されている方が多いということですが、そういうことであるならば、そういった近くに存する関係の方々のご厚意をいただけないかというふうにも思うところですが、それは市としての働きかけをそういった形で行うということは、これはまたいかがなものかというふうにも思います。

いずれにいたしましても、市としての設置は困難であると考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） はい。5番の織田です。2回目の質問をさせていただきます。

教育長、総合学習の時間ですかね、そういうことを含めて、さっき第1回目の質問の中でやはり環境を制する、そういったことで、産業面でも日本国レベルで一生懸命力を入れていく。また、グローバル視点で考えても今地球環境いうんですか、そういう形でどんどんどんどん、子どもにもそういった興味づけから始めていただいて、またそういう方面で香美市の子どもたちが大きく大人になって活躍できるいうんですか。そして、私はこの中には入れてなかったですけど、やっぱりそういうシンポジウムを通して本当に担任の先生、いろいろご苦労があったんじゃないかと思えますけど、子どもたちがやはり家に帰って復習もし、教育長が言われたように自分自身のものとして発表しておると、私もその点を強く感じたわけなんです。そしたら、やはりお父さん、お母

さんにも大きく影響していくわけなんです。そういう子どもたちの真剣な姿を通して我々も多くのことをまた学ばせていただいたわけなんです。どうかそういうことでさらなる力添え、教育委員会としてお願いしたい思います。また一言、その点お願いをします。

環境課長、確かにいろいろ高知県でありまして3万円とか20万円の1キロワット当たりの補助が出る。そして、私も質問の中で言いました、10年間、売電、2倍の形（値段）で電力に買い取っていただくようにすると。そういう制度があったがゆえに、かのドイツは日本を抜いて世界一になったわけなんです。これは、私は大きなチャンスやないかと。高速道路で南国からずっと須崎のほうまで走りよってもなかなか太陽光発電つけとる、そういう家は少ないです。高知県は日照時間、全国平均にしたら必ず1位か2位ぐらいに入っとるわけなんです。そういう面でもやはり恵まれた、太陽光発電を設置するのに、そして、私も10万円も20万円とも言いませんけど、土佐市やないですけどこの3万円の補助に思いやり、香美市が1キロワット当たり3万円返してくれたら、これまた大きな宣伝したらえいわけ。そして、私はここへ書いております。どこの家でもいうんじゃないですが新築とか戸建て、我が家が新しかったら私もつけたいですわ、実際。もうかなり古い家ですのでそれはちょっとかなわん夢になっておりますけど、今度また建てる機会があったらぜひ太陽光発電を設置したいと。やはりそうやって太陽光発電を設置することによって、そして環境問題に対して、何か香美市としても1つの売りいうんですか、そういうものにするためにも思いやりのそういう、何とていうんか手当ていうのはできんもんでしょうか。

そして、ちょっと言うときですが、これ大体3キロから5キロワット、約70万円言いました。それで1キロワット当たり、天気が曇りとかいろいろあります、がらがん照りとか、春先とか秋口が一番電力効率がえいらしいです。平均したら大体70%、3キロワットで三七、二十一。3キロの太陽光パネルを設置した場合、三七、二十一の210万円かかります、売電機能とかそんなん設置して。平均して7割のそういう発電容量が出ますよと。ほいたら、これも三七、二十一、2.1キロワット時そういう電力。クーラーも使用せず頑張っ、昼間、そしてそれを電力に売ったら、1時間売ったら2時間の分が返ってくるいうんですわ。大変これはもうすばらしい制度を、国が門戸を広げてどうですかいう形で示してくれとるわけなんです。何とかこれは、もう一歩のそういう手助けによってうんと普及していく、そのように思います。再度その点、決意のほどをお願いをしておきます。

それで、山崎課長、保育所も今つくっております。私も知っております。今度の式典も行くようにしておりますけんね。それで庁舎も今つくっております。いろんな形で金が要る思います。もう私が何やかんや予算を予算をいうことで、そろそろ市長からにらまれやせんか思いますけど、本当これは大した金額じゃないでしょう。何千万円も要るいうんであれば、大事なことは何かいうたら公平性が図れるということなんです。養育

する18歳未満、うちの制度では国のこれは最低限の制度です。香南市なんかも一緒なんです、うちの今の制度は。幼稚園へ行きよる、そういう人なんかに、第3子、それも3歳未満、限られた人数なんです。県がそうやって予算をつけてくれたと。そしたら何とかいう、そういう子育て支援に対する、担当課長として何とか成就したいがいう、そういう思いはわいてこんですか？そこのところを、私は3回も質問しませんけどそういうことです。

そして、最後、想定どおりのワンバウンドで返されましたけど、私はようキャッチをしませんでした。ほんで、課長が、そらもう行政の公平さからいうたら方々にバス停をつくらないかん。ほんで、もうそういう土地とか、病院が集中しとるとかスーパーもあるとかいう、そういういろんな環境、状況面を考えたら、確かに方々へつくりたいですけど市の土地があるとか、そういうとこはないでしょう、そら。それを一番知つとりながら方々へつくらないかんいうて課長は言いよんじゃないですか。何とかこのことについては、できるまで私も一般質問でまたさせていただきますんで、課長の心意気、今回は市長には言いません、そういうことで。

以上、2回で質問は終わらせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 織田議員さんの2回目のご質問にお答えをしたいと思います。

今後とも環境教育だけでなく、自分のふるさとに誇りを持って、いろんなことに積極的に取り組んでいける児童・生徒を育てていきたいというふうに思います。また、そういうことで、実際、現在もそれぞれの学校の特色に合った、地域の特色に合った取り組みをそれぞれの学校がしてくれております。今回発表した大宮小学校の環境教育、これは環境だけでなく図書館教育においてもすばらしい取り組みをしてくれているところでもあります。また、香長小学校は、勤労生産学習ということで自分たちがつくったものを、地域の方と一緒につくって、そしてできたものを香美市の中で子どもたちが販売をしたりというふうな体験も行っているところでもあります。また、舟入小学校では、エネルギー教育ということで地域の方や四国電力等関係機関との連携による学習を深めているところでもあります。また、大栃小・中では、長期宿泊体験学習ということで宿泊体験を通してさまざまなことを学んで、本当に生かしてくれているということを実際に見たり聞いたりしております。また、楠目小学校では、物部川の水質検査等を通して身近な環境についての学習をずっと続けてきている。さらには、EM菌を使つての環境学習も幾つもの学校が取り組んでくれています。そして、地域の高齢者の方々や民生・児童委員さん、あるいはJA土佐香美の方々と一緒になって触れ合い、体験学習も幾つもの学校が、片地小学校も山田小も佐岡や繁藤や香北中も行ってくれております。そういうふうにならばさまざまな学校でそれぞれの特色を生かした取り組みをやってくれていますので、そういったことを今後とも教育委員会としてしっかり応援をしていきたいというふ

うに思っております。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 織田議員の2回目の質問にお答えいたします。

思いやりの手当てということですが、太陽光発電につきましてはたくさんのメリットがあります。光熱費を大幅にダウンすることもできますので、年間80%の電気代も削減できます。そして発電した電気をかえて、余った電力は売電もできます。また、家族の省エネ、環境に対する意識も高まってまいります。そして、これは大事なことです、災害時の停電時にも活用できると。そしてまた、太陽光発電のパネルで屋根裏温度が快適になります。パネルで断熱効果を発揮し、夏は涼しく冬を暖かく過ごすことができます。ということで、今うちができるのは、広報等でPRすることはできます、このメリットについて。ただ、予算化につきましては、今回ちょっと計上しておりませんので、今後地域のニーズを把握しながら動向を見きわめて、なお財政当局と検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） 織田議員の2回目のご質問にお答えします。

私も同じような答弁になると思っておりますけれども、ただ、子育て支援にどうかということですが、私も保育担当課長としまして、子育て支援につきましてはいろいろな支援が必要であるというふうに考えております。この事業につきましても、ご指摘のように一定の効果が見られる事業というふうな認識はしております。また、財政当局とも協議しまして、前向いた検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 織田議員の最後の質問にお答えいたします。

なかなかバスの問題については、質問されても本当にいいボールが返せなくて申しわけございません。できるだけ質問のときには、耳はそばだてておりますけれども視線を合わさんようにして聞いておりますので、キャッチボールができずに申しわけないと思うんですが、市有地に限った話ではないと思っておりますけれども、やはり行政がオールマイティーでないというところでは、かゆいところになかなか求められても手が届かんというのが1つの実情だろうということだと思っております。ほかの課長と同じように言えば財政課長にまた相談しますなんていう話になるかもわかりませんが、現実的にはなかなかそういう話ではなくって、先ほどの具体例の話で言えば、やはり一定企業の持っている社会貢献あるいは地域貢献というところにも甘えたいというか期待をしたいというようなこともございますので、またここら辺は、どういう形でそういったものを求めつくり上げていくかというあたりは、お互いの中で知恵を出し合わないかん話だというふうに思っておりますので、織田議員もひとつまたお力添えを賜りますように、よろしくお願

いたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 織田議員さんのアイコンタクトが非常に厳しく来ましたので、一言言わせていただきます。

新エネルギーとか、それから子育て支援とか、そういったいろいろな部分で個人に助成とか、いろいろな部分各市町村で行っております。事実、我々も把握はしております。ただ、そういった部分を行うときに、エネルギーにしますと、一つの大きな環境とした一くくりの中で新エネルギーには香美市としてどう取り組んでいくか、それぞれ啓発、啓蒙をしながら、それに対して本当に助成金を出していいのかなという部分の検討がまだなされておらない状態でございますので、今ここで、それが3万円でえいか5万円であるかという部分につきましてはお答えはできませんけれども、1つの方向性としてそういった部分が審議会等々で検討なされて、これを政策会議での判断の中でやっぴいこうとなされれば、財政としましてはそれに従うだけでございます。子育て支援につきましても同じような見解を持っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

（午後 4時15分 休憩）

（午後 4時15分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

大岸議員、1回だけの質問になりますけれども、ご了解をいただきましたので1回目の質問だけを行います。

（笑い声あり）

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸眞弓です。お疲れのところ恐縮ですが一般質問を行います。きょうは1回目の質問だけということで、（午後）7時ぐらいにはならないみたいですので、どうぞよろしく申し上げます。私は、住民こそが主人公の立場で質問を行います。

まず、構造改革路線が地方に与えた影響についてからです。

昨年、NHKテレビで派遣切りにあった28歳の青年を取材した番組がありました。会社を解雇されると同時に寮も出なければならなくなり、夜の繁華街でごみ袋をあさり、食べ物にありつく様子をカメラが追っておりました。「そうした自分の状況を惨めと思うよりも空腹を満たすことが先になった。」と語りました。青年は着てきた上着を脱いで駅のホームに敷き、「今夜はここで寝る。」と書いていました。若い人が仕事と住ま

いを同時に失い、人として生きていく誇りも捨てなくてはならない。こんなことがあっていいのだろうか、いたたまれない気持ちで見たことでしたが、暮れにはこうした青年たちが町にあふれ、東京の真ん中に派遣村が設けられました。派遣切りは1999年の労働者派遣法の改悪に端を発していますが、小泉構造改革はさらに製造現場への労働者派遣を解禁にし、正社員から非正規社員への置きかえが進みました。中小企業に対しては、不良債権処理で倒産に迫りや大量の失業者を生み出しています。2月16日に内閣府が発表しました日本の国内総生産GDPは、年率に換算すると12.7%の減で、金融危機の震源地であるアメリカよりも急激な落ち込みで衝撃を与えています。背景に構造改革による極端な外需依存の経済成長が破綻したことにあると指摘する声が広がっています。一方で、小泉構造改革は、毎年2,200億円の社会保障費抑制路線を強行し、福祉や医療などの制度をやせ細らせました。また、改革なくして成長なしとこぶしを振り上げて強行した郵政民営化は、地方の疲弊に拍車をかけています。国民の間に将来に対する不安が限りなく広がっており、小泉流構造改革路線が破綻していることはだれの目にも明らかとなりました。自民党の尾辻秀久参議院議員ですら、政府の経済財政諮問会議や規制改革について、「新自由主義、市場原理主義を唱え、日本をアメリカのような国にすればいいと言ってきた。それが間違いだったことは今回の世界不況が証明した。責任は重く、廃止すべきだ。」と国会で述べました。しかし、政府は、大企業、資産家優遇の減税を継続するなど、いまだに構造改革路線にしがみついています。一定の手直して地域活性化交付金や雇用対策の交付金の交付などありましたが、いずれも単年度や短期で、しかも用途範囲が限定されるなど地方の実情に必ずしも合わないもの、また、その額としても、これまで削減されてきた地方交付税の数分の1でしかありません。財界主導の構造改革のひずみが顕著になり、国政が迷走を続けている中で、今地方も大きな転換点に立たされており、これまでと同じやり方ではもっていかなくなっているということは、それぞれの首長や議会そして住民らの共通認識になりつつあるのではないのでしょうか。以上、述べまして、1点目にお伺いします。

国政の乱脈ぶりがきわまったと見える今、地方の真の自立が求められます。今後の香美市のかじ取りをどのように、また、国に対してどのようなスタンスで臨んでいかれるかをお伺いいたします。

次に、子どもの貧困の問題でお聞きします。

子どもを取り巻く貧困の状況が深刻さを増しています。厚生労働省の2007年国民基礎調査によりますと、資料につけておりますので、1枚目の、ちょっと逆になっておりますが(B)のほうをごらんください。表にしたものが見やすいと思ひまして表をつけておりますが、このように国民の生活意識の中で全世帯に対しては、全世帯の中で大変苦しい、やや苦しいと答えた人の合計で57.2%、子どものいる世帯では63.4%、母子家庭では85.1%の人が生活が苦しいというふうに感じているという結果になっております。昨年、高知新聞に高知の教育 いま現場でというコラム記事が連載されま

した。昼食代を稼ぐためにアルバイトをする高校生、「お昼ご飯は、きょうはポッキー、コーラだけの日もある。」と笑う子、「人生やり直せるなら初めからやり直したい。」という女子中学生、また、他紙でも子どもの貧困に着目した連載記事がありました。学校でけがをし駆けつけた先生が救急車を呼ぼうとすると、「救急車を呼ばないで、保険証がないからお金がかかる。」と言う子や、家出をしたりクラスメートに乱暴を繰り返していた小学4年生の子が、2泊3日の自然教室に参加して三度の食事と布団とふろのある生活を体験し、先生に「おれ、天国だよ。」と言った、こういう話が幾らも掲載をされています。本市でも予算書を見てもみますと、平成21年度の予算ですが、準要保護関係の金額が昨年度よりも増額をされており、また、給食費や保育料の滞納がある場合は他の税金も滞納している例が多く、なかなか貧困から抜け出せない様子がうかがえます。そこでお伺いします。

子どもは親や社会環境を選んで生まれてくることはできません。子どもたちが貧困の荒波にさらされ、健全な成長を阻まれることがないようにするのは大人の務めではないでしょうか。国においても子どもへの国保証の資格証発行をしないという方向に転換するなど、そういう変化も生まれてきております。地方行政としても実態をまず把握することから始め、子どもの貧困を克服するという観点から対策をとっていくことが必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

次に、学校給食問題でお聞きいたします。

議員協議会や行財政改革推進特別委員会などで、かねてより給食費の値上げについての説明や提案がありました。原材料費や資材の高騰によりやむなくということでした。質疑の中で私たちは、給食に係る委託費が業者の言い値のまま増額されてきた問題と、県外では食材や資材が高騰しても子どもたちの給食を守るということで、一般会計から補てんして保護者の負担をふやさない努力をしている自治体があることも紹介し、そういう対応ができないのか問いただしてきたところでもあります。広報香美3月号に学校給食費の引き上げに関する記事が掲載されました。小学校で月額400円、中学校で月額300円の引き上げです。議員協議会への提出資料を見ると「値上げで滞納する保護者がふえることが心配される。」とも書かれてありますが、そういうことも含め関係者らでよく協議された上でのことなのか、まずお聞きをいたします。

次に、学校給食を考える上で基本になるのは学校給食法です。学校給食法が1954年に施行され、学校給食が教育の一環であるとの法的根拠ができ、行政の責任で学校給食を充実させていくことが明記されました。学校給食法第1条では、学校給食が児童・生徒の心身の発達に資し、かつ国民の食生活の改善に寄与するものと目的（の中で明記し）、そして第2条では、日常生活における食についての正しい理解と望ましい習慣を養う。学校生活を豊かにする。食料の生産、配分及び消費について正しい理解を導くことと、目標に明記をされています。このように、学校給食は、公教育の不可欠の分野として位置づけられ運営されてきました。

ところが、国の行政改革で、1985年に文部省が学校給食の合理化に関する通達を出しました。内容は、地域の実情等に応じてパートタイム職員の活用、共同調理場方式、民間委託の方式により、人件費等の経常経費の適正化を図る必要があるというもので、この通達以降、民間委託や共同調理場方式を導入するところがふえてきました。資料の、先ほどの①の(A)をごらんになってください。これを見ますと、合理化の通達以後の変化が載っております。1985年当時、共同調理場方式は、50.1%だったものが54.6%に、そして給食調理員の非常勤が、1985年には16%だったものが35%に、外部委託、調理部門、1985年には4.4%だったものが21.3%とふえております。また、平成の合併によりまして小規模センターを大規模センターにまとめたり、自校直営を順次民間委託へと変えていく動きが出ていますが、財政効率重視で学校給食は教育であるという学校給食法の観点がすっぱり忘れられております。一方で、自校方式により地域を巻き込んで子どもたちに質の高い給食を供している自治体もたくさんあり、学校給食のあり方ほど市の姿勢のあらわれる事業はないのではないかと思います。ここで、ここでお尋ねいたします。

今自給率の低下や食の安全の問題、また子どもたちの体力の低下が心配される中で、どういう学校給食が望ましいのか、保護者、学校給食関係者、自治体が一体となって、教育としての学校給食の質の向上を図るためにはどうするかということを検討していく場が必要ではないでしょうか。そして、そこには学校給食法の観点が基本に据わっていません。なくてはならないと思いますが、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

次に、学校給食の調理、配送の委託費が民間委託を始めたころより200万円ほど増額されているとの報告が、議員協議会でしたか、行財政改革（推進）特別委員会でしたか、ありました。平成21年度の当初予算を見てみますと4,718万円と、平成20年度の当初よりさらに500万円増の計上となっております。積算根拠がわからないと何とも言えないかもしれませんが、経費削減のために委託したものがこんな上げ幅になるのであれば、委託方式は財政面からもこの際考え直したほうがいいのではないのでしょうか。私たちは、旧土佐山田町の時代に学校給食民間委託の話が出ましたとき、他県の例からも委託をすれば1社の言うとおりにならざるを得ず、委託費は年々増大するので経費削減にはつながらないと指摘をし、また、教育である学校給食は委託すべきでないとして反対しました。今このときの指摘がそのとおりになったかと思うんですが、手元に委託費の推移がありますので、資料にはちょっとようつけませんでしたけれどもこの場で読み上げさせていただきますが、平成12年からニッコトラストに委託をしております。平成12年が約3,871万3,000円、平成13年度も3,871万3,000円、平成14年度が3,961万円、平成15年度が4,150万2,000円、平成16年度が4,183万8,000円、平成17年度が4,212万7,000円、平成18年から平成20年度までが4,212万7,000円、そして平成21年度の予算が4,718万円となっております。値上がり幅は、平成12年からしますと846万

7,000円の増額であります。

私は、昨年9月の議会で現在の香美市の学校給食の委託方式が、形は派遣労働であり偽装請負に当たることから、公契約上、法令は遵守されるべきであるとの観点からも委託を直営に戻したらどうかという提案を行いました。その際に、資料の2枚目にもありますが行財政改革推進特別委員会に提出されました資料、これ冊子になっておりましたが、わかりやすいものを1枚コピーをいたしました。このときは、下のほうの職員数を見ていただきますと、(民間委託)25名で計28名となっておりますが、今はお聞きしましたら24名ということで、資料の3をごらんください。常勤が、現在配送の方4名を含めて12名、パートの方、午前6名、午後6名、24名体制で、嘱託、11カ月に計算を行いました。それで、平均実施日数は17日ですけれども20日と計算し、また、常勤者には3カ月の賞与、パート勤務者の方にも2カ月の賞与を計算しまして、福利厚生費も含めまして少し多い目の積算をしたつもりでございますけれども、これの合計が4,132万8,000円。こういうふうに単純に当たるかどうかわかりませんが、調理、配送部門の委託というのは、多分人件費が主なものだと思います。そして、これも人件費、こういう計算になるかどうかわかりませんが、として出してみました。平成21年度の予算と比較しましても、それよりは少ないという計算になっておりますが、一度このあたりで学校給食の民間委託については、もろもろ解決する意味でも直営方式に戻したらいいということでこういう提案をさせていただきました。前に提出したのとちょっと数字が違っておりますけれども、教育委員会のほうでご検討いただいたかどうか、そして、これを見た上でのご見解もあわせて答弁をよろしく願います。

次に、放課後児童クラブの件でお聞きをいたします。

昨年12月の定例議会に、香美市放課後児童クラブの指定管理者制度への移行が議案として提出されました。条例の施行が平成21年1月1日からとしながら保護者や指導員らへの説明会が1月20日というのは、手続きが余りにずさんではなかったでしょうか。このような制度変更は、関係者への説明が条例案になる過程で十分になされるべきものです。また、施行の時点で指定管理者に移行していたところは1カ所もなく、もとの根拠条例は既に廃止されているなど法整備上も問題で、どうしてこんなに事を急いだのか理解に苦しみます。教育厚生常任委員会としましても、調査が後になりましたけれども、ともかく委員会として調査の必要があるとの認識から、2月10日、12日の両日に各施設を訪問、現状などについて聞き取りを行いました。聞き取りを行って、わかっているものについて資料④に提示をしてありますのでごらんになりながら聞いてください。聞き取りでは、教育厚生常任委員長が先般報告しましたように、子どもたちの健全育成の面から施設面の悩みや運営上の悩みが出されました。また、指定管理者への移行につきましては、周知、納得して協定書にサインをしたというところはほとんどありませんでして、説明会は、「もう来たときには相談でなく、決まったことだと言わ

れたので仕方がなかった。」というところですか、「まさかまだ決まってないだろうと
思っていた。20日にもう決まったと言われるとは思っていなかった。」また、「制
度についてはいまだによくわからない。」そして、「学童クラブが指定管理者制度にな
じむのか。」、こういうご意見。そして、「監査の指摘を受けてということであるけれ
ども、それならば指定管理者という方法だけでなく、改善とかなんとか別の方法がなか
ったものか。相談をしてほしかった。現場が無視をされている状態。せめて決まるま
でに相談してもらいたかった。」などの批判のご意見をたくさん承りました。そこでお伺
いたします。

一連のこの経過をどのように教育委員会としてとらえておられるか。教訓とするところ
があると思いますが、説明会で出されました保護者や指導員からの意見も踏まえまし
て、所見をお聞きするものです。

次に、国の放課後児童クラブガイドラインと本市の施設の現状についてお聞きします。

平成19年10月に厚生労働省から、放課後児童クラブガイドラインについてという
通知が発表されて各自治体に送られました。この国のガイドラインというのは、決して
現状からしましたら十分なものではありませんけれども、それまでの国の学童保育に対
する考え方というものを示すものは実施要綱、そして補助金要件だけでしたので、一歩
前進と言えると思います。しかし、それだけ学童保育というものはニーズも高く拡充を
必要としている制度であると言えます。本市は、ご存じのように専用施設は楠目のうぐ
いす学童クラブだけです。本市の施設の現状を国の示したガイドラインに照らした場合、
どのように認識をされるか、お伺いをいたします。

次に、その国のガイドラインについて少しだけ紹介をしておきますと、施設・設備の
ところで、「子どもが生活するスペースについては児童1人あたりおおむね1.65平
米以上の面積を確保することが望ましい。なお、子どもが体調の悪いときなどに休息で
きる専用スペースを確保すること。」、そして「施設・設備については、衛生及び安全
が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること。」、その他、指導
員さんの質の向上ですとかそういうことが載っております。これに示しました場合、
ここの表にも示してありますが休憩室、子どもがぐあいの悪いときに休憩できる場所
が1カ所だけなんです、専用施設のある。ほかは全部ありません。くじら、めだかの
ところで聞きますと、折り畳みベッドが部屋の隅にありまして、そこでぐあいの悪い
ときは、子どもがわあわあ遊んでいる横で横になっていると。ほかはまだ条件が悪くてベ
ッドもないというふうなところもあります。それから、子どもたちが生活するにふさわ
しい施設・整備ということでロッカーも必要なわけですがけれども、ロッカーもあつたり
なかったり、こういう状況です。狭い部屋の周りに子どもたちの荷物をいっぱい置きま
して足の踏み場もないような状態、もんべえなんかそういう状態でございました。こ
ういう状況でございますので、国の示しましたガイドラインに照らしてどのような認識を
お持ちか、お聞きをしたいと思います。

次に、所管の教育厚生常任委員会から、緊急を要するものも含めまして申し入れを行っております、文書で、この視察を受けまして、これに関してどのように対処をされるのかをお聞きしたいのです。特に今回の指定管理者の問題で、指導員、保護者に対して制度の説明と経緯を十分に理解していただくことに尽力をすること。また、児童の数に適したトイレの設置。宝町集会所の非常階段の改修。屋外で遊べない施設の改善。専門家による点検も含め遊具の安全性に努める。施設を他の団体と共用している場合、使用できなくなる。他の団体に迷惑もかけることもあるから、移転も含め適切な場所を検討すること。そして、子どもがぐあいの悪いときに休むスペースも必要。そして、現在国基準によりますと、20名以上が161万2,000円の補助金、19名以下になりますと99万円が補助金として交付されます。しかし、特にこれはかたじ学童クラブでお聞きをしたんですが、少子化に伴い今年度は20名を切るかもしれない。そうになると、たちまち60万円ほどの資金が足りなくなって、維持、存続できるかどうかわからないと、学童クラブの運営を、という悩みをお聞きしました。これについては、市としては、やはり一般会計からの持ち出しを行ってでも補助はする必要があると思いますが、この点もお聞きをいたします。（後日、常任委員会で調査中であるため答弁は不要の旨の発言あり）

次に、1月20日の説明会で保護者の方からも心配の声が出ておりました指定管理者制度ですが、各自治体に指定管理者制度というものができまして、企業から自治体へのアプローチがあると聞いております。県内でも企業が入って指定管理者をやっているところもありますが、香美市の場合、都会とは事情も違いますので単純にそうはならないと思いますけれども、将来的に業者への指定管理も視野に入れておられますでしょうか。児童数が多くありませんので、例えば1つの業者が香美市だけでなく香南や南国まで一手に引き受けて指定管理を運営するよというふうに手を挙げた場合、どうなさるのか。これはなぜかといいますと、今回は保護者の運営委員会に指定管理をされておりますけれども、委託されておりますけれども、保護者の皆さんも大変忙しくてこういう事務に携わることがなかなか困難で、結局指導員さんがほとんどやっておられる状態で、保護者の方の動向によっては、十分にもちろんかかわらんとはいけませんけれども、自分の子どものことですのでかかわらんといかんのですが、なかなか困難になったときに、もうそしたら私たちはようやらないのでということになったら、そういう場合は業者への指定管理も考えるのか。このあたりをお聞きをしたいと思います。学童クラブについては以上です。

次に、君が代の斉唱についてお聞きをいたします。

1月6日に県立学校校長会議が開かれまして、会議の議題の1つに、国歌、国旗についてという項目があり、式典などで教職員や生徒が本当に声を出して歌っているのか、例年の調査票の様式を変えて調査することが報告をされております。昨年12月の県議会本会議で、「入学式や卒業式での国旗掲揚、国歌斉唱の実施状況は。」との質問があ

ったのに対し、中澤県教育長が、「国歌斉唱は全員が歌っている学校、一部だけ、全く歌っていない学校があることを承知している。実態がどのようになっているか、どのような形で取り扱われているのかを調査する。」と答弁のやりとりがあったようですが、本当にそんな調査をするのでしょうか。声量を調べるのか。県からはどのような通達、指導があったものか。また、例年の調査とはどのようなものなのでしょうか。そして、そのような調査が教育の場にふさわしいとお考えでしょうか。調査への所見と対応についてお伺いをいたします。

さきのころ、きょうも（高知新聞）読者の声ひろば欄に、君が代斉唱について、そして国旗、国歌についてご意見が、両論が載っておりました。君が代を歌うことについて、強制すべきでないというご意見、また、国歌も歌えないようでは外国に行ったときに恥ずかしいとかいうご意見、反対、賛成それぞれあるわけですけれども、どちらもその方の感情というか正直なご意見であったかと思えます。君が代は第二次大戦と深いかかわりがあり、歌詞が天皇の世が永遠に続くようにという内容であることから、主権在民の現在において自分の思いとは違う、歌いたくないと思う人もいて当然ではないでしょうか。

そこでお伺いします。国民の間で受けとめ方の分かれる旗や歌に対して敬意や斉唱を強制することは、憲法で保障された思想信条の自由、良心の自由、表現の自由を侵すものであり、あってはならないことだと思えます。教育長の見解をお伺いをいたします。

次に、教育条件の整備についてお伺いします。

昨年4月に国際労働機関ILOと国連教育科学文化機関のユネスコが共同でつくっている共同専門家委員会の調査団、CEART（セアート）というのだそうですが、CEARTが来日しました。1966年に日本政府も参加して採択されました国際基準であるユネスコの教育の地位に関する勧告が、日本は守られていないとして世界で初めて日本に訪れたものです。調査団は、全教、日教組、文部科学省、県教育委員会、全労連、連合、そして識者などから意見を聴取し、昨年12月にその結果がCEART報告書として世界に公表されるとともに日本の文部科学省などに送られてきています。CEARTは、文部科学省と地方教育委員会双方に対して、教員評価制度や指導力不足教員などについて是正勧告を行っていますが、まず、指導力不足教員の問題では勧告の、先日教育長にお渡ししましたので見ていただいたかと思えますが、勧告の第34項で「懲戒的に教員を排除することではなく、同僚性と専門職的協働という日本の特質に依拠して行われるべきである。指導力不足教員を対象とする研修は、もっと学校を基礎にした制度と指導、助言に重きを置き、同僚間のネットワークやサポートグループを構築すること」としております。さらに、第35項において、「指導力不足教員であると判定申請がなされる前に、みずからが意見を述べ代理人を立てる権利が保障されること、また、不服申し立て制度の公平性と実効性が保障されなくてはならない」と、適正な手続きを求めています。また、教員評価制度につきましては、「教員の給与と意欲に係る

ようになっている教員評価制度は、根本的に再検討すべきである」と勧告をしております。そして、政府と教育団体間の交渉、協議については、「1966年の教員の地位に関する勧告の規定に則して再考すべきである」と強調されております。ここで伺いたします。

1966年に日本も参加して決めた教育の国際基準を日本の教育行政が遵守してこなかったということで、今回文部科学省と教育委員会に対し42項目の勧告が付されました。つまり、国際機関から日本の教育行政がイエローカードを突きつけられたのと同様です。勧告には実施が求められておまして、実施されない場合はまた再調査の対象になってしまいます。今回の勧告の内容について教育長の見解と、地教委としてどのように向き合っていられるのかをお尋ねするものです。

1回目の最後に、まちづくりということについてお聞きします。

議会は、旧土佐山田町時代には北海道（虻田郡）ニセコ町で情報公開について、広島県安芸高田市で伝統の住民自治組織について、徳島県（勝浦郡）上勝町では葉っぱ産業で高齢者が元気な町、ごみを出さないゼロ・ウェイスト宣言をしまして住民一体となって環境問題に取り組んでいる様子など、いずれも先進地を視察してまいりました。香美市になってからは、去年は水源の里条例の京都府綾部市や、住みよいまちランキング上位の兵庫県朝来市を訪れました。どことも地方交付税の削減や市町村合併に揺れながら、人口減、高齢化率、過疎化の中で、どう町や村を維持していくのかという共通したテーマを持っています。視察に訪れたところは、ご紹介したように画期的な取り組みで注目を集めていますが、キーワードはリーダーの発想の転換、人づくりに投資する、単なる情報公開でなく、政策課題を住民とともに見つけ、ともに協議して立案していくなどの手法ではないかと思います。どことも財政が厳しいので、求められる住民サービスをすべて網羅して実施することはできません。それであるからこそ、地方行政の置かれている実情を財源を含め積極的に情報公開し、住民とともに立ち上がろうとしているのだと感じます。十分に説明や協議が行われておれば、満たせないことがあっても住民の不満感は少ないのではないのでしょうか。

資料の5枚目をごらんください。これは（兵庫県）朝来市の総合計画策定体制についての視察先でいただきました資料です。（兵庫県）朝来市の総合計画策定に至るまでの体制が表になっておりますが、左側が庁内です。そして右側が議会、審議会、市民会議がそれぞれにありまして、審議会というのはどこにもありますけれども、（兵庫県）朝来市では表にもあるようにまちづくり市民会議を設けているのが特徴です。そして、このまちづくり市民会議と左側の計画策定専門部会との間で双方向の情報交換、課からは運営の支援、資料提供などがあり、意見交換、ワークショップをします。まちづくり市民会議では、このワークショップに計画専門委員会の職員も入る。そしてまちづくり市民会議からは、市長に対しても提言を行う。こういうふうな双方向の関係ができていると思いますが、市民会議も40名というのは大変多いし、網羅されていると思います。

この市民会議の役割が市の将来とか分野別の基本方針、重点施策、分野施策などを検討して、総合計画の策定に対し提言を行うとなっております。このように幾層にも住民の意思が反映できるシステムとなっております。

6枚目のスケジュールのほうを見ていただくとわかるのですが、総合計画ができるまでに実に1年半をかけております。アンケートは中学生や高校生にも実施をしまして、ヒアリング、地区懇談会、シンポジウムと、こちらもきめ細かな手だてがとられております。そこでお尋ねします。

まちづくりというと住民との協働という言葉がまくら言葉のように出てきますけれども、本市はかけ声はありますが、本当の意味での住民参画の取り組みがまだまだおこなわれているのではないのでしょうか。まちづくりを進める上で市民の参画をどう保障するのか。それには意思決定、政策決定過程に市民が幅広く参画できるシステムづくりが欠かせないと思いますが、その手法をお伺いしまして私の1回目の質問を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 大岸眞弓君の1回目の質問だけが終わりました。

お諮りをします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会とすることに決定しました。

本日の会議はこれで延会します。

次の会議は3月12日午前9時から開会をします。

どうもお疲れでございました。

（午後 4時52分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 1 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 1 年 3 月 1 2 日 木曜日

平成21年第1回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成21年3月4日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月12日木曜日（会期第9日） 午前 9時09分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	山本芳男
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	石川彰宏
12番	久保信彦	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇 慎夫	商工観光課長	高橋 千恵
副市長	石川 晴雄	建設都計課長	中井 潤
収入役	明石 猛	下水道課長	佐々木 寿幸
庁舎建設担当参事	前田 哲雄	環境課長	横谷 勝正
総務課長	法光院 晶一	ふれあい交流センター所長	田中 育夫
企画課長兼土地開発公社事務局長	濱田 賢二	健康づくり推進課長	片岡 芳恵
財政課長	後藤 博明	地籍調査課長	田島 基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮 政水	林政課長	岡本 博臣
収納管理課長	阿部 政敏	《香北支所》	
防災対策課長	吉村 泰典	支所長兼事務管理課長	二宮 明男
住民課長	山崎 綾子	業務管理課長	竹内 敬
保険課長	岡本 明弘	《物部支所》	
税務課長	高橋 功	支所長兼参事兼事務管理課長	萩野 泰三
福祉事務所長	小松 美公	業務管理課長	西村 博之

農政課長兼農業委員会事務局長 宮 地 和 彦

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広

教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 九 内 一 秀

学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 細 木 陽 子

市長提出議案の題目

議案第 1 号 平成 2 1 年度香美市一般会計予算

議案第 2 号 平成 2 1 年度香美市簡易水道事業特別会計予算

議案第 3 号 平成 2 1 年度香美市公共下水道事業特別会計予算

議案第 4 号 平成 2 1 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

議案第 5 号 平成 2 1 年度香美市農業集落排水事業特別会計予算

議案第 6 号 平成 2 1 年度香美市老人保健特別会計予算

議案第 7 号 平成 2 1 年度香美市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）

議案第 8 号 平成 2 1 年度香美市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）

議案第 9 号 平成 2 1 年度香美市介護保険特別会計予算（介護サービス事業勘定）

議案第 1 0 号 平成 2 1 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 1 1 号 平成 2 1 年度香美市水道事業会計予算

議案第 1 2 号 平成 2 1 年度香美市工業用水道事業会計予算

議案第 1 4 号 平成 2 0 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 1 5 号 平成 2 0 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 1 6 号 平成 2 0 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 1 7 号 平成 2 0 年度香美市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 1 8 号 平成 2 0 年度香美市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）（事業勘定）

議案第 1 9 号 平成 2 0 年度香美市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）（保険事業勘定）

議案第 2 0 号 平成 2 0 年度香美市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）（サービス事業勘定）

議案第 2 1 号 平成 2 0 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

- 議案第 2 2 号 平成 2 0 年度香美市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 2 3 号 香美市課等設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 5 号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 6 号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 8 号 香美市社会体育基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 9 号 香美市地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 0 号 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 1 号 香美市立ふれあい交流センター使用条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 2 号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 3 号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 4 号 香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 5 号 香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 6 号 香美市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 議案第 3 7 号 香美市香北の自然公園の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 3 8 号 香美市水道審議会条例の制定について
- 議案第 3 9 号 香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 4 0 号 三谷地区集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 4 1 号 平山木工所の指定管理者の指定について
- 議案第 4 2 号 香北健康センターセレネの指定管理者の指定について
- 議案第 4 3 号 香美市交流促進施設の指定管理者の指定について
- 議案第 4 4 号 香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について
- 議案第 4 5 号 香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について
- 議案第 4 6 号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について
- 議案第 4 7 号 香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 4 8 号 香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 4 9 号 香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 5 0 号 香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 5 1 号 香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 5 2 号 香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 5 3 号 香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について

議案第 54 号 香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について

議案第 55 号 香美市立やなせたかし記念館アンパンマンミュージアムの指定管理者の指定について

議案第 56 号 香美市立やなせたかし記念館詩とメルヘン絵本館の指定管理者の指定について

議案第 58 号 香美市土地開発公社定款の一部改正について

議案第 59 号 債権の放棄について

議案第 60 号 市道の路線の変更について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成 21 年第 1 回香美市議会定例会議事日程

(会期第 9 日目 日程第 4 号)

平成 21 年 3 月 12 日 (木) 午前 9 時開会

日程第 1 一般質問

① 4 番 大 岸 眞 弓 君

日程第 2 議案第 1 号 平成 21 年度香美市一般会計予算

日程第 3 議案第 2 号 平成 21 年度香美市簡易水道事業特別会計予算

日程第 4 議案第 3 号 平成 21 年度香美市公共下水道事業特別会計予算

日程第 5 議案第 4 号 平成 21 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

日程第 6 議案第 5 号 平成 21 年度香美市農業集落排水事業特別会計予算

日程第 7 議案第 6 号 平成 21 年度香美市老人保健特別会計予算

日程第 8 議案第 7 号 平成 21 年度香美市国民健康保険特別会計予算 (事業勘定)

日程第 9 議案第 8 号 平成 21 年度香美市介護保険特別会計予算 (保険事業勘定)

日程第 10 議案第 9 号 平成 21 年度香美市介護保険特別会計予算 (介護サービス事業勘定)

日程第 11 議案第 10 号 平成 21 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 12 議案第 11 号 平成 21 年度香美市水道事業会計予算

日程第 13 議案第 12 号 平成 21 年度香美市工業用水道事業会計予算

日程第 14 議案第 14 号 平成 20 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

日程第 15 議案第 15 号 平成 20 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)

- 日程第16 議案第16号 平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第17号 平成20年度香美市老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第18号 平成20年度香美市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（事業勘定）
- 日程第19 議案第19号 平成20年度香美市介護保険特別会計補正予算（第3号）（保険事業勘定）
- 日程第20 議案第20号 平成20年度香美市介護保険特別会計補正予算（第2号）（サービス事業勘定）
- 日程第21 議案第21号 平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第22号 平成20年度香美市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第23号 香美市課等設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第25号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第26号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第28号 香美市社会体育基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第29号 香美市地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第30号 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第31号 香美市立ふれあい交流センター使用条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第32号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第33号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第34号 香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第35号 香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第36号 香美市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 日程第35 議案第37号 香美市香北の自然公園の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第36 議案第38号 香美市水道審議会条例の制定について
- 日程第37 議案第39号 香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例

の制定について

- 日程第38 議案第40号 三谷地区集会所の指定管理者の指定について
- 日程第39 議案第41号 平山木工所の指定管理者の指定について
- 日程第40 議案第42号 香北健康センターセレネの指定管理者の指定について
- 日程第41 議案第43号 香美市交流促進施設の指定管理者の指定について
- 日程第42 議案第44号 香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について
- 日程第43 議案第45号 香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について
- 日程第44 議案第46号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第45 議案第47号 香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第46 議案第48号 香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第47 議案第49号 香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第48 議案第50号 香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第49 議案第51号 香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第50 議案第52号 香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第51 議案第53号 香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第52 議案第54号 香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について
- 日程第53 議案第55号 香美市立やなせたかし記念館アンパンマンミュージアムの指定管理者の指定について
- 日程第54 議案第56号 香美市立やなせたかし記念館詩とメルヘン絵本館の指定管理者の指定について
- 日程第55 議案第58号 香美市土地開発公社定款の一部改正について
- 日程第56 議案第59号 債権の放棄について
- 日程第57 議案第60号 市道の路線の変更について

会議録署名議員

3番、山崎龍太郎君、4番、大岸眞弓君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時09分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

大岸眞弓君、4番。

○4番（大岸眞弓君） 議長のお許しをいただきましたので、昨日の私の一般質問の件で発言をさせていただきます。

放課後児童クラブにつきましての私の質問でございますが、現在、教育厚生常任委員会としても今調査で、そして報告を教育委員会に対して出しております、調査中ということでもありますので、私の質問が一部ダブっておるところがありました。それで、委員会としての質疑も待ちまして、またやるということで、きのうの私の学童クラブの質問の中で、1、2、3点目の所管の委員会としてというところを、これは質問はしましたけれども、委員会のほうで詳しくお聞きをしたいと思っておりますので、これに関する答弁は結構でございます。

それから、1点目も少しダブったところがありますが、これは12月議会に条例案が出たときからの関連でございます、このことに関しては引き続きご答弁もいただいて、質疑をしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（中澤愛水君） これから第1回目の質問に対します答弁を許します。

市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） おはようございます。昨日の大岸眞弓議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、構造改革路線が地方政治に与えた影響についてという中で、今後の香美市のかじ取り、また、国にどのようなスタンスで臨んでいくのかというふうなご質問がございました。また、次の子どもの貧困についてにつきまして、答弁をさせていただきます。

小泉政権の中で聖域なき構造改革のスローガンのもとで行われてきた構造改革路線は、政府による公共サービスを民営化などにより削減し、市場にできることは市場にゆだねることとし、また、郵政事業の民営化や道路関係4公団の民営化など、小さな政府を目指し、改革、いわゆる官から民へ、そして中央から地方への名のもとで、国と地方の三位一体の改革が進められてきました。そして、構造改革なくして景気回復なしと発言し、構造改革を通じた拡充と安定が日本経済の回復に貢献できると考えられていました。結果、一定の株価の値上がりや失業率の低下、倒産件数の減少などは見られましたが、公共事業の削減は、地方経済の衰退、雇用の悪化を招くこととなり、また、福祉、公共サービスの縮小、市場原理主義の浸透によりさまざまな分野での影響が大きく、今日、見直しの声が出ている状況にあります。特に最近の我が国の経済は、世界の金融市場の危機を契機に世界的な景気後退が見られる中で、外需、内需問わずともに停滞し、景気の

下降局面にあり、雇用情勢の悪化など非常に厳しい現状となっています。都市、地方にかかわらずこの影響は大変大きいと実感をいたしております。

こうした局面を政府は深刻に受けとめ、財政諮問会議において、成長戦略への取り組みとして、健康長寿に関すること、また人財力に関すること、コンテンツ、いわゆる底力発揮に関することなどを中心に検討を進めており、今後、観光や農業など地方経済と直結した課題の検討に入るとされています。これからは地方に軸足を置いた政策が進められると考えております。そのことからして、今後打ち出される国の政策を的確にとらえ、香美市として特性と特徴、そして潜在力を生かし、地味であっても香美市らしさのあるまちづくりを進めていくことが重要でないかと考えております。また、国に対しては、地方にあっての日本国であるということ、そのためにも地方の持つ多様な特性とその立場を認識させ、地方の重要性、そして地方のあるべき姿を常に訴えていかなければならないものと考えております。

今後の香美市のかじ取りにつきましては、ご承知のとおり、私の任期も残すところ実質残り1年となりました。この間、多くの市民の皆さんや議会の協力、そして職員の努力に支えられて、何とか務められてきたというふうに関心から皆さん方に感謝をいたしております。

このようなことから、今後の市のかじ取りのスタンスにつきましても、残された任期を、皆様方の協力と指導を仰ぎながら、さきに述べましたように、香美市らしさの漂うまちづくりに努力したいと考えております。これは私の信条でもございますが、常に考えております。今日まで十分なことはできてこれませんでした。次にきちっとバトンタッチができるように、後々に問題を残すことのない処理の仕方をしていこうと心がけ、誤りのなきかじ取りをしてまいりたいと思っております。

済みません。子どもの貧困についてを答弁をしなくてはなりません。

大変厳しい社会経済状況の中で、子育て環境の厳しい状況も広がっていることが統計を見ましても確認をされます。ご指摘のように、本市におきましても保育の入所者の非課税世帯の増加であるとか、保育料の滞納や学校給食費の滞納者などが徐々に増加いたしております。このことは、議員の言われますように、今日の厳しい経済状況が子どもの健全育成に対する支障の一因になっているとも言えます。すべての子どもたちが健全に育つ環境を整えることが行政の大きな役割でもあります。しかし、それぞれの置かれた家庭環境が違う中で、行政の果たさなければならない役割につきましても限界がございます。最終的にはおのこの家庭の責任として子育てをお願いをしなくてはなりません。行政として子育てのしやすい充実した環境整備に配慮していくことを心がけていきたいと考えております。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） おはようございます。大岸眞弓議員のご質問にお答えをいたします。

まず、学校給食についての件であります。学校給食費の値上げについて、関係者の方々とよく協議されたかというご質問です。

学校給食については、香美市立学校給食センター管理運営に関する規則により、香美市立学校給食センター運営委員会の意見を聞いて、教育委員会が定めるというようなどころになっております。3回における香美市立学校給食センター運営委員会を開催し、平成20年度の取り組みであるとか給食費の現状、給食費単価の改正について協議を行ってきました。また、家庭、保護者に対しては学校給食センターのしおり等を発行し、学校給食の取り組み、給食を実施するための経費であるとか徴収業務、今後の給食事業等について、本市の学校給食の実施内容と現状、そのようなことを説明をするしおり等を発行しております。また、議員の皆様方には行財政改革（推進）特別委員会であるとか議員協議会の中でもお話しをしてきたところですので。教育委員会のほうでも数回にわたり協議が行われ、平成21年1月27日開催の教育委員会において、香美市立学校給食センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてということで、値上げ案が承認されたところですので。そして、学校給食費の引き上げについて、2月には保護者あてに通知をいたしました。そして3月号への広報香美への掲載等に基づいて周知を図っております。

2点目の学校給食と学校給食法の関係であります。

学校給食については、学校給食法の目的であるとか目標等をもとに、香美市立学校給食センターの設置条例、香美市立学校給食センターの管理運営に関する規則等によって日ごろ運営は行われています。学校給食は、本市が小・中学校児童・生徒に提供しており、小・中学校の食教育の一環として、学校、家庭、地域、学校給食センターと連携して進めています。また、給食費用については、食材費について保護者の方に負担していただき、その他の費用については市が負担する、そういうことで普及、充実を図っているところですので。

3点目の給食費についての数字的なものはありますが、直営方式の提案についてのごとであります。

給食業務委託については、平成12年から開始し、毎年業務内容等に変更があり、委託料は上がってきたところですが、平成18年から平成20年度については据置きとなっています。昨年議会において、学校給食センターを嘱託職員とした場合の試算等をいただきました。また、昨日資料でもいただいたところですので。人件費の単価については、その設定等、数字における設定についてはいろいろ私たちも検討いたしましたが、なかなか判断が難しいところだと思っています。現在の給食の委託については、学校給食業務の運営の合理化についてという通達もあります。そして、衛生、安全を確保しながら、献立の作成等については設置者が直接責任を持って実施するとともに、調理・配送部門については委託し、業務を実施しています。また、民間の力も活用しながら、経済性、効率性を追求し、住民サービスを確保するという観点から、本市において

も給食センターの民間委託が開始されたという経過があります。現在の委託先については、全国的に学校給食の実績がある、また経験がある、衛生管理がしっかりしている等、専門性の高い業者であり、安心して安全な給食が提供できると考えておるところです。

続いて、放課後児童クラブについてのまず1点目ですけれども、指定管理者制度への移行について、保護者、指導員に十分な周知ができたかというところですが、平成20年12月議会において香美市児童クラブ設置条例を設定し、指定管理者制度に移行することといたしました。1月に実施した説明会でも、移行に伴う事前の周知、説明がないというご意見をいただきました。児童クラブの運営について、従来どおりであり、実施内容についての変更はないため、今後も引き続き連携をとりながら児童クラブの運営をお願いしたいというようところで説明をいたしました。移行に伴い事務手続が変わること及び委託契約書が協定書となり、単年度の契約が5年間継続の協定となるため、協定書の内容についても協議していただけるよう事務局より案を提示いたしました。また、要望のあった児童クラブには、教育委員会から各保護者へ説明に伺っています。直接保護者の方に説明し、理解を求めているところです。

3月議会で指定が承認されてから協定書の締結となるため、現在は申請書を提出していただき、指定に関する議案を提出している状況です。昨年度も指導者の方の訪問の中でいろいろお話もしてきたところでもありますけれども、やはり委託契約が指定管理者制度になるということについての説明については不十分であったため、保護者及び指導員の皆さんに不安を持たせてしまったことは、十分に反省をしております。

今後は、教育委員会と各児童クラブの連携だけでなく、平成21年度より各児童クラブの情報の交換のできる場を設定するなど、香美市児童クラブのよりよい運営ができるようにしていきたいと考えています。

2点目の国のガイドラインとの、その現状についてというところです。

放課後児童クラブを生活の場として、児童の健全育成を図る観点から、放課後児童クラブの質の向上に資するということを目的として、平成19年10月に放課後児童クラブガイドラインが策定されています。各児童クラブは実情に応じ多様な面を持っていることから、本ガイドラインは最低基準という位置づけではなくて、児童クラブを運営するに当たっての必要な基本事項であり、望ましい方向を示すものと考えています。

現在、8つの児童クラブがありますが、開設時間、開設日数、開設場所、登録児童数とか利用料等、統一されたものにはなっていません。運営方法についても設備についても、それぞれのクラブが工夫しながら実施しているような状況です。今後ともこのガイドラインを参考に、常に設備・施設または運営の向上に努めるとともに、各クラブの質の向上を図っていかねばならないと考えています。

3点目は省略して、4点目の県外業者の参入も見られるところがあるけれども、将来的にはどう考えているのかというところですが、児童クラブ設置の目的は、保護者が労働等により家庭にいない小学校に就学している児童の健全育成であり、児童の適

切な保護、児童に遊びを通じて集団の中で社会性を身につけさせることにある。これは設置条例のとおりです。児童クラブの発足は、地域、学校区からの要望によるところが大きく、実際に地域の実情に見合った内容で保護者により運営されており、児童の健全な育成は地域に根差すことにより大きな効果が得られると考えています。今後も地域、学校区において運営されることが望ましいと考えています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 大岸議員さんの質問にお答えをしたいと思います。

まず、君が代の斉唱についてのご質問であります。

卒業式、入学式での国旗掲揚あるいは国歌斉唱につきましては、例年調査を行っているところであります。その内容につきましては、国旗を掲揚したか、しなかったのか、あるいは国歌を斉唱したか、しなかったのかというものであります。本年度の調査につきましては、国歌斉唱について、斉唱をした場合、ほとんどの者が歌ったか、一部の者が歌ったかという項目が追加されております。また、式の練習や音楽の授業の中で国歌の指導を行ったかどうか、このことを問う項目が加えられました。

教育委員会としましては、国旗、国歌の指導につきましては、学習指導要領に沿って適切に行えるよう指導をしているところであります。我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重することが大切であると考えております。外国の人々とともに生きていくためには、異なる文化や習慣をしっかりと理解し、行動ができるようにしていくとともに、それを身についたものにしていくことによって、世界平和にもつながっていくのではないかと考えているところであります。学校でのそういった指導は、子どもに対する教育活動として行っているところでありまして、個人の思想・信条の自由を侵害するものではないと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） もう1点。

○教育長（明石俊彦君） もう1点ご質問がございました。失礼をいたしました。教育条件の整備についてのご質問です。

ILO、国際労働機関とユネスコ、国連教育科学文化機関の委員会が、日本の教員の評価制度あるいは指導力不足教員の認定基準についてあいまいであると、また、指導力不足を指摘された教員等の異議申し立ての機会が与えられていないケースがあるというふうなことで、改善が必要であると報告書をまとめております。確かに現在の人事評価制度というのは実施されてまだ日が浅く、制度として不十分なところがあるのではないかというふうに私自身も考えているところでありまして、今後、検討、改善をしていくことが必要ではないかというふうに考えております。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君）

大岸議員のまちづくりについてのご質問についてお答えをいたします。

ご指摘のとおり、今日、まちづくりを進める上で、その意思決定や政策決定に市民が幅広く参加することは大変重要なものとなっております。そして、これまで香美市もさまざまな形で、その意思・政策決定に市民の皆さんの参画、関与をいただいていたものと認識をしておるところでございます。その参画の仕方といたしましては、目的と個別的条件によって、それぞれ適した形での参画をお願いをしてきたところです。関係住民の直接参加による部分では、事業化への具体案づくりなど、1つには協働の視点を持つということで、また、総合計画等のさまざまな計画策定に際しましてはパブリックコメントという形で、あるいは説明会等を通じての集会などでは意見をいただく場であったり、それから、旧来からの住民の間接的な参画といたしましては、計画策定等に際して意識調査による参画などもそうした範疇に入るものと考えております。こういった形で市民に参画をいただき、市民と行政が情報を共有し、そして共通の認識を持つということは、これからのまちづくりを進める上でもやはり大切にしていかなければならないことであろうと思うところです。

ところで、議員からの具体的な事例を挙げてのお話につきましては、私も昨年同行させていただきました朝来市ですけれども、こちらは以前からその取り組みに注目をしていたこともありまして、旧土佐山田町の時代には行政連絡会にお招きをいたしまして、生野地区等の取り組みについてご教示をいただいたことでしたが、このたびの訪問時はその取り組みが大きく展開をしており、驚きとともに敬意を持ったこととございました。議員からお示しの資料にございますように、こうしたことについては時間をかけて、多くの関係機関とともに、また多くの市民がかかわって、計画策定体制を整える原動力となって、まちづくりの指針をまとめられたと思っておりますが、まさに先進事例として学ぶに値するものであり、次期の計画等の際にはぜひ生かしていかなければならないということを考えさせられました。

また、朝来市の取り組みといたしましては、もう1つ、新しい自治システムとして、校区ごとでしたか、職員と市民双方のまず人材育成を図って、そして地域づくり、まちづくりの核として、地域自治組織、これは地域協議会ですか、そういった名前であったかと思っておりますけれども、そういった自治組織をつくりまして、行政と地域が一定役割分担をする。そのために人と資金、これは地域支援職員でしたか、それと資金につきましては地域自治協議会支援交付金だったと思っておりますけれども、そういったもので手当てをする。そしてそのことによって、市にかわってといたしまししょうか、事によったら公共事業を受けるなどということも行っているということで、大変感心したことでした。それは、本市もそうですけれども、やがて細っていくといたしますか、スリム化を進める中では、地域にそれを補う機能をどうしても求めざるを得ないという、現実的に将来を見据えたときに、市民が自治の主体者であるシステムを早い段階から確立をするということ、そして

またその育成をしていくという考え方は、本市にとっても考えさせられる取り組みでありましたし、この取り組みもまた意思決定と政策決定を協働で行うことのできるシステムであると考えます。議員からはかけ声ばかりと言われることにつきましては納得はしておりませんが、学ぶべきは学んで生かす努力をしていきたいと考えております。ご提言ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） あと何分ありますでしょうか。あと24分ですか。わかりました。

4番、大岸、2回目の質問を行います。

それぞれに丁寧なご答弁をありがとうございました。

まず、構造改革路線についてのこれからの市政のかじ取りという1問目でございますけれども、市長も、それから子どもの貧困の問題に関しましても、おおむね共通認識があるというふうに私は受けとめました。ただ、これからは市長は国のほうも地方重視の政治に転換していかざるを得ないだろうというふうなご答弁だったかと思っておりますけれども、1回目でも申しましたように、まだやはり資産家優遇の減税を継続するとか、大企業中心、大企業に傾いた構造改革路線というのがまだしばらくは、麻生内閣もはっきりと転換するというふうには申しておりませんので、続くのではないかと思います。

そうした中で、小泉構造改革によって地方は疲弊し切っております。大変先の見えない時代ではありますけれども、一方で逆の面から見ましたら、困難であれば困難であるほどこれから人間らしい地域生活をどうやって再構築をしていくのかという、そういう模索が各地域で地方で始まっております。例えば小さくても輝く自治体フォーラム、私も何回か参加をしましたが、運動が広がっております。首長さんとか自治体関係者、学者なんかはこれに共鳴しまして、研究を始めております。そしてそうした中で、北海道とか九州では、自立の独自のネットワークが生まれております。また、ご紹介もしました京都の綾部市ですが、ここはご存じのように全国水源の里連絡協議会を設立する、発進する発祥の地となりまして、今、160以上の自治体が参画をしております。香美市もこうした方向でこそ今後未来が開けるのではないかと思いますのですが、全国でこういう集落再生の取り組みを始めております、少なくない自治体と手をとり合って進むお考えはないでしょうか。再度お尋ねをいたします。

というところでしたけれども、次の世代にバトンタッチをしていかれるというふうなご発言が、今、市長からあったように思いまして、ちょっと思いがけなかったんですが、次の市長選のことに言及をされたのでしょうか、お聞きをいたします。

子どもの貧困の問題ですが、こういう子どもの貧困ということがずっと都会でも地方でも広がっているということについては、市長も、自治体職員の皆様にも共通の認識としてあると思います。いろいろな市としても就学支援とか、それから準要保護に対する支援ですとかいってはいるんですけれども、子どもの貧困ということについて、関係者が

どれだけ理解をするか、子どもが置かれている状況をきちんと把握、理解することが、今とても求められていると思います。それは、子どもが家庭以外で過ごす場所、保育園であったり学校であったり、そういうところで子どもに深いかかわりを持つ、直接かかわりを持つ先生や保育士さんが子どもの貧困について理解することが、とても大事ではないかと思います。学校だけでは解決できない問題もありますので、時には福祉事務所と連携をし合っとかいふふうなことも、そういうことも発生するかとも思いますが、本市には虐待対応のネットワークがあります。そういうネットワークとも、そこに乗せてといいますか、連携をし合っ、お互いにきめの細かい対応が求められているのではないのでしょうか。

具体的には、この政策としましては、貧困の問題を克服するという点で政策化することも大事ではないかと思いますが、1つに、東京の板橋区で、貧困の再生産を防いで子どもの自己実現を図るための手助けということで、生活保護世帯で不登校の小・中学生に学習ボランティアの派遣費を助成するとか、そういう取り組み。それから就学援助制度の一層の充実、それから使いやすい制度にしていく、周知をもっと徹底をしていくとかいふふうなことなどなどがあろうかと思います。そして、先日も質疑がございましたけれども、国保の資格証発行の問題です。国保料を滞納しますのは子どもの責任ではありません。国のほうでも中学生以下の子どもに対しては資格証の発行はしないということでこの前決まりましたけれども、なお、各自治体では、自治体の裁量で18歳までは資格証を発行しないというふうな取り組みをしているところもありますし、国会の質疑の中では国のほうもそういう方向でございますので、香美市におきましても、せめて18歳までは資格証の発行をしないなどというふうな、子どもの貧困に寄り添った政策をすることが必要ではないかと思いますが、お尋ねをいたします。

学校給食につきましてです。

値段の引き上げを検討するのにどのような検討をしたかという質問に対しまして、運営協議会で徴収義務とか業務内容とか、これは行財政改革の特別委員会でもずっと説明を受けてきておりますので、そういう方向で協議をしたことはわかりましたが、1回目で申しましたように、学校給食法の観点がそこに据わっていないということが問題ではないかと思います。運営委員会でも、学校給食という教育を協議する場、運営委員会というのはそうではないかと思うので、そこに、よりよい給食とは、それから学校教育としての給食とはどういうものであるか、どういうものが理想的か、それをどういふふう追求していくかという議論が運営委員会と教育委員会の間では、また当事者の間では絶対ないといけないと思います。そこが抜けているということを私は指摘をしているわけですので、再度答弁を求めます。

そして、運営の直接直営方式でできないかと、人件費も来年度の当初予算に計上されております委託費よりも、計算が間違っていなければずっと安くいくわけですが、これ、どれぐらい真剣に検討をしていただいたのでしょうか。なかなか直営の判断は難しいと

いう結論に至ったということでしたけれども、きちんと検討していただけたかどうか、そして、運営を合理化する方向で国のほうの指導でいっているからというご答弁だったかと思いますが、委託費の上昇を見る限りでは、合理化になっていないですよ。経済性、効率性を追求すると言っていますが、委託費は結果としてずっと上がってきているわけですので、直営方式をなおさら追求すべきではないかということで、これを機会に、来年は課長にお聞きしましたら、もう入札でいくんだというふうに、そういう方向でいくんだというふうに伺いましたけれども、そうするのであれば、学校給食に関するプロジェクトチームを立ち上げまして、直営方式も検討する。よりよい学校給食を、ほかの自治体には自校方式で、今回の資材の高騰でも値上がりをせずに済んでいるところもありますので、そういうところもあわせて調査もして、検討するという方向でいっていただきたいと思いますが、ご検討をよろしくお願いいたします。再度答弁を求めます。

時間がありませんので早口で申しわけありません。学童クラブの件につきましてですが、今回、教育厚生常任委員会のほうで申し入れも行います中で、委員会の質疑も待たずに先じてこのような質問を取り上げまして、他の委員の皆様には申しわけなかったのですが、私としましては、これまでのかかわり上、どうしても本会議ではっきりさせておきたいという思いがありまして、質問に取り上げました。私自身、香美市になりましたからでも、この学童クラブの問題は、自分の調査に基づいて表もつけまして3回目になります。そういう経過からお尋ねをするのですが、今までほとんどここで提案してきたことなどが、危険な施設とか指導員さんの処遇とかいうものがほとんど改善をされていないんですね。その中で早々と指定管理ということが大変問題と思ったので、あえて質問をしたわけです。

1点だけ確認をしたいんですが、国家賠償との関係の問題です。これまで委託とはいえ直営方式でしたので、何か事故があったときに国家賠償の対象になると。今度は委託で、市の手を離れますので、何かあったときに国家賠償の対象になるのかどうか、そのあたりをきちんと調べているか、これが指導員さんたちの一番不安なところだと思いますので、それを1点確認したいです。

それから、説明不足であったというふうに陳謝もされましたけれども、私が言いたいのは、説明不足というより、指定管理という制度に移行するまでの間に当事者の意見を全く聞かれてないということが問題ではないかというのが第1回目の質問ですので、その点をよろしく願いをいたします。

そして、先ほどのご答弁では、業者への委託は考えてないというふうにとってよろしいですね。それで、1点、提案をしたいですけれども、施設の改善等について、国が2次補正で子育て応援対策として、安心こども基金というのを都道府県につくるために補助を打ちました。それで、この安心基金が、市のほうも財政が逼迫しておりますので、こういうものも使ってやればいいと思うんですが、これ、3月じゅうに計画を立てて、県のほうに申請をしなければならぬわけですが、要件としましてこれがあります。既

存の施設において障がい児を受け入れるために必要な改修、設備、備品購入に要する経費、こういうものに使えますよと。そしてもう1点、障がい児を受け入れる児童クラブにおいて専門的知識を有する指導員を配置するための経費として使えますよ、こういう基金が県に設けられますので、これを研究して使って、改善に努められるようにしていただきたいですが、再度答弁を求めます。

君が代の斉唱問題につきましてです。

ここに、思想・信条の自由の侵害には当たらないという、教育長、ご答弁だったわけですが、先ほど教育長からご答弁いただきました調査票を、私、入手をいたしまして持っております。教育長が説明をされましたように、それまでは国旗掲揚の場所の状況とかでした。そして今年度から、国歌の斉唱をほとんどの者がしたか、一部の者がしたか、しなかったところはメロディーのみか、何もしなかったか。それから国歌の事前指導を行ったか行っていないかという調査を、チェックを学校別に入れまして、こういう回答用紙に県に対してするようになっておりますね、校長が。これを見ましたときに、卒業式というのは子どもたちの成長と新たな旅立ちを祝う喜びの日です。その式場の場で校長先生が、全員が歌うか歌わんか口元を見たりとか、教師が立っているか立っていないかとか、子どもも歌いゆうかとかいうふうなチェックをするということ自体が私は大変違和感を覚えます。一人残らず歌うように指導するということのどこに教育的意義があるとお考えでしょうか。

ここに私、大学教授で精神科医、高知県出身の方ですが、野田正彰さんの著書があります。この方は、いろんな事件に遭遇した被害者から聞き取って精神鑑定をしたりするお医者さんとして有名なんですけれども、高知新聞にも時々登場されますが、こう書いておられます。「日の丸掲揚や君が代斉唱を阻止しようとする行為と、みずからの思想及び良心にもとる行為をしないこととは区別しなければならない。国会の多数派が国旗や国歌を決めることは愚劣ではあるが、法制上は許される。だが、公務員であるからといって起立して斉唱することまで強要してはならない。同和教育、人権教育に打ち込んできた先生が、身分差別をたたえてきた歌を歌えないと思う。あるいは反戦、平和を望んできた者として、侵略戦争遂行のシンボルであった歌を歌えないと考える教師、また、キリスト教徒として天皇を神とあがめた過去を持つ歌を歌えないと考える教師、彼らを不起立なゆえに懲戒してきた。処分された何人かの先生は、起立しようと思っていました。だが、同和地区の生徒が1人座っているのを見て立てませんでしたと語った。あるいは在日韓国人の子どもがうつむいて1人座っていました。2人座っているのなら立たたかもしれませんが、1人にしておくことは私にはできませんでしたと語った。このように、そういう先生方に対して免職をにおわせながらの強制。なぜもう少し寛容でないのか。国家の統合の手段である旗や歌は、処分をちらつかせて強要するものでなく、おのずと敬愛されることを求めているのではないか。それならば、無数の人々を殺害してきた歴史を持つ旗と歌が浄化され受け入れられるまで待たなければならない。たとえほ

とんどの国民に受け入れられる旗や歌になったとしても、思想及び良心において拒む者を処罰することは、シンボルを汚すことになる。」私もこのとおりだと思います。多様な価値観、意見を認められない社会は窮屈な社会であると思います。これに対する見解がございましたらご答弁をよろしくお願いいたします。

教育行政につきましてですが、制度が不十分であるというふうに教育長も認めておられるということですが、この勧告について、県からは何か通達なりあっておりますか、あっておりませんか。県教委から何も来ておりませんでも、やはり地教委として現場で改善できることはたくさんこの勧告に沿ってあるのではないかと思います。お読みになって、教育長、どのように感じられたか。資料をお渡ししましたが、どうでしょうか。

それで、世界の基準から見た日本の学校、教育行政というものですが、OECDからも実は指摘を受けておまして、国の予算がOECD諸国の中で、教育費最低であるとか、教師の長時間過重労働が問題であるとか、それから、OECD加盟国の中で、1クラス平均が23人なわけですが、日本と韓国だけが30人学級をまだ実現できてないですとか、こういう指摘を受けてるんですね。国際的に見てもおかしい、教育水準低いよという指摘がありますので、こういう低ければ子どもたちにも無理がいくし、学力も底上げすることはできないのではないかと思いますので、もう少し私は文部科学省もこういう国からの国際基準の指摘というものについては真摯に向き合わないといけないと思うんですが、地教委としても何かできることがあるのではないかと。再度ご答弁を求めます。

まだ時間がありますでしょうか。

まちづくりに関しましてです。課長にご答弁をいただきました。

○議長（中澤愛水君） 残り5分です。

○4番（大岸眞弓君） はい。

ご答弁をいただきました。私が今回この質問をいたしましたのは、住民参画の大切さ、これは課長も他の皆さんも、もちろんそれは認識として持っておられると思いますが、それを実感した3つのことがありました。

1つは地域交通で、町田の集会所へ説明会に行かせていただきました。市長も企画課長も課員の方もおられまして、地域の方々も来られての説明会で、町田路線が新設されるということで、地域の方々にはバスの運行を大変待ち望んでおられた。たとえ1日3便でも運行は大変ありがたいという受けとめ方だったように思われます。それで、市側が、1年間の試験運行であるので、採算ベースに乗らなかつたら廃止もあり得るかもしれないという説明をしたときに、会場から、「みんな困っているから簡単に廃止をせんとってほしい。」「それでまた変わるときには説明に来てほしい。」というふうな意見が出されました。そしたら別の方が、「乗る人が少なくても廃止になったらお年寄りが困るから、車のある人もバスに乗って残そうじゃないか。」また、「自分はバスは乗らんけ

ども定期券を買って、この制度を存続するために協力したい。」というふうなご意見が出ましたよね。これ、やっぱり住民の方ってすごいこういう発想をするんだな、思いやりがあるなと思って私ちょっと感動したんですが。こうやってきちんと説明をして、ひざを突き合わせて懇談をするなら、ニーズを十分に満たせなくとも住民側の満足度というのは高くなるのではないかというふうに思ったんです。それで、時には建設的でない意見を一方的に言う方がいらっしゃるんですけども、そういう方にもほかの人が意見を述べる機会を保障するように求めながら、会への参加の仕方も成熟させていくというやり方をとりながらやっていくのがいいのではないのでしょうか。

もう1つ、庁舎建設にかかわって、最近ごくご近所の方から市に対して何項目かの要望書が文書で寄せられておりました。少し誤解とか行き違いがあったようにも思うんですが、もっとこれが事前に説明が足りておれば、こんな形になることはなかったのではないかと思って、ちょっと残念でした。こういうのはやっぱりまちづくりにとってはマイナス要因ではないのでしょうか。

それともう1点です。子育てサークルのお母さんと男女共同参画の関係で懇談を持つ機会がありました。幾つかのご要望を受けまして、そのときお母さんたちから、なかよし保育園の機能について聞かれました。私のわかっている範囲で一定の説明をしますと、「そんな計画はどこで決まるんですか。」と、「子育てサークルにこうやって集ってる私たちの意見はどうやって反映されるんですか。」というふうに聞かれました。私はなかよし保育園の機能につきましては、保育所改革検討プランの中で、かなり幅広い層の皆さんが集まっていいものを練り上げたと思っておりましたので、ちょっと、ああ、こういうご意見もあるのかと思って気づかされたんですが。私に質問をされたお母さんは、ずっと無償で（プラザ）八王子の3階でやっておる子育てサークルの支援、お母さんたちの相談にも乗ってやっておられる方です。もし朝来市のようなまちづくり市民会議というようなものがありましたら、この方もきっと手を挙げて応募してこられたらと、そしてまちづくりのために力を発揮されたいと思うわけですが、香美市はそういう意味で本当に人材が豊富です。市民協働参画課という課を立ち上げて、そこで市民に研修の機会を持ってもらうなどして、人づくり、まちづくりを進めるという手法をとるのがいいのではないのでしょうか。

以上、お伺いしまして、質問を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えします。

先ほど広がる子どもの貧困についての答弁が後になりましたので、今度は先にこれを言わせていただきます。

昨夜でしたか、ごらんになったかもしれませんが、7時半からNHKニュースの後で、広がる貧困、学校に行けない子どもたちというふうな形で放送をされました。それを見て、ちょうど、大岸さんの質問と少し違うかもしれませんが、根本は一緒だなとい

うふうな思いをしながら見たわけです。高校生の私立学校の子どもたちが、親の今日の雇用の悪化、仕事がなくなる。そうした背景の中で授業料が払えない。滞納する。そして中退をも含めて、そうしたことも考えざるを得ないというふうな環境にあるということはこの放送の中で言っていました。特に昨年の秋から、夏以降からの激変した経済状況、そうした中での影響が子どもたちに大きく影響し、そして本当に教育を受けられない子どもがふえてきたということを経験されてきていたわけですから。

そうした中で、識者の方が、じゃあどうすればやはりこうしたことが解消できていけるのかということをおっしゃっていました。私が受けとめた感じでしたが、やはり雇用体系も随分変わってきましたし、そして社会システムそのものが大分時代の流れの中で変わってきた中で、今までは子どもの教育というものはやはり親の責任として教育を受けさせます。そのことが1つの社会システムの中で生まれてきたわけですが、先ほど言いましたように、雇用の関係であるとか、あるいはまた激変する社会の中で、システムが変わってきた中で、やはりこれから先の子どもの教育については社会全体で子どもの教育についても考えていく。そういうシステムづくりが日本ではおこなわれているのではないかとこのようにおっしゃる識者の方がおっしゃっていました。少子化の中で、子どもが本当に財産、貴重な宝であると言われる中で、やはりお互いみんなが教育を受けれる、均等に受けれる、そういうシステムづくりをすることが、これから先の日本の課題なのかなというふうな感じを受けながら見たわけですから。

そのためにも行政として、と言われるようなさまざまな施策、政策が必要であろうというふうにはおっしゃいますが、先ほどの1回目の答えで申し上げましたように、やはりまだまだそうした環境も整っていないという部分もございまして、本市におきましては、今、行っております保育の部門では、なかよし保育なんかにおきましても、あらゆる雇用、お母さん方、また保護者の方々が少しでも仕事につきやすい体制のできる、そうした子育てのしやすい施設、環境、そうしたものを整えていっていただくわけでもございまして、そうした面からも行政としての努力をしてまいらなければならない、そんなふうにはおっしゃいます。

それから、構造改革路線の件でございまして、今後、やはり今の政治がどう動いていくのかということも1つの大きなポイントになると思います。やはり今日的には、先ほど言いましたように、地方を重視した政策というものが場面場面で打ち出されてくるような形に受け取っております。当然で私はあるというふうにはおっしゃいます。日本の国、先ほど言いましたように、地方が背負っている部分が大きく、多くあるわけでもございまして、やはり地方に軸足を置いた政策、それが日本の国のあり方であるというふうには私は常日ごろからおっしゃいます。国のあり方としても、国のありようとしても、地方を重視したやはり政策、そうしたものがなければ、この国は滅びる。私はそう思いながら今までずっと考えてきましたので、今後もそうしたことが国のほうに伝えられる機会がある場合には、やはりそうしたことを強く訴えていかなければならない、そんなふうにはお

っております。

また、先ほどのご質問の中で、次の世代にきちっとバトンタッチができるということは、次の市長選のことを考えてのことかというふうなご質問でございましたが、この仕事を請け負ったときから、仕事についてきたときから、次のバトンタッチをする際には、やはりきちっとその責任を果たす中でバトンを渡すことが、私の仕事であるというふうな思いの中でやってきておりました。当然このことは、任期1年で、あと1年でございませぬので、そのことを視野に入れてないということになればうそになります。当然視野に入れてのただいまの私の発言でございませぬ。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

学校給食法の考えのもとに給食センター運営委員会を行っているかというところでありませぬけれども、学校給食法のさまざまな目標があります。日常生活における食事について正しい理解と望ましい習慣を養わなければならないとか、幾つかあります。食育の話であるとか。そういうことも含めて給食委員会のほうではお話もさせていただいてませぬし、議論もしております。そういうことで、学校給食のことの充実を図るような議論もさせていただいておるといふところですよ。

それと、委託契約を十分検討できたかというところですよ。さまざまな資料もいただきました。私たちが議論もしたところでありませぬけれども、人件費中心の数字でありませぬこともあります。その他福利厚生費とか被服費とか業務管理費等なんかも委託契約には加味したところもありませんので、単純に数字の上でどちらがどうという結論は出ておりませぬけれども、平成12年より給食センター、山田についてはセンター方式で、委託で実施をしたという経過があります。安全・安心な給食は提供できているという状況にあると考えています。

それと、給食センターの今後のことでありませぬけれども、プロジェクトチームとかを立ち上げてこれから検討もされるのかというふうなお話だったと思います。山田の給食センターについては、昭和56年に建てられておりませぬし、約30年たっておるような経過もあります。その中で、かなり老朽化も進んできておりませぬし、ボイラーとか揚げ物機とか焼き物機、非常に高価なものも老朽化して、もういつ壊れるような状況かもわかりませぬ。そういうこともありますので、今後の給食センターのあり方について、来年度からちょっと検討委員会的なものも立ち上げて、当初予算にもちょっとのせておりませぬけれども、そういうことも含めて、今後検討をしていこうという組織を立ち上げていきたいと考えているところでありませぬ。

それと、学童クラブの件でありませぬけれども、賠償のことについてお話があったと思います。賠償のことについては、協定書の中でちょっとうたっているところがあります。

総合賠償補償保険とか市有建物災害共済保険については市のほうで負担をします。そして、賠償責任保険とか傷害保険については学童のほうで掛けていただきたいというようなお話で作業を進めているところです。その中で国家賠償の件も入ってくると思います。その保険の中で。

それと、今後の業者については、とりあえず地元で運営することがベストであると思いますので、そういう形を考えております。

それと、こども安心基金（安心こども基金）のお話があったわけですがけれども、国、県の補助基準の中でも障がい児の児童の受け入れについての基準もありますし、県の受け入れに対する基準もあります。そういうことも活用もしていきたいですし、こども安心基金（安心こども基金）ですかね、そのことについても検討もさせていただきたいと思います。使えるところは使える形で学童クラブも運営していきたいと考えています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 大岸議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

卒業式、入学式等での国旗、国歌についてでございますが、香美市の小・中学校におきましては、ほとんどしっかりした声で歌えていると思っておりますが、一部、声が小さかったとかいうふうなご意見も聞いたことがございます。ただ、そういったことを教育の現場の中で細かく調査をすることがふさわしいのかどうなのかということにつきましては、私も若干そういったことは余り望ましいというふうには思いません。ただ、きちっと国旗、国歌の意義を子どもたちに指導をし、そして単に卒業式、入学式のときだけでなく、日ごろの指導の中できちっと指導ができているということは、大切なことではないかというふうに考えております。歴史の中でも当然、国旗、国歌については、光の部分と影の部分があるということもあるわけでございますが、そういったことについてもきちっと子どもたちの発達段階に応じた指導をしていかなければならないというふうに思います。過去に戦争のために国旗、国歌が使われたとか、利用されたというふうなことや、また、戦争のために亡くなったりけがをされたり、その家族の思い、そういったことに思いをするということも大切でありますし、また、現在の、あるいは今後の方向として、このことをきちっと平和のために、あるいは人権をきちっと守っていくために生かしていくという取り組みも大切ではないかというふうに考えております。

また、子どもだけでなく、教育者として指導する立場にあるわけですので、やはり教育者として教師自身がしっかり歌いながら、あるいはきちっと立つべきときには立って、ルールとしてそういったことを示しながら指導していくということは、大切なことではないかというふうに考えております。

また、教育条件の整備のことにつきまして、確かに現在の人事評価制度について、改めるべきところはあるように思いますので、そういったことにつきましては、地教委として県との協議の中で意見として言うべきことは言っていきたいというふうに思います。

ただ、初めから完全なものができるということではありませんので、やはり順次そういったことを見きわめながら改善をしていくということが必要ではないだろうかというふうに思っているところでもあります。

また、教育の現場を見たときに、指導力不足教員がいるということも、これは残念ですけれども事実でありまして、そういった実態について、どうしていかなければいけないのか、これはやはり課題として取り組んでいかなければいけないというふうにも思っているところでもあります。子ども、児童・生徒にそういったツケが回っていくということはないようにしていきたいというふうに思っているところでもあります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

このたびの市バス再編に係りましては、沿線の住民といいますか、地域のほうに説明会を順次行ったわけですけれども、ご指摘のように、そういったお話もございました。ほかの地域においてもさまざまなご意見をいただいたところですが、私どもとしては、いただきました答申を受けて、それをもとに実施計画をつくり上げまして、それを持って地元説明会に臨みました。その中で、さまざまなご意見をいただく中で、よりこうしたほうがいいんじゃないかというご提言もあったりもした部分につきましては、可能な範囲内で実施方法については変化を持たせたりとか、変更したりとかいうようなこともありました。まさにご指摘のとおり、市政運営についての考え方であるとか、それから市の状況であるとかいうものについて説明する中で理解を求めていくということについては、議員のおっしゃられるように、協働の前提であったりとか、それから協働の原則であるとかいうことからしますと、言われるような満足度を高めていくことが非常にここでは大きな役割を果たしてきたというふうに思っておりますし、今後についてはこういった手法も本当にこうよくよく考えながら臨んでいかなければならないというふうに思っております。そういった意味では、説明会での向き合い方というのは、私どもも仕事を進めていく上で非常にいい経験をさせてもらったというふうに思っております。例として市民協働参画課というような課の名前も出ましたけれども、体制については、新しい自治システムづくりとしてどうするかという上で、ご提案をいただいたというふうに承っておきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 大岸眞弓君の質問が…

○4番（大岸眞弓君） 答弁漏れが…

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） もう自席で構いませんか。

○議長（中澤愛水君） はい。

○4番（大岸眞弓君） さっきご答弁いただきましたが、国際基準で見た教育行政の

水準、30人学級とか長時間過重労働とか、それに対する、教育長、どういうふうに改善されていくのかというのが、聞き漏らしかも知れませんが、ご答弁なかったように思います。

○議長（中澤愛水君） 教育長、明石俊彦君。

○教育長（明石俊彦君） 答弁の中で、私は含ませていたつもりであります。地教委として県に対して言うべきときに、そのあたりについてはきちっと意見を出していきたいということをおっしゃっていただきました。

○4番（大岸眞弓君） わかりました。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 大岸眞弓君の質問が終わりました。

これで一般質問を終結をいたします。

暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時21分 休憩）

（午前10時36分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

これから議案質疑を行います。議案第1号、平成21年度香美市一般会計予算については、本会議散会后、連合審査会がありますので、その時点にて、その他の案件については各常任委員会へ付託となりますので、各議員は付託されていない議案についての質疑を行うようお願いをいたします。

日程第2、議案第1号、平成21年度香美市一般会計予算、本案について質疑を行います。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

日程第3、議案第2号、平成21年度香美市簡易水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第4、議案第3号、平成21年度香美市公共下水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第5、議案第4号、平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第6、議案第5号、平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第7、議案第6号、平成21年度香美市老人保健特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第8、議案第7号、平成21年度香美市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第9、議案第8号、平成21年度香美市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第10、議案第9号、平成21年度香美市介護保険特別会計予算（介護サービス事業勘定）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第11、議案第10号、平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第12、議案第11号、平成21年度香美市水道事業会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第13、議案第12号、平成21年度香美市工業用水道事業会計予算、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第14、議案第14号、平成20年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第15、議案第15号、平成20年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第16、議案第16号、平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第17、議案第17号、平成20年度香美市老人保健特別会計補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第18、議案第18号、平成20年度香美市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（事業勘定）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第19、議案第19号、平成20年度香美市介護保険特別会計補正予算（第3号）（保険事業勘定）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第20、議案第20号、平成20年度香美市介護保険特別会計補正予算（第2号）（サービス事業勘定）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第21、議案第21号、平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第22、議案第22号、平成20年度香美市水道事業会計補正予算（第2号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第23、議案第23号、香美市課等設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第24、議案第25号、香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第25、議案第26号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第26、議案第28号、香美市社会体育基金条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎です。

これ、社会体育の振興を目的とする事業で積み立てるということですが、具体的にはどういったものが考えられるのか、それから幾らまで積み立てるのか、お聞きいたします。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、几内一秀君。

○生涯学習課長（几内一秀君） 議案第28号、体育基金条例の改正についてですが、まず、現在の金額が115万9,717円ということになっております。特に用途を特別に決めて積み立てているわけではありません。この基金の利子果実を一般会計へ充当して、社会体育の振興にというような、一般財源化して使用をしております。

そして、幾らまでということで、「以上」ということを書いておりますが、現在はこの額が積み立てられておりますが、今後、社会体育の振興にということで、寄附等で基金へというお話があれば、これにて対応したいということで、「以上」という表現を使っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第27、議案第29号、香美市地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第28、議案第30号、香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第29、議案第31号、香美市立ふれあい交流センター使用条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第30、議案第32号、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第31、議案第33号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。少しお尋ねします。

1点目に、以前一般質問で私がお尋ねしたときに、国の激変緩和策は何か継続されるというふうなことは答弁でいただいたというように思ってますけれども、新たな料金体系ではそのことは反映されているのか、それともそれはなくなったのか。

それともう1点。第4次の計画で、基金も一定取り込んで計画を立ててると思うんですが、そこでどれぐらい取り込んでこの金額になったのかと、1億円弱、9,000万円ぐらいあったというふうに思ってますけど、その点をお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） まず、1点目の激変緩和の関係ですが、本日お配りをしました保険課の資料で見ていただきたいと思いますけれども、基本的には6段階なわけですが、それを細分化をしまして、例えば4段階と5段階となっておりますところは、基本的には4段階のところ、基準額に対する割合が1の人ながですが、新たに0.8を設けて緩和すると。それから6、7も、6段階新たに設けて緩和をするというような、そういったことで、細分化をした段階に設定をいたしました。

それと、基金は今年度末でも約9,000万円ぐらいになるだろうという予定ですが、その中から6,000万円を崩して保険料に充てたいということで計画をしております。今年度は2,000万円、毎年2,000万円ずつ基金からの繰り入れをして、保険料の上昇を防ぐということで計画をしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 関連してお尋ねします。

激変緩和というか、細分化の点についてはよくわかりました。あと、毎年2,000万円ずつということでもありますけれども、実際9,000万円で、3,000万円余らせた、今期ですわね、3,000万円ずつ繰り入れていっても別に支障はなかったかなというように思います。そうしたときに、料金、介護保険料にどれほど反映したものなのか。そこら辺のことは試算しているのか。もし、すべて、6,000万円取り崩すということでしたわね。基金から6,000万円を取り崩して2,000万円ずつ入れていく

という話であったと思いますけど、それなら9,000万円全部取り崩す予定で3,000万円ずつ入れていっても別にいいんじゃないかなというふうに思うのと、もしそうした場合に介護保険料がどんだけ下がったのかなということを感じるんですが、それは保険料に反映しませんかね。そこら辺のところ、ちょっとわかりかねますので、答弁をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） まず、6,000万円の取り崩しの件ですけれども、9,000万円残るという確証はないですので、まだ終わってないですので、4月までありますので、どのくらい残るのかはわかりません。赤字にはなってはいきませんので、基金の内数ということで、6,000万円という設定をさせていただきました。

9,000（万円）ももし取り崩したらどうなるかということですが、どれぐらいになるんですかね、ちょっとずっと計算ようしませんけども、簡単に言うと、65歳以上の高齢者が九千数百人おりますので、1万人として、1,000万円崩したら1人当たり1,000円で、12カ月で割った分というようになろうかと思います。それだけが保険料に影響するということになろうかと思います。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

日程第32、議案第34号、香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

24番、石川彰宏君。

○24番（石川彰宏君） この健康センターセレネでございますが、今度、修理する場合は休業しなければならないわけですが、会員の価格が上がってますが、修理が済んでから上げるほうが適切ではないかと思いますが、その辺を。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、片岡芳恵君。

○健康づくり推進課長（片岡芳恵君） 石川議員さんのご質問にお答えいたします。

そういうことも想定されますけれども、指定管理が新たな改正になりますので、それを機会にということで、もし修理の期間が1カ月とか、まだ未定ですので、その期間は延伸する予定にしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 24番、石川彰宏君。

○24番（石川彰宏君） はい、わかりました。昨年も修理のときいろいろ問題がありまして、会員さんからいろいろクレームもありましたので、その辺を十分ご注意くださいと思います。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第 3 3、議案第 3 5 号、香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第 3 4、議案第 3 6 号、香美市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第 3 5、議案第 3 7 号、香美市香北の自然公園の設置及び管理に関する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第 3 6、議案第 3 8 号、香美市水道審議会条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第 3 7、議案第 3 9 号、香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第 3 8、議案第 4 0 号、三谷地区集会所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第 3 9、議案第 4 1 号、平山木工所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第 4 0、議案第 4 2 号、香北健康センターセレネの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第 4 1、議案第 4 3 号、香美市交流促進施設の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第４２、議案第４４号、香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第４３、議案第４５号、香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第４４、議案第４６号、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第４５、議案第４７号、香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第４６、議案第４８号、香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第４７、議案第４９号、香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第４８、議案第５０号、香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第４９、議案第５１号、香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第５０、議案第５２号、香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第51、議案第53号、香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第52、議案第54号、香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第53、議案第55号、香美市立やなせたかし記念館アンパンマンミュージアムの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第54、議案第56号、香美市立やなせたかし記念館詩とメルヘン絵本館の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

議案第55号で聞かないかざったじゃけど、議案第55号と議案第56号は指定管理の期間が1年間となっておりますけど、どういのでこんなに短いんですか。

○議長（中澤愛水君） 生涯学習課長、丸内一秀君。

○生涯学習課長（丸内一秀君） 指定管理期間は1年間に今回させていただいております。アンパンマンミュージアム振興財団は、現在、財団法人という公益法人で事業を行っております。当初におきましてはこれまでどおり複数年でという指定管理期間を予定してましたが、昨年12月に公益法人法のほうが改正されまして、5年以内に財団法人につきましては公益財団法人か、一般財団法人に移行しなくてはならないということになっております。それで、今、財団の理事会のほうで、今後どのような移行をしていくかということも検討しておりますが、これまでのやなせ先生のふるさとに対する思い、それから貢献とかいうものも末永くこれからも継続していかなくてはならないということで、今後、公益財団法人として進めていこうということで検討しております。そのため、公益財団法人としての認可を受けますためには、大きな条件として、財団の支出全体に対します公益事業への歳出、支出ですが、全体の支出に対する公益事業への支出分が50%を超えなくてはならないという大きな条件があるところです。現在の財団の支出をそれに当てはめてみますと、50%ぎりぎりかな、ちょっと超すかなというようところで推移をしているところです。ほんで、その50%を今後安定的にクリアしていく条件というものを検討して、歳入並びに歳出というものを検討していかなくてはならないということになっておりますので、その辺を今後財団のほうで順次煮詰めていくようになっております。

そのような状況で、法人としてのまだ形態が安定しておりませんので、それが早い時期にそういう認定を受けてやっていきたいという思いもありますので、財団としての形態がはっきりするまで、1年間の指定管理を継続しながら、ちょっと様子を見ていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第55、議案第58号、香美市土地開発公社定款の一部改正について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 間違えました。ごめんなさい。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第56、議案第59号、債権の放棄について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 59号の間違いでした。失礼しました。

ちょっとお伺いをしたいのですが、債権額2,000万円、これを放棄することについて議決を求めるといことなんですが、この提案理由のところを読んでも、ちょっとその経過がのみ込みがたいですが、詳しい経過について説明をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） 大岸議員のご質問にお答えいたします。

この債権の放棄につきましては、そこの提案理由のところに書いてございますように、香美市開発公社に対して市のほうから2,000万円を貸し付けて、それによってゴルフ場の株式を買って持っておったということですが、これは、ゴルフ場が倒産をしたことに係って、これまで議会でもその都度ご説明してきましたように、これが無価値になってしまったということで、紙切れを持っておるとい状況に現在あるわけですが、今回、この財団法人については解散の方向ということですので、紙切れになっておる債権については整理をせないかんということで、市のほうに対してこの2,000万円の債権放棄について求めたところがございます。それによって今回議案として債権の放棄についてお諮りをしておるところですが、そもそもゴルフ場からいただいたこの2,000万円の出資金を市を通じて公社のほうに渡したということがございます。流れとしてはそういうことです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 株を持っていたということですが、5万円で400株で2,000万円というのはわかるんですが、持ってた株というのは400株だけですか？というのは、ちょっとゴルフ場の民事再生法が適用になったときの資料を持っておりまして、それにメモ書きをしてあるのの中に、600株、3,000万円というメモがありまして、それがゼロというふうになってるんですが、400株なのか600株なのか、持ってたのが、ちょっとそれをお聞きしたいんですが。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） お答えをいたします。

公社自身が持っておりました株につきましては600株、3,000万円分でございます。そのうち市に係る分、市からお金を借りとった分が2,000万円分ということで、今回議案としては2,000万円の処理をしておるわけで、あと、その1,000万円につきましては、公社が別途990万円、それから個人から10万円、合計1,000万円を用立てて、3,000万円を調べ、600株を持ちよったということです。今回の債権放棄につきましては、先ほど言いましたように、市からの部分の2,000万円についての処理ということでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 市からの1,000万円はもう支払い済みというふうにおっしゃったんですかね。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） お答えいたします。

公社のほうで用立てました990万円と個人の10万円についてちょっとご説明しますが、公社の990万円については公社自身が借り入れておりましたけども、これはもう償還が済んでおります。これは前にゴルフ場が倒産したときに、このあたりについてはるその内訳についてご説明をしてきた経過があるかと思っておりますけども、改めて言いますと、先ほど言いました3,000万円の内訳については、2,000万円をゴルフ場から市がもらった、当時土佐山田町がもらったものを公社に貸して、それを、2,000万円を原資とし、プラス1,000万円、その1,000万円の内訳が、今言いました公社自身が借り入れた990万円と、それから個人からの寄附の分の10万円を合わせて1,000万円と、合計で3,000万円の600株です。市に係る分については2,000万円ということですので、そこら辺、よろしく申し上げます。

○4番（大岸眞弓君） もう1点だけ。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 公社が金融機関から借りた990万円の返済は、公社はお金を持たないと思うんですが、それは一般会計から払ったということですか。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） 財団法人開発公社については利潤追求して構わないということがありますので、その間に事業をしたりした分で、お金を調べて払ったということです。ここで細かいお金の処理については、ちょっと私も資料を持っておりませんが、そうですね、要は買ったものをもう払うて済んでおると、この間については、それぞれ公社の決算等については議会に報告をしてきておりますので、そういうことをご承知いただきたいと思うんですけども。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） はい。片岡です。

これは債務者の、財団法人香美市開発公社というもんには当然役員さんとか、そういうもんもおると思うけど、何ら責任はないもんですか。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長兼土地開発公社事務局長（濱田賢二君） 責任があるかないかということについて、ちょっと私、研究いたしかねますけれども、一応理事会にお諮りして、そういった正式の場を踏んで処理をしてきておりますので、処理の仕方について責任があるかないかといえば、それはルールとして処理されとるとということしか、ちょっと私の部分でお答えできませんけど。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第57、議案第60号、市道の路線の変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

以上で日程第2、議案第1号から日程第57、議案第60号までの質疑はすべて終わりました。各案件は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託をします。

お諮りをします。付託しました各案件は、3月17日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は3月17日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定をしました。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれで散会をします。

次の会議は3月18日午前9時から開会をします。

どうもお疲れでございました。

(午前 11 時 14 分 散会)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 1 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 2 1 年 3 月 1 8 日 水曜日

平成21年第1回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成21年3月4日（水曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月18日水曜日（会期第15日） 午前 9時02分宣告

出席の議員

1 番	山 岡 義 一	1 4 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 5 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 龍太郎	1 6 番	黒 岩 徹
4 番	大 岸 眞 弓	1 7 番	竹 内 俊 夫
5 番	織 田 秀 幸	1 8 番	山 本 芳 男
6 番	比与森 光 俊	1 9 番	前 田 泰 祐
7 番	千 頭 洋 一	2 0 番	大 石 綏 子
8 番	小 松 紀 夫	2 1 番	西 山 武
9 番	門 脇 二三夫	2 2 番	西 村 芳 成
1 0 番	山 崎 晃 子	2 3 番	坂 本 節
1 1 番	片 岡 守 春	2 4 番	石 川 彰 宏
1 2 番	久 保 信 彦	2 5 番	中 澤 愛 水
1 3 番	竹 平 豊 久		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 楨 夫	商工観光課長	高 橋 千 恵
副 市 長	石 川 晴 雄	建設都計課長	中 井 潤
収 入 役	明 石 猛	下水道課長	佐々木 寿 幸
庁舎建設担当参事	前 田 哲 雄	環境課長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター副所長	藤 岡 賢 三
企 画 課 長	濱 田 賢 二	健康づくり推進課長	片 岡 芳 恵
財 政 課 長	後 藤 博 明	地籍調査課長	田 島 基 宏
住宅新築資金担当参事	奥 宮 政 水	林 政 課 長	岡 本 博 臣
収 納 管 理 課 長	阿 部 政 敏	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	吉 村 泰 典	支所長兼事務管理課長	二 宮 明 男
住 民 課 長	山 崎 綾 子	業 務 管 理 課 長	竹 内 敬
保 険 課 長	岡 本 明 弘	《物部支所》	
税 務 課 長	高 橋 功	支所長兼参事兼事務管理課長	萩 野 泰 三
福 祉 事 務 所 長	小 松 美 公	業 務 管 理 課 長	西 村 博 之

農政課長兼農業委員会事務局長 宮 地 和 彦

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広

教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 九 内 一 秀

学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 細 木 陽 子

市長提出議案の題目

議案第 1 号 平成 2 1 年度香美市一般会計予算

議案第 2 号 平成 2 1 年度香美市簡易水道事業特別会計予算

議案第 3 号 平成 2 1 年度香美市公共下水道事業特別会計予算

議案第 4 号 平成 2 1 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

議案第 5 号 平成 2 1 年度香美市農業集落排水事業特別会計予算

議案第 6 号 平成 2 1 年度香美市老人保健特別会計予算

議案第 7 号 平成 2 1 年度香美市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）

議案第 8 号 平成 2 1 年度香美市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）

議案第 9 号 平成 2 1 年度香美市介護保険特別会計予算（介護サービス事業勘定）

議案第 1 0 号 平成 2 1 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 1 1 号 平成 2 1 年度香美市水道事業会計予算

議案第 1 2 号 平成 2 1 年度香美市工業用水道事業会計予算

議案第 1 4 号 平成 2 0 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 1 5 号 平成 2 0 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 1 6 号 平成 2 0 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 1 7 号 平成 2 0 年度香美市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 1 8 号 平成 2 0 年度香美市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）（事業勘定）

議案第 1 9 号 平成 2 0 年度香美市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）（保険事業勘定）

議案第 2 0 号 平成 2 0 年度香美市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）（サービス事業勘定）

議案第 2 1 号 平成 2 0 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

- 議案第 2 2 号 平成 2 0 年度香美市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 2 3 号 香美市課等設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 5 号 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 6 号 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 8 号 香美市社会体育基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 9 号 香美市地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 0 号 香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 1 号 香美市立ふれあい交流センター使用条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 2 号 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 3 号 香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 4 号 香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 5 号 香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 6 号 香美市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 議案第 3 7 号 香美市香北の自然公園の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 3 8 号 香美市水道審議会条例の制定について
- 議案第 3 9 号 香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 4 0 号 三谷地区集会所の指定管理者の指定について
- 議案第 4 1 号 平山木工所の指定管理者の指定について
- 議案第 4 2 号 香北健康センターセレネの指定管理者の指定について
- 議案第 4 3 号 香美市交流促進施設の指定管理者の指定について
- 議案第 4 4 号 香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について
- 議案第 4 5 号 香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について
- 議案第 4 6 号 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について
- 議案第 4 7 号 香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 4 8 号 香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 4 9 号 香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 5 0 号 香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 5 1 号 香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 5 2 号 香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について
- 議案第 5 3 号 香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について

- 議案第 5 4 号 香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について
- 議案第 5 5 号 香美市立やなせたかし記念館アンパンマンミュージアムの指定管理者の指定について
- 議案第 5 6 号 香美市立やなせたかし記念館詩とメルヘン絵本館の指定管理者の指定について
- 議案第 5 8 号 香美市土地開発公社定款の一部改正について
- 議案第 5 9 号 債権の放棄について
- 議案第 6 0 号 市道の路線の変更について
- 議案第 6 1 号 香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 2 号 香美市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 3 号 平成 2 0 年度香美市一般会計補正予算（第 6 号）
- 同意第 1 号 香美市教育委員会委員の任命に伴い議会の同意を求めることについて
- 同意第 2 号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて
- 同意第 3 号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて
- 同意第 5 号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて

議員提出議案の題目

- 請願等第 1 号 市道大平大法寺線の改良工事について
- 意見書案第 1 号 地方の道路整備の着実な推進を求める意見書の提出について
- 意見書案第 2 号 乳幼児医療費助成制度を国の制度として創設するよう求める意見書の提出について
- 意見書案第 3 号 「保育制度改革」に関する意見書の提出について
- 意見書案第 4 号 派遣切り中止、若者雇用の正規化、労働者派遣法の抜本的改正を求める意見書の提出について
- 意見書案第 5 号 日本の農業を守るために W T O 議長案を拒否するよう求める意見書の提出について

議事日程

平成 2 1 年第 1 回香美市議会定例会議事日程

(会期第 1 5 日目 日程第 5 号)

平成 2 1 年 3 月 1 8 日 (水) 午前 9 時開会

日程第 1 諸般の報告

1. 議会運営委員会委員長の報告

2. 市長の報告

報告第 8 号 専決処分事項の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について

報告第9号 専決処分事項の報告について

電話回線使用料の支払遅延に係る遅延利息の支払いについて

- | | | |
|-------|--------|--------------------------------------|
| 日程第2 | 議案第1号 | 平成21年度香美市一般会計予算 |
| 日程第3 | 議案第2号 | 平成21年度香美市簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第3号 | 平成21年度香美市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第4号 | 平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第5号 | 平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第6号 | 平成21年度香美市老人保健特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第7号 | 平成21年度香美市国民健康保険特別会計予算（事業勘定） |
| 日程第9 | 議案第8号 | 平成21年度香美市介護保険特別会計予算（保険事業勘定） |
| 日程第10 | 議案第9号 | 平成21年度香美市介護保険特別会計予算（介護サービス事業勘定） |
| 日程第11 | 議案第10号 | 平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第11号 | 平成21年度香美市水道事業会計予算 |
| 日程第13 | 議案第12号 | 平成21年度香美市工業用水道事業会計予算 |
| 日程第14 | 議案第14号 | 平成20年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第15 | 議案第15号 | 平成20年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第16 | 議案第16号 | 平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第17 | 議案第17号 | 平成20年度香美市老人保健特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第18 | 議案第18号 | 平成20年度香美市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（事業勘定） |
| 日程第19 | 議案第19号 | 平成20年度香美市介護保険特別会計補正予算（第3号）（保険事業勘定） |
| 日程第20 | 議案第20号 | 平成20年度香美市介護保険特別会計補正予算（第2号）（サービス事業勘定） |
| 日程第21 | 議案第21号 | 平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第22 | 議案第22号 | 平成20年度香美市水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第23 | 議案第23号 | 香美市課等設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第24 | 議案第25号 | 香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す |

		る条例の制定について
日程第25	議案第26号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第28号	香美市社会体育基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27	議案第29号	香美市地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第28	議案第30号	香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
日程第29	議案第31号	香美市立ふれあい交流センター使用条例の一部を改正する条例の制定について
日程第30	議案第32号	香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第31	議案第33号	香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第32	議案第34号	香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第33	議案第35号	香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第34	議案第36号	香美市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
日程第35	議案第37号	香美市香北の自然公園の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第36	議案第38号	香美市水道審議会条例の制定について
日程第37	議案第39号	香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例の制定について
日程第38	議案第40号	三谷地区集会所の指定管理者の指定について
日程第39	議案第41号	平山木工所の指定管理者の指定について
日程第40	議案第42号	香北健康センターセレネの指定管理者の指定について
日程第41	議案第43号	香美市交流促進施設の指定管理者の指定について
日程第42	議案第44号	香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について
日程第43	議案第45号	香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について
日程第44	議案第46号	香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について
日程第45	議案第47号	香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について
日程第46	議案第48号	香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について
日程第47	議案第49号	香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について
日程第48	議案第50号	香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について

- 日程第49 議案第51号 香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第50 議案第52号 香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第51 議案第53号 香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について
- 日程第52 議案第54号 香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について
- 日程第53 議案第55号 香美市立やなせたかし記念館アンパンマンミュージアムの指定管理者の指定について
- 日程第54 議案第56号 香美市立やなせたかし記念館詩とメルヘン絵本館の指定管理者の指定について
- 日程第55 議案第58号 香美市土地開発公社定款の一部改正について
- 日程第56 議案第59号 債権の放棄について
- 日程第57 議案第60号 市道の路線の変更について
- 日程第58 請願等第1号 市道大平大法寺線の改良工事について
- 日程第59 同意第1号 香美市教育委員会委員の任命に伴い議会の同意を求めることについて
- 日程第60 同意第2号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて
- 日程第61 同意第3号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて
- 日程第62 議案第61号 香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第63 議案第62号 香美市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第64 議案第63号 平成20年度香美市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第65 同意第5号 香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて
- 日程第66 意見書案第1号 地方の道路整備の着実な推進を求める意見書の提出について
- 日程第67 意見書案第2号 乳幼児医療費助成制度を国の制度として創設するよう求める意見書の提出について
- 日程第68 意見書案第3号 「保育制度改革」に関する意見書の提出について
- 日程第69 意見書案第4号 派遣切り中止、若者雇用の正規化、労働者派遣法の抜本的改正を求める意見書の提出について
- 日程第70 意見書案第5号 日本の農業を守るためにW T O議長案を拒否するよう求める意見書の提出について
- 日程第71 閉会中の所管事務の調査について

会議録署名議員

3 番、山崎龍太郎君、4 番、大岸眞弓君（会期第 1 日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時02分)

○議長（中澤愛水君） ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、諸般の報告を行います。

初めに議会運営委員会委員長の報告を行います。

去る12月17日に議会運営委員会を開催しましたので、議会運営委員会委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、山本芳男君。

○議会運営委員長（山本芳男君） おはようございます。18番、山本でございます。議会運営委員会からご報告を申し上げます。

昨日、午前9時から議会運営委員会を開催をいたしまして、執行部から提出依頼のあった報告第8号及び報告第9号、議案第61号、議案第62号、議案第63号、同意第5号についての取り扱いについて協議を行いました結果、特段の意見もなく、追加議案等は本日18日に上程をし、委員会付託を省略し本会議方式で審議、採決することとしました。

次に、山崎龍太郎議員から修正案の原案を示して、「議案第1号に対する修正動議を提出する予定。」との発言がありましたので、議案第1号は、他の案件と分離して審議し採決まで行うこととしました。

3点目に、お手元に配付してあります資料の市民からの要望、意見書について協議をしました。協議の結果は、議員名簿に電話番号がなくても住所地等が記載されており、市民の住所地の近くの議員もわかるようになっております。したがって、今後も事務局で名簿を渡す、連絡をとる等、従来どおりの方法で行うこととしました。

以上、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

次に、市長から地方自治法第180条第1項の規定により、報告第8号、報告第9号の専決処分事項について報告書のとおり報告がありました。

これから、報告第8号、報告第9号の専決処分事項の報告について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

議会の当初の、3月4日でしたか、総務課長さんのほうからもう1件の事故のことについて報告があるということは聞いておりましたけれども、事故の内容を見ますのに両方とも事故が、（車が）後退しよって事故を起こしているという内容でございます。私はこのことを前にも言ったかと思いますが、ある企業では新入社員とかそういう運転の未熟な人については先輩が、十分運転能力を発揮できるまでは単独では運転ささんというようなことを企業の中でやられているということも紹介したこともあるんですけど、

この2つの事故がそういうことになったとは、私どもは内容わかりませんが、そういうことも今後の対案としては考えていく必要があるんじゃないかということと、こういう事故が起きた場合、行政としてもやっぱりスローガンとかそういうものを出して、当初説明したその企業なんかでは必ず指さし確認と、それから声を出しての確認をして運転を始めると、車を移動するときはそういうことをしてるということを聞いたんですけど、そういうことについての指導もやっぱり必要じゃないかと思うけど今後の対応をお願いしたいということが1点です。

それから、もう1つの報告第9号については、金額的にはささいなと言やささいなものですけど、こういう事例がほかにもやっぱり予想されるかとかいうことはどんなんです？それと、これも振り込みとかそういうことでは対処できない内容を持っているか。その2点をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 交通事故に関しましてまずお答えをしたいと思います。この場合の事故といいますのは、これは単独で建物にバックをしてぶつけたということなんですけれども、これは、こういうバックをするときには、狭いところでしたら同乗した者が後ろを見て回るとかいうふうなことがあって安全を期すわけですけれども、たまたまこの場合はその近くの家で用事のあった同乗者が既に行ったということで、出ていくときに邪魔にならないように車を寄せておこうとして1人でバックをさせたということで、本当にもう少し注意をしたらというところで残念な事故で、前回の場合につきましても本当に少し注意をすれば事故がなかったなあとというふうなところありまして、大変、大きな事故ではないんですけれども、こういうことはこの交通事故だけに限らず十分注意をするということで話をさせていただいて前回もお話ししましたが、安全運転管理者としまして今後一層努力をしてまいりたいと思います。

特に課長会などでも再度確認をしながらやってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） はい。報告第9号の件ですけれども、この電話回線使用料につきましては、平成20年11月分の支払いから自動振替ということにしました。このときはそれができておりませんでした。よろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 片岡議員さんのご指摘の中で、報告第9号の専決処分等々いった遅延利息につきまして、該当につきましては、この平成20年度におきましても数件発生した事実がございます。今までも専決処分事項で報告したと思いますが、この件につきまして、非常に事務処理の中で、いわゆるこういう利息が発生するという認識が非常に薄くこういった状態を招いておることがわかりますので、今後課長会等で

注意をしていきたいと。

それと、電話請求書につきましては、非常に遅延損害金とかいう名目が入ってきませんで、いわゆる通常の電話の請求と一緒に来ますので、その部分がなかなか判読しがたい状況があったということです。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 報告第8号について少し関連で伺いますけど、当方、こちら側の車ですわね、も傷んでると思うんですけど、そこら辺の車について傷んでるとき修理等にかかる費用負担、それから保険はどの範囲まで入っているのか、その点を確認します。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） それではお答えします。

公用車のほうにつきましては、町村会の保険のほうで全額見ていただくというふうになっております。相手方の分と公用車の分につきましては、町村会のほうからおりてきておると。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） はい。質疑がないようですので、これで報告に対する質疑を終わります。

22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 議事運営について。

○議長（中澤愛水君） はい。

○22番（西村芳成君） 議会運営委員会から報告がなかったわけですが、島岡議員から一般質問のことについて、連合審査か、連合審査の中で質疑について議事録を起こして協議してもらおうということを申し出しちゃあったということを今お聞きしましたが、それは今議会中にしなきゃなりませんのでその点どうなっておるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 議会運営委員会では、一応協議をいたしておりませんが、連合審査の段階でありましたので総務常任委員長、それから私と一緒に議事録を精査をいたしました。それで、個人名が出ておりましたし、一応申し合わせで誹謗中傷もありますが、これは一応解雇という、個人名が出ましたけれども、マスコミでも報道もされておることありますし、ほんで、本人と、発言者ときょう（午前）8時40分から話をしていまして、配慮をして今後は発言をしていくということでもありますけれども、それに対しまして、発言者のほうは「事実であるから。」という返事もございました。ございましたが、議会として一応委員長から本人に、島岡議員から出ておりました意向をお伝えをしてあります。

以上であります。

22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 島岡議員はそんなふうに、私にはお聞きをしませんでしたので、やっぱり本人の発言の問題もあろうけどこれ人権の問題ですので、1回罪を犯した者は更生できんということになるわけですので、そういった重要な問題でありましたので、今議会中に処理しなきゃなりません議長と当事者とお話をしてということでございますので、今後そういったことについては議会の中でもっと協議を今後するという事で預かっていただきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） はい。
ほかにご意見ございませんか。

○議長（中澤愛水君） それでは、日程第2、議案第1号、平成21年度香美市一般会計予算を議題とします。

まず、本案に対する委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、黒岩 徹君。

○総務常任委員長（黒岩 徹君） 16番、黒岩 徹。

総務常任委員会が本定例会において付託を受けました議案第1号につきまして、去る3月13日に9名全員の出席のもと審査をいたしましたので、その経過と結果を報告いたします。

まず、議案第1号、平成21年度香美市一般会計予算を議題といたしました。この案件は既に連合審査会において質疑が終わっておりますので、すぐ採決を行いました。採決の結果は、賛成多数をもって原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

○議長（中澤愛水君） 委員長の報告が終わりました。

本案に対しましては、山崎龍太郎君ほか3名から、お手元に配付をいたしました修正の動議が提出をされています。したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎龍太郎でございます。

平成21年3月18日、香美市議会議長 中澤愛水殿、発議者 香美市議会議員 山崎龍太郎、賛成者 同 片岡守春、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 山崎晃子
議案第1号 平成21年度香美市一般会計予算に対する修正動議

上記の動議を、地方自治法第115条の2及び香美市議会会議規則第17条第2項の規定により別紙のとおり修正案を添えて提出します。

議案第1号 平成21年度香美市一般会計予算に対する修正案

議案第1号 平成21年度香美市一般会計予算の一部を次のように修正する。

第1表 歳入歳出予算の一部を次のように改める。

18款、繰入金及び1項、繰入金5,508万円を863万6,000円増額し6,371万6,000円に、20款、諸収入2億4,153万2,000円を863万6,000円減額し2億3,289万6,000円に、5項、雑入1億9,519万5,000円を863万6,000円減額し1億8,655万9,000円とするものです。

提案理由として、学校給食費保護者負担分を引き上げ前に減額するものであります。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 修正案の説明が終わりました。

これから、ただいまの委員長報告及び修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） はい。13番です。

けさ資料を見せていただいたんでちょっと、ただいまの提案説明で若干わかりにくかったわけですが、要するに863万円でしたかね、この給食費の関係の、いわゆる減額をすると、そして入りの部分はこの財政調整基金ですかね、これから充てるということでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） そのとおりでございます。

○議長（中澤愛水君） 13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） そうすると、原案につきましては、その財政調整基金ですか、これが一応廃目という形で全然本年度は計上されてないということですが、これは、逆に言えばこの1年間の見通しが立った上において、この財政調整基金の関係については何かほかに使途目的があって原案ではこういったことにしておると思うんですが、これを、いわゆるこれから繰り入れするということについては何かの、いわゆるこの修正案についてはそのあたりの根拠といいますかね、いわゆる原案はこれをゼロと、廃目ということにして1年間の見通しを立てた中で、今回の修正動議については863万6,000円をこれから繰り入れていくということですが、結果的に言えば863万6,000円が原案のとおりゼロになった場合に、修正案ではこれがプラスになるわけです。すると、いわゆる持ち出しがありますのでこの金額を繰入基金から引くわけですが、これを、1年間の向こうを見通した場合に、そのあたりの今後の調整についてはどうなのか、そのところのお考えを示していただきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

863万6,000円は、お金を出していただかなければなりませんので財政調整基金繰入金から出していただくということで、（修正動議）55ページに詳細書いておりますが、廃目のところを消しまして財政調整基金繰入金からその不足分を補っていただくということになります。

一たん廃目になりましても実際のところ必要であれば、財政調整基金繰入金というものは使われるものであるというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） はい。全くそのとおりだと思います。ただ、私が聞きたい

のは、863万6,000円が原案では本年度1年間は基金としていながら積み上げて置いておくという中でこれを、863万6,000円を崩してどこに充てるかと、歳出の面の給食費に充てるという説明でございますが、いわゆるゼロとして、原案でゼロとして置いておくというのは、当然執行部から提案したこの考え方としては、1年間これに、基金について何か目途があったではないかというふうに考えております。したがって、これを単純に、いわゆる引いて、ここにあるからこれを引いて給食費へ持つてこうというような、そういった短絡的な手法でこういった予算を組み替えるということが果たして適切なものか、いかがなものかと思うところですが、そのあたりの見解をお聞きします。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

決して短絡的ではございません。実際繰り入れる財源というものが財政調整基金繰入金しかないという現状でございます。執行部の考え方に相反して修正案を出したわけでございますので、どっかからかお金を調達しなければなりませんので、それが財政調整基金繰入金であったということでもあります。

○議長（中澤愛水君） 13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） はい。ありがとうございます。修正動議では全くそのとおりだと思います。

ただ、私が申したいのは、先ほどの言ったことと、それに対する見解のご答弁でそのとおりですが、一方、今度出の分ですね、いわゆる（修正動議）63ページにもあるように給食費の減額ということになっておりますが、これは前段には、当然この給食費の関係については、いわゆる学校給食費運営委員会、そういった、いわゆる有識者を交えてのいろいろのこの現下の給食費の現状、そしてあり方といったものは、十分に審議された上でこの原案で上げてきたというふうに認識しておるものですが、それをこうやって、ここはだめだから、いわゆる出の部分で負担をかけないように繰入金からこれへ持つてくるといったその手法ですが、要するに、今言いましたように経過を踏まえてここに上がってきた原案に対していとも簡単に、ここはもうそういったことで現状を顧みて、いわゆる従来どおり据え置こうと、そして足らん分は繰入金から持つてくるといったその手法のところですが、そういった面から出の、いわゆる給食費を現状で置くといったところの経過を踏まえてのその認識としたものはどうお考えでしょうか、お願いします。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

出はいじっておりませんので、入の部分の学校給食費の雑入の保護者の負担金分を減額いたしまして、根拠に基づきまして減額しまして、その部分を財政調整基金繰入金で充てるということで、歳入歳出総額は変わっておりません。

それと、竹平議員がいろいろ経過を踏まえて、確かに議員協議会等を踏まえまして説明も受けたわけですが、私どもは実際この議員協議会のときの資料も本日持ってきておりますけども、実際運営協議会ですかね、その審議等を否定するものでも何でもありません。ただ、その中で、給食費の取り扱いという文言を見てみますと、現状での不足額、今後の食材の高騰による不足額を考慮し値上げを検討する必要があるのではないかというふうなところであって、実際ここ昨今は食材費の部分が給食費と市が負担する不足額の部分を足し込んだ部分で推移していることは事実でございます。ただ、旧土佐山田町時代の平成11年から平成19年までの給食費調定額から食材費を差し引いたものを見てみますと、まだ300万円強プラスという部分の結果が出ております。もちろん平成20年は赤字ということを言われておりますが、やはり市の負担で、昨今食材費等の価格上昇についても落ちついてる中で、出の部分も努力しながら今後、幾つかとは考えられますけれども、現状のところは入りの部分の保護者負担分を現状を保ち、引き上げ前を保ちながら努力してしかるべきというふうな考えでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） ちょっとお尋ねします。

入で、今、竹平議員から質問あったように財政調整基金を繰り入れしておりますが、私の考え方ではですね、これは、財政調整基金を使えんことはないわけでありましてけれども、基本的にいえば当初予算で竹平議員が言ったように（財政調整基金は）組まれておられないわけですが、やはり財政調整基金はすべての事業、年間を見通しですね、その中でどうしても足りない部分について財政調整基金の取り崩し、そういったことで執行部は予算を財政課が組んでおると思うわけです。そういったことを考えるとすれば私は、一部という言い方をしますが、学校給食の一部の負担をするというふうなことで財政調整基金をここで修正のようにするべきではないというふうに私は考えるわけです。1つの大きな事業について財政調整基金を崩して、そしてこの863万6,000円について一般財源から繰り出すということをやっていくべきであって、基本的には財政調整基金は、こういった学校給食の一部へ出すというのは私は不適當というふうに私の考えは持つておるわけです。これを取り崩せんということはないわけですが、取り崩せんことではないわけですが、基本的にはそういうたてりの、財政調整基金はそういったたてりのものでありますので。

それで、やるならば、この給食の部分で入も出も減額をしておいて、それで執行部が、当然これは物価が上がっておりますが、改正するもので次の6月補正ということで、執行部がやむを得るので組むという形になると思うんです。そういった形に私はするべきじゃなかったかと、やるんでしたらそうすべきだというふうに私は思います。そういった点は検討されなかったのかをお伺いしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○ 3 番（山崎龍太郎君） 3 番。

出の減額についても確かに考えたわけですが、実際食材費等も安全、安心の食育のためにはやはり必要と判断し、財政調整基金繰り入れで対応をしてしかるべきということで修正案の提出に至りました。

以上です。

○ 議長（中澤愛水君） 2 2 番、西村芳成君。

○ 2 2 番（西村芳成君） いや、ほんで、私の考え方は考え方として述べたわけですが、そういった財政調整基金の取り崩しについてどういう受け取り方をしておるかをお聞きしたいと思う。

○ 議長（中澤愛水君） 3 番、山崎龍太郎君。

○ 3 番（山崎龍太郎君） 3 番。

財政調整基金は、今年を取り崩しなく一たん廃目ということで当初予算では原案で上がっておりますけども、通年は財源不足の折、実際財政調整基金の繰り入れを起こしてやっております。その用途がどこにどう使われているかということをお聞きしたいと思っております。その用途がどこにどう使われているかということをお聞きしたいと思っております。その用途がどこにどう使われているかということをお聞きしたいと思っております。その用途がどこにどう使われているかということをお聞きしたいと思っております。

以上です。

○ 議長（中澤愛水君） 1 3 番、竹平豊久君。

○ 1 3 番（竹平豊久君） はい。1 3 番です。関連して。

要するにこの財政調整基金という、これのいわゆる性質ですね、そこを自分は明確にお聞きしたいと同時に、これをはっきりさせておかなければいけないと思うんです。例えばこういったように、今回お金がここの場合にちょっといかんからという、先ほど言いましたがいとも簡単に、ここに貯金があるからここから引いてきてこれに入れろというようなことがなし崩し的にやられると、この財政調整基金本来の、いわゆる趣旨、目的を持った性質といったものがどうなってくるのかということをお聞きしたいと思っております。そのあたりの、いわゆるこの修正動議として歳入歳出ちゃんと書面で出してきておりましたが、本元のその部分をどう考えておるのかにかかってくると思っておりますので、できたらお答えをお願いしたいと思います。

○ 議長（中澤愛水君） 3 番、山崎龍太郎君。

○ 3 番（山崎龍太郎君） 3 番。

財政調整基金というのは、私は必要な施策のときに繰り入れてしかるべきと考えております。

○ 議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○ 議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで委員長報告及び修正案に対する質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

まず、議案第1号の修正案に対する討論を行います。

討論の順番を説明のため、暫時小休をいたします。

(午前 9時33分 休憩)

(午前 9時35分 再開)

○議長(中澤愛水君) 正場に復します。

それでは、原案に賛成、修正案に反対の方の討論を許します。討論ありませんか。

8番、小松紀夫君。

○8番(小松紀夫君) 議案第1号、平成21年度香美市一般会計予算に対する修正動議に反対の立場で討論をいたします。

修正動議を拝見をいたしますと、学校給食費の保護者負担分を平成20年度並みに据え置くよう修正がなされておりますけれども根拠がよくわかりません。給食費の保護者負担額の改定につきましては、小・中学校の代表4名、学校給食主任の代表2名、PTAの代表、すなわち保護者の代表2名、保健所の代表1名、学識経験者2名、議会議員2名、市職員1名で組織をしております学校給食センター運営委員会にて、昨年6月に問題提起がなされ、その後3回にわたって慎重に協議を重ねた結果、給食費単価の改定を決定したものでございます。私も委員の1人でもございましたので、運営委員会での協議の内容も交えながら申し述べさせていただきます。

協議の内容をお話をする前に、香美市立学校給食センターの管理運営に関する規則第5条によりますと、第1項に「学校給食法に基づき、学校給食の実施に必要な施設設備等に要する経費及び給食センターに勤務する職員に要する給与その他の人件費並びに給食センターの運営に関する経費は、設置者負担とする。」。そして第2項に、「前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童・生徒の保護者負担とする。」とございます。すなわち施設、設備費、人件費等につきましては市が負担をし、材料費、光熱水費は保護者が負担をすると、学校給食法に基づいて市と保護者の負担を明確に規定をしております。ただ、本市におきましては、光熱水費、年間約1,500万円でございますが、この光熱水費につきましても市が負担をしております。現在保護者の負担、いわゆる給食費というものは材料費、食材のみの負担でございます。

給食費単価の改定が必要となったのは、一昨年からの原油高に伴いまして関連をした資材や食材が次々と値上げをされたこと、これは原油価格が下がった現在におきましても食材の値段は変わらず、さらに値上げの傾向にございます。また、中国の冷凍ギョウザへの毒物混入事件以来、全国的に安価な中国産の食材を使用しなくなった、そういうことなどから本市におきましては、本年2月末の時点で食材費の不足額が656万2,943円でございます。3月末、年度末には700万円から750万円の不足が予想されるところでございます。これまでの給食費ではいずれ給食業務の維持ができなく

なるおそれがあるということから、改定やむなしとなったところでございます。

改定額は、1食単価を20円値上げをし、小学校265円、中学校290円となっております。20円の値上げの考え方といたしましては、一昨年からの食材高騰による不足分として10円、また今後値上がりすると予想される調味料、これは昨年9月に一部が急激な値上がりをしております。それからお米、これも昨年11月に1キロ当たり8円50銭の値上げがされておるところでございます。また牛乳につきましては、今年4月から3円程度の値上げが予想をされているところでございます。等々、今後とも予想される値上がりに対して10円ということで、計20円の改定額となっているところでございます。

また、給食センターにおきましては、食材費の高騰に対応するため、米、野菜につきましては価格の安い地元や県内産をできるだけ使用し、基準の栄養価は満たせるようにした上で低い単価で提供できるメニューを工夫をして、値上がり率の高い食材を控え、また食材の混入率なども変更をして懸命に取り組んでいるところでございます。

確かに、この修正の動議のように基金を取り崩し食材費に充当すれば、給食費も据え置くことができますし、給食センターの職員も苦勞することはないわけではございます。また、給食費に限らず各種税金や国保料、保育料、また上下水道料等々、基金を取り崩して一般財源を充当し市民負担を軽減すれば、いつときは歓迎する市民もおられるとは思いますが、しかし、そのような政策を万が一にも実行しますと、基金は瞬く間に底をついて市の財政は行き詰まり、果てには市民負担を大幅にふやすか事業そのものを廃止することとなるのは、だれの目にも明らかなことだと考えるところでございます。仮にそういう事態に陥った場合、市政にかかわる者として、市民の皆様は無責任きわまりない判断をしたと言われざるを得ないというふうにも思うところでございます。

平成21年度の当初予算の学校給食費では、施設設備費や人件費等に1億7,000万円余りを一般財源から市の負担分として計上しております。食材費の保護者負担につきましては1食当たり20円の増となっておりますけれども、給食サービスを将来にわたって維持をしていくためには、保護者の皆様もきっとご理解をいただけるものと思うところでございます。

以上のことから、この修正動議につきましては、とても賛成できるものではございません。議員各位の良識あるご判断をお願い申し上げまして討論といたします。

○議長（中澤愛水君） 次に、原案及び修正案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論なしと認めます。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論なしと認めます。

次に、修正案に賛成の、13番、竹平豊久君、原案に賛成の討論ですか。

○13番（竹平豊久君） はい。

○議長（中澤愛水君） 13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番、竹平です。原案に賛成の立場から討論を申し上げます。

まず原案、つまり議案第1号、香美市、平成21年度予算でございます。これにつきまして、いわゆる議会の役割の観点からになります。今さらの感にはなりますが、議会は地域住民の代表機関であり、その負託を受けて住民の意思を代表して運営に当たる議決機関であると同時に、市長と並んで地方公共団体の果たすべき役割を分任する機関でもあります。そうしたことを大前提にするとき、議案を反対するということは、それはそれで結構なことですが、大事なことは賛否を表明する場合、二通りの考え方があると思います。

先ほども若干質疑がございました。つまり、議案内容が不明確である点や実情とギャップがある場合などについて、まず1つ目は、多角的に示した対案です。つまり、そのところの修正に見合う財源はどうか、あるとしてもそれぞれの目的に基づいた予算の中で措置できるのか、また歳出面での関連するほかの予算を修正をするのは可能なものなのか、予算全体枠からの関係、そして行財政運営における影響の度合いはどうかといったことも検討し、総合的に勘案して、その措置が十分になされるという見通しの上に立って提案をし、対案として示す方法と。2つ目は、そうした見通しもないままに、単に予算組み替え要求的な動議として意見表明をして反対する方法があると考えますが、前者はそれなりの理由づけと根拠を示しての提案であり、うなずけるところはありますが、後者はずばり木を見て森を見ずがごとく事の重要性を認識していない方法で、極めて無責任な手法となります。すなわち一事業の部分だけを見て論議に終始するのは、事の本質から外れた単なる手法にすぎません。

行政報告でもあったように、向こう1年間、香美市民の公共福祉向上とまちづくり計画遂行を目的とし、その手段として練り上げ提案された予算を論ずるとき、一事業部分を突くだけの意見表明に、果たして分任機関でもある議会における議会人の責務が務まるのか、甚だ疑問に感ずるところです。

そしてもう1つ議会人として大事なことは、議会の意思決定においては原則として個々の議員の意思が何であったかは問題となりません。すなわち経過は関係ないわけで、このことを逆手にとって内面を見ずして単に表面上の意見表明を行い、議決に参画し反対したとしても結果がすべてであり、それに従ってだんまりを決め込んでおればそれはそれでよしとなるわけで、まことに都合よくできております。たまには敗軍の将は兵を語らずではありませんが、兵を語って経過表明を行っている風景も見聞きしないわけではないですが、これを世間一般的に表現される言葉としてかりるならばパフォーマンスということになるのではないのでしょうか。少なくとも議決機関であり分任機関の一員でもある以上、市民福祉向上を目指す大事な予算を論議するとき、もう少し真摯に、また行財政運営全体の見通しに立った上での明確な論拠と根拠に基づいた総合的な議論でな

いと、何ら生産性はなくいたずらに市政運営を惑わす、ひいては市民福祉向上を阻害することにもなりかねません。

こうした観点から議案第1号を精査するとき、財政状況が厳しい中まちづくり計画具現化のために、新規事業も盛り込みながら可能な限りの措置を講じている本議案は、賛成するものとして討論を終わります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 次に、修正案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 4番、大岸眞弓です。私は、議案第1号、平成21年度香美市一般会計予算に対する修正案に賛成の立場で討論を行います。

平成21年度予算は、財政健全化法や住民税の減収、固定資産税の評価がえによる減収、地方譲与税や各種県交付金がすべて減収になるなどの、本市の財政を取り巻く厳しい状況を勘案し、従来にも増した堅実な財政運営をすとの強い意思と、一方において枠配分予算を導入するなどの財政健全化に向けた苦労がうかがえます。

しかし、平成21年度に資材や食材費が高騰したことを理由に学校給食費の保護者負担金の増額を見込んだ予算が計上されていることについては、承認することができません。なぜなら、質疑の中でも述べたように、学校給食の委託費が前年度より500万円ほど増額をしております。平成12年に学校給食の委託が始まってからは、実に846万6,283円の値上げです。このように一業者の言うがまま委託費を増大させ、出を抑制する努力は行わず、一方で保護者から新たに徴収するなど認められません。学校給食法第1条に、その目的として学校給食が児童・生徒の心身の発達に資し、かつ国民の食生活の改善に寄与するもの、そして第2条に、その目標として日常生活における食事についての正しい理解と望ましい習慣を養う、学校生活を豊かにする、食料の生産、配分及び商品について、正しい理解に導くこととなっておりますが、この検討委員会での協議では、この学校給食が教育であるという観点がすっぽりと抜けております。子どもたちの学校給食を守るため他の自治体では、一般会計から補てんするなどして保護者の負担増を避ける方向でいっているわけであります。給食費の保護者負担金を引き上げることによってさらに滞納世帯がふえるのではないかと懸念があることや、平成21年、単年度で使える地域活性化・生活対策臨時交付金を充てるなどの方法は考慮されなかったのか。いずれにしても食材の高騰などの影響を安易に学校給食費にしわ寄せするやり方は、困窮世帯がふえる中で子育て支援策にも逆行するものであります。

そして、一般質問の中の質疑におきまして、年々ふえていく学校給食の委託費について質疑を行いましたときに、来年度からは入札をしてその出を抑えていくという方向でやるということでしたので、その1年をしのげなかったものかどうか、そういう協議もされなかったのかと思うわけです。

平成21年度予算は、歳入不足を補うための財政調整基金の繰り入れは計上しないとしておりますが、今回保護者の負担増を避けるため予算を組み替えられるよう提案するとともに、修正案に賛成の意を表明して討論といたします。

○議長（中澤愛水君） ほかに討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようでありますので、これで討論を終わります。

これで修正案が提出されております議案第1号に対する討論を終わります。

これから、議案第1号、平成21年度香美市一般会計予算を採決をします。

まず、本案に対する山崎龍太郎君ほか3名から提出されました修正案について起立により採決をします。

本修正案に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。賛成少数であります。したがって、議案第1号の修正案は、否決されました。

次に、原案について起立により採決をします。

委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり原案を可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。賛成多数であります。したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第2号、平成21年度香美市簡易水道事業特別会計予算から、日程第58、請願等第1号、市道大平大法寺線の改良工事について、以上56件を一括議題とします。

これから、各常任委員会の委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、黒岩徹君。

○総務常任委員長（黒岩 徹君） 16番、黒岩。

総務常任委員会が本定例会において付託を受けました議案第1号を除く案件は、議案第23号、議案第25号、議案第26号、議案第37号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第58号、議案第59号の9件であります。これらにつきましても先ほどの議案1号の報告同様、3月13日に審査をいたしました。その審査につきまして、経過と結果を順次報告いたします。

まず、議案第23号、香美市課等設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果は、議案第23号は、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号、香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する

条例の制定についてを議題とし、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

質疑の中で、「裁判員（制度による休暇）の扱いは特別休暇か。」との問いに対し、「今提案しておりますのは条例第 22 条であります。これは臨時職員及び非常勤であります。臨時職員及び非常勤は特別休暇の扱いとはならず、特別休暇は一般職員を指すこととなります。」との答弁がありました。

以上の質疑の後、採決の結果、議案第 25 号は、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 26 号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果は、議案第 26 号は、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 37 号、香美市香北の自然公園の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

質疑の中で、「香北の自然公園の名称はどのようにして決められたか。」との問いに対し、「篤志家の方の希望は、子どもたちに名称を決めてほしい旨の願いがありましたので、大宮小学校の子どもたちにお願しました。各児童から案を出してもらい、決定は小学校 3 年生以上の児童全員の投票によって決まりました。それが香北の自然公園という名称です。大宮小の子どもたちは目の前でその公園を目にしておりますので、それからイメージして名前をつけたものだと思います。」との答弁がありました。

以上の質疑の後、採決の結果、議案第 37 号は、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 39 号、香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例の制定についてを議題とし、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果は、議案第 39 号は、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 40 号、三谷地区集会所の指定管理者の指定についてを議題とし、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

質疑の中で、「三谷地区の人口は。」との問いに対し、「集会所については、これまで戸数のみ記載であります。別添資料のとおり構成員数 88 戸でよろしく願いたい。」旨の答弁がありました。

以上の質疑の後、採決の結果、議案第 40 号は、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 41 号、平山木工所の指定管理者の指定についてを議題とし、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

質疑の中で、「指定管理者の運営状況と設立時の木工機械の状況を問う。」との問い

に対し、平成18年度及び平成19年度の利用者数等の報告及び平成20年度の事業計画内容の報告がありました。「設立時の木工の機械状況は、メンテナンスをよく行っている。」との答弁がありました。

以上の質疑の後、採決の結果、議案第41号は、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号、香美市土地開発公社定款の一部改正についてを議題とし、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果は、議案第58号は、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号、債権の放棄についてを議題とし、執行部の補足説明の後、質疑に入りました。

質疑の中で、「香美市開発公社は、利潤を追求することもオーケーとするとのことであった。また、この議案の提案理由の中で、「香美市開発公社が土佐山田観光開発への出資を目的とし」とあるが、どういう形で出資をしたか、確認しておきたい。」旨の問いに対し、「出資というのはどういう形かということですが、株式購入という形で出資をしたということであります。原則的に公社は利潤追求についてオーケーであります。利潤追求型の財団であるとは申しませんが、財団そのものが持つ性格、性質が地域振興のために公益性を目的とした設立ということで、民間営利企業型の事業体ではないのであります。それゆえに単純に通常の株取引によります投機目的としていない。」との答弁がありました。

以上の質疑の後、採決の結果、議案第59号は、全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（中澤愛水君） 教育厚生常任委員会委員長、比与森光俊君。

○教育厚生常任委員長（比与森光俊君） 6番。今議会におきまして、教育厚生常任委員会が付託を受けた案件について、審査の経過と結果を報告いたします。

付託を受けました案件は、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第36号、議案第42号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、以上29議案でございます。

まず、議案第6号、平成21年度香美市老人保健特別会計予算を議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑の中で、「医療給付費はどのくらいの件数を見込まれているか。」との問いに、「平成20年度にほとんど終わる予定だが、月額12万円の12カ月分を計上した。」

と答弁。次に「資格委託とはどのような委託か。」との問いに、「連合会への調査委託。」との答弁がございました。

以上、質疑の後、審査（後に「採決」と訂正あり。）の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第7号、平成21年度香美市国民健康保険特別会計予算（事業勘定）を議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑の中で、「療養給付費等交付金が前年度より増になっているのはなぜか。」との問いに、「退職者医療費分と介護納付金分に対し社会保険診療報酬支払基金から交付を受ける分で、退職者が乗っていることから増になる。」と答弁。「保険基盤安定繰入金保険者支援分とは。」との問いに、「人数に対する軽減支援。」との答弁がございました。

以上、質疑の後、審査（後に「採決」と訂正あり。）の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第8号、平成21年度香美市介護保険特別会計予算（保険事業勘定）を議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑に入りました。

提案理由説明の際、提案説明書の第4期分、介護保険料の訂正がございました。基準月額「4,174円」を「4,119円」に、年額「5万100円」を「4万9,400円」に訂正がありました。

質疑の中で、「一般管理費の法改正に伴うシステム改修委託とは。」との問いに、「毎年法改正によるシステム改修が必要である。」と答弁。「介護保険料の段階別保険料と割合は。」との問いに、「議案第33号で提出した資料に詳しく説明。」と答弁。「今回の基準額は国の激変緩和措置だと思うが、今後どうなるのか。」との問いに、「今回は第4期分の3年間で、第5期分については新たに設定される。」と答弁。「介護の相談窓口である地域包括支援センターの名称と役割が高齢者の方々に浸透していないように感じるが。」との問いに、「介護のアンケート調査をしても地域包括支援センターの認知度は低いように思われる。その辺の啓発も進めながら事業に取り組んでいく。」と答弁。「香美市介護センターなどの呼び名なら高齢者も理解しやすいのではないか。」との意見も出されました。

以上、質疑の後、審査（後に「採決」と訂正あり。）の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第9号、平成21年度香美市介護保険特別会計予算（介護サービス事業勘定）を議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑の中で、「介護予防サービス計画費収入が減になっているが。」との問いに、「実績に基づいて予算を立てている。」と答弁。「特例介護予防サービス費の特例とは。」との問いに、「認定になる前に使った場合に生じる。」と答弁。「特例介護予防サービス費が1,000円と少ない予算だが、あるかもしれないということの予算

か。」との問いに、「そのとおりです。」と答弁。「今までにもあったと思うが件数は。」との問いに、「今まではない。」と答弁がございました。

以上、質疑の後、審査（後に「採決」と訂正あり。）の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第10号、平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑の中で、「後期高齢者医療保険料が8,000万円減額になっているが、75歳以上の人数はわかっていると思うがなぜ減額になっているのか。」との問いに、「平成20年度は設定後、減額が大分あり、平成21年度についても減額の予定になっている。平成20年度は7割減の人は8.5割の減額になり、平成21年度は枠が拡大されたり9割減になっているので前年度より減の算定をしている。」と答弁。「平成20年度当初の制度の変更になった部分の改正通知はどのようになっているか。」との問いに、「対象者には、個別に通知をしている。天引きから口座引き落としになることは全員に通知しているが、どれだけ理解されているかわからない。」と答弁。「9割減の対象者はどれくらいいるのか。」との問いに、「平成20年度は、5,500人のうち3,010人が7割減の対象になっている。平成21年度は7割減の対象が緩和され枠が広がる予定で、7割に残る人、9割になる人と分かれるが、現在割合はわからないがほとんどが9割になるのではないか。」との答弁がございました。

以上、質疑の後、審査（後に「採決」と訂正あり。）の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第17号、平成20年度香美市老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とし、執行部から提案理由の説明を受けました。

格段の質疑もなく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第18号、平成20年度香美市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（事業勘定）を議題とし、執行部から提案理由の説明を受けました。

格段の質疑もなく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第19号、平成20年度香美市介護保険特別会計補正予算（第3号）（保険事業勘定）を議題とし、執行部から提案理由の説明を受けました。

格段の質疑もなく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第20号、平成20年度香美市介護保険特別会計補正予算（第2号）（サービス事業勘定）を議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑の中で、「緊急通報システムが有料化になるかもしれないが。」との問いに、

「この議案は支援になった方の計画をつくるもので、緊急通報システムについては福祉事務所になる。」との答弁がございました。

以上、質疑の後、審査（後に「採決」と訂正あり。）の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第21号、平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑の中で、「後期高齢者医療広域連合納付金が増額補正になっているが。」との問いに、「当初の額より多かったため、この会計は保険料を集めて納付する。軽減に係る分が確定したので補正している。」と答弁。「納付金はどのようにして決められるのか、積算根拠は。」との問いに、「保険料なので一人一人違ってくる。その保険料を集めた金額を納付している。」と答弁。「滞納があれば何らかの処置があるのか。」との問いに、「現在のところペナルティーは科せないとなっている。滞納もほとんどない。」と答弁がございました。

以上、質疑の後、審査（後に「採決」と訂正あり。）の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第28号、香美市社会体育基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑の中で、「基金を使うとすればどのようなことが考えられるか。」との問いに「当初社会体育の振興に使ってくださいとの寄附があり、基金としている。何に使用するかは、現状では具体的に決まっていない。」と答弁がございました。

以上、質疑の後、審査（後に「採決」と訂正あり。）の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第29号、香美市地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑の中で、「香北町が抜かっていたのか。」との問いに、「監査から指摘された事項であり、現在の条例の金額は旧土佐山田町のコレであり、現在の基金額と条例が合致していないことから改正をするもの。」と答弁。「基金の額は一定で変わらないか。」との問いに、「基金をもとに積み立てることは考えていない。生じた利息は一般会計に計上し運用していく、今後、大幅に基金の額をふやす場合には条例を改正する。」との答弁がございました。

以上、質疑の後、審査（後に「採決」と訂正あり。）の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第30号、香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑の中で、「行財政改革推進特別委員会の指摘も受け、改正することはよいと思うが、利用の多い市民グラウンドの上げ幅が大きい過ぎるのではないか。」との問いに、

「他の市内施設との整合性を持たせた。他の市町村と比較しても本市は安いほうである。市民グラウンドの上げ幅は大きいが高い金額ではない。」と答弁。「市民が安い価格で利用できるよう、高い金額に合わすのではなく安い金額に合わす方法は考えられなかったか。使用料を上げるとなればトイレの改修も急がれるのではないか。」との問いに、「他市町村と比較しても安く、断然低い中での値下げはふさわしくないのではないかと考える。トイレの改修については、市道の改修やプールの移転もあるので、その動向も見きわめながら考えていく。」と答弁でございました。

以上、質疑の後、審査（後に「採決」と訂正あり。）の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第31号、香美市立ふれあい交流センター使用条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑の中で、「市内にある同様の機能を持つ施設との整合性は。」との問いに、「中央公民館に会議室や和室があり、中央公民館の料金と面積、規模、環境を参考に設定した。」と答弁。「茶室、他目的室の利用頻度はどれくらいか。」との問いに、「昨年6月までふれあい交流センター主催事業の教室としてメンバーが利用していた。その後中央公民館に移ったが、夏に中央公民館が耐震工事を行うことで、ふれあい交流センター利用料金への問い合わせから利用料の条例が抜けていたことが判明した。」との答弁がございました。

以上、質疑の後、審査（後に「採決」と訂正あり。）の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第32号、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑の中で、「小規模住居型児童養育事業とはどのような事業か。」との問いに、「里親制度が拡大されることから、新しい事業として実施される。」と答弁がございました。

以上、質疑の後、審査（後に「採決」と訂正あり。）の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第33号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部から提案理由の説明を受けました。

格段の質疑もなく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第34号、香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑の中で、「管理業務等に相当な知識、経験を有している法人その他の団体に管理させることが、健康センターの設置目的を効果的かつ効率的に達成できると認められ

るとき。」との文言が加えられているが。」との問いに、「経験を重視したことから項目をふやし規定した。」と答弁。「金額を見ると上がっているもの、下がっているものがある。個人単位は大幅な値上げになっている。実績などを加味した積算か。」との問いに、「利用者はほとんどが会員さんで、利用回数も多く1カ月2,500円程度はいただきたい。光熱水費もかかっていることから、応分の負担をお願いしたいと思っている。」と答弁。「高齢者の介護予防の観点から高齢者の料金を安くすることは考えられなかったか。」との問いに、「毎日来られる方は高齢者が多い、応分の負担をお願いしたい。」と答弁。「トレーニング会員とあるがトレーナーはいるのか。」との問いに、「現在トレーニングルームにトレーナーはいない。トレーナーを雇用すると、通常1日2万円から2万5,000円かかる、現状では無理と考える。」と答弁。「料金を値上げするのならトレーニングルームを含めた施設の充実、サービスの向上は当然求められるが、値上げの時期がなぜ今なのか。」との問いに、「これまでが余りにも安価ではなかったかと考えている。」と答弁。「会員をふやす営業活動に力を入れてほしい。現在の会員は従来よりの固定客である。新たな掘り起こしを指定管理者にどのようにつないでいくのか。」との問いに、「他の施設の視察も行いいろいろな提案もさせていただいている。実績報告の際、利用者数しか提出されていなかったのも、営業日誌をつけるように、いつ、どこに行ったか、指示を出している。」と答弁。「利用者をふやすため送迎バスを出す方法は考えられないか。」との問いに、「予算的に困難であることと、公共交通機関への悪影響を考えたとき、香美市としてそれがよいことか疑問が残る。」と答弁がございました。

以上、質疑の後、審査（後に「採決」と訂正あり。）の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第36号、香美市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑の中で、「介護報酬が3%アップすることで利用者にも負担がかかることから負担抑制と考えるが、それで間違いはないか。」との問いに、「そのとおりである。」と答弁。「激変緩和措置で、3年間を過ぎるとなくなる条例か。」との問いに、「そのように理解している。」と答弁がございました。

以上、質疑の後、審査（後に「採決」と訂正あり。）の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第42号、香北健康センターセレネの指定管理者の指定についてを議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑の中で、「事故による責任問題が生じた場合、市長の責任はどうなるのか。」との問いに、「何か事故が発生した場合、（埼玉県）ふじみ野市のプール事故の判例からすれば、責任は私、片岡健康づくり推進課長にあります。」と答弁がございました。

以上、質疑の後、審査（後に「採決」と訂正あり。）の結果、本案は、全員賛成をも

って原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号の8議案は、児童クラブの指定管理者の指定についてであることから一括して執行部から提案理由の説明を受けた後、8議案一括して質疑に入りました。

質疑の中で、「指定管理に移行されてもこれまでと変わらないということではあるが、作業手順として、行政を円滑に進める上から保護者に対し十分な説明責任を求める。」との問いに、「保護者、指導員に不安を持たせてしまった、反省はしている。現在も出向いて説明もしている。12月に条例を提案する手前から説明すべきであったと反省している。」と答弁。「条例施行日を1月1日にしたが、なぜ年度がわりの4月1日ではいけなかったか。」との問いに、「条例部分で議会の議決が必要であり、債務負担行為、指定管理者の指定と段階を踏む必要性から、1月1日施行、4月1日実施とさせていただいた。」と答弁。「指定管理者となる団体の所在が運営する施設の所在地でよいのか。」との問いに、「運営する施設を所在地として議案に上程してもよいのではないかと判断した。」と答弁がございました。

以上、質疑の後、順次採決を行いました。議案第47号、香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について、議案第48号、香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について、議案第49号、香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について、議案第50号、香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について、議案第51号、香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について、議案第52号、香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について、議案第53号、香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について、議案第54号、香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について、以上、審査（後に「採決」と訂正あり。）の結果、それぞれの議案が全員賛成であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第55号、香美市立やなせたかし記念館アンパンマンミュージアムの指定管理者の指定についてを議題とし、執行部から提案理由の説明を受けました。

格段の質疑もなく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第56号、香美市立やなせたかし記念館詩とメルヘン絵本館の指定管理者の指定についてを議題とし、執行部から提案理由の説明を受けました。

格段の質疑もなく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 産業建設常任委員会委員長、竹内俊夫君。

○産業建設常任委員長（竹内俊夫君） はい。産業建設常任委員会の報告をいたします。

産業建設常任委員会は、久保委員が欠席、7名で委員会を開きました。付託された議案は、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第11号、議案第12号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第22号、議案第35号、議案第38号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第60号、それに請願等第1号であります。

まず、議案第2号、平成21年度香美市簡易水道事業特別会計予算を議題とし、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「事業収入で（滞納繰り越しを）60万円組まれているのは何か。」との問いに、「歳入予定の金額で、平成19年度決算では171万721円であり、その40%で、平成20年度は計算したが、今年は、平成20年度は繰越金額が104万6,604円、繰越調定額を見込んで、100万円の6割を調定するということで60万円である。」との答弁。次に、「滞納の原因は何が多いのか。」という問いに対し、「滞納すると（給水）停止をかけるので99.7%ぐらいの収入にはなっている。水道料金を残したまま市外に転出される方がおる。滞納して、給水停止をかけて納めてもらう、またその繰り返しをしていることが原因である。」との答弁。「滞納者の人数は。また、簡易水道移設5,980万円の中で、4,380万円は逆川の関係と思うが、残り1,600万円はどのようになっているか。」との問いに、「滞納人数は20人くらいである。道路新設に伴う水道管の移設により1,600万円、内訳は、設計400万円、布設がえ工事1,200万円。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、議案第2号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第3号、平成21年度香美市公共下水道事業特別会計予算を議題とし、まず執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「あけぼの街道を通り土生川へ流す雨水管、（平成）23年まで（工事が）延びた、その対応は。」との問いに、「現在土生川の雨水管、鏡野中学校の南の交差点から新しくできる道路の排水管等取り込んで土生川へ持って行く。JR関係で工事が平成23年になるが、現況よりは排水の能力は上がる。あけぼの街道が完成すれば、北側の雨水は分断される。南は百石のほうへ流れる計画である。」との答弁。次に、「地方債繰上償還、以前は幾らであったか。また、受益者負担金、何カ所の分か。」との問いに、「地方債については、5%以上が現在2%になっている。」との答弁。「本年度工事分含めて1平米460円で約2万6,000平米になり、1,000坪の予定。供用開始をかけた分の受益者負担金である。」との答弁。次に、「給料で昨年との違いは。またスクリーン関係委託料が減った理由は。」との問いに、「給料は課長と補佐の2名分である。」との答弁。「水路のスクリーンに係る分は環境課で計上している、今年から。中央雨水幹線の雨の管に直接に直接側溝から入れるところにスクリーンがある、その分に係る清掃の委託料である。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって議案第3号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第4号、平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算を議題とし、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

出された質疑として、「流量計がなかったのは。」との問いに、「流量計は必需品であるが、今までなかったことがおかしい。流入と流出の比較がわからない。」との答弁でありました。次に「浄化槽（美良布クリーンセンター）の能力はまだあるのか。」との問いに、「能力は今十分ある。」との答弁。「使用料現年分、昨年より減っているが、その中身は。また、繰入金があふえているが、その中身は。」との問いに、「節水などで減っている。また、増額については、テレビカメラで見て（管渠を）直す分、補助対象以上ではできず、単費の対応になるのであふえている。」との答弁。「使用料で井戸との関係は。」との問いに、「井戸用のメーターをつけている。人数で認定という方法もある。」との答弁。「修繕費、流量計など合わせて今後どれくらいの金額になるか。」との問いに、「調査に約5,000万円、工事で億単位必要と思う。」との答弁。「現在（香北町）小川地区での状態はどうか。」との問いに、「また、瑕疵担保の期限は。」との問いに、「テレビカメラを使って厳しく（検査を）行った、手直しは3カ所行った。」との答弁、「（瑕疵）担保期限は、下水道は2年間である。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって議案第4号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第5号、平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計予算を議題とし、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「供用開始時期は。また、今回の工事検査は。」との問いに、「平成23年完成である。」との答弁、「検査については厳しく行っている。」との答弁。「予定工事費が少なく済むと受益者負担金との関係はどのようになるか。」との問いに、「末端管渠整備費の相当額の2分の1を基準として計算し、全体で見たら分担金にはね返るほどの金額にはならない。」との答弁。「負担金の徴収は20万円として、1年目に接続したとき返す金の割合は。」との問いに、「20万円を3カ年で徴収する。1年目に接続したら10万円、2年目に接続したら8万円、3年目に接続したら6万円返す。」との答弁。「1年目に接続をしたら負担金は10万円で済む。」ということの答弁。「県道の拡幅は、下水道関係分だけか。」との問いに、「三差路から橋までのと思うが、橋というのは土居橋というところであろうかと思いますが、そこまでと思う。」との答弁。「568万円とあるが、前年どおり対象者から集めた金か。」との問いに、「平成21年度の分として計上している。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって議案第5号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第11号、平成21年度香美市水道事業会計予算を議題とし、執行

部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

「GISシステムとは。」との問いに、「地理情報システムで、地図上によるシステムあって今年で終わった。平成21年度は補完するシステム開発料と保守委託料の20万円である。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって議案第11号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第12号、平成21年度香美市工業用水道事業会計予算を議題として、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

「水を使用している会社はあるのか。また、今後団地に来る業者はあるのか。」との問いに、「7区画のうち4業者が入っているが、1業者が水の利用をしていたが今は休止の状態である。」との答弁。「今まで、また今後も県も努力はしてくれているが、何の連絡もない。」との答弁。質疑として、「貯水槽の水の管理は。」との問いに、「物部川から現地まで上げている。藻がついたり支障が出ている。時々運転はしているので、電気代年間60万円とシステム料40万円になっている。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって議案第12号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第14号、平成20年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「700万円の減は何か。」との問いに、「談議所の下1業者が6月に井戸水に変え、その年間600万円が減収になり、あとは節水、少子高齢化などの影響である。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成をもって議案第14号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第15号、平成20年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって議案第15号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第16号、平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって議案第16号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第22号、平成20年度香美市水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、執行部からの提案理由の説明を受けた後、質疑を行いました。

質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって議案第22号は、原案のとおり可決すべ

きものと決定しました。

続きまして、議案第35号、香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とし、執行部からの提案理由の説明を受けた後、質疑を行いました。

質疑として、「香美市は（廃棄物）全般、南国市は全部となっていない。統一したものにはできなかつたか。」との問いに、「また、20万円の根拠は何か。犯人を捕まえるとき、現行犯以外にないのか。」という問いに対し、「3市にばらつきはある。南国市は資源（ごみ）だけ、香南市と香美市は全部（ごみを勝手に）取ってはいけない。理由は、以前新聞、段ボール等取っていた人が、そのときほかのものが散乱していたなどのことから。」と答弁。「香南、香美、南国市で、環境連絡協議会でも協議もしてきたが、3市統一はできていない。20万円の根拠は、最高裁の判例が昨年出て東京都に合わせている。」との答弁。次に、「（資源ごみの）抜き取りは今までにあったか、また、現場を見つけたらどうするのか。」との問いに、「アルミ缶、新聞等3件ほど上がってきている。」との答弁。「環境課まで連絡をしてくれたら、警察と一緒に対応する。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって議案第35号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第38号、香美市水道審議会条例の制定についてを議題とし、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑を行いました。

質疑として、「今までなかったのに今からつくる理由は。」との問い、また、「八王子宮の上の配水池への水道管、私道の下を通っている土地の売買について。」の問いに、「諮問をかけて答申を出す組織で、使用者、識見を有する方で対応する組織であるが、現在まで料金の値上げ等もあったが、今までこのような形で行われていなかったと思う。今後は必要である。」と答弁。「（八王子の水道管の土地は）平成20年度に鑑定評価、分筆等が行われている。」との答弁。質疑として、「水道ビジョンによって全体的な水道の見直し、水量の問題、水道料金等審議するのが目的と思うが、どのように考えているか。」との問いに、「条例の制定については水道事業計画に関することとなっているが、水道ビジョンを公表した、平成28年度（までの期間）と決まった。その間に簡水と上水道との統合、これはビジョンであるが、簡易水道、上水道の水の問題等で料金にもかかってくることから、計画から料金まで一括して委員の皆さんに審議をしていただきたく、その答申をいただきたく審議会条例を制定したい。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって議案第38号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第43号、香美市交流促進施設の指定管理者の指定についてを議題とし、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「収入の現状はどうか。」との問いに、「施設を市が持っていたらどれ

だけの経費が要るかをもとに指定管理料を積算している。月額2万7,000円を指定管理料として積算している。」との答弁。「収入としては、後は心配はないのか。」との問いに、「経営努力をして売り上げてもらいたい。直接管理料には（影響するとは）考えていない。」との答弁。「2万7,000円市が払うのは？」との問いに、「美術館の実務的にかかる時間的な費用だけを対象にしている。」との答弁。「場所から、中身からして利益はあると思うが、それに管理料を払うのはどうかと思うが。」との問いに、「売り上げには努力もある。来訪者と市民の交流促進、地域の活性化の促進等の趣旨を管理者が継続してくれれば、展示場の管理費用については積算したい。」との答弁。「テナントについて。」の問いに、「テナントは4カ所ある。テナント料については、月1万500円である。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって議案第43号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第44号、香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定についてを議題とし、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「職員の配置は。」との問いに、「兼務で1名配置をしている。」との答弁。「使用料は幾らか。また、1つの部屋に何人入れるか。」との問いに、「1人で行ったら1人3,150円、2人なら2,625円、3人なら2,100円、それとシェラフが200円であると、1つの部屋に3人まで入れる。」との答弁。「使用料は管理者に入るか。」との問いに、「使用料の5%を市に納入、昨年度は7万9,959円、平成21年度からは納入はない。平成19年度は173万700円の5%をもらい、5%未満の月、冬とか利用者の少ない時期はもらっていない。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって議案第44号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第45号、香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定についてを議題とし、執行部の提案理由の補足説明を受けた後に、質疑に入りました。

質疑として、「（指定管理者の）代表者に市長になることの理由は。」との問いに、「以前は（旧香北町長）野島民雄さんだった、そのたてりで市長になったと思うが、市長、門脇槇夫さんが株式会社（香北ふるさと公社）の社長の門脇槇夫さんに指定管理するのはおかしい。」と意見があり、「3月9日、規則第2号で、香美市長の権限に属する事務の一部を副市長に委任をするという規則というのが公布されている。それを読み違えて、協定する場合は副市長が協定するという形をとることになる。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって議案第45号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第46号、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定についてを議題とし、執行部から提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

まず質疑として、「利用期間、管理人はいるか。」との問いに、「また、申し込みは

どこに、どのようになっているか。」との問いに、「現地に職員はいる、夏の時期は夜間もいる。」との答弁。「受け付けは健康センターセレネで行っている。」との答弁。次に、「平成19年は災害で（利用が）少なかったが、平成20年度はどうか。」との問いに、「例年5,000人くらい来ている。今現在、来客者はもとに戻った。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって議案第46号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第60号、市道の路線の変更についてを議題とし、執行部からの提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「新しくできた道の起点は。」との問いに、「佐野の公民館から北に入った道で、86メートルある。」ということです、答弁。次に、「新しい道のところは小道か何かあったところか。」との問いに、「人の通れるくらいの道は今までもあった。」との答弁。次に、「拡幅の理由は。」との問いに、「林業総合センターが移設したとき、その地区と申し合わせがあったところ、それが今になって工事ができた。」との答弁。「道の終点は行きどまりか、回転場所はないか。」との問いに、「終点のところに1軒家があり、回転場として利用している。」との答弁。

ほかに質疑はなく、採決の結果、全員賛成でもって議案第60号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で産業建設常任委員会に付託された17議案の審査の報告を終わります。

続きまして、請願等第1号、市道大平大法寺線の改良工事についてであります。このことは、去る2月27日の議会運営委員会で当産業建設常任委員会に付託されました。委員会としては、今結論を出すことが時間的にもなかなか難しいことから、継続審査として後日改めて、現地等調査もし審査をするということに決定をしました。

委員の皆さん方、また執行部の皆さん方にもご協力をいただくことがあるかもしれませんが、よろしくお願いします。

以上で産業建設常任委員会の委員長の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育厚生常任委員長、比与森光俊君。

○教育厚生常任委員長（比与森光俊君） 済みません。先ほど報告しました教育厚生常任委員会の報告ですが、「採決の結果」というところを一部「審査の結果」というふうに報告した箇所がありますので、「審査」を「採決」に訂正させていただきます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 常任委員会委員長の報告を終わります。

暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時53分 休憩）

（午前11時06分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 報告を受けまして、総務常任委員長にお尋ねをしたいと思いますのですが、議案第59号ですが、総務委員長のご報告は、この議案第59号ほとんど休憩にして進められたということで、余り詳しい報告がありませんでしたのもう少しお聞きしたいと思うんですが、その質疑の中で、開発公社が取得した株の口数に応じてついてくるプレー権というものについて、プレー権なのか会員権なのかというあたりをかなりやりとりがされたと思うんですけども、そのやりとりの内容と執行部の答弁とをお願いしたいですが。

○議長（中澤愛水君） 総務常任委員会委員長、黒岩 徹君。

○総務常任委員長（黒岩 徹君） はい。今議事録を改めてもう一度見ておりますが、特に、恐らくそれは、先ほど大岸さん言われたように休憩中の発言であると思いますので議事録のほうへは残念ながら載っておりません。ただ、「株」という表現は載っておりますが、それから質問者のほうで「ゴルフ会員権」という発言はありましたが、これに対する執行部の答弁がありませんでしたので、議事録に載っておりませんので、ゴルフ会員権についても一応休憩中に出た発言ですので、私のほうからは議事録に載った範囲のお答えしかできませんので、その点は議事録に載ってないということをお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） プレー権なのか会員権なのかによって、その売却なんかのことでその後の対応が変わってくるということでお話は相当されたと思うんですけども、この民事再生法の手続きに入ったときの監査委員、弁護士の意見書によりますと、「株主が全員株主会員として、出資金額に応じて一定口数のゴルフ会員権を保有しており」というふうにあるわけですが、そうするとやっぱり、とどのつまりプレー権というのは会員権じゃないかと思うんですが委員長のご記憶の中にもないでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 総務常任委員会委員長、黒岩 徹君。

○総務常任委員長（黒岩 徹君） はい。言葉として「ゴルフ会員権。」という発言は、質問の中からは出てきますが、その違いとかいったことは、先ほどと同じ答弁で申しわけないですが、恐らく休憩中に出てきた発言だと思いますので記録しておりません。

○4番（大岸眞弓君） もう1点。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） そして、全体として、今回この債権を放棄することについて理事の責任を問う、そういう質疑は、意見はなかったでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 総務常任委員会委員長、黒岩 徹君。

○総務常任委員長（黒岩 徹君） はい。理事の責任を問う発言は、前段「その責

任」という言葉の質疑が1件ありますけれども、それも、その前提となるのは、先ほど言われた責任の前提となるようなことの答弁が議事録のほうへ載っておりませんので、先ほど委員長のほうからも報告いたしませんでしたが、質疑の中で責任論が、一応言葉は質問者の中から1回は出た記憶がありますが、答弁がありませんでしたので一応記録はしておりませんし、報告もしておりません。それでよろしくをお願いします。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がありますので、まず初めに原案に反対の方の発言を許します。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡守春でございます。議案第59号、債権の放棄について反対討論を行います。

議案第59号、債権の放棄については、日本共産党とくらしと福祉を守る会議員団を代表して、反対の立場で討論を行います。

本議案の提案理由や総務常任委員会、また本会議での議案質疑も踏まえ、協議、検討した結果、本議案には賛成できないとの結論に至りました。財団法人香美市開発公社が土佐山田観光開発株式会社（ゴルフ場）から取得した発行株式400株、1株5万円を担保にして、香美市（旧土佐山田町）から昭和62年12月2日に2,000万円の貸し付けを受け、開発公社は、それに金融機関から借り入れするなどして1,000万円別途準備し、合計3,000万円で600株を保有しました。平成18年に経営難で土佐山田観光開発（ゴルフ場）が東京地方裁判所に民事再生手続の申し立てを行い、手続きを経て再生計画が認可され、ゴルフ場の株式は全株式が消却されることになりました。財団法人香美市開発公社の保有する600株は、民事再生法により1.5%分が財団法人香美市開発公社に返済され消却されたこととなります。金融機関から借り入れた990万円については財団法人香美市開発公社が既に返済済みで、昭和62年に香美市から借り入れた2,000万円の返済が残ったものです。

提案理由によると、財団法人香美市開発公社には自己資金による弁済能力はなく、物的担保であった株式を消却したため回収は困難で、当該債権を放棄するとの議案であります。一連の案件を通じて、ゴルフ場の開発については、再生計画案に対する監査委員、弁護士の意見書によると、「ゴルフ場のオープンがバブル崩壊後という時期であり、高額でのゴルフ会員権販売は難しく、開業時に金融機関2社から90億円の借り入れがあり、その支払い利息の負担も大きかった。開業当初から債務超過の赤字体質であり、開業後も景気低迷による来場者数の減少、価格競争の激化による単価の下落などで、採算ベースに乗せることはできなかった。」としています。他の経営陣の責任もさることながら、財団法人香美市開発公社は開業当時からこうした状況については知り得たはずで、

対策を協議するなど何らの対策もせず放置し、結果として2,000万円の焦げつきを生じさせ、市民に損害を負わせたこと責任は免れません。市としても、財団法人香美市開発公社に対し何らかの債権回収の手だてを打つべきではなかったでしょうか。また、仮にも財団法人である香美市開発公社の理事の責任を不問にしたままの債権放棄という本議案には賛成できない旨、表明して討論といたします。

○議長（中澤愛水君） 次に、議案第59号の原案に賛成の方の発言を許します。
討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） ほかに討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論なしと認めます。これで討論を終結いたします。

これから、議案第2号、平成21年度香美市簡易水道事業特別会計予算を採決します。
本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第2号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号、平成21年度香美市公共下水道事業特別会計予算を採決します。
本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号、平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号、平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計予算を採決します。
本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第5号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、平成21年度香美市老人保健特別会計予算を採決します。
本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第6号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、平成21年度香美市国民健康保険特別会計予算(事業勘定)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第7号は、可決されました。

次に、議案第8号、平成21年度香美市介護保険特別会計予算(保険事業勘定)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第8号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、平成21年度香美市介護保険特別会計予算(介護サービス事業勘定)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第9号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第10号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、平成21年度香美市水道事業会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よっ

て、議案第 11 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号、平成 21 年度香美市工業用水道事業会計予算を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第 12 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号、平成 20 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第 3 号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第 14 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号、平成 20 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第 15 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号、平成 20 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第 16 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号、平成 20 年度香美市老人保健特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第 17 号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号、平成 20 年度香美市国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)

(事業勘定)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、平成20年度香美市介護保険特別会計補正予算(第3号)(保険事業勘定)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第19号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、平成20年度香美市介護保険特別会計補正予算(第2号)(サービス事業勘定)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第21号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、平成20年度香美市水道事業会計補正予算(第2号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第22号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号、香美市課等設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第25号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第26号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、香美市社会体育基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第28号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、香美市地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第29号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号、香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号、香美市立ふれあい交流センター使用条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第31号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第32号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第33号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第34号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号、香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第35号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号、香美市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第36号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号、香美市香北の自然公園の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第37号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号、香美市水道審議会条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第38号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号、香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第39号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号、三谷地区集会所の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第40号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号、平山木工所の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号、香北健康センターセレネの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第42号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号、香美市交流促進施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第43号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号、香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第44号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号、香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第45号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第46号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号、香美市香長児童クラブの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第47号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号、香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号、香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号、香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号、香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号、香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号、香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号、香美市もんべえクラブの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第54号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号、香美市立やなせたかし記念館アンパンマンミュージアムの指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号、香美市立やなせたかし記念館詩とメルヘン絵本館の指定管理者の指定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号、香美市土地開発公社定款の一部改正についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第58号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号、債権の放棄についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。賛成多数であります。よって、議案第59号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号、市道の路線の変更についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願等第1号、市道大平大法寺線の改良工事についてを採決します。

本案についての委員長の報告は継続審査であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、請願等第1号は、委員長報告のとおり継続審査となりました。

次に、同意第1号から同意第3号は人事案件であるため、本日、他の案件と分離し、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、本会議方式により審議に付し採決したいと思えます。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定をしました。

これから、日程第59、同意第1号、香美市教育委員会委員の任命に伴い議会の同意を求めることについてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 同意第1号、香美市教育委員会委員の任命に伴い議会の同意を求めることについて

下記の者を教育委員会委員の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町本村97番地

氏 名 川 村 利 明

生年月日 昭和15年9月15日

平成21年3月4日提出、香美市長 門脇槇夫

提案理由

教育委員会委員である川村利明氏の任期が平成21年5月25日をもって満了するため、再任しようとするものです。

参考資料をつけておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりました。

お諮りをします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第4項第2号の規定により質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定することにいたします。

これから、同意第1号を採決いたします。本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定をしました。

次に、日程第60、同意第2号、香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについてから、日程第61、同意第3号、香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについてまでを一括議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 同意第2号、香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて

下記の者を香美市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町佐野693番地

氏 名 前 田 巧

生年月日 昭和22年6月13日

平成21年3月4日提出、香美市長 門脇槇夫

提案理由、固定資産評価審査委員会委員である前田 巧氏の任期が平成21年5月25日をもって満了するため、再任しようとするものです。

参考資料をつけておりますので、よろしく願いいたします。

同意第3号、香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて

下記の者を香美市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 高知市升形9番10号

氏 名 松 村 幸 生

生年月日 昭和28年11月25日

平成21年3月4日提出、香美市長 門脇槇夫

提案理由

固定資産評価審査委員会委員である松村幸生氏の任期が平成21年5月25日をもって満了するため、再任しようとするものです。

参考資料をつけておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりました。

お諮りをします。同意第2号、同意第3号は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第4項第2号の規定により質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

これから、日程第60、同意第2号、香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定をしました。

次に、日程第61、同意第3号、香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、同意第3号は、原案のとおり同意することに決定をしました。

どうしましょう、昼食休憩をしましょうか。

暫時（午後）１時まで昼食のため休憩をいたします。

（午前 11 時 49 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

お諮りします。日程第 62、議案第 61 号、香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 70、意見書案第 5 号、日本の農業を守るために WTO 議長案を拒否するよう求める意見書の提出についてまでの案件は追加案件であります。会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、日程第 62、議案第 61 号から、日程第 70、意見書案第 5 号までの案件は、委員会の付託を省略することに決定をしました。

これから、日程第 62、議案第 61 号、香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 議案第 61 号、香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について

平成 21 年 3 月 18 日提出、香美市長 門脇 槇夫

香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例

香美市児童クラブ設置条例（平成 20 年香美市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表中「くじら児童クラブ、香美市土佐山田町西本町 2 丁目 4 番 5 号、めだか児童クラブ、香美市土佐山田町西本町 2 丁目 4 番 5 号」を「くじら児童クラブ、香美市土佐山田町宝町 3 丁目 2 番 12 号、めだか児童クラブ、香美市土佐山田町宝町 3 丁目 2 番 12 号」に改める。

附則

この条例は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

提案理由

くじら児童クラブ及びめだか児童クラブの位置を、保育所の再編により平成 21 年 3 月末に廃園となる山田保育園跡に変更するため。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

11 番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。

大体この2つのクラブの児童数は100名ほどだと聞いておりますけれども、今までの放課後のこの100名の動きの流れが全然変わった形で出てくるんです。というのは、国道195号を横断してもとの（山田）保育園に行かないかんということで、大体ベターな方法としてはガソリンスタンドのところへ出てきて、桜並木のところへ出てくるというような形になるかと思っておりますけれども、やはり交通安全対策というようなことについてどんな認識を持ってるのか、その点お願いします。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） はい。お答えします。

学校の校門を出て西のほうへ行っていただいて、見通せば山田保育園が見通せるあのスーパーのところがあるんですけど、あそこまで西行ってもらって、そこを真っすぐ、点滅でない信号もありますので、そのコースをとっていただければ5分、10分足らずで十分行ける距離にあると思っておりますので、注意して行っていただくように保護者の方にはお願い。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） これにくじら、めだかの学童クラブの方たちはこれまでの山田小学校の間借りから専用施設になるということで、それとトイレの悩みからも解消されるということでありがたいご配慮だと思いますが、今、片岡議員が質疑をしました交通安全対策については、新1年生も使うようになると思っておりますので、そのあたりのルールの徹底をよくよく、やっぱり日ごろから指導していただくようお願いしたいのと同時に、一斉に100人ということはないと思っておりますけれども、登録児童数が100人超してるということで、保育園のときも100人ぐらいだったかと思っておりますが子どもさんの数が、その広さが、保育園の子どもさんと小学生の子どもさんとはちょっと違うと思うんですが、子どもさんが大きいですので、広さは十分でしょうか。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） はい。お答えします。

指導のほうは十分していきたいと思っています。

それと、広さですけれども、山田保育園の1階部分を使うということで、調理室と保育室として5つの部屋があります。一緒に使うということもあるんですが、大体基本的に5つの部屋があります。広さは1室が60から80平米ぐらいある部屋なんで、ゆっくりした空間の中で生活できると思います。グラウンドも770平米ほどありますので、遊ぶについても今まで以上に、今ちょっと（山田小学校の）グラウンドのほうは体育館があって見通しが悪いようなところなんですけれども、今回は見通しもいいところなんでゆっくり遊べると思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 広さは十分ということで、乳児もおりましたので畳の部屋もあるかと思うんですが、休憩室もそしたら確保されますね、ぐあいの悪いときの。

それと、もう1点お聞きしたいんですけども、これ山田保育所って築どれぐらいですか。耐震性とか老朽した部分とかの点検は済んでますでしょうか。子どもに危険な箇所がないかどうか。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） お答えします。

休憩室等は十分とれると思います。

それと、築ですが、昭和47年建築というところですよ。今までも修繕等をしながら使ってきてますので、使える状態にはあると思っております。

○4番（大岸眞弓君） 耐震性。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） （昭和）47年（建築）ですので、耐震診断を行ってみたいと何とも言えないところなんですけど、2階建てになっております。（耐震性が）ない可能性もあると思います。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） その耐震性、あれが昭和55年でしたかね、（昭和）56年でしたかね、以前の建物ということで、耐震性については十分、万全の体制でいっていただきたいと思っております、子どもが遊ぶ施設ですので、その辺をよろしくお願いします。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） はい。お答えします。

学校施設今どんどんやっておりますので、済み次第そういう形になろうかと思っております。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 重複するかもわかりませんが、このことについて私も2人の保護者から問い合わせがありまして、その学童保育の通学の問題です。課長が答弁してあるように私も答えてあります。やっぱりそれを知らない方もおりますので、やっぱりそのことを学校に言って徹底をするということをしておきたいと。当然、今、宝町のほうから子どもたちが、人数がまた違いますが来てますよ、その道を通って。いわゆる上に点滅（信号）のある、高知銀行の端の変則的な、あこに信号がつかんろうかという問い合わせがありましたので、あっち側行ったらよく通れるようになりますので、電気屋のところの、今言いよるところですわね、西、学校の校門出た西行ったところの問題と、また東もありますので。「その2つの信号がついたのがあります。」と言うたら、「それは知りませんでしたのでそれを通るように子どもらあに言います。」ということで。やっぱりそういうことで、議員も聞かれたらそういうことを教えちゃらないかん。そのことは、教育委員会のほうもそのことをきちっと、通路については、こういう道を通ってくださいということは指定をするということでしたらえいですわ。そら、信号とかのは上に今点滅のが1つついておりますので、いいと思う。

それから、耐震の問題もそら当然のことでもありますけども、現在、今、保育園使っておるわけですので、今の保育園はえいかということではないわけですので、それを使うわけですので、できるまではやっぱりやむを得んのだというふうに思いますので。

そういうことで、学童保育、通る道については学校でもうちょっと徹底することをしておいてもらいたいということを申しておきます。答弁は要りません。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第61号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

日程第63、議案第62号、香美市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 提案させていただきます。

議案第62号、香美市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について平成21年3月18提出、香美市長 門脇楨夫

香美市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例

香美市支所及び出張所設置条例（平成18年香美市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「事務管理課」を「地域振興課」に改め、同項第2号を削る。

別表物部支所の項中「香美市物部町大栃1641番地の2」を「香美市物部町大栃1641番地2」に改める。

附則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

提案理由

支所の組織再編を行うために条例を改正するものです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） はい。13番。この議案第62号につきましては、大変関心を持っておりますので若干詳しくお述べしますが、質疑を行います。

まず、この組織機構の再編の第一義といたしましては、住民サービスの維持、向上を頂点といたしまして、行政改革を果たすとともに、職員の適正配置により、交流を図りながらそれぞれの地域特性や実情を把握して行政運営を手がけていくための手段ですね、というふうに認識をしております。同時にこの件につきましては、当然これは専権事項でありますから、内政干渉的に議論をするということがないことをご理解いただきながら3点ほどお聞きしたいと思います。

まず1点目といたしまして、この再編の動向いかんによっては住民サービスに影響を与える、この本件について内部での構想期間、つまり事務の実情調査、あるいはヒアリング、こういったものを含めた準備過程にいかほどの日程を要して今回のこの提案になったのかということで、その作業内容をお示し願いたいというふうに思います。

次に、この説明内容で必ずしも香美市の総合的な事務機構に基づいて打ち出されてはないというふうに感じておりました、まず出先機関である支所から手をつけまして本所は後回しといったような2段階となっておりますが、こうした考えのもとで動かしていくと本来あるべき、いわゆるこういった組織というものは連動性ということがよく、強く問われるわけですが、そういったことが損なわれて断片的に、極論で言いますと再編に名をかりた合理化の感ということがぬぐえません。と同時に、そういったことでこのビジョンも見えんということです。大体こういった組織ですが、これを再編ということになりますと非常に事業運営についてからその浮沈にもかかわる大きな事項でございますが、そういった面でこうやって短絡的に部分課題だけにこう目を向けて事を進めるといった手法、こういったことをやっていくと、後々にこれが全体的に波及したときにこれが一緒に合体して連結できるかというようなことも非常に心配します。やっぱしこういったことは、組織機構全体の枠の中で総合的に取り組む姿勢が求められるというふうに感じておりますが、その点の認識はどうお持ちであるか、お示しをいただきたいと思います。

それから、これは最も私が注目しておりますところですが、この再編による効果ですね。先ほどの提案の考え方を自分なりに解釈した場合、そういった手法でこれを今後やっていったという場合に、その効果があらわれるのはいつのころかを想定しているのかお聞きをしたい。というのは、私もお承知のとおりあと1年余りで退職となりますので、そういった立場上、今後の行く末を見届けたいということで、住民サービス、それから行革、職員間の交流、配置について、その効果の見通しとそれに続く全体的なビジョン、これをお示しをいただきたいと思います。

以上3点ですが、よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 竹平議員のご質問にお答えをいたします。

何点かご質問、ご指摘をいただきましたけれども、まずその組織再編というものに対するあり方、目的というものは、議員がご指摘のとおりだというふうに認識をしております。

ます。その前提に立って今回の組織再編をしようということで作業を進めておるわけですが、まずその1つ目の作業手順といいますか、それにつきましては、合併時のときから3年を経過したわけですが、この3年の経過の間の中で香美市の行政のあり方としてどう組織をして執行していくかということをつらつら時間経過の中で見てきたわけです。やっぱりそれを集約する部分といたしましては、人事ヒアリングという作業を持っておりまして、こういった中で確認を双方でしながら前に進んできたということが1点ございます。この人事ヒアリングにつきましては、おととしとそれから今年の2回に分けて、大体おとしは、方向としてはこんなことを考えているけども状況としてはどうだろうかということ、あるいはそれぞれの支所も含めて、本庁も含めてですけども、全部の課長からそういった聞き取りをしていくという作業をしてきました。昨年11月に行いました人事ヒアリングなんかでは、方向から一歩進めまして大課制とグループ化ということについて、1つは全体的な部分として課長にお示しをし、ご意見等も伺ってきたところでございます。一方支所については、1課制にしていく方針ということをその場でお示しをしたところです。それで、あと私も全部かかわるとるわけじゃないですけどもその後の、11月の人事ヒアリング後の動きとしては、政策会議でそのことも議論をしてきたようですし、それから支所長を交えての場を持ったということもございます。

ご承知のように、この組織再編、組織改革については、合併の目的としての行財政改革も当然有するということがございますことから、組織再編については議会の行財政改革推進特別委員会にもご説明をいたしましたし、物部、香北、関係地域の地域審議会にもこのことについてはご説明をしてきたところでございます。地域審議会からも最終的には合意をいただいたというふうに認識をしております。そもそも、論的にはなりませんけども組織再編につきましては、これは通常市長の専権事項でございまして、こういった説明とかお示しとかいうのは通常持たずに議会に議案としてお諮りするというのが一般的な形だろうというふうに思います。そういった意味では、手が足らん、手順がおかしいじゃないかというご指摘も見方、考え方の中であらうかと思っておりますけども、ある程度その手を足してきたという部分では、少しそもそも論からは進めた形で合意形成も一定図ってきたという手順は踏んできたというふうに認識をしております。

次に、総合的な再編ではない、支所先行、本庁後ということ、それからもう1つはビジョンがないというご指摘ですけども、おっしゃられるように全部を総合的に大再編をするということができればいいわけですが、これはご承知のように合併時にもこういった説明をしてきましたが2つの事情、1つは降格人事を行わないということと、もう1つは狭隘な事務スペースと分散する事務所という事情が優先されたこともあって、どうしても課等を細分化をしなければならないという必然性があったという事情がございまして。そういったことからいたしまして、しかもその当初の段階では3町村間の事務事業の統一を図る上からも細分化したほうがいいのではといったこともあって、庁舎の

事情と合併当初の業務運営として考えた場合にはデメリットよりもメリットが期待されるという形の中で現在の体制をとってございますが、今日の状況を考えてみますとやっぱり3年を経過する中でどうあるべきかということ、あるいは今日その行政事務を執行する上で全国的な潮流、あるいはこの周辺見渡してもそうですけども、将来的には当然その職員数も減していかないかん、行財政改革の中でそういった現実的なものがぶら下がっておるわけですけども、そのときに向けて着々と事前から準備をし、具体化をさせていくというようなことが必要だろうというふうに考えておりました、本市においても、全体的には新しく庁舎ができた段階で大再編をしたいという考え方がございますけども、支所につきましてはそういった部分というのは問題としてはないわけで、できること、いいこと、いいことという表現は悪いですけども、可能な改編については市民サービスの部分からどうなのかという判断をして、できるところは速やかにしていくという判断に立って今回支所の再編をするということにしました。行政として今日その市民サービスの上でどう歩くべきかという、あるべき姿、あるべき形へ向けて条件が整うならば部分的であっても早急に対応すること、そのことが市民サービスの向上につながるならばそれはそうあるべきだろうという考え方が1つの今回の再編の事情でございます。

それから、その将来的なビジョンですけども、ビジョンを2つ言いますと、1つは将来のこの香美市のあり方としてどうなのかということをしっかり押さえとくと。これは、職員数を減じていかないかんという部分では、組織の再編が目の前に直面したときにやるんでなくて手前から考えて対応していくという意味では、早期に大課制とグループ制をとっていこうというビジョンを持っております。それから、一方では財政運営の面からもそういった形にしていくべきだろうと。それは合併時の条件としてその部分が整わなかったものが新庁舎の完成をもって整うと、そういった事情から今後の組織再編について作業していくんだというふうな考え方、ビジョンとしては今言ったような状況の思いを持っております。

それから、効果ですけども、やっぱり目的、ねらいというものがどこにあるか、それはおっしゃられるようにまさに市民サービスの部分だろうというふうに思いますし、その市民サービス、住民サービスを高めていくためにこうするほうがいいという思いで再編をしていく部分ですけども、結果的に組織というものは、組織を動かしていく者、そしてそこにある者がどう認識しどう考えるのかということに一番組織を生かしていく要素があると思います。そこがやっぱり今回の組織再編の目的とねらいというものをしっかり押さえていただく、そのことから市民サービスにつながるならばそれこそ大きな効果だろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） はい。13番です。ご丁寧なご答弁ありがとうございます。

やはり私もそう思います。課長が言われるように、やっぱりこういった組織というのは人と物と金と、これがバランスよくいっておればなかなかそのとおりにいくわけです。そういった面で3点ほど詳しくご答弁をいただきましたが、先ほども、これはもちろん言いましたように専権事項であるということは十分承知をしております。今後の、ほんで特に効果の面というようなことに目を据えて聞いておるわけですが、将来と今後に向けてという中で大課制とかそれからグループ制とか、そういったもので必ずや効果は出てくるであろうという自信を持った見通しのもとで今回の再編に手をつけたということでご理解してよろしいでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） お答えとしてはお見込みのとおりであるというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎です。

そしたら、ちょっと具体的にお聞きしますけれども、その香北支所、物部支所、人数的には香北のほう23名で物部20名だったかと思うんですけれども、これ、そしたらそれぞれどういうふうな人員配置になるのかということと、それから、今、物部のほうは1階が事務管理課、2階が業務管理課と林政課が入ってますけれども、そういったところの配置っていうのはどういうふうになるのかお聞きします。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 支所について配置の人数をおっしゃられてましたけども、今後の配置につきましては、現在の教育委員会の分室の部分も支所に含めますので、その今言われた数字に分室の分も加わってくるということになりますので少し、23、26という数字になってこようかと思えます。

それから、これ基本的には今回の改正をしたねらいというのは、支所長の兼務でありました事務管理課長の職を解くということで支所長の職に専念というふうなねらいもございます。そうしたことから、大きくなった支所全体を管理せないかん部分につきましては支所長にゆだねるところが大きいわけですが、ただ、今、議員がおっしゃられてるのにはいろいろと分散して大変だなという思いが言われているんじゃないかと思うんですけれども、現在本庁におきましても保険課は地域包括支援センターが分かれていますし、また総務課につきましても選挙管理委員会は別の部屋にありますし電算室も別の部屋と、出張所の繁藤出張所も離れておると、出納室の決裁もしなきゃいけないというふうなことでやっておりますので、非常に苦労は多いかと思えますけれどもできない仕事ではないと理解しています。

○議長（中澤愛水君） 18番、山本芳男君。

○18番（山本芳男君） 18番、山本でございます。

合併をいたしまして4年目に入りまして、この行政機構は絶対必要であろうと私も考えておりますが、再度お聞きいたしますが、これに至った経過でございますが、当然支所、地域のほうにも十分こういう方向でやりたいというお示しをして進められたと思いますが、当然これは地域審議会にも諮ってやったと思うんですが、ちょっと審議会の私も傍聴も、企画課長が審議会の話を出したもんで私もちょっとどうかなと思ったんですけども、話しさせていただけますが、審議会におきましても傍聴させていただいた時点でもう既に決まって審議会へお話をしよるといような、審議会の委員さんからもこういう意見が出ておったことですが、やはり審議会というものは合併をしてそれぞれの3町村のいろんな面で不安の解消をするというので審議会が立ち上がってそれぞれの地域の声を話をしておると思うんですが、どうもその辺がちょっとできてないような感じもいたすところですが。またそれと、当然これは再編原案のまとめをして、これ関係者に提示して、また調整もして、それで確定して初めてこういうふうに出てくると思うんですが、どうもその辺がちょっとできてないという、私たち物部町の議員としては将来的に非常に不安な思いがするところですが。当然林政課というのも私たちはどうしても置いてもらわないかんですが、こういうふうなやり方をしてくるとちょっと私たちも不安な思いがするんですが、その辺はどう考えておられるか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） お答えします。

お話の内容は地域審議会の役割にも触れてのことだというふうに思うんですけれども、先ほども説明しましたようにもともと専権事項としてやる場所であって、地域審議会の皆さんにご心配をかけるのもいかなものかなという思いが私自身はありました。そういう点でこちら側が責任を持ってきちんと進めていく必要があるというふうなことでありましたけれども、審議会の会長さん等にもご相談しましたところ、やはり審議会にもかけて、十分納得する形で進めていくほうがよかろうというお話もございましたので、地域審議会にかけさせていただいていろいろとご意見を伺いました。その進め方、それ自体について十分であったかどうかであったかということで、審議会でもう少し議論させてほしかったとかいうこともあろうかと思っておりますけれども、審議会につきましては報告という形で、あくまでも行政の側の責任を審議会のほうに押しつけるような形ではなく進めていかなければならないというふうに思っております。大変大事なことでありますが、逆に大事なことであるからこそ行政のほうの責任としてきちんとした方向を示してやっていくことが大事だというふうに思っております。その点について審議会の中で十分、もう少しもとから議論をさせてほしかったという意見もあろうかと思っておりますけれども、そこにつきましては行政の責任で進めさせていただいたというふうに理解していただきたいと思っております。

○18番（山本芳男君） 妙にお話が、（話を）したかという。

- 議長（中澤愛水君） 企業課長、濱田賢二君。
- 企画課長（濱田賢二君） 重ねてのお答えになりますけれども、山本議員のご質問の中で地域と支所とがそのことを話ししたかというご質問ですか？地域と支所との間で今回の再編についての話があったかということですか。
- 18番（山本芳男君） 支所とか地域のほうへお話を、こういう出た時点でお話をしておったかと。
- 企画課長（濱田賢二君） まず、支所への投げかけですけれども、投げかけといえますか、これは先ほども竹平議員のご質問にお答えしましたとおり人事ヒアリングの場において、一昨年は方向について探るという意味での聞き方をしましたし、昨年秋の、11月の人事ヒアリングではもうそういった方針を明確に示してお話をさせていただきましたので、投げかけという表現でいえば投げかけと私は認識をしております。
- 一方、その地域に向けてですけれども、それも先ほど言いましたように、やはりこのことについては基本的には市長の専権事項ですから一般的にはそういう取り扱いはしないですけど、今回については合併後のいきさつもありますし、地域審議会の役割の範疇に入るか入らんかという部分では、これは行政が責任を持ってやっていくべきことですからということ先ほど総務課長もお答えしたと思いますが、まさにそういう考え方ですので、地域住民に向けて組織再編について行政として投げかけをしたかという点については、それはございません。
- 以上です。
- 議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。
- 7番、千頭洋一君。
- 7番（千頭洋一君） 7番、千頭です。
- ちょっと1つお聞きしたいんですが、先ほどご説明では（支所の）2課を1課にしてやるということで、その中にまた教育委員会も一緒に入れるということをお聞きしたんですが、教育委員会を入れるということになりますとその任命権者が、市長の任命権者と教育委員会の任命権者と若干違うと思いますが、そのあたりの整合性はどのようなになってますか、ちょっと確認させてもらいたいですけれども。
- 議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。
- 総務課長（法光院晶一君） 非常に大事なところだというふうに思います。この点につきましては教育委員会のほうとも話し合いをしてきたところですがけれども、合併協議の中でも支所の権限の問題の中でこのところの議論は随分された経過があるということで、議事録も改めて見せさせていただきました。当初から教育委員会の分室を支所の中に組み込むべきじゃないかという議論ありました。結果的に、今、千頭議員が言われたところの問題で現在のような形、決定権の問題についてあるということで今のような形になっております。今回につきましては、教育委員会のところの部分の決定権につきましては教育委員会に残そうということで、人事的な管理を支所という形で考えてい

こうということです。ただ、言葉でいえば非常に簡単なんですけども、その現場でやられる支所長さん、それから教育委員会のほうの関係というのは非常に、なかなか難しい場面も出てこようかと思いますが、連携してやっていただくということでひたすらお願いをしているという状況でございます。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第62号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

日程第64、議案第63号、平成20年度香美市一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 私のほうから、議案第63号、平成20年度香美市一般会計補正予算（第6号）を提案説明いたします。

議案第63号、平成20年度香美市一般会計補正予算（第6号）

平成20年度香美市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成21年3月18日提出、香美市長 門脇慎夫

提案理由

農業施設整備事業債の追加により変更が生じたため、補正予算を調製したので、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

「第1表 歳入歳出予算補正」、歳入歳出補正予算事項別明細書及び款・項・目・節の内訳は、議案63-11ページの提案説明書を朗読いたしまして説明にかえさせていただきます。

平成20年度香美市一般会計補正予算（第6号）提案説明書

今回の補正予算は、ため池等整備事業県工事負担金である農業施設整備事業の一般公共事業債（財源対策債分）において、県との割り増し追加配分の協議を経て増額が可能となり、改めて同意申請を行う必要が出てきたものです。

事業による財源区分の変更のため、歳入歳出予算の総額には変更ありません。

以下、歳入歳出予算の款別の概略を計上してございます。

続きまして、議案63-4ページ、「第2表 地方債補正」について説明いたします。

起債の目的、農業施設整備事業債を140万円追加して、限度額を3,200万円にしました。それにより総限度額は25億7,050万円となっております。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。
これから、議案第63号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第65、同意第5号、香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 同意第5号、香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて

下記の者を香美市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 香南市野市町西野646番地1 第一すいめいマンション605号室

氏 名 鈴 江 章 宏

生年月日 昭和48年11月11日

平成21年3月18日提出、香美市長 門脇慎夫

提案理由

固定資産評価審査委員会委員である植村佳史氏の任期が平成21年5月25日をもって満了するため、新たに選任しようとするものです。

参考資料を添付しておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりました。

お諮りをします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第4項第2号の規定により質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありません

か。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、さよう決定をいたしました。

これから、同意第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、同意第5号は、原案のとおり同意とすることに決定をしました。

日程第66、意見書案第1号、地方の道路整備の着実な推進を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。17番、竹内俊夫君。

○17番（竹内俊夫君） はい。意見書案第1号、地方の道路整備の着実な推進を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成21年3月18日提出、香美市議会議長 中澤愛水殿、提出者 香美市議会議員 竹内俊夫、同 黒岩 徹、同 比与森光俊

意見書案は朗読をもってかえさせていただきます。

（案文朗読）

以上です。よろしく。

【意見書案第1号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 提案者にお尋ねをしたいのですが、この意見書案全体、大体のところは理解できました。それで、1つだけちょっとわからないことがありますのでお尋ねしたいのですが、「記」とあって1、2、3の中の「3」ですが、本文から2行目、2段目、真ん中辺から後、「これまでの道路特定財源制度の「負担」と「受益」の関係に基づき」というのは、これはどういう意味を指してますでしょうか、ちょっとご説明願えますでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 暫時休憩をいたします。

（午後 1時49分 休憩）

（午後 1時52分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

17番、竹内俊夫君。

- 17番（竹内俊夫君） 申しわけありません。受益者の負担の原則、従前は揮発油税や道路の地方譲与税など道路利用者の方からの負担によって道路整備が進められてきましたということで、負担と受益の関係をそれで表現しておるということでもあります。
- 議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。
4番、大岸眞弓君。
- 4番（大岸眞弓君） ちょっと妙に途中で意味不明になったんですが、わからなかったんですが、これまでの道路特定財源制度は、負担というのは揮発油税とか道路地方譲与税を負担することによってその受益を受けてきたという意味ですか。
済みません。ちょっともう1点構いませんか。
- 議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。
- 4番（大岸眞弓君） ここがとても意味がわかりにくかったので、私たちはこの意見書は、道路特定財源制度のことについてはもう一般財源化するように決まっておりますので、この意見書については地方からは当然の立場というふうに考えております。それでこの、ちょっと意味のわかりにくいこの「道路特定財源制度の「負担」と「受益」の関係に基づき」とかいう文言を取りまして、「地方に対し地域間格差の一日も早い是正を目指して」というふうにすっきりやっていただきましたら全面的に賛成できますけどという提案ですが、どうでしょうか。
- 議長（中澤愛水君） 3名で、ちょっと提出者と賛成者で協議をしてください。
22番、西村芳成君。
- 22番（西村芳成君） 議会運営委員会でもやっておることですので、議会運営委員会に共産党議員団も2名入っておるわけですのでそのときに協議を、今日までの最終日までに協議をすべきであります。そういったことについて一々最終日に議運を開いてとか、それから協議することはならないと思います。
「そのとおり」という声あり
- 議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。
- 4番（大岸眞弓君） いや、今の議事進行ですけど、そしたら私たちの意見書も同じことが言えると思います。私たちの出した意見書も議運に出しておりますので、その場で全会一致で賛成にならなかったものは協議してということで、本番というかこの最終日にそのまま持ち越されて議場で質疑を受けてますので、それは何ら別にルール違反とかそういうことではないと思いますが。いや、質疑をすることがいかんというがです？
- 議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。
- 22番（西村芳成君） 質疑をいかんというんじゃないですよ。修正を、今（文言を）消してもろうたらということで、そういうことはここで、そら質疑じゃないわけですので、修正ですので。
- 議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸真弓君） その、西村さんとのやりとりになってもいけませんけど、これまでも本会議場で（文言を）削除したりとかいうことはやったことが、例としてありますので申し上げただけです。もう、どうぞ協議してください。

○議長（中澤愛水君） 17番、竹内俊夫君。

○17番（竹内俊夫君） 先ほど反対とこのとおりにやったらという意見があります。けども、ここでは、前回の議運のときにもこれで、3名が提出者となって出すということで決まったところであります。このとおりでこの問題は、提出としたいと思いますが、私の意見です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第67、意見書案第2号、乳幼児医療費助成制度を国の制度として創設するよう求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者から提案理由の説明を求めます。6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 意見書案第2号、乳幼児医療費助成制度を国の制度として創設するよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成21年3月18日提出、香美市議会議長 中澤愛水殿、提出者 香美市議会議員 比与森光俊、同 黒岩 徹、同 竹内俊夫

案文を朗読して提案理由とさせていただきます。

（案文朗読）

以上です。

【意見書案第2号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第68、意見書案第3号、「保育制度改革」に関する意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 意見書案第3号、「保育制度改革」に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成21年3月18日提出、香美市議会議長 中澤愛水殿、提出者 香美市議会議員 大岸眞弓、賛成者 同 片岡守春、賛成者 同 山崎晃子

保育制度改革に関する意見書案について、案文を朗読しまして提案理由といたします。

（案文朗読）

補足説明を少しさせていただきますと、この、きょう提出になっております本意見書案と同様の趣旨の請願書が、これまでこの保育制度改革については、こういう直接方式とかいうふうなことがこれまでも財界の間で提案をされておりました、それに、そういう動きに対しましてこういう、きょうの今述べましたような趣旨の請願書が2000年以来、第165回臨時国会、そして第166回の通常国会、また第169回通常国会で、衆参両院で全会一致で採択をされておりますので、それを申し添えまして提案といたします。同僚議員の皆様のご賛同、よろしくお願いいたします。

【意見書案第3号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番です。質疑をさせていただきます。

先ほど補足説明の中で、国会のほうでも全会一致でこういったことに対して採択されておるといことで、結果的にはそういったことの裏づけとなる予算措置に反映されたのではないかというふうに思うわけです。この裏面のほうの、いわゆる子育て支援予算の大幅増額、それから記の3の待機児童の解消云々の予算措置と、こういったような、特にこういった問題については、現実的な対応としては予算の裏づけがあるのが非常に大事なことと自分は思うわけでございます。そういったところが若干、その見解と

ますか、お聞きしたいんです。

ただいまのこの2点についてちょっと予算関連から見ますと、平成20年度の第1次、第2次補正予算と、それから平成21年度の予算と関連法案、こういった中にこういうものが盛り込まれておりまして、平成20年度の第2次補正予算で子育て応援特別手当ということで、小学校就学前の3年間の幼児期にある第2子児童以降の児童に対しまして、1人当たり3万6,000円の一時金が給付されるというようなこと、それから、保育所、幼稚園関係では、この待機児童の解消ということで、平成20年度の第2次補正予算で、平成22年度までの3年間で15万人分の保育所や認定こども園を整備するというので、裏づけとなる予算として1,000億円を組んで、その予算を各都道府県に配付して、これは今のところ仮称ではあるそうですが安心こども基金といったものも創設がなされるようになっております。それとともに平成21年度の予算、小学校の入学前までの範囲で保育所の第3子以降の保育料の無料化、幼稚園についても小学校3年生までの範囲で第3子以降の保護者負担の無償化というようなものがこの第1（次補正予算）、第2（次補正予算）、それから平成21年度の予算、国会で平成21年度は今審議中ですが、こういった予算が盛り込まれておるんですが、そのほかにもあるんですが、今回その2点についてちょっと予算のほうからお聞きしましたが、そういったところの現実対応の見解ではいかがなものかということをお願いします。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 今予算のご説明が、補正含め竹平議員のほうからありました。討論の中で述べようと思っただけなんですけど、1つには、もともと国がこの間保育にかける予算をずっと減してきたということが大もとにあります。80年代の半ばに保育所運営費を、国庫負担がそれまで8割だったものを5割に削減してきております。

それから、2004年からは、片一方で地方交付税全枠は削減しながら保育所の運営費については一般財源化しました。そして、70年代にその結果、保育所の予算が国の予算全体の0.8%を占めていたのが、今、今年度は0.39%に落ち込んでいます。今補正等でやられてはいますがそれではなかなか、十分な保育改革を進めるのには、現場の保育士さんを含めそれを進めるにはこの補正ではまだなかなか足りない、ということなんです。

それから、待機児童の解消なんかに、国の保育所改革の制度改革の方針というのは、待機児童ゼロ作戦などというのがありますけれども、それは、例えば40人定員の保育が、それに入れなくて子どもさんがいるから45人入れようというときに、普通なら施設を広めてとかもう1戸建ててとかいうふうになるわけですが、逆に最低基準を緩和して40人のところへ子ども45人を詰め込むというふうな、そういう待機児童ゼロ作戦です。子どもにとっては逆に負担が大きくなってしまふ、そういう方向に行っておりますので今回の提案になったものです。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） はい。意見書の直接契約とか直接補助方式、この辺は理解するところもありますが、この案文も含めて、今厚生労働省のほうでは次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に関する保育事業者検討会を立ち上げ、その中の部会として社会保障審議会少子化対策特別部会で、先日、2月24日に1次報告がされています。その中に、ここにもありますように保育の質、量の拡充とか、それから経済力格差にならないようにとか、地方自治体に負担が重くのしかからないようなとか、いろいろ含まれた部会の報告がされて検討されているところですので、その辺はどういうふうに受けとめているかお伺いします。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 私もそのことについては承知をしております。インターネットで公明党さんのホームページから、その子育て支援策というのも公明党さんの提案で幾つか実現したものもあって、それは承知してます。ただ、この今回の保育制度改革というのは根本が変わります、児童福祉法を変えるんですね。児童福祉法第24条というのは、保育に欠ける子にはすべてそれが、国・県・市町村の責任において保育を保障しなければならないとなっておるところが、直接契約制度になりますと、市は申請のあった保護者の子どもさんの要保育度、例えば親が何時間働いてるからあなたの要保育度は幾らですよとかいう、ここにありますが、今審議されております内容が、要保育度を1から3まで決めます。1は週当たり保育時間20時間まで、2は40時間まで、3は55時間まで、こんなふうに保育度が認定され、介護保険と同じ制度設計ですので、そういうふうに認定をされてやりますと、それ以上預けないかん親は、望む親は実費になりますね。それと、今だったら市が、保育に入れるまで保育に欠ける子はお世話してもらいますけれども、要保育度を認定されたら親はそれをもって自分で保育に契約に行かんといかんようになります。それと同時に、例えば認定時間の違う子がばらばらに1つの保育園に集まりますので、例えばクリスマス会とか七夕会とかいうふうなことになったときに、午後からやるやいうときに、4時間の子どもは午後から出れませんので、七夕会にもし出ろうと思ったらその七夕会参加費みたいなのが発生するというふうな、そういうふうに変質をしようとするところには一番の問題があるわけですが、それで、何より望むのは現行制度のまま、児童福祉法はそのままにして現行制度をもうちょっと拡充する形で、規制緩和とか常勤の保育士さんを短時間の保育士さんに置きかえとかいう方向ではなくて、認可保育所を増設することで待機児童も解消しなさいというのがこれの要望であります。そのことがよりよい保育、これから求められている保育につながるだろうということです。

以上です。お答えになったかどうか、抜かっていたらまたご指摘ください。

○議長（中澤愛水君） 6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） そうすると保育を増設、やっぱり今見直しを迫られている

のはその財政の面、それと少子化、そういういろいろな側面を持ったところから保育制度の見直しが進められていると思いますが、この記の3番ですが、「待機児童の解消は、認可保育所の新設・増設で行えるよう、予算措置する」、これを国に要望するわけですか？門脇市長じゃなしに。

- 議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。
- 4番（大岸眞弓君） もちろん国に対する要望です。
- 議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。
- 4番（大岸眞弓君） もういいですか。もう1点？構いませんか。
- 議長（中澤愛水君） 質問者、追加答弁要りますか。
- 4番（大岸眞弓君） 今、最初のに抜かってたんじゃないかと思って、いいですか。
- 議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。
- 議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の方の討論を許します。反対の討論ありませんか。

- 議長（中澤愛水君） それでは、10番、山崎晃子君。
- 10番（山崎晃子君） 10番、山崎晃子です。私は、意見書案第3号、「保育制度改革」に関する意見書案に賛成の立場で討論を行います。

児童福祉法は、第24条で「保育に欠けるところがある場合において、保護者から申し込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない。」と市町村の保育実施責任を明確にしています。市町村は親が選んだ公立、私立の認可保育園に保育の委託をしなければなりません。ですから、保育料は園にではなく市町村に支払います。市町村は運営費をどの園にも平等に支払い、保育園はどの子にも同じサービスを提供するようになっていきます。支払う保育料によってサービス内容が変わったりすることはありません。また、失業などで収入が激減し保育料が支払えなかったり滞ったりしても、保育に欠ける子である場合には退園させることはできません。つまり、児童福祉法のもとでは、保育を必要とする子にはすべて平等に保育を保障する責任が市町村にはあるのです。そして、その市町村を国・都道府県がバックアップする仕組みになっています。しかし、政府はこの間、規制緩和策として短時間保育士の導入など保育園の職員配置を規制緩和、また乳児保育室の面積の実質切り下げや、待機児童対策として認可保育所を増設するのではなく定員を弾力化するなど、安全で質の高い保育のために設けられていた基準を市場競争の規制としてとらえ次々に緩和してきました。今回の保育制度改革はこの方向をさらに強く推進するものです。

この2月24日に厚生労働省の審議会が、新たな保育の仕組みを導入する第1次報告を発表しています。その内容の一番大きな特徴は、現行制度が義務づけている市町村の保育実施責任をなくし、利用者と保育所が直接契約を結ぶことです。市町村は親の申請に対して保育の必要性、量を認定するだけで、入所先を見つけるのは親の自己責任にな

ります。直接契約になると保育所に入りやすくなるかのような言い方がされていますが、保育所にあきがないければ入れないのは同じです。変わるのは、入れないのは市町村の責任ではなく親の責任になることです。

新制度は、また待機児童の解消を口実にもしていますが、本当のねらいは企業参入の促進にあります。このような構造改革路線は、これまでも介護保険や障害者自立支援法、後期高齢者医療制度など、措置外し、自己責任の名のもとに進められてきましたが、制度改編のたびに国の責任を後退させてきました。これらの制度が今どうなっているでしょうか。どれ一つとって見直しを余儀なくされています。待機児童の解消や親の働き方に応じた保育実施、子育て支援センターとしての機能充実などの保育制度改革は、児童福祉法に基づく現行保育制度を堅持した上で子育てにかかわる国の予算を大幅に増額する必要があります。認可保育所を増設し、安心して預けることのできる保育、また雇用の安定や労働時間の短縮、仕事と子育て両立のための環境整備を進めることが肝要であるとの立場から、本意見書案に賛成の立場を表明し、討論とします。

○議長（中澤愛水君） ほかに討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。賛成少数であります。よって、意見書案第3号は否決されました。

日程第69、意見書案第4号、派遣切り中止、若者雇用の正規化、労働者派遣法の抜本的改正を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡守春でございます。

意見書案第4号、派遣切り中止、若者雇用の正規化、労働者派遣法の抜本的改正を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成21年3月18日提出、香美市議会議長 中澤愛水殿、提出者 香美市議会議員 片岡守春、賛成者 同 大岸眞弓君、賛成者 同 山崎晃子
案文を朗読して提案とします。

（案文朗読）

よろしく申し上げます。

【意見書案第4号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） はい。13番です。

意見書案第4号のこの裏面にございます「雇用の安定に最大限の努力を行うこと。」というところ、これに関連をいたしまして、国の動向を踏まえてお聞きしますので、見解をお願いしたいというところがございます。

先ほども若干触れましたが、国のほうでもこの雇用対策、手をこまねいているわけないと。要するに裏づけとなる予算、第1次補正、第2次補正、それから平成21年度の予算と、こういったものを連動させて、雇用対策といたしまして雇用安定、生活支援、そして雇用維持、雇用創出、再就職支援という、いわゆる3つの方式によりましてそれぞれに予算をつけて対応しております。そういった中で、この意見書にございます住み込み求人等の紹介、雇用促進住宅の活用、住宅確保、生活支援のための貸し付けと、こういったものにつきましては、離職者への住宅の生活支援ということで第2次補正、それから平成21年度予算、こういったものが審議されとると。それから非正規労働者への雇用保険の適用とか給付日数を6日間延長した雇用保険給付の拡充、これは昨日テレビでも自分見たわけですが、一応今国会で雇用保険法の改正ということで与野党の合意で年度内には成立するであろうという報道もなされておりました。それから、就職訓練中の生活保障ということで給付額を12万円に拡大とか、それから月額最大10万円給付といったようなことも第1次、第2次の補正で含まれておると。それから、雇用維持の面につきましても雇用調整助成金の拡充ということで、助成率がこれまでの3分の2から5分の4に拡充されまして、対象労働者の拡大ということになっております。それから、同じく再就職の支援策と、これは第1次補正のほうから出ておりますが3年間で総額の2兆円、160万人の雇用を維持、創出と、それから第2次補正では正規雇用の促進ということで、労働者1人当たり100万円の助成と、それからふるさと雇用再生特別交付金の創設、緊急雇用創出事業の創設と、こういったもので第2次補正で総額4,000億円と。それから、平成21年度予算では雇用創出のための交付税の増額ということで5,000億円というように、もろもろの予算を配分をいたしまして対策を国のほうでもやっておりますが、こういった中で今後の動向を注視してはどうかと思いますが、そこらあたりの見解をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） この派遣切りの問題をどれほど、どういように私たちが受け取らないかんかということの基本をやっぴりはっきりしとかないかんと思います。それは、1つには現在解雇されて路頭に迷っていると、就職口がなくてお家もないというような環境にある、現在首切られてる人たちの待遇、救済をどうするかということが1点、それから、もう1つは、これ以上の解雇者をもう絶対に出さないということに対する保障をどう取りつけていくかということ、それから、もう1つは、法律的にこの解雇を絶対させない、正規化に労働者をしていくという、この3つが確固としたものじゃな

ければこの問題は解決しないというように思います。それとあわせて、これは問題の一部として見るのではなく日本の未来の問題として、この労働問題は生きていくことの糧であるということからいってもそういう認識を持っております。議員の言うようにいろんな予算化をされてると、6カ月に失業保険もするというのをテレビでも言いよりました、それは閣議決定されたということではありますけれども、私たちは基本的にやっぱり（解雇者を）生み出さないということについては、今政府はどうしてもここには踏み込んでないんです。私たちはそういうことからこの意見書の中で、やっぱり1999年の派遣法を決めた前段に戻さなかったらこの失業者、首切りは解決しないということでこの意見書を提出しておりますのでご理解ください。

○議長（中澤愛水君） 6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 提出者にお聞きします。

先ほど出ました労働者派遣法ですが、この1999年、平成11年になりますか、改正前に戻すということは、この99年に改正されたそれ以前に戻すということでは間違いはないですかね。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） はい。そのとおりでございます。

○議長（中澤愛水君） 6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） そうしますと、労働者派遣法は昭和61年に施行されました、その（平成）11年までは、派遣社員というのは秘書とか通訳とか専門性の高い26の業種しか認められていませんでした。そうしますと、ちょっと初めの、今まで答弁いただいたこととずれてくるんじゃないかと思えますけど、職種が26に限定されて、まして秘書とか通訳とか専門性の高い人しか派遣を許さんというのがこの意見書になると思えますけど。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） そうです。1999年の段階までに戻すと、ほんで、特別な、いうたら経済力のある職業といいますか能力を開発されてる職業については派遣法では認められておったんです。しかし、これが一般的に派遣が通用され、それから多くのやっぱりワーキングプアを生み立てような原因になってきたということで、やっぱりこの派遣法についてはもとに戻すべきやという意見書です。

○議長（中澤愛水君） 6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） そうしますと、現在のような派遣社員というものはなくなるわけですか、そういうことを望んでいるわけですか。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 最大限派遣法は、派遣というたらいつでも首を切れる状態は、是正していかなかったら日本の未来はないということでこういう意見書にしたということです。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず、原案に反対の方の討論を許します。討論ありませんか。

○議長（中澤愛水君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎龍太郎です。

意見書案第4号、派遣切り中止、若者雇用の正規化、労働者派遣法の抜本的改正を求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

日本経済が震源地のアメリカ以上に急激に悪化しているのは、輸出に大きく依存してきたことと国内の家計の基盤が余りにも弱くなっていることに要因があります。これは、小泉内閣以来の構造改革のゆがみのあらわれであり、この路線を正さなければ日本経済の立て直しはできません。今まで自動車や電気などの輸出大企業はバブル期以上の利益を上げてきました。しかし、景気が悪化したとして巨額の利益を温存したまま派遣切りを強行しています。派遣の業界団体は、製造業の派遣、請負を100万人と推計し、40万人が職を失うとしています。このことが個人消費を冷やし、企業収益にはね返し、みずからの首を絞めるという経済の悪循環を招いています。大企業が自社の利益や株主配当を守るために安易に労働者の首を切ることは許されないことです。派遣切りや正規社員の非正規雇用への置きかえなどの雇用調整を容易にしてきたのが労働法制の規制緩和です。政府は、1999年に労働者派遣法を原則自由化にし、続いて製造業現場への労働者派遣を解禁にしました。これらの法改正により派遣を含む非正規労働者は、2008年には600万人に達しています。非正規雇用の拡大によって、国会質疑の中でILO国際労働機関からの指摘にも触れ、中長期的に見た場合そういう雇用形態は決して好ましくないと首相も認めています。

政府は、当面急ぐこととして派遣社員や期間社員の解雇をやめるように財界、大企業に行政指導を行うことと、安定した雇用、景気回復のためにも規制緩和した労働法制をもとに戻し、日本経済を輸出のみでなく内需拡大へかじ取りすることが求められています。また、仕事と同時に住まいも失い、生きていくことが困難な失業者への早急な支援が求められています。これからさらに失業者がふえることも予測されており、生活援助や家賃の補助、再就職の支援など、制度化も含め検討の必要があります。多くの若者や女性や中高年の方々、派遣や請負、パートの使い捨て労働のもとで異常な低賃金と無権利状態に苦しんでいます。その方々は知識や技能を身につけることができず、医療保険や年金にも入れない、結婚や子育てもままならない、将来に希望が持てない状態に置き、そのままにしておくことは、日本の未来にとっても大きな損失です。雇用の安定なくして生活の安定はあり得ません。

以上のことから、政府に早急な雇用対策を求める本意見書案に賛成の立場を表明して

討論とします。

○議長（中澤愛水君） ほかに討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。どうもありがとうございました。賛成少数であります。よって、意見書案第4号は、否決されました。

日程第70、意見書案第5号、日本の農業を守るためにWTO議長案を拒否するよう求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。17番、竹内俊夫君。

○17番（竹内俊夫君） 意見書案第5号、日本の農業を守るためにWTO議長案を拒否するよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成21年3月18日提出、香美市議会議長 中澤愛水殿、提出者 香美市議会議員 竹内俊夫、（賛成者）同 黒岩 徹、（賛成者）同 比与森光俊
意見書案は朗読をもって解説していきます。

（案文朗読）

以上です。

【意見書案第5号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

17番、竹内俊夫君。

○17番（竹内俊夫君） 議決していただいた議案（意見書案）の僕が言った（意見書案第）1号です。議長の「中澤愛水」の前が「香美市議会議長」ですけれども、もとは（意見書案第）1号です。「高知県」が抜かっておりますので訂正をいたします。よ

ろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 日程第71、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

お手元にお配りをしました閉会中の所管事務調査の申し出書及び別表のとおり、会議規則第99条の規定によって、議会運営委員会及び各常任委員会並びに特別委員会から閉会中の所管事務調査及び継続審査について申し出がありました。

お諮りをします。議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び継続審査を実施することにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び継続審査を実施することに決定をしました。

以上で、今期定例会に付された事件はすべて議了しました。

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本議会には、平成21年度香美市一般会計予算ほか多数の議案が上程され、それぞれ慎重な審議の上、適切妥当な決定がなされました。議会は決定をしました予算の執行、特に行財政の運営や事務処理ないし事業の実施が適正に行われているか、常に注意を払いつつ批判、監視することが重要な任務として課せられております。執行部各位におかれましては、本議会での議論の経過を今後の行財政運営並びに施策の展開、香美市のまちづくりのために十分留意し取り組んでいかれますよう申し添えておきます。

今議会も16名から行政全般にわたっての一般質問が行われ、行政にかかわる幾つかの重要な課題の提起と提言がありました。近時、地方分権が一層進められておりますが、地方分権の意義は地域住民の意向をよりよく反映した行政スタイルを確立することにあります。住民のための民主的で公正で効率的、合理的で開かれたものでなければならず、住民自治の拡充こそ目指すべき目標と言えます。議会としても議会の活性化と研修、研さんを深めながら、課題解決のため積極的な努力を重ねてまいらなければならないと考えております。

本議会が終わりますと、4月からはいよいよ新年度が始まります。執行部、議会一丸となって香美市発展に邁進できますように祈念をいたしまして、閉会のあいさつといたします。

次に、市長から発言を求められておりますので、これを許します。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

4日に開会になりました本議会も、本日まで議員各位の真剣なる議論、また、この会期中でそれぞれ精査をいただきまして、本日それぞれ適切なるご判断のもとに決定をいただきましたことを厚く御礼を申し上げます。また、今議会には、平成21年度の一般会計予算を初め重要な予算を含め議案があったわけでございます。その中で山崎龍太

郎議員ほか3名の方から一般会計予算の修正議案が提出をされました。主なるものは給食費のアップについての修正であったというふうに理解をいたしておるわけでございます。ご承知のとおり大変経済状況厳しい中で、アップをするということにつきましては大変心苦しくは思いますけれども、健全なる給食会計、あるいはまた、ひいては香美市の健全なる財政運営のためにこうした手段をとらざるを得ないということを経験の皆様もご理解をいただきまして可決をいただきました。今後は保護者の皆様方にご理解をいただきまして、このことが深く理解いただきますことをお願いをする次第でございます。

また、一般質問を初め委員会での審議の中でもたくさんのご指摘、またご指導もいただきました。大変課題も多く、また深い問題もあるわけでございますが、議会と執行部両輪の中でこの香美市の行政を進めてゆくべく、そうした姿勢のもとに進めております。今後とものご指導をよろしくお願いを申し上げます。

季節もいよいよ春を迎えました。議員の皆様方には今後ますますご健勝で、またご活躍を心からご祈念させていただきます。閉会のごあいさつにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） どうもありがとうございました。

これをもって平成21年第1回香美市議会定例会を閉会をいたします。

どうもお疲れでございました。

（午後 2時49分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 1 年 第 1 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成21年第1回香美市議会定例会
会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日(曜日)	会 議 等	
第1日	3月4日(水)	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告・議長の報告、市長の行政の報告並びに議案提案・提案理由の説明まで。但し、議案第13・24・57号については、本会議方式にて採決。 (庁舎建設特別委員会、全員協議会)
第2日	5日(木)	休 会	【一般質問通告期限(午前10時)】 ----- 議案精査のため
第3日	6日(金)	休 会	〃
第4日	7日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第5日	8日(日)	休 会	〃 〃
第6日	9日(月)	休 会	議案精査のため
第7日	10日(火)	本会議	一般質問①(まちづくり推進特別委員会)
第8日	11日(水)	本会議	一般質問②(行財政改革推進特別委員会)
第9日	12日(木)	本会議	一般質問③議案質疑～委員会付託 本会議終了後連合審査会(議案第1号)
第10日	13日(金)	休 会	午後2時から 連合審査会(議案第1号)
第11日	14日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第12日	15日(日)	休 会	〃 〃
第13日	16日(月)	休 会	各常任委員会 総務常任委員会の審査 (議案第1・23・25・26・37・39・40・41号 58・59号) 教育厚生常任委員会の審査 (議案第6・7・8・9・10・17・18・19号 20・21・28・29・30・31・32・33・34号 36・42・47・48・49・50・51・52・53号 54・55・56号) 産業建設常任委員会の審査 (議案第2・3・4・5・11・12・14・15号 16・22・35・38・43・44・45・46・60号)
第14日	17日(火)	休 会	議案審査整理のため
第15日	18日(水)	本会議	議案採決(付託議案の報告～採決) 追加議案の提案 (委員会付託省略し、説明から採決まで)

意見書案第1号

地方の道路整備の着実な推進を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成21年3月18日 提出

香美市議会議員 中澤愛水 殿

提出者 香美市議会議員 竹内俊夫

賛成者 // 黒岩 徹

賛成者 // 比与森 光俊

地方の道路整備の着実な推進を求める意見書（案）

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤であり、その整備は市民が長年にわたって熱望してきました。

しかし、香美市を始め多くの市県では道路整備が遅れ、地場産業の発展や地域の活性化、潜在する地域の魅力の有効活用ができないばかりでなく、市民の安全・安心の確保すらできていない状況であり、「命にも地域間格差」が生じています。

これらの道路整備のための財源は、これまで道路特定財源制度によって計画的に確保されてきましたが、昨年12月8日の政府・与党合意「道路特定財源の一般財源化について」において、一般財源化を前提に暫定税率を当面の間、原則維持することや、「地方活力基盤創造交付金」を創設するなどが決定されました。また、昨年末に決定された5年間の「道路整備中期計画」でも、地域における道路の位置づけや役割を議論し、「地方版」の計画を策定することとされています。

よって、衆・参両院及び政府においては、道路整備中期計画の実施に当たり、道路特定財源が一般財源化されようとも、遅れている地方の道路が一日も早く整備され、活力ある地方を実現できるよう、次の事項について強く要望します。

記

1. 「四国8の字ネットワーク」などの高規格幹線道路から生活道路まで、地域の安全・安心を確保するための「命の道」を「道路整備中期計画」の地方版に位置づけたうえで、計画的で着実な整備が可能となるよう措置すること。
2. 「地方活力基盤創造交付金」については、自動車に依存しているにも関わらず道路の未改良率が高い地方や、地域の交通手段を確保する必要がある地方に重点的に配分すること。
3. 道路特定財源が平成21年度より一般財源化されたとしても、道路整備の遅れている地方においては、これまでの道路特定財源制度の「負担」と「受益」の関係に基づき、地域間格差の一日も早い是正を目指して道路予算を重点的に配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年3月18日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	江田五月	殿
内閣総理大臣	麻生太郎	殿
財務大臣	与謝野馨	殿
国土交通大臣	金子一義	殿
環境大臣	斉藤鉄夫	殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第2号

乳幼児医療費助成制度を国の制度として創設するよう求める
意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係
各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成21年3月18日 提出

香美市議会議長 中澤愛水 殿

提出者 香美市議会議員 比与森 光 俊

賛成者 " 黒 岩 徹

賛成者 " 竹 内 俊 夫

乳幼児医療費助成制度を国の制度として創設するよう求める
意見書の提出について（案）

我が国は少子高齢化が進み、特に「少子化」の問題は危機的な状況になっています。
合計特殊出生率は年々低下し、人口を維持するのに必要な2.08人を大きく下回っ
ています。

少子化の背景の一つには、「子育てにお金がかかりすぎる」ということがあります。
雇用形態の悪化に伴う経済的不安や公的保育体制の不備、子どもの医療費負担など、
若い世代にとって、安心して子育てができる環境でないことが、子どもを生き育てて
いく上で重大な障害となっています。

このような中、子育てを支援していく制度の1つとして、全国すべての自治体で実
施されている「乳幼児医療費助成制度」は、若い子育て世代への大きな励ましとなっ
ています。近年は、さらに対象年齢を引き上げるなど、施策の充実に取り組んでいる
自治体も増えてきています。

しかし、その一方で、それぞれの自治体の財政状況等により、地域間の格差が拡大
しています。子どもは、日本のどこに生まれ、どこに住んでいても、ひとしく大切に
育てられるべきであり、そのような子育て環境を整備することは国の責務のほうです

が、国は乳幼児医療に一切の助成を行っていません。

よって、国におかれては、乳幼児医療費助成制度を国の制度として速やかに創設されるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年3月18日

衆議院議長 河野洋平 殿

参議院議長 江田五月 殿

内閣総理大臣 麻生太郎 殿

厚生労働大臣 舛添要一 殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第3号

「保育制度改革」に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成21年3月18日 提出

香美市議会議長 中澤愛水 殿

提出者 香美市議会議員 大岸真弓

賛成者 〃 片岡守春

賛成者 〃 山崎晃子

「保育制度改革」に関する意見書（案）

いま、深刻な少子化が進む中で、保育所は仕事と子育ての両立だけでなく、地域の子育て支援の拠点としても、その役割を期待されています。こうした時代の要請に応えるためには、保育所機能の更なる強化と保育の質的、量的拡充が求められています。

ところが国はこれまで、少子化対策をいいながら、保育所運営費の一般財源化や交付金化、補助金削減をすすめて、保育の実施に責任を負う地方自治体の負担の増加、また保育の現場では、正規職員の削減や非正規雇用への置き換えなどがすすみ、子どもたちへの行き届いた保育を困難にしています。

更にいま、政府の地方分権改革推進委員会や規制改革会議などにおいては、保育を、経済効率重視の観点からとらえ、「地方分権」や「利用者の多様な選択」を名目に最低基準の見直しや「直接契約制度」の導入などが検討されています。これは、戦後、日本の保育を支えてきた公的保育制度をなし崩しにし、国、自治体の責任を大きく後退させるものです。公的保育制度を後退させるならば、家庭の経済力による格差が広がるばかりでなく、地域格差も広がり、保育水準の低下につながることはあきらかです。

すべての子供の成長と発達を保障するためには、これまで地域の保育を支え、発展させてきた実績のある現行保育制度を基本にし、一層拡充することこそが、肝要です。

よって政府におかれては、憲法、児童福祉法に基づく公的保育制度の堅持・拡充と保育、子育て支援予算の大幅増額、地方自治体や保護者に十分な配慮をされるよう求め、以下について強く要望します。

記

- 1、児童福祉法第24条に基づく公的保育制度を堅持・拡充すること。保育所への直接契約・直接補助方式の導入はやめること。
- 2、国が定める児童福祉施設最低基準は堅持し、必要な改善を進めること。
- 3、待機児童の解消は、認可保育所の新設・増設で行えるよう、予算措置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成21年3月18日

衆議院議長	河野洋平殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	麻生太郎殿
財務大臣	与謝野馨殿
文部科学大臣	塩谷立殿
厚生労働大臣	舛添要一殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第4号

派遣切り中止、若者雇用の正規化、労働者派遣法の抜本的改正を求める
意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係
各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成21年3月18日 提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 片 岡 守 春

賛成者 " 大 岸 眞 弓

賛成者 " 山 崎 晃 子

派遣切り中止、若者雇用の正規化、労働者派遣法の抜本的改正を求める
意見書（案）

昨年秋以降、カジノ経済の破綻による金融危機が深刻化し、実体経済にも影響が出
始めています。そのもとで、短期収益の悪化や輸出の減少などを理由に、自動車など
輸出型産業の大企業や関連企業で、派遣労働者の契約打ち切り・期間工の雇い止めな
どが相次いで行われています。また、正規職員の採用抑制、内定取り消しなども出て
おり、正規職員の解雇への拡大も懸念されています。

今年1月の高知労働局の調査では、今年3月までに高知県内で173名が解雇にな
るという数字が出ています。また、3月末までに製造派遣の3年間の期限が切れ、派
遣労働者の解雇が懸念され、高校卒業生の県外への流出、就職未定なども深刻化する
恐れがあります。このまま行けば、雇用不安が更なる景気悪化につながるという悪循
環に陥ってしまい、三位一体改革や構造改革で疲弊した県内経済や、中山間の状況が更
に悪化していくことも心配されます。

今回の金融危機は、マネーゲームによるバブルが弾けたことが原因です。そのマネ
ーゲームに参加し、正規職員の非正規への置き換えで利潤を上げてきた大企業が、景
気後退局面に入るや否や、非正規労働者を解雇することなどは許されることではあり

ません。

については、上記の趣旨を踏まえ、次のことを要望します。

1. 雇用の安定に最大限の努力を行うこと。

- (1) 「労働者の職業を安定させるための事業主の努力を助長するように努める（雇用対策法第1条）」の趣旨を全面的に活かし、財界・大企業に、派遣社員や期間社員の解雇をやめるよう行政指導や監督を行うこと。
- (2) 雇用保険の6兆円の積立金を活用して、失業した労働者の生活と再就職への支援を行うこと。
 - * 失業者給付受給資格に必要な就労期間を6ヶ月に戻し、短期就労者への拡大適用を行うこと。
 - * 給付期間の上限を延長するなど、この間の失業給付削減を見直すこと。
 - * 失業者・求職者への生活援助制度、住宅困窮者への家賃補助制度などを設けること。
 - * 非正規雇用の正規雇用化をはかるため、中小企業を対象とする補助金制度を設けること。
- (3) 雇用保険への国庫負担の削減を行わないこと。
- (4) 政府の責任で、とりわけ状況が深刻な青年やシングルマザーなどの雇用の場を創出すること。

2. 労働者派遣法を1999年の「改正前」に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年3月18日

衆議院議長	河野洋平殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	麻生太郎殿
厚生労働大臣	舛添要一殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第5号

日本の農業を守るためにWTO議長案を拒否するよう求める
意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係
各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成21年3月18日 提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 竹 内 俊 夫

賛成者 " 黒 岩 徹

賛成者 " 比与森 光 俊

日本の農業を守るためにWTO議長案を拒否するよう
求める意見書（案）

世界貿易機関（WTO）の多角的貿易交渉での議長案は、日本に一層の市場開放を
要求するもので農業者と国民に強い危機感を与えています。

議長案は、関税大幅引き下げから除外できる「重要品目」の数を全品目（1,332品目）の「原則4%」としており、日本の主張する「8%」とはかけ離れています。「6%」まで認める場合、低関税での輸入量を増やす代償措置を求めており、日本のミニマムアクセス米の輸入量は現行の77万トンから114万トン超に増えることとなります。唯一自給できるコメ生産が受ける打撃は計り知れません。

日本の食料自給率は40%と先進国の中で最低です。食の安全をめぐる問題などを通じて、自給率を抜本的に引き上げることは国民的な合意となっています。政府も自給率50%以上をめざすことを表明しました。政府には、日本農業を破壊する提案を断固拒否する責任があります。

世界食糧危機といわれる時に食料を他国任せにすることは許されず、各国が自国で農業生産を高めることこそ求められており、わが国は今こそ食糧主権を確立すべきであると考えます。日本農業は国民の食の安全を守り、水田農業のもつ洪水防止、水資

源涵養、自然環境の保全、美しい景観の形成、文化の継承など多面的機能をもっており、世界規模での地球温暖化防止に貢献しています。

よって、政府におかれては日本農業の役割を再認識され、稲作を中心とした日本農業の根幹を崩すW T O議長案を拒否されるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年3月18日

衆議院議長	河野洋平殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	麻生太郎殿
外務大臣	中曾根弘文殿
農林水産大臣	石破茂殿
経済産業大臣	二階俊博殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

平成21年 3月18日

香美市議会議長 中澤愛水 殿

総務常任委員会委員長 黒岩 徹 ⑩

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第104条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成21年 3月13日(金)

2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議案名	審査結果
1	平成21年度香美市一般会計予算	可決

平成21年 3月18日

香美市議会議長 中澤愛水 殿

総務常任委員会委員長 黒岩 徹 ㊟

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第104条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成21年 3月13日（金）
2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議案名	審査結果
23	香美市課等設置条例の一部を改正する条例の制定について	可決
25	香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
26	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
37	香美市香北の自然公園の設置及び管理に関する条例の制定について	可決
39	香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例の制定について	可決
40	三谷地区集会所の指定管理者の指定について	可決

4 1	平山木工所の指定管理者の指定について	可 決
5 8	香美市土地開発公社定款の一部改正について	可 決
5 9	債権の放棄について	可 決

平成 21 年 3 月 18 日

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

教育厚生常任委員会委員長 比与森 光 俊 ㊟

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第 104 条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成 21 年 3 月 13 日 (金)

2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議案名	審査結果
6	平成 21 年度香美市老人保健特別会計予算	可決
7	平成 21 年度香美市国民健康保険特別会計予算 (事業勘定)	可決
8	平成 21 年度香美市介護保険特別会計予算 (保険事業勘定)	可決
9	平成 21 年度香美市介護保険特別会計予算 (介護サービス事業勘定)	可決
10	平成 21 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算	可決
17	平成 20 年度香美市老人保健特別会計補正予算 (第 3 号) (保険事業勘定)	可決

18	平成20年度香美市国民健康保険特別会計補正予算(第4号) (事業勘定)	可決
19	平成20年度香美市介護保険特別会計補正予算(第3号) (保険事業勘定)	可決
20	平成20年度香美市介護保険特別会計補正予算(第2号) (サービス事業勘定)	可決
21	平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	可決
28	香美市社会体育基金条例の一部を改正する条例の制定について	可決
29	香美市地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について	可決
30	香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	可決
31	香美市立ふれあい交流センター使用条例の一部を改正する条例の制定について	可決
32	香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	可決
33	香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	可決
34	香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
36	香美市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について	可決
42	香北健康センターセレネの指定管理者の指定について	可決
47	香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について	可決

4 8	香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について	可 決
4 9	香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について	可 決
5 0	香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について	可 決
5 1	香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について	可 決
5 2	香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について	可 決
5 3	香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について	可 決
5 4	香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について	可 決
5 5	香美市立やなせたかし記念館アンパンマンミュージアムの指定管理者の指定について	可 決
5 6	香美市立やなせたかし記念館詩とメルヘン絵本館の指定管理者の指定について	可 決

平成 21 年 3 月 18 日

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

産業建設常任委員会委員長 竹 内 俊 夫 ㊟

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第 104 条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成 21 年 3 月 13 日 (金)

2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議案名	審査結果
2	平成 21 年度香美市簡易水道事業特別会計予算	可決
3	平成 21 年度香美市公共下水道事業特別会計予算	可決
4	平成 21 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	可決
5	平成 21 年度香美市農業集落排水事業特別会計予算	可決
11	平成 21 年度香美市水道事業会計予算	可決
12	平成 21 年度香美市工業用水道事業会計予算	可決

1 4	平成20年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)	可 決
1 5	平成20年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	可 決
1 6	平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	可 決
2 2	平成20年度香美市水道事業会計補正予算(第2号)	可 決
3 5	香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
3 8	香美市水道審議会条例の制定について	可 決
4 3	香美市交流促進施設の指定管理者の指定について	可 決
4 4	香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について	可 決
4 5	香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について	可 決
4 6	香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について	可 決
6 0	市道の路線の変更について	可 決
請願等 1	市道大平大法寺線の改良工事について	継 続

21香美議発第12号
平成21年3月4日

香美市長 門 脇 楨 夫 殿

香美市議会議長 中 澤 愛 水 ㊟

議決した議案等の送付について

平成21年第1回香美市議会定例会において議決した、下記の議案等を
送付します。

記

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
議案 13	平成20年度香美市一般会計補正予算（第5号）	H21. 3. 4	可 決
議案 24	香美市営バス事業に係る施設の設置及び管理に 関する条例の一部を改正する条例の制定について	”	”
議案 57	南国市と香美市との境界変更について	”	”

香美市長 門 脇 楨 夫 殿

香美市議会議長 中 澤 愛 水 ㊟

議決した議案等の送付について

平成21年第1回香美市議会定例会において議決した、下記の議案等を送付します。

記

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
議案 1	平成21年度香美市一般会計予算	H21. 3.18	可 決
議案 2	平成21年度香美市簡易水道事業特別会計予算	〃	〃
議案 3	平成21年度香美市公共下水道事業特別会計予算	〃	〃
議案 4	平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	〃	〃
議案 5	平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計予算	〃	〃
議案 6	平成21年度香美市老人保健特別会計予算	〃	〃
議案 7	平成21年度香美市国民健康保険特別会計予算 (事業勘定)	〃	〃
議案 8	平成21年度香美市介護保険特別会計予算 (保険事業勘定)	〃	〃
議案 9	平成21年度香美市介護保険特別会計予算 (介護サービス事業勘定)	〃	〃

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
議案 10	平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計予算	H21. 3.18	可 決
議案 11	平成21年度香美市水道事業会計予算	〃	〃
議案 12	平成21年度香美市工業用水道事業会計予算	〃	〃
議案 14	平成20年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	〃	〃
議案 15	平成20年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	〃	〃
議案 16	平成20年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	〃	〃
議案 17	平成20年度香美市老人保健特別会計補正予算（第1号）	〃	〃
議案 18	平成20年度香美市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（事業勘定）	〃	〃
議案 19	平成20年度香美市介護保険特別会計補正予算（第3号）（保険事業勘定）	〃	〃
議案 20	平成20年度香美市介護保険特別会計補正予算（第2号）（サービス事業勘定）	〃	〃
議案 21	平成20年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	〃	〃
議案 22	平成20年度香美市水道事業会計補正予算（第2号）	〃	〃
議案 23	香美市課等設置条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 25	香美市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 26	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 28	香美市社会体育基金条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 29	香美市地域福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 30	香美市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
議案 3 1	香美市ふれあい交流センター使用条例の一部を改正する条例の制定について	H21. 3.18	可 決
議案 3 2	香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 3 3	香美市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 3 4	香美市健康センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 3 5	香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 3 6	香美市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について	〃	〃
議案 3 7	香美市香北の自然公園の設置及び管理に関する条例の制定について	〃	〃
議案 3 8	香美市水道審議会条例の制定について	〃	〃
議案 3 9	香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例の制定について	〃	〃
議案 4 0	三谷地区集会所の指定管理者の指定について	〃	〃
議案 4 1	平山木工所の指定管理者の指定について	〃	〃
議案 4 2	香北健康センターセレネの指定管理者の指定について	〃	〃
議案 4 3	香美市交流促進施設の指定管理者の指定について	〃	〃
議案 4 4	香美市バイクライダー交流宿泊施設の指定管理者の指定について	〃	〃
議案 4 5	香美市ピースフルセレネの指定管理者の指定について	〃	〃
議案 4 6	香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について	〃	〃
議案 4 7	香美市香長児童クラブの指定管理者の指定について	〃	〃
議案 4 8	香美市くじら児童クラブの指定管理者の指定について	〃	〃

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
議案 49	香美市めだか児童クラブの指定管理者の指定について	H21. 3.18	可 決
議案 50	香美市たけのこ児童クラブの指定管理者の指定について	〃	〃
議案 51	香美市うぐいす児童クラブの指定管理者の指定について	〃	〃
議案 52	香美市かたじ児童クラブの指定管理者の指定について	〃	〃
議案 53	香美市大宮小学校児童クラブの指定管理者の指定について	〃	〃
議案 54	香美市もんべえクラブの指定管理者の指定について	〃	〃
議案 55	香美市立やなせたかし記念館アンパンマンミュージアムの指定管理者の指定について	〃	〃
議案 56	香美市立やなせたかし記念館詩とメルヘン絵本館の指定管理者の指定について	〃	〃
議案 58	香美市土地開発公社定款の一部改正について	〃	〃
議案 59	債権の放棄について	〃	〃
議案 60	市道の路線の変更について	〃	〃
議案 61	香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 62	香美市支所及び出張所設置条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 63	平成20年度香美市一般会計補正予算（第6号）	〃	〃
同意 1	香美市教育委員会委員の任命に伴い議会の同意を求めることについて	〃	同 意
同意 2	香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて	〃	〃
同意 3	香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて	〃	〃
同意 5	香美市固定資産評価審査委員会委員の選任に伴い議会の同意を求めることについて	〃	〃

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の 結 果
請願 1	市道大平大法寺線の改良工事について	H21. 3.18	継 続
意見書 1	地方の道路整備の着実な推進を求める意見書の提出について	〃	可 決
意見書 2	乳幼児医療費助成制度を国の制度として創設するよう求める意見書の提出について	〃	〃
意見書 3	「保育制度改革」に関する意見書の提出について	〃	否 決
意見書 4	派遣切り中止、若者雇用の正規化、労働者派遣法の抜本的改正を求める意見書の提出について	〃	〃
意見書 5	日本の農業を守るためにWTO議長案を拒否するよう求める意見書の提出について	〃	可 決

香美市長 門 脇 楨 夫 殿

香美市議会議長 中 澤 愛 水 ㊟

会議結果の報告について

地方自治法第123条第4項の規定により平成21年第1回香美市議会定例会の会議結果を次のとおり報告します。

記

- | | |
|----------|-----------------------|
| 1. 会議の別 | 定例会 |
| 2. 開 会 | 平成21年3月4日 |
| 3. 閉 会 | 平成21年3月18日 |
| 4. 会 期 | 15日間 |
| 5. 議員の出欠 | 3月 4日 出席 25人 欠席 0人 |
| | 3月 10日 出席 25人 欠席 0人 |
| | 3月 11日 出席 25人 欠席 0人 |
| | 3月 12日 出席 25人 欠席 0人 |
| | 3月 18日 出席 25人 欠席 0人 |
| | <hr/> |
| | 計 125人 0人 |
| 6. 議案の提出 | 市長提出のもの 66件（議案62・同意4） |
| | 議員提出のもの 5件（意見書5） |
| | 請願等 1件（請願） |

7. 議決の状況	可 決	65件 (予算23・条例18・その他21 意見書3)
	継 続	1件 (請願 1)
	同 意	4件 (教育委員会委員 1、固定資産評価審 査委員会委員 3)
	不採択	2件 (意見書 2)
	合 計	72件

8. 委員会付託の状況	総務常任委員会	10件
	教育厚生常任委員会	29件
	産業建設常任委員会	18件 (請願等1件含む)
	計	57件

9. 同意した教育委員会委員

(1) 住 所 香美市土佐山田町本村97番地
氏 名 川 村 利 明

10. 同意した固定資産評価審査委員会委員

(1) 住 所 香美市土佐山田町佐野693番地
氏 名 前 田 巧

(2) 住 所 高知市柘形9番10号
氏 名 松 村 幸 生

(3) 住 所 香美市野市町西野646番地1第1すいめいマンシ
ョン605号
氏 名 鈴 江 章 宏

11. そ の 他 閉会中の所管事務の調査

12. 議決書の写 別紙のとおり

13. 会議録の写 作成次第後送